

令和 3 年 3 月 2 5 日

令和 2 年度第 1 2 回定例松本市教育委員会

会 議 議 案

松本市教育委員会

令和２年度第１２回定例松本市教育委員会付議案件

〔議案〕

- 第１号 松本市教育委員会規則で定める様式における押印の廃止に関する規則等の制定について
- 第２号 松本市教育委員会事務委任、専決、代決規則の一部改正について
- 第３号 松本市教育委員会組織規則の一部改正について
- 第４号 教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行に関する規則の一部改正について
- 第５号 松本市教育委員会公印規則の一部改正について
- 第６号 松本市教育委員会職員の職及び職種名に関する規則の一部改正について
- 第７号 松本市教育委員会職員の職の兼務に関する規程の一部改正について
- 第８号 松本市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正について
- 第９号 松本市立小学校、中学校条例施行規則の一部改正について
- 第１０号 松本市立学校の学校医等の委嘱及び報酬に関する規則の一部改正について
- 第１１号 松本市立小学校、中学校結核対策委員会設置要綱の一部改正について
- 第１２号 松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱の一部改正について
- 第１３号 松本市立小・中学校、幼稚園教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について
- 第１４号 松本市特別支援教育推進協議会設置要綱の一部改正について
- 第１５号 松本市学校給食実施規則の一部改正について
- 第１６号 松本市学校給食センター運営委員会規則の一部改正について
- 第１７号 松本市学校給食食品等選定委員会設置要綱の一部改正について
- 第１８号 松本市公民館条例施行規則の一部改正について
- 第１９号 松本市奈川文化センター夢の森条例施行規則の一部改正について
- 第２０号 松本市青少年ホーム条例施行規則の一部改正について
- 第２１号 令和２年度松本市公民館活動推進功労者の追加について
- 第２２号 文化財保護法の規定に基づく土木工事等のための発掘の届出等に関する要綱の制定について
- 第２３号 まつもと文化遺産の認定について

- 第 2 4 号 松本城防火管理規則の廃止について
- 第 2 5 号 国宝松本城天守耐震対策専門委員会設置要綱の一部改正について
- 第 2 6 号 史跡松本城整備研究会規程の一部改正について
- 第 2 7 号 松本市美術館条例施行規則等の廃止について

〔報告〕

- 第 1 号 令和 3 年松本市市議会 2 月定例会の結果について
- 第 2 号 令和 2 年度海洋教育パイオニアスクールプログラムの取組みについて
- 第 3 号 令和 2 年度松本市運動部活動改革プラン事業完了報告について
- 第 4 号 地区公民館長の任命について【非公開】
- 第 5 号 寿公民館の灯油漏出について
- 第 6 号 特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石整備計画の策定について
- 第 7 号 新型コロナウイルス感染症の影響等に関するアンケート調査結果について

〔周知事項〕

- 1 春の大型連休における教育施設の開館について

〔その他〕

議案第 1 号

松本市教育委員会規則で定める様式における押印の廃止に関する規則等の制定について

1 趣旨

松本市行政文書の押印の見直しに伴い、松本市教育委員会規則等で定める様式の押印を一括廃止するため、規則等を制定することについて協議するものです。

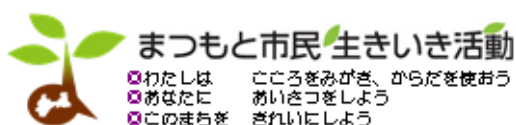
2 制定する規則等

- (1) 松本市教育委員会規則で定める様式における押印の廃止に関する規則
別紙 1 のとおり
- (2) 松本市教育委員会訓令甲で定める様式における押印の廃止に関する訓令
別紙 2 のとおり
- (3) 松本市教育委員会告示で定める様式における押印の廃止に関する告示
別紙 3 のとおり

3 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

担当	教育政策課
課長	小林 伸一
電話	33-3980



「学都松本」

松本市教育委員会規則第 号

松本市教育委員会規則で定める様式における押印の廃止に関する規則を次のように定める。

令和 3 年 月 日

松本市教育委員会

松本市教育委員会規則で定める様式における押印の廃止に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、松本市教育委員会規則で定める様式における押印の廃止について必要な事項を定めるものとする。

(押印の廃止)

第 2 条 松本市教育委員会規則で定める様式のうち別に定めるものについて、当該様式中に「氏名 印」等と規定しているものの取扱いについては、これらの様式にかかわらず、「印」等を削るものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(松本市教育委員会規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則の廃止)

2 松本市教育委員会規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則（平成 5 年教育委員会規則第 9 号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則施行の際、松本市教育委員会規則の規定により作成されている帳票で、現に残存するものは、この規則の規定により「印」等を削ったものとみなす。

様式における押印を廃止する訓令

所管課	例規名	様式名
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第1号（第6条、第7条関係） 着任届
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第3号（第16条関係） 改姓（名）届
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第4号（第16条関係） 住所変更届
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第5号（第16条関係） 改印届
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第6号（第16条関係） 免許状取得届
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第6号の2（第16条関係） 学歴等取得届
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第7号（第18条の2関係） 深夜（時間外）勤務制限請求書
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第7号の2（第18条の2関係） 育児又は介護の状況変更届
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第8号（第19条関係） 職務専念義務免除承認願
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第9号（第20条関係） 営利企業等従事許可願
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第10号（第20条関係） 営利企業等離職届
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第11号（第21条関係） 研修承認願（短期）
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第12号（第21条関係） 研修承認願（長期）
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第13号（第22条関係） 兼職等承認願
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第14号（第22条関係） 兼職等離職届
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第15号（第23条関係） 証人（鑑定人、参考人）出頭届
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第16号の2（第24条関係） 要介護者の状態等申出書
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第16号の3（第24条関係） ボランティア活動計画書
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第17号（第24条関係） 療養休暇願
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第17号の2（第24条関係） 産前産後休暇届
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第17号の3（第24条関係） 介護休暇（介護時間）願
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第18号（第24条関係） 欠勤届
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第23号（第26条関係） 専従許可願

学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第24号（第26条関係） 専従許可取消願
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第24号の2（第26条の2関係） 自己啓発等休業承認申請書
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第24号の3（第26条の3関係） 配偶者同行休業承認申請書
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第25号（第27条関係） 育児休業承認請求書
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第25号の2（第27条の2関係） 育児短時間勤務承認請求書
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第26号（第27条関係） 部分休業承認請求書
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第27号（第27条関係） 育児休業（育児短時間勤務・部分休業）養育 状況変更届
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第27号の4（第27条の2関係） 出勤届
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第28号（第27条の3関係） 大学院修学休業許可申請書
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第29号（第27条の3関係） 大学院修学休業許可変更届
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第30号（第27条の3関係） 受験結果報告書
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第31号（第27条の3関係） 大学院就学休業許可取消願
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第32号（第28条関係） 公務外旅行（転地療養）届

松本市教育委員会訓令甲第 号

松本市教育委員会訓令甲で定める様式における押印の廃止に関する訓令を次のように定める。

令和 3 年 月 日

松本市教育委員会

松本市教育委員会訓令甲で定める様式における押印の廃止に関する訓令

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、松本市教育委員会訓令甲で定める様式における押印の廃止について必要な事項を定めるものとする。

(押印の廃止)

第 2 条 松本市教育委員会訓令甲で定める様式のうち別に定めるものについて、当該様式中に「氏名 印」等と規定しているものの取扱いについては、これらの様式にかかわらず、「印」等を削るものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令施行の際、松本市教育委員会訓令甲の規定により作成されている帳票で、現に残存するものは、この訓令の規定により「印」等を削ったものとみなす。

様式における押印を廃止する訓令

所管課	例規名	様式名
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第1号（第6条、第7条関係） 着任届
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第3号（第16条関係） 改姓（名）届
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第4号（第16条関係） 住所変更届
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第5号（第16条関係） 改印届
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第6号（第16条関係） 免許状取得届
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第6号の2（第16条関係） 学歴等取得届
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第7号（第18条の2関係） 深夜（時間外）勤務制限請求書
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第7号の2（第18条の2関係） 育児又は介護の状況変更届
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第8号（第19条関係） 職務専念義務免除承認願
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第9号（第20条関係） 営利企業等従事許可願
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第10号（第20条関係） 営利企業等離職届
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第11号（第21条関係） 研修承認願（短期）
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第12号（第21条関係） 研修承認願（長期）
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第13号（第22条関係） 兼職等承認願
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第14号（第22条関係） 兼職等離職届
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第15号（第23条関係） 証人（鑑定人、参考人）出頭届
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第16号の2（第24条関係） 要介護者の状態等申出書
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第16号の3（第24条関係） ボランティア活動計画書
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第17号（第24条関係） 療養休暇願
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第17号の2（第24条関係） 産前産後休暇届
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第17号の3（第24条関係） 介護休暇（介護時間）願
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第18号（第24条関係） 欠勤届
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第23号（第26条関係） 専従許可願

学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第24号（第26条関係） 専従許可取消願
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第24号の2（第26条の2関係） 自己啓発等休業承認申請書
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第24号の3（第26条の3関係） 配偶者同行休業承認申請書
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第25号（第27条関係） 育児休業承認請求書
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第25号の2（第27条の2関係） 育児短時間勤務承認請求書
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第26号（第27条関係） 部分休業承認請求書
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第27号（第27条関係） 育児休業（育児短時間勤務・部分休業）養育 状況変更届
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第27号の4（第27条の2関係） 出勤届
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第28号（第27条の3関係） 大学院修学休業許可申請書
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第29号（第27条の3関係） 大学院修学休業許可変更届
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第30号（第27条の3関係） 受験結果報告書
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第31号（第27条の3関係） 大学院就学休業許可取消願
学校指導課	松本市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年2月13日教育委員会訓令第1号）	様式第32号（第28条関係） 公務外旅行（転地療養）届

松本市教育委員会告示第 号

松本市教育委員会告示で定める様式における押印の廃止に関する告示を次のように定める。

令和 3 年 月 日

松本市教育委員会

松本市教育委員会告示で定める様式における押印の廃止に関する告示

(趣旨)

第 1 条 この告示は、松本市教育委員会告示で定める様式における押印の廃止について必要な事項を定めるものとする。

(押印の廃止)

第 2 条 松本市教育委員会告示で定める様式のうち別に定めるものについて、当該様式中に「氏名 印」等と規定しているものの取扱いについては、これらの様式にかかわらず、「印」等を削るものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示施行の際、松本市教育委員会告示の規定により作成されている帳票で、現に残存するものは、この告示の規定により「印」等を削ったものとみなす。

様式における押印を廃止する告示

所管課	例規名	様式名
教育政策課	松本市立小・中学校職員自家用車の公務使用取扱要綱（昭和62年3月16日教育委員会告示第5号）	様式第1号（第2条関係） 公務使用自家用車届出書
学校給食課	松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱（平成12年4月1日教育委員会告示第8号）	様式第1号（第4条関係） 松本市学校給食アレルギー対応食実施意向調査表
学校給食課	松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱（平成12年4月1日教育委員会告示第8号）	様式第3号（第5条関係） 松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施申請書
学校給食課	松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱（平成12年4月1日教育委員会告示第8号）	様式第5号（第6条関係） 松本市学校給食アレルギー対応食実施承諾書
学校給食課	松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱（平成12年4月1日教育委員会告示第8号）	様式第6条（第7条関係） 松本市学校給食アレルギー対応食提供事業中止願
文化財課	まつもと文化遺産認定制度実施要綱（平成30年11月8日教育委員会告示第19号）	様式第1号（第4条） まつもと文化遺産認定申請書
文化財課	まつもと文化遺産認定制度実施要綱（平成30年11月8日教育委員会告示第19号）	様式第2号（第4条） 同意書

議案第 2 号

松本市教育委員会事務委任、専決、代決規則の一部改正について

1 趣旨

令和2年度行政改革に伴う組織体制の見直し等に伴い、所要の改正を行うことについて協議するものです。

2 主な改正内容

- (1) 教育長に対する事務委任から除く事務に社会教育法第8条の2に規定する意見の申出に関することを追加する。
- (2) 教育機関の長に対する事務委任から松本城管理事務所長及び美術館長に対する事務委任を削除する。
- (3) 「学校指導課長」専決の事柄を「学校支援センター長」専決の事柄に変更する。
- (4) 松本城管理事務所長及び美術館副館長専決の事柄を削除する。
- (5) あがたの森文化会館長専決の事柄からあがたの森図書館との連絡調整に関する事柄を削除する。
- (6) 地区公民館館長補佐専決の事柄を削除する。
- (7) 城郭整備担当係長専決の事柄を追加する。

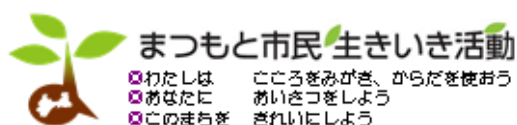
3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和3年4月1日

担当	教育政策課
課長	小林 伸一
電話	33-3980



「学都松本」

松本市教育委員会事務委任、専決、代決規則(昭和34年教育委員会規則第4号)新旧対照表

現行	改正後（案）
○松本市教育委員会事務委任、専決、代決規則 昭和34年3月30日 教育委員会規則第4号 （中略） 目次 第1章 総則(第1条) 第2章 委任(第2条・第3条) 第3章 専決(第4条—第27条) 第4章 代決(第28条—第32条) 附則 第1章 総則 （目的） 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第25条第1項及び第3項に基づき、事務の委任等のほか、専決、代決について必要な事項を定め、事務執行の能率的運営とその責任の明確を図ることを目的とする。 第2章 委任 （教育長に対する事務委任）	○松本市教育委員会事務委任、専決、代決規則 昭和34年3月30日 教育委員会規則第4号 （中略） 目次 第1章 総則(第1条) 第2章 委任(第2条・第3条) 第3章 専決(第4条—第27条) 第4章 代決(第28条—第32条) 附則 第1章 総則 （目的） 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。<u>以下「法」という。</u>)第25条第1項及び第3項に基づき、事務の委任等のほか、専決、代決について必要な事項を定め、事務執行の能率的運営とその責任の明確を図ることを目的とする。 第2章 委任 （教育長に対する事務委任）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除きその権限に属する事務を教育長に委任する。

- (1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。
- (2) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (3) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (4) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (5) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- (6) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。
- (7) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条及び第29条に規定する意見の申出に関すること。

(8) 学校その他の教育機関の敷地を選定すること。

(9) 1件2,500万円(5,000m²以上のものを除く。)を超える教育財産の取得を申出ること。

(10) 1件5,000万円以上の工事の計画を策定すること。

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除きその権限に属する事務を教育長に委任する。

- (1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。
- (2) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (3) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (4) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (5) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- (6) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。
- (7) 法第27条及び第29条に規定する意見の申出に関すること。

(8) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第8条の2に規定する意見の申出に関すること。

(9) 学校その他の教育機関の敷地を選定すること。

(10) 1件2,500万円(5,000m²以上のものを除く。)を超える教育財産の取得を申出ること。

(11) 1件5,000万円以上の工事の計画を策定すること。

(1 1) 教育予算その他市議会の議決を経るべき議案について意見を申出ること。

(1 2) 法令に定められた諮問機関の委員を委嘱すること。

(1 3) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、またこれを変更すること。

(1 4) 教科書の採択を決定すること。

(1 5) 文化財の指定及び解除等に関すること。

2 教育長は、前項各号の規定にかかわらず、委任された事務について重要又は異例の事案が生じたときは、教育委員会の決裁を受けなければならない。

(教育機関の長に対する事務委任)

第3条 教育長は前条の規定により委任された事務のうち、次に掲げる事務を教育機関の長に委任する。ただし、その事務を指定管理者が行う場合はこの限りではない。

(1) 松本城管理事務所長に対しては、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第32条の2に定める必要な管理、事業の実施及びこれに伴う一般的事務処理

(2) 公民館長に対しては、社会教育法(昭和24年法律第207号)第22条に定める事業の実施及びこれに伴う一般的事務処理

(3) 中央図書館長に対しては、松本市図書館条例(昭和39年条例第41号)第3条に定める事業の実施及びこれに伴う一般的事務処理

(1 2) 教育予算その他市議会の議決を経るべき議案について意見を申出ること。

(1 3) 法令に定められた諮問機関の委員を委嘱すること。

(1 4) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、またこれを変更すること。

(1 5) 教科書の採択を決定すること。

(1 6) 文化財の指定及び解除等に関すること。

2 教育長は、前項各号の規定にかかわらず、委任された事務について重要又は異例の事案が生じたときは、教育委員会の決裁を受けなければならない。

(教育機関の長に対する事務委任)

第3条 教育長は前条の規定により委任された事務のうち、次に掲げる事務を教育機関の長に委任する。ただし、その事務を指定管理者が行う場合はこの限りではない。

~~(1) 松本城管理事務所長に対しては、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第32条の2に定める必要な管理、事業の実施及びこれに伴う一般的事務処理~~

(1) 公民館長に対しては、社会教育法(昭和24年法律第207号)第22条に定める事業の実施及びこれに伴う一般的事務処理

(2) 中央図書館長に対しては、松本市図書館条例(昭和39年条例第41号)第3条に定める事業の実施及びこれに伴う一般的事務処理

(4) 美術館長に対しては、次の規定により行う事業の実施及びこれに伴う一般的事務処理

ア 松本市美術館条例(平成13年条例第64号)第3条

イ 松本市梓川アカデミア館条例(平成17年条例第77号)第3号の2

(5) 博物館長に対しては、松本市立博物館条例(平成24年条例第4号)第3条に定める事業の実施及びこれに伴う一般的事務処理

2 教育機関の長は、前項各号に定める委任事項中異例なものについては、あらかじめ関係課等に合議しなければならない。

第3章 専決

(専決できない共通の事案)

第4条 部長、課長等は、次に掲げる事案を専決することができない。

- (1) 市議会に関係ある事案
- (2) 教育委員会会議に関係ある事案
- (3) 異例であると認められる事案
- (4) 先例又は例規となる事案
- (5) 将来に向って義務負担を生じる事案
- (6) その他新規又は重要と認められる事案

(教育長専決の事柄)

第5条 教育長は、第2条の規定による教育委員会の権限に属する事案

~~(4) 美術館長に対しては、次の規定により行う事業の実施及びこれに伴う一般的事務処理~~

~~ア 松本市美術館条例(平成13年条例第64号)第3条~~

~~イ 松本市梓川アカデミア館条例(平成17年条例第77号)第3号の2~~

(3) 博物館長に対しては、松本市立博物館条例(平成24年条例第4号)第3条に定める事業の実施及びこれに伴う一般的事務処理

2 教育機関の長は、前項各号に定める委任事項中異例なものについては、あらかじめ関係課等に合議しなければならない。

第3章 専決

(専決できない共通の事案)

第4条 部長、課長等及び学校支援センター長は、次に掲げる事案を専決することができない。

- (1) 市議会に関係ある事案
- (2) 教育委員会会議に関係ある事案
- (3) 異例であると認められる事案
- (4) 先例又は例規となる事案
- (5) 将来に向って義務負担を生じる事案
- (6) その他新規又は重要と認められる事案

(教育長専決の事柄)

第5条 教育長は、第2条の規定による教育委員会の権限に属する事案

であっても、急を要し会議を招集する暇がないと認めるとき若しくは会議により特に指定した事案は専決することができる。ただし、専決処分した事案は次の会議に報告し承認を得なければならない。

(部長専決の事柄)

第6条 部長は、次に掲げる事案を専決することができる。

- (1) 課長会議についての事柄
- (2) 課長等の市内出張命令、市外出張命令及び復命についての事柄
- (3) 課長等の休暇等の承認等についての事柄
- (4) 臨時職員及び非常勤職員の進退についての事柄
- (5) 課長等の勤務時間を割り振らない日(以下「週休日」という。)及び勤務時間の割振りについての事柄
- (6) 管理職員特別勤務実績等の確認に関する事柄
- (7) 松本市情報公開条例(平成13年条例第72号。以下「公開条例」という。)第12条に規定する請求に対する決定等についての事柄
- (8) 松本市個人情報保護条例(平成30年条例第2号。以下「保護条例」という。)第19条、第28条及び第35条に規定する請求に対する決定等についての事柄
- (9) 就学猶予、免除の許可申請についての事柄

であっても、急を要し会議を招集する暇がないと認めるとき若しくは会議により特に指定した事案は専決することができる。ただし、専決処分した事案は次の会議に報告し承認を得なければならない。

(部長専決の事柄)

第6条 部長は、次に掲げる事案を専決することができる。

- (1) 課長会議についての事柄
- (2) 課長等及び学校支援センター長の市内出張命令、市外出張命令及び復命についての事柄
- (3) 課長等及び学校支援センター長の休暇等の承認等についての事柄
- (4) 臨時職員及び非常勤職員の進退についての事柄
- (5) 課長等及び学校支援センター長の勤務時間を割り振らない日(以下「週休日」という。)及び勤務時間の割振りについての事柄
- (6) 管理職員特別勤務実績等の確認に関する事柄
- (7) 松本市情報公開条例(平成13年条例第72号。以下「公開条例」という。)第12条に規定する請求に対する決定等についての事柄
- (8) 松本市個人情報保護条例(平成30年条例第2号。以下「保護条例」という。)第19条、第28条及び第35条に規定する請求に対する決定等についての事柄
- (9) 就学猶予、免除の許可申請についての事柄

- (10) 学区外通学許可についての事柄
- (11) 要保護及び準要保護児童生徒給与費の支給についての事柄
- (12) 教員住宅の使用についての事柄
- (13) 社会教育関係団体の指導、育成についての事柄

(課長等共通専決の事柄)

第7条 課長等は、次に掲げる事案を専決することができる。

- (1) 係員の事務分担についての事柄
- (2) 課長補佐等(規則第3条第1項に定める係等に置く長等及び同条第3項に定める長等をいう。以下同じ。)以下の市内出張命令、市外出張命令及び復命についての事柄
- (3) 課長補佐等以下の休暇等の承認等についての事柄
- (4) 課長補佐等以下の超過勤務命令についての事柄
- (5) 課長補佐等以下の勤務日誌の検閲についての事柄
- (6) 文書物品の送達、掲示及び交付の嘱託又は受託についての事柄
- (7) 定例報告についての事柄
- (8) 公簿書による諸証明及び閲覧についての事柄
- (9) 収入金の納入、督励及び督促についての事柄
- (10) 軽易又は定例の照会、回答、届出、報告、通知、申告、願書等の受理、審査、処理及び副申、進達並びに指令等伝達について

- (10) 学区外通学許可についての事柄
- (11) 要保護及び準要保護児童生徒給与費の支給についての事柄
- (12) 教員住宅の使用についての事柄
- (13) 社会教育関係団体の指導、育成についての事柄

(課長等及び学校支援センター長共通専決の事柄)

第7条 課長等及び学校支援センター長は、次に掲げる事案を専決することができる。

- (1) 係員の事務分担についての事柄
- (2) 課長補佐等(規則第3条第1項に定める係等に置く長等及び同条第3項に定める長等をいう。以下同じ。)以下の市内出張命令、市外出張命令及び復命についての事柄
- (3) 課長補佐等以下の休暇等の承認等についての事柄
- (4) 課長補佐等以下の超過勤務命令についての事柄
- (5) 課長補佐等以下の勤務日誌の検閲についての事柄
- (6) 文書物品の送達、掲示及び交付の嘱託又は受託についての事柄
- (7) 定例報告についての事柄
- (8) 公簿書による諸証明及び閲覧についての事柄
- (9) 収入金の納入、督励及び督促についての事柄
- (10) 軽易又は定例の照会、回答、届出、報告、通知、申告、願書等の受理、審査、処理及び副申、進達並びに指令等伝達について

の事柄

- (1 1) 主管事務処理のための関係者呼出しについての事柄
- (1 2) 事務処理に必要な統計資料の調査、連絡についての事柄
- (1 3) 課長補佐等以下の週休日及び勤務時間の割振りについての事柄
- (1 4) 公文書の公開・非公開の第1次判断についての事柄
- (1 5) 附属施設の維持管理に関すること。
- (1 6) その他軽易な事務処理についての事柄

(教育政策課長専決の事柄)

第8条 教育政策課長は、次に掲げる事案を専決することができる。

- (1) 課長補佐等以下の諸願届の処理についての事柄
- (2) 職員の異動通報についての事柄
- (3) 庁中取締についての事柄
- (4) 軽易な公示についての事柄
- (5) 職員の研修についての事柄
- (6) 関係課等の連絡調整についての事柄
- (7) 公印の貸出しについての事柄

(学校教育課長専決の事柄)

第9条 学校教育課長は、次に掲げる事案を専決することができる。

- (1) 児童、生徒の入学についての事柄

の事柄

- (1 1) 主管事務処理のための関係者呼出しについての事柄
- (1 2) 事務処理に必要な統計資料の調査、連絡についての事柄
- (1 3) 課長補佐等以下の週休日及び勤務時間の割振りについての事柄
- (1 4) 公文書の公開・非公開の第1次判断についての事柄
- (1 5) 附属施設の維持管理に関すること。
- (1 6) その他軽易な事務処理についての事柄

(教育政策課長専決の事柄)

第8条 教育政策課長は、次に掲げる事案を専決することができる。

- (1) 課長補佐等以下の諸願届の処理についての事柄
- (2) 職員の異動通報についての事柄
- (3) 庁中取締についての事柄
- (4) 軽易な公示についての事柄
- (5) 職員の研修についての事柄
- (6) 関係課等の連絡調整についての事柄
- (7) 公印の貸出しについての事柄

(学校教育課長専決の事柄)

第9条 学校教育課長は、次に掲げる事案を専決することができる。

- (1) 児童、生徒の入学についての事柄

- (2) 学校備品の保全、転換についての事柄
- (3) 保健衛生管理についての事柄
- (4) 学校の連絡会議についての事柄
- (5) 松本市美ヶ原少年自然の家の使用申込み及び使用許可についての事柄

(学校指導課長専決の事柄)

第9条の2 学校指導課長は、次に掲げる事案を専決することができる。

- (1) 主任指導主事以下の市内出張命令及び市外出張命令についての事柄
- (2) 主任指導主事以下の休暇等の承認等についての事柄
- (3) 主任指導主事以下の超過勤務命令についての事柄
- (4) 主任指導主事以下の週休日及び勤務時間の割振りについての事柄
- (5) 教職員の研修実施についての事柄
- (6) 学校における準教科書使用の承認及び教材の届出についての事柄
- (7) 児童、生徒の生活指導及び補導についての事柄
- (8) 教育実習生受入れについての事柄

(学校給食課長専決の事柄)

第10条 学校給食課長は、次に掲げる事案を専決することができる。

- (2) 学校備品の保全、転換についての事柄
- (3) 保健衛生管理についての事柄
- (4) 学校の連絡会議についての事柄
- (5) 松本市美ヶ原少年自然の家の使用申込み及び使用許可についての事柄

(学校支援センター長専決の事柄)

第9条の2 学校支援センター長は、次に掲げる事案を専決することができる。

- (1) 主任指導主事以下の市内出張命令及び市外出張命令についての事柄
- (2) 主任指導主事以下の休暇等の承認等についての事柄
- (3) 主任指導主事以下の超過勤務命令についての事柄
- (4) 主任指導主事以下の週休日及び勤務時間の割振りについての事柄
- (5) 教職員の研修実施についての事柄
- (6) 学校における準教科書使用の承認及び教材の届出についての事柄
- (7) 児童、生徒の生活指導及び補導についての事柄
- (8) 教育実習生受入れについての事柄

(学校給食課長専決の事柄)

第10条 学校給食課長は、次に掲げる事案を専決することができる。

- (1) 学校給食(自校給食を除く。)の献立の作成についての事柄
- (2) 学校給食(自校給食を除く。)の調理の実施及び配送についての事柄
- (3) 学校給食(自校給食を除く。)の調理の研究及び調査についての事柄

(生涯学習課長専決の事柄)

第11条 生涯学習課長は、次に掲げる事案を専決することができる。

- (1) 社会教育機関の連絡調整についての事柄
- (2) 生涯学習に関する資料整備についての事柄

(公民館長専決の事柄)

第12条 中央公民館長は、第7条に規定する事柄のほか、次に掲げる事案を専決することができる。

- (1) 施設の管理及び使用許可についての事柄
- (2) システムの利用等(松本市教育委員会の所管に係る松本市公共施設案内・予約システムの利用等に関する規則(平成8年教育委員会規則第7号)の規定に基づく松本市公共施設案内・予約システムの利用等をいう。以下同じ。)についての事柄
- (3) 公民館事業に関する相互の連絡調整に関する事柄

(中央図書館長専決の事柄)

第13条 中央図書館長は、次に掲げる事案を専決することができる。

- (1) 図書館開館時間の伸縮についての事柄

- (1) 学校給食(自校給食を除く。)の献立の作成についての事柄
- (2) 学校給食(自校給食を除く。)の調理の実施及び配送についての事柄
- (3) 学校給食(自校給食を除く。)の調理の研究及び調査についての事柄

(生涯学習課長専決の事柄)

第11条 生涯学習課長は、次に掲げる事案を専決することができる。

- (1) 社会教育機関の連絡調整についての事柄
- (2) 生涯学習に関する資料整備についての事柄

(公民館長専決の事柄)

第12条 中央公民館長は、第7条に規定する事柄のほか、次に掲げる事案を専決することができる。

- (1) 施設の管理及び使用許可についての事柄
- (2) システムの利用等(松本市教育委員会の所管に係る松本市公共施設案内・予約システムの利用等に関する規則(平成8年教育委員会規則第7号)の規定に基づく松本市公共施設案内・予約システムの利用等をいう。以下同じ。)についての事柄
- (3) 公民館事業に関する相互の連絡調整に関する事柄

(中央図書館長専決の事柄)

第13条 中央図書館長は、次に掲げる事案を専決することができる。

- (1) 図書館開館時間の伸縮についての事柄

(2) 資料弁償の取扱いについての事柄

(文化財課長専決の事柄)

第14条 文化財課長は、次に掲げる事案を専決することができる。

(1) 埋蔵文化財発掘調査に係る定型的な関係機関への諸届についての事柄

(松本城管理事務所長専決の事柄)

第15条 松本城管理事務所長は、次に掲げる事案を専決することができる。

(1) 松本城公開時間の伸縮についての事柄

(2) 売店開店時間の伸縮についての事柄

(3) 売店休日の変更についての事柄

(4) 売店販売品目、取引先及び販売価格の決定についての事柄

(5) 松本城公園の使用についての事柄

(美術館副館長専決の事柄)

第15条の2 美術館副館長は、次に掲げる事案を専決することができる。

(1) 美術館開館時間の伸縮についての事柄

(2) 施設の管理及び使用許可についての事柄

(3) 売店販売品目、取引先及び販売価格の決定についての事柄

(博物館長専決の事柄)

第16条 博物館長は、次に掲げる事案を専決することができる。

(2) 資料弁償の取扱いについての事柄

(文化財課長専決の事柄)

第14条 文化財課長は、次に掲げる事案を専決することができる。

(1) 埋蔵文化財発掘調査に係る定型的な関係機関への諸届についての事柄

(松本城管理事務所長専決の事柄)

第15条 松本城管理事務所長は、次に掲げる事案を専決することができる。

(1) 松本城公開時間の伸縮についての事柄

(2) 売店開店時間の伸縮についての事柄

(3) 売店休日の変更についての事柄

(4) 売店販売品目、取引先及び販売価格の決定についての事柄

(5) 松本城公園の使用についての事柄

(美術館副館長専決の事柄)

第15条の2 美術館副館長は、次に掲げる事案を専決することができる。

(1) 美術館開館時間の伸縮についての事柄

(2) 施設の管理及び使用許可についての事柄

(3) 売店販売品目、取引先及び販売価格の決定についての事柄

(博物館長専決の事柄)

第15条 博物館長は、次に掲げる事案を専決することができる。

(1) 博物館及び博物館分館(以下この条において「分館」という。)
開館時間の伸縮についての事柄

(2) 博物館及び分館の資料の閲覧についての事柄

(3) 売店販売品目、取引先及び販売価格の決定についての事柄
(施設課長専決の事柄)

第17条 施設課長は、次に掲げる事案を専決することができる。

(1) 教育施設の構造等の維持についての事柄

(2) 教育施設の構造等の点検、調査等についての事柄

(学校長専決の事柄)

第18条 学校長は、次に掲げる事案を専決することができる。

(1) 学校施設の使用についての事柄

(2) 公文書の公開・非公開の第1次判断についての事柄

(3) 公開条例第12条に規定する請求に対する決定等についての
事柄

(4) 保護条例第17条に規定する請求に対する決定等についての
事柄

(5) 県費負担教職員(共同調理場に勤務する県費負担学校栄養職員
を含む。以下この条において同じ。)の扶養手当の支給額の決定につ
いての事柄

(6) 県費負担教職員の住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の支
給額の決定についての事柄

(1) 博物館及び博物館分館(以下この条において「分館」という。)
開館時間の伸縮についての事柄

(2) 博物館及び分館の資料の閲覧についての事柄

(3) 売店販売品目、取引先及び販売価格の決定についての事柄
(施設課長専決の事柄)

第16条 施設課長は、次に掲げる事案を専決することができる。

(1) 教育施設の構造等の維持についての事柄

(2) 教育施設の構造等の点検、調査等についての事柄

(学校長専決の事柄)

第17条 学校長は、次に掲げる事案を専決することができる。

(1) 学校施設の使用についての事柄

(2) 公文書の公開・非公開の第1次判断についての事柄

(3) 公開条例第12条に規定する請求に対する決定等についての
事柄

(4) 保護条例第17条に規定する請求に対する決定等についての
事柄

(5) 県費負担教職員(共同調理場に勤務する県費負担学校栄養職員
を含む。以下この条において同じ。)の扶養手当の支給額の決定につ
いての事柄

(6) 県費負担教職員の住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の支
給額の決定についての事柄

(7) 県費負担教職員に係る児童手当法(昭和46年法律第73号。以下「法」という。)に係る事務のうち、法第17条第1項の規定により読み替えて適用される法第7条第1項の規定による認定及び法第17条第2項において準用する法第7条第2項の規定による認定についての事柄

(8) 自校給食の献立の作成についての事柄

(幼稚園長専決の事柄)

第19条 幼稚園長は、次に掲げる事案を専決することができる。

- (1) 職員の諸願届の処理についての事柄
- (2) 職員の市内出張命令及び超過勤務命令についての事柄
- (3) 幼稚園施設の使用についての事柄
- (4) 職員の休日及び勤務時間の割振りについての事柄
- (5) 公文書の公開・非公開の第1次判断についての事柄
- (6) 公開条例第12条に規定する請求に対する決定等についての事柄
- (7) 保護条例第17条に規定する請求に対する決定等についての事柄

(教育文化センター所長専決の事柄)

第20条 教育文化センター所長は、次に掲げる事案を専決することができる。

- (1) 職員の諸願届の処理についての事柄

(7) 県費負担教職員に係る児童手当法(昭和46年法律第73号。以下「法」という。)に係る事務のうち、法第17条第1項の規定により読み替えて適用される法第7条第1項の規定による認定及び法第17条第2項において準用する法第7条第2項の規定による認定についての事柄

(8) 自校給食の献立の作成についての事柄

(幼稚園長専決の事柄)

第18条 幼稚園長は、次に掲げる事案を専決することができる。

- (1) 職員の諸願届の処理についての事柄
- (2) 職員の市内出張命令及び超過勤務命令についての事柄
- (3) 幼稚園施設の使用についての事柄
- (4) 職員の休日及び勤務時間の割振りについての事柄
- (5) 公文書の公開・非公開の第1次判断についての事柄
- (6) 公開条例第12条に規定する請求に対する決定等についての事柄
- (7) 保護条例第17条に規定する請求に対する決定等についての事柄

(教育文化センター所長専決の事柄)

第19条 教育文化センター所長は、次に掲げる事案を専決することができる。

- (1) 職員の諸願届の処理についての事柄

- (2) 職員の市内出張命令及び超過勤務命令についての事柄
- (3) 施設の管理及び使用についての事柄
- (4) システムの利用等についての事柄
- (5) 職員の週休日及び勤務時間の割振りについての事柄
- (6) 前各号に掲げる事柄に係る公文書の公開・非公開の第1次判断についての事柄

(あがたの森文化会館長専決の事柄)

第21条 あがたの森文化会館長は、次に掲げる事案を専決することができる。

- (1) 職員の諸願届の処理についての事柄
- (2) 職員の市内出張命令及び超過勤務命令についての事柄
- (3) 施設の管理及び使用許可についての事柄
- (4) システムの利用等についての事柄
- (5) あがたの森図書館との連絡調整に関する事柄

(6) 職員の週休日及び勤務時間の割振りについての事柄

(7) 前各号に掲げる事柄に係る公文書の公開・非公開の第1次判断についての事柄

(地区公民館館長補佐専決の事柄)

第22条 地区公民館の館長補佐は、次に掲げる事案を専決することができる。

- (1) 職員の諸願届の処理についての事柄

- (2) 職員の市内出張命令及び超過勤務命令についての事柄
- (3) 施設の管理及び使用についての事柄
- (4) システムの利用等についての事柄
- (5) 職員の週休日及び勤務時間の割振りについての事柄
- (6) 前各号に掲げる事柄に係る公文書の公開・非公開の第1次判断についての事柄

(あがたの森文化会館長専決の事柄)

第20条 あがたの森文化会館長は、次に掲げる事案を専決することができる。

- (1) 職員の諸願届の処理についての事柄
- (2) 職員の市内出張命令及び超過勤務命令についての事柄
- (3) 施設の管理及び使用許可についての事柄
- (4) システムの利用等についての事柄
- ~~(5) あがたの森図書館との連絡調整に関する事柄~~

(5) 職員の週休日及び勤務時間の割振りについての事柄

(6) 前各号に掲げる事柄に係る公文書の公開・非公開の第1次判断についての事柄

(地区公民館館長補佐専決の事柄)

~~第22条~~ 地区公民館の館長補佐は、次に掲げる事案を専決することができる。

- ~~(1) 職員の諸願届の処理についての事柄~~

(2) 職員の市内出張命令及び超過勤務命令についての事柄

(3) 施設の管理及び使用許可についての事柄

(4) 施設の管理及び超過時間の割振りについての事柄

(5) 前各号に掲げる事柄に係る公文書の公開・非公開の第1次判断についての事柄

(青少年ホーム所長専決の事柄)

第23条 青少年ホーム所長は、第22条各号に掲げる事案を専決することができる。

(図書館分館の館長専決の事柄)

第24条 図書館分館の館長は、第22条各号に掲げる事案を専決することができる。

(埋蔵文化財担当係長専決の事柄)

第25条 埋蔵文化財担当係長は、次に掲げる事案を専決することができる。

(1) 職員の諸願届の処理についての事柄

~~(2) 職員の市内出張命令及び超過勤務命令についての事柄~~

~~(3) 施設の管理及び使用許可についての事柄~~

~~(4) 施設の管理及び超過時間の割振りについての事柄~~

~~(5) 前各号に掲げる事柄に係る公文書の公開・非公開の第1次判断についての事柄~~

(青少年ホーム所長専決の事柄)

第21条 青少年ホーム所長は、次に掲げる事案を専決することができる。

(1) 職員の諸願届の処理についての事柄

(2) 職員の市内出張命令及び超過勤務命令についての事柄

(3) 施設の管理及び使用許可についての事柄

(4) 職員の週休日及び超過時間の割振りについての事柄

(5) 前各号に掲げる事柄に係る公文書の公開・非公開の第1次判断についての事柄

(図書館分館の館長専決の事柄)

第22条 図書館分館の館長は、第21条各号に掲げる事案を専決することができる。

(埋蔵文化財担当係長専決の事柄)

第23条 埋蔵文化財担当係長は、次に掲げる事案を専決することができる。

(1) 職員の諸願届の処理についての事柄

- (2) 職員の市内出張命令、復命及び超過勤務命令についての事柄
- (3) 職員の週休日及び勤務時間の割振りについての事柄
- (4) 前3号に掲げる事柄に係る公文書の公開・非公開の第1次判断についての事柄

(史跡整備担当係長専決の事柄)

第26条 史跡整備担当係長は、次に掲げる事案を専決することができる。

- (1) 職員の諸願届の処理についての事柄
- (2) 職員の市内出張命令、復命及び超過勤務命令についての事柄
- (3) 職員の週休日及び勤務時間の割振りについての事柄
- (4) 前3号に掲げる事柄に係る公文書の公開・非公開の第1次判断についての事柄

(博物館分館の館長専決の事柄)

- (2) 職員の市内出張命令、復命及び超過勤務命令についての事柄
- (3) 職員の週休日及び勤務時間の割振りについての事柄
- (4) 前3号に掲げる事柄に係る公文書の公開・非公開の第1次判断についての事柄

(史跡整備担当係長専決の事柄)

第24条 史跡整備担当係長は、次に掲げる事案を専決することができる。

- (1) 職員の諸願届の処理についての事柄
- (2) 職員の市内出張命令、復命及び超過勤務命令についての事柄
- (3) 職員の週休日及び勤務時間の割振りについての事柄
- (4) 前3号に掲げる事柄に係る公文書の公開・非公開の第1次判断についての事柄

(城郭整備担当係長専決の事柄)

第25条 城郭整備担当係長は、次に掲げる事案を専決することができる。

- (1) 職員の諸願届の処理についての事柄
- (2) 職員の市内出張命令、復命及び超過勤務命令についての事柄
- (3) 職員の週休日及び勤務時間の割振りについての事柄
- (4) 前3号に掲げる事柄に係る公文書の公開・非公開の第1次判断についての事柄

(博物館分館の館長専決の事柄)

第27条 次に掲げる博物館分館の館長は、第22条各号に掲げる事柄を専決することができる。

- (1) 国宝旧開智学校校舎館長
- (2) 松本民芸館長
- (3) 旧山辺学校校舎館長
- (4) 松本市立考古博物館長
- (5) 旧制高等学校記念館長
- (6) 窪田空穂記念館長
- (7) 重要文化財馬場家住宅館長
- (8) 松本市歴史の里館長
- (9) 松本市時計博物館長
- (10) 松本市山と自然博物館長
- (11) 松本市四賀化石館長

第4章 代決

(教育長不在のときの事案の代決)

第28条 教育長が不在であるときは、部長がその事案を代決する。

(部長不在のときの事案の代決)

第29条 部長が不在であるときは、所管課長等又は園長がその事案を代決する。

(課長等不在のときの代決)

第30条 課長等が不在のときは、課長補佐及び主任指導主事が、課長

第26条 次に掲げる博物館分館の館長は、第21条各号に掲げる事柄を専決することができる。

- (1) 国宝旧開智学校校舎館長
- (2) 松本民芸館長
- (3) 旧山辺学校校舎館長
- (4) 松本市立考古博物館長
- (5) 旧制高等学校記念館長
- (6) 窪田空穂記念館長
- (7) 重要文化財馬場家住宅館長
- (8) 松本市歴史の里館長
- (9) 松本市時計博物館長
- (10) 松本市山と自然博物館長
- (11) 松本市四賀化石館長

第4章 代決

(教育長不在のときの事案の代決)

第27条 教育長が不在であるときは、部長がその事案を代決する。

(部長不在のときの事案の代決)

第28条 部長が不在であるときは、所管課長等又は園長がその事案を代決する。

(課長等及び学校支援センター長不在のときの代決)

第29条 課長等及び学校支援センター長が不在のときは、課長補佐及

等、課長補佐及び主任指導主事がともに不在のときは、主管の係長等がその事案を代決する。

(代決できる事案の範囲)

第31条 前各条の規定により、代決できる範囲は、あらかじめその処理について指示を受けたもののほか、定例又は軽易で疑義のない事案に限るものとする。

2 前項の場合において、課長補佐、主任指導主事及び係長等は、歳入歳出予算の収入支出に関する事案については、代決することができない。

(後関)

第32条 前各条の規定により代決した事案については、代決の旨を表示し後関の必要あるものは「後関」と明記して決裁権者登庁の際閲覧を受けなければならない。

附 則

- 1 この規則は、昭和34年4月1日から施行する。
- 2 教育長に対する事務委任規則(昭和27年規則第6号)は、廃止する。
- 3 次にかかげる規程は、廃止する。
 - (1) 教育機関の長に対する事務委任及び長の事務専決規程(昭和27年訓令第1号)
 - (2) 松本市教育委員会事務局処務規程(昭和27年局達第1号)

び主任指導主事が、課長等及び学校支援センター長、課長補佐及び主任指導主事がともに不在のときは、主管の係長等がその事案を代決する。

(代決できる事案の範囲)

第30条 前各条の規定により、代決できる範囲は、あらかじめその処理について指示を受けたもののほか、定例又は軽易で疑義のない事案に限るものとする。

2 前項の場合において、学校支援センター長、課長補佐、主任指導主事及び係長等は、歳入歳出予算の収入支出に関する事案については、代決することができない。

(後関)

第31条 前各条の規定により代決した事案については、代決の旨を表示し後関の必要あるものは「後関」と明記して決裁権者登庁の際閲覧を受けなければならない。

附 則

- 1 この規則は、昭和34年4月1日から施行する。
- 2 教育長に対する事務委任規則(昭和27年規則第6号)は、廃止する。
- 3 次にかかげる規程は、廃止する。
 - (1) 教育機関の長に対する事務委任及び長の事務専決規程(昭和27年訓令第1号)
 - (2) 松本市教育委員会事務局処務規程(昭和27年局達第1号)

4 教育機関の長に対する事務委任事項の代決について(昭和27年訓令第2号)は、廃止する。
(略)

4 教育機関の長に対する事務委任事項の代決について(昭和27年訓令第2号)は、廃止する。
(略)

議案第 3 号

松本市教育委員会組織規則の一部改正について

1 趣旨

令和2年度行政改革における組織体制の見直しに伴い、所要の改正を行うことについて協議するものです。

2 主な改正内容

- (1) 学校教育課の係等に「学校ICT推進担当」を追加する。
- (2) 課から学校指導課を削除する。
- (3) 文化財課の係等に「城郭整備担当」を追加する。
- (4) 施設課の係等の「住宅担当」を「マネジメント担当」に変更する。
- (5) 担当等を置く教育機関から松本城管理事務所及び美術館を削除する。
- (6) 学校教育課の附属施設に「学校支援センター」を追加する。
- (7) 附属施設から松本城管理事務所の松本市営開智駐車場及び美術館の松本市梓川アカデミア館を削除する。
- (8) 学校教育課の所掌事務に学校指導課の所掌事務及び「学校ICTの推進に関すること」を追加する。
- (9) 文化財課の所掌事務に「松本城の整備に関すること」を追加する。

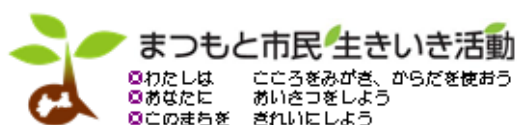
3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和3年4月1日

担当	教育政策課
課長	小林 伸一
電話	33-3980



「学都松本」

松本市教育委員会組織規則(昭和34年教育委員会規則第12号)新旧対照表

現行	改正後（案）
○松本市教育委員会組織規則 昭和34年4月1日 教育委員会規則第12号 （中略） （目的） 第1条 この規則は、別に定めるもののほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。) 第17条第2項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和31年政令第221号)第6条の規定に基づき松本市教育委員会事務局(以下「事務局」という。)の組織及び事務局に置かれる職員の職の設置並びに法第30条に基づき松本市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の所管に属する教育機関の組織及び職員の職の設置について、必要な事項を定めることを目的とする。 （事務局及び教育機関の組織） 第2条 事務局に別表第1のとおり部、課及び係等を置く。 2 別表第2のとおり教育機関を置く。 3 課等(第1項の課及び前項の教育機関をいう。以下同じ。)に別表第3のとおり附属施設を置く。 （長等）	○松本市教育委員会組織規則 昭和34年4月1日 教育委員会規則第12号 （中略） （目的） 第1条 この規則は、別に定めるもののほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。) 第17条第2項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和31年政令第221号)第6条の規定に基づき松本市教育委員会事務局(以下「事務局」という。)の組織及び事務局に置かれる職員の職の設置並びに法第30条に基づき松本市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の所管に属する教育機関の組織及び職員の職の設置について、必要な事項を定めることを目的とする。 （事務局及び教育機関の組織） 第2条 事務局に別表第1のとおり部、課及び係等を置く。 2 別表第2のとおり教育機関を置く。 3 課等(第1項の課及び前項の教育機関をいう。以下同じ。)に別表第3のとおり附属施設を置く。 （長等）

第3条 別表第4のとおり長等を置き、職務の欄に掲げる職務を行うものとする。

2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、部長がその職務を代理する。

3 必要に応じて別表第5のとおり長等を置き、職務の欄に掲げる職務を行うものとする。

4 必要に応じて課等に別表第6に掲げる職を置く。

(分掌事務)

第4条 課等の分掌事務は、別表第7のとおりとする。

(文書管理)

第5条 文書の管理については、別に定めるもののほか、松本市文書管理規程(昭和40年訓令甲第1号)の規定を準用する。

附 則

1 この規則は、昭和34年4月7日から施行する。

2 松本市教育委員会事務局の内部組織及び事務分掌規則(昭和29年教育委員会規則第1号)は、廃止する。

(中略)

別表第1(第2条関係)

部	課	係等
教育部	教育政策課	教育政策担当

第3条 別表第4のとおり長等を置き、職務の欄に掲げる職務を行うものとする。

2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、部長がその職務を代理する。

3 必要に応じて別表第5のとおり長等を置き、職務の欄に掲げる職務を行うものとする。

4 必要に応じて課等及び学校支援センターに別表第6に掲げる職を置く。

(分掌事務)

第4条 課等の分掌事務は、別表第7のとおりとする。

(文書管理)

第5条 文書の管理については、別に定めるもののほか、松本市文書管理規程(昭和40年訓令甲第1号)の規定を準用する。

附 則

1 この規則は、昭和34年4月7日から施行する。

2 松本市教育委員会事務局の内部組織及び事務分掌規則(昭和29年教育委員会規則第1号)は、廃止する。

(中略)

別表第1(第2条関係)

部	課	係等
教育部	教育政策課	教育政策担当

学校教育課	学務担当 学校施設担当
学校指導課	学校指導担当
学校給食課	西部給食センター担当 東部給食センター担当 四賀給食センター担当 梓川給食センター担当 波田給食センター担当
生涯学習課	社会教育推進担当 施設整備担当 青少年ホーム
文化財課	文化財担当 埋蔵文化財担当 史跡整備担当
施設課	住宅担当 建築担当 設備担当

別表第2(第2条関係)

(1) 担当等を置く教育機関

教育機関	担当
------	----

学校教育課	学務担当 学校施設担当 学校ICT推進担当
学校指導課	学校指導担当
学校給食課	西部給食センター担当 東部給食センター担当 四賀給食センター担当 梓川給食センター担当 波田給食センター担当
生涯学習課	社会教育推進担当 施設整備担当 青少年ホーム
文化財課	文化財担当 埋蔵文化財担当 史跡整備担当 城郭整備担当
施設課	マネジメント担当 建築担当 設備担当

別表第2(第2条関係)

(1) 担当等を置く教育機関

教育機関	担当
------	----

中央公民館	事業担当 管理担当
松本城管理事務所	管理担当 城郭整備担当
美術館	企画運営担当 美術担当
博物館	庶務担当 事業担当 基幹博物館建設担当

(2) 担当を置かない教育機関

教育機関	
松本市小学校、中学校条例(昭和39年条例第38号)第2条に規定する小学校及び中学校	
松本市立幼稚園条例(昭和39年条例第39号)第2条に規定する幼稚園	
中央図書館	

別表第3(第2条関係)

課等	附属施設
教育政策課	1 松本市教育文化センター
学校教育課	1 松本市美ヶ原少年自然の家
学校給食課	1 松本市西部学校給食センター
	2 松本市東部学校給食センター

中央公民館	事業担当 管理担当
松本城管理事務所	管理担当 城郭整備担当
美術館	企画運営担当 美術担当
博物館	庶務担当 事業担当 基幹博物館建設担当

(2) 担当を置かない教育機関

教育機関	
松本市小学校、中学校条例(昭和39年条例第38号)第2条に規定する小学校及び中学校	
松本市立幼稚園条例(昭和39年条例第39号)第2条に規定する幼稚園	
中央図書館	

別表第3(第2条関係)

課等	附属施設
教育政策課	1 松本市教育文化センター
学校教育課	1 学校支援センター
	2 松本市美ヶ原少年自然の家
学校給食課	1 松本市西部学校給食センター
	2 松本市東部学校給食センター

	3 松本市四賀学校給食センター 4 松本市梓川学校給食センター 5 松本市波田学校給食センター
生涯学習課	1 松本市あがたの森文化会館 2 松本市同和教育集会所 3 池上百竹亭 4 松本市ふれあいパーク乗鞍 5 松本市奈川文化センター夢の森 6 松本市青少年ホーム
中央公民館	1 松本市公民館条例(昭和 3 9 年条例第 4 2 号)第 2 条に規定する公民館(中央公民館を除く。) 2 Mウイング文化センター
中央図書館	1 松本市図書館条例(昭和 3 9 年条例第 4 1 号)第 2 条第 2 項に規定する分館
松本城管理事務所	1 松本市営開智駐車場
美術館	1 松本市梓川アカデミア館
博物館	1 松本市立博物館条例(平成 2 4 年条例第 4 号)第 2 条第 2 項に規定する分館

別表第 4 (第 3 条関係)

組織	長等	職務
部	部長	上司の命を受けて部に属する事務を統括
課等	課長	上司の命による所掌する事務の監理及び所属職員

	3 松本市四賀学校給食センター 4 松本市梓川学校給食センター 5 松本市波田学校給食センター
生涯学習課	1 松本市あがたの森文化会館 2 松本市同和教育集会所 3 池上百竹亭 4 松本市ふれあいパーク乗鞍 5 松本市奈川文化センター夢の森 6 松本市青少年ホーム
中央公民館	1 松本市公民館条例(昭和 3 9 年条例第 4 2 号)第 2 条に規定する公民館(中央公民館を除く。) 2 Mウイング文化センター
中央図書館	1 松本市図書館条例(昭和 3 9 年条例第 4 1 号)第 2 条第 2 項に規定する分館
松本城管理事務所	1 松本市営開智駐車場
美術館	1 松本市梓川アカデミア館
博物館	1 松本市立博物館条例(平成 2 4 年条例第 4 号)第 2 条第 2 項に規定する分館

別表第 4 (第 3 条関係)

組織	長等	職務
部	部長	上司の命を受けて部に属する事務を統括
課等	課長	上司の命による所掌する事務の監理及び所属職員

	部課長 所長 館長 副館長 園長	指揮監督
	所長補佐 館長補佐	課長等又は課長補佐の命による職員の指揮監督及び所掌する事務の処理
係等	係長 所長	課長等又は課長補佐の命による職員の指揮監督及び所掌する事務の処理

備考

- 1 「課長等」とは、課等の長等をいう。
- 2 「課長補佐」とは、別表第5の課長補佐をいう。
- 3 「係等」とは、別表第1の係等及び別表第2の担当をいう。

別表第5(第3条関係)

組織	長等	職務
課等	課長事務	上司の命による職員の指揮監督及び所掌事務の処理

	部課長 所長 館長 副館長 園長	指揮監督
課等	課長 部課長 所長 館長 副館長 園長	上司の命による所掌する事務の監理及び所属職員の指揮監督
	所長補佐 館長補佐	課長等又は課長補佐の命による職員の指揮監督及び所掌する事務の処理
係等	係長 所長	課長等又は課長補佐の命による職員の指揮監督及び所掌する事務の処理

備考

- 1 「課長等」とは、課等の長等をいう。
- 2 「課長補佐」とは、別表第5の課長補佐をいう。
- 3 「係等」とは、別表第1の係等及び別表第2の担当をいう。

別表第5(第3条関係)

組織	長等	職務
課等	課長事務	上司の命による職員の指揮監督及び所掌事務の処理

	代行	
	課長補佐 主任指導 主事	課長等の補佐及びその命による課等の事務処理
係等	所長補佐 館長補佐 係長事務 代行	課長等、課長事務代行又は課長補佐の命による職員の指揮監督及び所掌事務の処理
附属施設	所長 館長 館長補佐	課長等又は課長補佐の命による職員の指揮監督及び所掌事務の処理

備考 「課長等」とは、別表第４の課等の長等をいう。

別表第６(第３条関係)

職	備考
指導主事	法第１８条第２項の規定によるものとする。
公民館主事	社会教育法(昭和２４年法律第２０７号)第９条の４に規定する社会教育主事の有資格者をもって充てる。

	代行	
	課長補佐 主任指導 主事	課長等の補佐及びその命による課等の事務処理
係等	所長補佐 館長補佐 係長事務 代行	課長等、課長事務代行又は課長補佐の命による職員の指揮監督及び所掌事務の処理
附属施設	学校支援 センター 長	上司の命による所掌する事務の管理及び所属職員の指揮監督
	主任指導 主事	課長等及び学校支援センター長の補佐及びその命による課等の事務処理
	所長 館長 館長補佐	課長等又は課長補佐の命による職員の指揮監督及び所掌事務の処理

備考 「課長等」とは、別表第４の課等の長等をいう。

別表第６(第３条関係)

職	備考
指導主事	法第１８条第２項の規定によるものとする。
公民館主事	社会教育法(昭和２４年法律第２０７号)第９条の４に規定する社会教育主事の有資格者をもって充てる。

司書	図書館法(昭和25年法律第118号)第5条に規定する司書の有資格者をもって充てる。
司書補	図書館法第5条に規定する司書補の有資格者をもって充てる。
学芸員	博物館法(昭和26年法律第285号)第5条に規定する学芸員の有資格者をもって充てる。
学芸員補	博物館法第6条に規定する学芸員補の有資格者をもって充てる。

別表第7(第4条関係)

課等	分掌事務
教育政策課	1 教育委員会の会議に関すること。 2 教育行政の総合的企画及び調整に関すること。 3 教育行政の広報及び相談に関すること。 4 社会教育委員に関すること。 5 儀式、交際及び表彰に関すること。 6 事務局及び学校その他の教育機関等の職員(県費負担教職員を除く。)の任免、給与、服務に関すること。 7 事務局及び学校その他の教育機関等の職員の研修(幼稚園長、幼稚園教諭及び県費負担教職員の研修を除く。)及び福利厚生(県費負担教職員の福利厚生を除く。)に関すること。 8 公立学校共済組合(県費負担教職員を除く。)に関する

司書	図書館法(昭和25年法律第118号)第5条に規定する司書の有資格者をもって充てる。
司書補	図書館法第5条に規定する司書補の有資格者をもって充てる。
学芸員	博物館法(昭和26年法律第285号)第5条に規定する学芸員の有資格者をもって充てる。
学芸員補	博物館法第6条に規定する学芸員補の有資格者をもって充てる。

別表第7(第4条関係)

課等	分掌事務
教育政策課	1 教育委員会の会議に関すること。 2 教育行政の総合的企画及び調整に関すること。 3 教育行政の広報及び相談に関すること。 4 社会教育委員に関すること。 5 儀式、交際及び表彰に関すること。 6 事務局及び学校その他の教育機関等の職員(県費負担教職員を除く。)の任免、給与、服務に関すること。 7 事務局及び学校その他の教育機関等の職員の研修(幼稚園長、幼稚園教諭及び県費負担教職員の研修を除く。)及び福利厚生(県費負担教職員の福利厚生を除く。)に関すること。 8 公立学校共済組合(県費負担教職員を除く。)に関する

	こと。 9 事務局及び学校その他の教育機関等の職員(県費負担教職員を除く。)の公務災害、労働者災害の補償申請に関すること。 10 教育行政に係る調査及び統計に関すること。 11 教育委員会規則等の制定及び改廃に関すること。 12 公告式に関すること。 13 公印の管守に関すること。 14 教育文化センター事業の総合的企画及び調査に関すること。 15 教育文化センターの管理運営に関すること。 16 教育文化センターにおける展覧会、講習会、研究会、講座等の各種集会の開催に関すること。 17 教育文化センターにおける図書、資料等の整備及び利用に関すること。 18 教育文化センターにおける視聴覚教材、教材の整備及び利用に関すること。 19 教育委員会の庶務に関すること。 20 松本市・山形村・朝日村中学校組合に関すること。		こと。 9 事務局及び学校その他の教育機関等の職員(県費負担教職員を除く。)の公務災害、労働者災害の補償申請に関すること。 10 教育行政に係る調査及び統計に関すること。 11 教育委員会規則等の制定及び改廃に関すること。 12 公告式に関すること。 13 公印の管守に関すること。 14 教育文化センター事業の総合的企画及び調査に関すること。 15 教育文化センターの管理運営に関すること。 16 教育文化センターにおける展覧会、講習会、研究会、講座等の各種集会の開催に関すること。 17 教育文化センターにおける図書、資料等の整備及び利用に関すること。 18 教育文化センターにおける視聴覚教材、教材の整備及び利用に関すること。 19 教育委員会の庶務に関すること。 20 松本市・山形村・朝日村中学校組合に関すること。	
学校教育課	1 学校及び幼稚園の設置及び廃止に関すること。 2 学校、幼稚園及び教職員住宅の建設及び維持管理に関すること。 3 学校施設台帳の整備に関すること。		1 学校及び幼稚園の設置及び廃止に関すること。 2 学校、幼稚園及び教職員住宅の建設及び維持管理に関すること。 3 学校施設台帳の整備に関すること。	

<u>4 通学区域の設定及び変更に関すること。</u> <u>5 附属施設の維持管理等に関すること。</u> <u>6 学齢児童生徒等の就学に関すること。</u> <u>7 児童・生徒の入学、転学及び退学に関すること。</u> <u>8 幼児の入園及び退園に関すること。</u> <u>9 児童及び生徒の就学援助に関すること。</u> <u>1 0 教科用図書及び教材・校用備品に関すること。</u> <u>1 1 学校及び幼稚園の保健に関すること。</u> <u>1 2 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。</u> <u>1 3 遠距離通学に関すること。</u> <u>1 4 私立幼稚園及び私立高等学校の振興に関すること。</u> <u>1 5 松本市・山形村・朝日村中学校組合に関すること。</u>	<u>4 学級編成に関すること。</u> <u>5 通学区域の設定及び変更に関すること。</u> <u>6 附属施設の維持管理等に関すること。</u> <u>7 学齢児童生徒等の就学に関すること。</u> <u>8 児童・生徒の入学、転学及び退学に関すること。</u> <u>9 幼児の入園及び退園に関すること。</u> <u>1 0 児童及び生徒の就学援助に関すること。</u> <u>1 1 教科用図書及び教材・校用備品に関すること。</u> <u>1 2 学校及び幼稚園の保健に関すること。</u> <u>1 3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。</u> <u>1 4 学校行事に関すること。</u> <u>1 5 遠距離通学に関すること。</u> <u>1 6 私立幼稚園及び私立高等学校の振興に関すること。</u> <u>1 7 県費負担教職員の任免、給与、服務及び福利厚生に関すること。</u> <u>1 8 県費負担教職員の公務災害の補償申請に関すること。</u> <u>1 9 教職員の研修に関すること。</u> <u>2 0 学校及び幼稚園の教育内容の充実に係る調査及び企画に関すること。</u> <u>2 1 学校及び幼稚園における教育課程、学習指導、児童生徒指導等に関すること。</u>
--	---

			<u>2 2 学校教育及び学校管理に対する専門的事項の指導に関すること。</u> <u>2 3 心身障害者の就学指導に関すること。</u> <u>2 4 特別支援教育に関すること。</u> <u>2 5 学校人権教育に関すること。</u> <u>2 6 教育相談に関すること。</u> <u>2 7 松本市・山形村・朝日村中学校組合に関すること。</u> <u>2 8 学校 I C T の推進に関すること。</u>
学校指導課	<u>1 学級編成に関すること。</u> <u>2 学校行事に関すること。</u> <u>3 県費負担教職員の任免、給与、服務及び福利厚生に関すること。</u> <u>4 県費負担教職員の公務災害の補償申請に関すること。</u> <u>5 教職員の研修に関すること。</u> <u>6 学校及び幼稚園の教育内容の充実に係る調査及び企画に関すること。</u> <u>7 学校及び幼稚園における教育課程、学習指導、児童生徒指導等に関すること。</u> <u>8 学校教育及び学校管理に対する専門的事項の指導に関すること。</u> <u>9 心身障害者の就学指導に関すること。</u> <u>1 0 特別支援教育に関すること。</u>	学校指導課	<u>1 学級編成に関すること。</u> <u>2 学校行事に関すること。</u> <u>3 県費負担教職員の任免、給与、服務及び福利厚生に関すること。</u> <u>4 県費負担教職員の公務災害の補償申請に関すること。</u> <u>5 教職員の研修に関すること。</u> <u>6 学校及び幼稚園の教育内容の充実に係る調査及び企画に関すること。</u> <u>7 学校及び幼稚園における教育課程、学習指導、児童生徒指導等に関すること。</u> <u>8 学校教育及び学校管理に対する専門的事項の指導に関すること。</u> <u>9 心身障害者の就学指導に関すること。</u> <u>1 0 特別支援教育に関すること。</u>

	<u>1 1 学校人権教育に関すること。</u> <u>1 2 教育相談に関すること。</u>		<u>1 1 学校人権教育に関すること。</u> <u>1 2 教育相談に関すること。</u>
学校給食課	1 学校給食全般に関すること。 2 学校給食センターの建設計画及び整備に関すること。 3 学校給食施設(学校給食センター並びに自校給食を行う松本市立小・中学校及び松本市立幼稚園を含む。)の管理運営に関すること。 4 学校給食センター運営委員会に関すること。 5 給食物資の発注及び検収に関すること。 6 給食献立作成及び給食指導に関すること。 7 給食調理及び配送に関すること。	学校給食課	1 学校給食全般に関すること。 2 学校給食センターの建設計画及び整備に関すること。 3 学校給食施設(学校給食センター並びに自校給食を行う松本市立小・中学校及び松本市立幼稚園を含む。)の管理運営に関すること。 4 学校給食センター運営委員会に関すること。 5 給食物資の発注及び検収に関すること。 6 給食献立作成及び給食指導に関すること。 7 給食調理及び配送に関すること。
生涯学習課	1 生涯学習推進の企画、立案に関すること。 2 生涯学習の振興に関すること。 3 社会教育関係団体に関すること。 4 社会教育施設(文化施設及び社会体育施設を除く。)の建設計画及び整備に関すること。 5 社会教育施設の管理運営に関すること。 6 町内公民館等の建設等の補助に関すること。 7 専修学校及び各種学校の振興に関すること。 8 青少年ホームに関すること。	生涯学習課	1 生涯学習推進の企画、立案に関すること。 2 生涯学習の振興に関すること。 3 社会教育関係団体に関すること。 4 社会教育施設(文化施設及び社会体育施設を除く。)の建設計画及び整備に関すること。 5 社会教育施設の管理運営に関すること。 6 町内公民館等の建設等の補助に関すること。 7 専修学校及び各種学校の振興に関すること。 8 青少年ホームに関すること。
中央公民館	1 公民館事業の総合的企画及び調整に関すること。 2 公民館の管理運営に関すること。	中央公民館	1 公民館事業の総合的企画及び調整に関すること。 2 公民館の管理運営に関すること。

	3 公民館運営審議会に関する事 4 公民館の使用許可に関する事 5 地区公民館に関する事 6 公民館事業の企画・運営に関する事 7 図書、資料等の整備及び利用に関する事 8 学習・地域活動の相談及び協力に関する事 9 松本市Mウイング文化センターの管理運営に関する事		3 公民館運営審議会に関する事 4 公民館の使用許可に関する事 5 地区公民館に関する事 6 公民館事業の企画・運営に関する事 7 図書、資料等の整備及び利用に関する事 8 学習・地域活動の相談及び協力に関する事 9 松本市Mウイング文化センターの管理運営に関する事
中央図書館	1 図書館活動の総合的企画及び調査に関する事 2 図書館の管理運営に関する事 3 分館に関する事 4 図書館資料の選択、整理及び保管に関する事 5 図書館資料の利用のための相談、閲覧及び貸出に関する事 6 図書館資料の調査及び研究に関する事 7 図書館協議会に関する事 8 図書館関係機関との連絡調整に関する事 9 図書館関係団体、読書団体等に関する事	中央図書館	1 図書館活動の総合的企画及び調査に関する事 2 図書館の管理運営に関する事 3 分館に関する事 4 図書館資料の選択、整理及び保管に関する事 5 図書館資料の利用のための相談、閲覧及び貸出に関する事 6 図書館資料の調査及び研究に関する事 7 図書館協議会に関する事 8 図書館関係機関との連絡調整に関する事 9 図書館関係団体、読書団体等に関する事
文化財課	1 文化財の調査及び指定に関する事 2 文化財の保存に関する事 3 文化財の活用に関する事 4 <u>文化財保護関係団体に関する事</u> 5 <u>文化財審議委員会に関する事</u>	文化財課	1 文化財の調査及び指定に関する事 2 文化財の保存に関する事 3 文化財の活用に関する事 4 <u>松本城の整備に関する事</u> 5 <u>文化財保護関係団体に関する事</u>

			<u>6 文化財審議委員会に関すること。</u>
松本城管理事務所	<u>1 松本城の管理運営に関すること。</u> <u>2 松本城の整備に関すること。</u> <u>3 観覧に関すること。</u> <u>4 行事の開催に関すること。</u> <u>5 売店の管理に関すること。</u> <u>6 松本市営開智駐車場の管理に関すること。</u> <u>7 旧地方事務所跡地の維持管理に関すること。</u>	松本城管理事務所	1 松本城の管理運営に関すること。 2 松本城の整備に関すること。 3 観覧に関すること。 4 行事の開催に関すること。 5 売店の管理に関すること。 6 松本市営開智駐車場の管理に関すること。 7 旧地方事務所跡地の維持管理に関すること。
美術館	<u>1 美術館活動の総合企画及び調査に関すること。</u> <u>2 美術館施設の管理運営及び整備並びに維持補修に関すること。</u> <u>3 美術館資料の調査、収集、整理及び保管に関すること。</u> <u>4 美術館資料の公開、利用及び活用並びに教育普及に関すること。</u> <u>5 美術資料等選定委員会に関すること。</u> <u>6 美術館関係団体に関すること。</u> <u>7 一般財団法人草間彌生記念芸術財団との連絡調整に関すること。</u>	美術館	1 美術館活動の総合企画及び調査に関すること。 2 美術館施設の管理運営及び整備並びに維持補修に関すること。 3 美術館資料の調査、収集、整理及び保管に関すること。 4 美術館資料の公開、利用及び活用並びに教育普及に関すること。 5 美術資料等選定委員会に関すること。 6 美術館関係団体に関すること。 7 一般財団法人草間彌生記念芸術財団との連絡調整に関すること。
博物館	<u>1 松本まると博物館構想に基づく博物館活動の総合的企画及び調査等に関すること。</u> <u>2 博物館施設の管理運営及び整備並びに維持補修に関すること。</u>	博物館	<u>1 松本まると博物館構想に基づく博物館活動の総合的企画及び調査等に関すること。</u> <u>2 博物館施設の管理運営及び整備並びに維持補修に関すること。</u>

	3 歴史、民俗、産業、自然科学等に係る資料(文化財を含む。以下「博物館資料」という。)の収集、保管及び研究に関すること。 4 博物館資料の公開、利用及び活用並びに学校教育及び生涯教育との連携に係る教育普及活動に関すること。 5 博物館資料等の取得審査に関すること。 6 博物館関係団体に関すること。 7 基幹博物館の建設計画及び整備に関すること。		3 歴史、民俗、産業、自然科学等に係る資料(文化財を含む。以下「博物館資料」という。)の収集、保管及び研究に関すること。 4 博物館資料の公開、利用及び活用並びに学校教育及び生涯教育との連携に係る教育普及活動に関すること。 5 博物館資料等の取得審査に関すること。 6 博物館関係団体に関すること。 7 基幹博物館の建設計画及び整備に関すること。	
施設課	1 教育施設の構造等の維持に関すること。 2 教育施設の構造等の点検、調査に関すること。		1 教育施設の構造等の維持に関すること。 2 教育施設の構造等の点検、調査に関すること。	

議案第 4 号

教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行に関する規則の一部改正について

1 趣旨

令和2年度行政改革における組織体制の見直しに伴い、所要の改正を行うことについて協議するものです。

2 主な改正内容

- (1) 「人権・男女共生課」を「人権共生課」に変更する。
- (2) 地域づくりセンター長に補助執行させる事務を追加する。
- (3) 城下町整備本部の廃止、お城まちなみ創造本部の新設に伴い、城下町整備本部職員に補助執行させる事務を削除し、お城まちなみ創造本部職員に補助執行させる事務を追加し、建設部職員に補助執行させる事務を変更する。

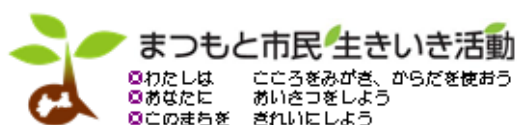
3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和3年4月1日

担当 教育政策課
課長 小林 伸一
電話 33-3980



「学都松本」

教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行に関する規則(昭和43年教育委員会規則第7号)新旧対照表

現行	改正後（案）
○教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行に関する規則 昭和43年3月26日 教育委員会規則第7号 (中略) (趣旨) 第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の一部を、市長の補助職員に補助執行させることについて、必要な事項を定めることを目的とする。 (補助執行事務) 第2条 <u>人権・男共生課</u>及び市民課の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。 (1) <u>人権・男女共生課長</u>に補助執行させる事務 ア 松本市同和教育集会所の使用許可等管理に関する事務 イ 中央公民館の管理の一部についての事務 (2) <u>人権・男女共生課職員</u>(課長を除く。)に補助執行させる事務 <u>人権・男女共生課長</u>に補助執行させる事務の補助事務	○教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行に関する規則 昭和43年3月26日 教育委員会規則第7号 (中略) (趣旨) 第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の一部を、市長の補助職員に補助執行させることについて、必要な事項を定めることを目的とする。 (補助執行事務) 第2条 <u>人権共生課</u>及び市民課の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。 (1) <u>人権共生課長</u>に補助執行させる事務 ア 松本市同和教育集会所の使用許可等管理に関する事務 イ 中央公民館の管理の一部についての事務 (2) <u>人権共生課職員</u>(課長を除く。)に補助執行させる事務 <u>人権共生課長</u>に補助執行させる事務の補助事務

(3) 市民課長に補助執行させる事務

学齢児童、生徒の住所地の変更による転入、転居について、その保護者に対し入学期日を通知し、かつ、就学すべき小学校、中学校を指定すること。

(4) 市民課職員(課長を除く。)に補助執行させる事務

市民課長に補助執行させる事務の補助事務

(3) 市民課長に補助執行させる事務

学齢児童、生徒の住所地の変更による転入、転居について、その保護者に対し入学期日を通知し、かつ、就学すべき小学校、中学校を指定すること。

(4) 市民課職員(課長を除く。)に補助執行させる事務

市民課長に補助執行させる事務の補助事務

(地域づくりセンター長に補助執行させる事務)

第3条 地域づくりセンター長に補助執行させる事務は、次のとおりとする。

(1) 地域づくりセンター長に補助執行させる事務

ア 係員の事務分担についての事柄

イ 職員の諸願届の処理についての事柄

ウ 職員の市内出張命令及び超過勤務命令についての事柄

エ 職員の休暇等の承認等についての事柄

オ 文書物品の送達、掲示及び交付の嘱託又は受託についての事柄

カ 定例報告についての事柄

キ 収入金の納入、督励及び督促についての事柄

ク 軽易又は定例の照会、回答、届出、報告、通知、申告、願書等の受理、審査、処理及び副申、進達並びに指令等伝達についての事柄

ケ 主管事務処理のための関係者呼出しについての事柄

(支所・出張所職員に補助執行させる事務)

第3条 支所、出張所職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。

(1) 支所・出張所長に補助執行させる事務

ア 学齢児童、生徒の住所地の変更による転入、転居について、その保護者に対し入学期日を通知し、かつ、就学すべき小学校、中学校を指定すること。

イ 学校施設の使用許可に関する事務

(2) 支所・出張所職員に補助執行させる事務

支所・出張所長に補助執行させる事務の補助事務

(スポーツ推進課職員に補助執行させる事務)

第4条 スポーツ推進課の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。

(1) スポーツ推進課長に補助執行させる事務

松本市立学校体育施設の開放に関する規則(昭和56年教育委員会規則第1号)に定める学校体育施設の開放に関する事務

コ 事務処理に必要な統計資料の調査、連絡についての事柄

サ 職員の週休日及び勤務時間の割振りについての事柄

シ 公文書の公開・非公開の第1次判断についての事柄

ス 地区公民館施設の管理及び使用許可についての事柄

セ 地区公民館施設の管理及び超過時間の割振りについての事柄

ソ その他軽易な事務処理についての事柄

(支所・出張所職員に補助執行させる事務)

第4条 支所、出張所職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。

(1) 支所・出張所長に補助執行させる事務

ア 学齢児童、生徒の住所地の変更による転入、転居について、その保護者に対し入学期日を通知し、かつ、就学すべき小学校、中学校を指定すること。

イ 学校施設の使用許可に関する事務

(2) 支所・出張所職員に補助執行させる事務

支所・出張所長に補助執行させる事務の補助事務

(スポーツ推進課職員に補助執行させる事務)

第5条 スポーツ推進課の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。

(1) スポーツ推進課長に補助執行させる事務

松本市立学校体育施設の開放に関する規則(昭和56年教育委員会規則第1号)に定める学校体育施設の開放に関する事務

- (2) スポーツ推進課職員(課長を除く。)に補助執行させる事務
スポーツ推進課長に補助執行させる事務の補助事務
(こども部、保育課職員に補助執行させる事務)

第5条 こども部、保育課の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。

- (1) こども部長に補助執行させる事務

松本市立幼稚園条例(昭和39年条例第39号)第2条に規定する幼稚園(以下「幼稚園」という。)の管理監督に関する事務

- (2) 保育課長に補助執行させる事務

- ア 幼稚園の維持管理に関する事務
イ 幼稚園への入退園の許可及び取消しに関する事務
ウ 幼稚園施設の使用に関する事務
エ 幼稚園児の募集に関する事務
オ 幼稚園の保健に関する事務
カ 幼稚園医、幼稚園歯科医、幼稚園薬剤師に関する事務
キ 幼稚園の教育内容の充実に係る調査及び企画に関する事務
ク 松本市立幼稚園条例施行規則(昭和39年教育委員会規則第2号。以下「施行規則」という。)第7条第2項に定める保育時間の変更に関する事務
ケ 幼稚園における給食の実施及び給食施設の管理運営に関する事務

- (2) スポーツ推進課職員(課長を除く。)に補助執行させる事務
スポーツ推進課長に補助執行させる事務の補助事務
(こども部、保育課職員に補助執行させる事務)

第6条 こども部、保育課の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。

- (1) こども部長に補助執行させる事務

松本市立幼稚園条例(昭和39年条例第39号)第2条に規定する幼稚園(以下「幼稚園」という。)の管理監督に関する事務

- (2) 保育課長に補助執行させる事務

- ア 幼稚園の維持管理に関する事務
イ 幼稚園への入退園の許可及び取消しに関する事務
ウ 幼稚園施設の使用に関する事務
エ 幼稚園児の募集に関する事務
オ 幼稚園の保健に関する事務
カ 幼稚園医、幼稚園歯科医、幼稚園薬剤師に関する事務
キ 幼稚園の教育内容の充実に係る調査及び企画に関する事務
ク 松本市立幼稚園条例施行規則(昭和39年教育委員会規則第2号。以下「施行規則」という。)第7条第2項に定める保育時間の変更に関する事務
ケ 幼稚園における給食の実施及び給食施設の管理運営に関する事務

コ 施行規則第9条に定める卒業証書授与に関する事務
サ 松本市立幼稚園、小・中学校管理規則(昭和38年教育委員会規則第2号。以下「管理規則」という。)第3条に定める休業日の承認に関する事務
シ 管理規則第3条の2に定める休業日の承認に関する事務
ス 管理規則第4条に定める休業日と授業日の振替の届出に関する事務
セ 管理規則第7条第2項に定める校外教育活動の届出に関する事務
ソ 管理規則第8条に定める出席停止に関する事務
タ 管理規則第18条第2項に定める校務分掌の報告に関する事務
チ 管理規則第19条に定める休暇の届出及び承認に関する事務
ツ 管理規則第20条に定める旅行の届出及び承認に関する事務
テ 管理規則第22条第1項に定める施設設備の亡失、き損の報告に関する事務
ト 管理規則第23条に定める防災及び警備計画の届出並びに防火管理者の任命に関する事務
ナ 管理規則第28条に定める事故の報告に関する事務
ニ 私立幼稚園の振興に関する事務
ヌ 幼稚園職員の任免、給与、服務に関する事務
ネ 幼稚園職員の研修、福利厚生、公務災害及び労働者災害の申請

コ 施行規則第9条に定める卒業証書授与に関する事務
サ 松本市立幼稚園、小・中学校管理規則(昭和38年教育委員会規則第2号。以下「管理規則」という。)第3条に定める休業日の承認に関する事務
シ 管理規則第3条の2に定める休業日の承認に関する事務
ス 管理規則第4条に定める休業日と授業日の振替の届出に関する事務
セ 管理規則第7条第2項に定める校外教育活動の届出に関する事務
ソ 管理規則第8条に定める出席停止に関する事務
タ 管理規則第18条第2項に定める校務分掌の報告に関する事務
チ 管理規則第19条に定める休暇の届出及び承認に関する事務
ツ 管理規則第20条に定める旅行の届出及び承認に関する事務
テ 管理規則第22条第1項に定める施設設備の亡失、き損の報告に関する事務
ト 管理規則第23条に定める防災及び警備計画の届出並びに防火管理者の任命に関する事務
ナ 管理規則第28条に定める事故の報告に関する事務
ニ 私立幼稚園の振興に関する事務
ヌ 幼稚園職員の任免、給与、服務に関する事務
ネ 幼稚園職員の研修、福利厚生、公務災害及び労働者災害の申請

に関する事務

(3) 保育課職員(課長を除く。)に補助執行させる事務

保育課長に補助執行させる事務の補助事務

(建設部、城下町整備本部職員に補助執行させる事務)

第6条 建設部、城下町整備本部の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。

(1) 建設部長に補助執行させる事務

松本城外堀復元に係る事業の管理監督に関する事務

(2) 城下町整備本部長に補助執行させる事務

松本城外堀復元に係る事業に関する事務

(3) 城下町整備本部次長に補助執行させる事務

松本城外堀復元に係る事業のうち、用地等に関する事務

(4) 城下町整備本部職員(次長を除く。)に補助執行させる事務

城下町整備本部次長に補助執行させる事務の補助事務

附 則

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

に関する事務

(3) 保育課職員(課長を除く。)に補助執行させる事務

保育課長に補助執行させる事務の補助事務

(お城まちなみ創造本部、建設部職員に補助執行させる事務)

第7条 お城まちなみ創造本部、建設部の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。

(1) お城まちなみ創造本部長に補助執行させる事務

松本城南・西外堀復元に係る事業に関する事務

(2) 建設部長に補助執行させる事務

松本城南・西外堀復元に係る事業のうち、用地取得に関する事務

(3) お城まちなみ創造本部次長に補助執行させる事務

松本城南・西外堀復元に係る事業のうち、調査研究、計画及び工事の設計に関する事務

(4) お城まちなみ創造本部職員(次長を除く。)に補助執行させる事務

お城まちなみ創造本部長に補助執行させる事務の補助事務

(5) 建設部職員(部長を除く。)に補助執行させる事務

建設部長に補助執行させる事務の補助事務

附 則

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

(略)

議案第 5 号

松本市教育委員会公印規則の一部改正について

1 趣旨

令和2年度行政改革における組織体制の見直しに伴い、所要の改正を行うことについて協議するものです。

2 改正内容

- (1) 県費負担教職員の人事等の内申経由文書について進達する文書及び就学通知書で印刷に用いるもの（電子計算組織を利用して作成する文書を含む。）に使用する「松本市教育委員会之印」の管守責任者を「学校指導課長」から「学校教育課長」に変更する。
- (2) 美術館の使用許可に使用する「美術館専用松本市教育委員会之印」を削除する。
- (3) 松本城管理事務所名にて執行する文書に使用する「松本城管理事務所之印」を削除する。
- (4) 松本城管理事務所長名にて執行する文書に使用する「松本城管理事務所長之印」を削除する。
- (5) 美術館名にて執行する文書に使用する「松本市美術館之印」を削除する。
- (6) 美術館長名にて執行する文書に使用する「松本市美術館長之印」を削除する。

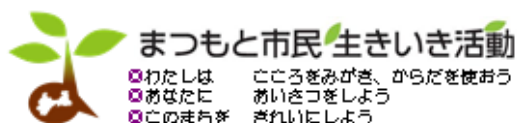
3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和3年4月1日

担当	教育政策課
課長	小林 伸一
電話	33-3980



松本市教育委員会公印規則(昭和 2 7 年教育委員会規則第 4 号)新旧対照表

現行	改正後（案）
○松本市教育委員会公印規則 昭和 2 7 年 1 1 月 1 日 教育委員会規則第 4 号 （中略） 第 1 条 松本市教育委員会事務局及び教育機関(附属施設を含む。以下「機関等」という。)の公印は、この規則による。 第 2 条 公印の種類は、次の通りとする。 （ 1 ） 教育委員会印 （ 2 ） 特殊教育委員会印 （ 3 ） 教育長印 （ 4 ） 教育委員会事務局印 （ 5 ） 所印 （ 6 ） 所長印 （ 7 ） 館印 （ 8 ） 館長印 （ 9 ） 校印 （ 1 0 ） 校長印 （ 1 1 ） 園印	○松本市教育委員会公印規則 昭和 2 7 年 1 1 月 1 日 教育委員会規則第 4 号 （中略） 第 1 条 松本市教育委員会事務局及び教育機関(附属施設を含む。以下「機関等」という。)の公印は、この規則による。 第 2 条 公印の種類は、次の通りとする。 （ 1 ） 教育委員会印 （ 2 ） 特殊教育委員会印 （ 3 ） 教育長印 （ 4 ） 教育委員会事務局印 （ 5 ） 所印 （ 6 ） 所長印 （ 7 ） 館印 （ 8 ） 館長印 （ 9 ） 校印 （ 1 0 ） 校長印 （ 1 1 ） 園印

(12) 園長印

(13) 教育長職務代理者印

第3条 公印の名称、寸法、使用する文書の区分、箇數並びに管守者は、別表第1、第2、第3、第4のとおりとする。

2 処務上の便宜のため、教育政策課長以外において管守する教育委員会印は、その課の名称又は使用目的を表示する文字をその印章に付け加えるものとする。

第4条 公印は前条の別表に定める管守者が責任をもって管守しなければならない。

第5条 公印を登録するため、教育政策課に公印台帳をおき、公印名、印影、寸法その他の必要な事項を登録する。

第6条 別表第1から別表第4までに定める公印で、使用区分に印刷に用いるものとあるものは、当該公印の印影を印刷することにより、公印の押印に代えることができる。

第7条 電気計算組織(与えられた一連の処理手順に従い、事務を自動的に処理する電子的機器の組織をいう。)を利用して事務を行う場合において、特に必要があると認められるときは、教育政策課長の承認を受け、電子計算組織に記録した公印の印影(以下「電子公印」という。)を出力したものにより、公印の押印に代えることができる。

2 教育政策課長は、電子公印に係る情報を管守している課長と共同して、電子公印の偽造その他不正使用等を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(12) 園長印

(13) 教育長職務代理者印

第3条 公印の名称、寸法、使用する文書の区分、箇數並びに管守者は、別表第1、第2、第3、第4のとおりとする。

2 処務上の便宜のため、教育政策課長以外において管守する教育委員会印は、その課の名称又は使用目的を表示する文字をその印章に付け加えるものとする。

第4条 公印は前条の別表に定める管守者が責任をもって管守しなければならない。

第5条 公印を登録するため、教育政策課に公印台帳をおき、公印名、印影、寸法その他の必要な事項を登録する。

第6条 別表第1から別表第4までに定める公印で、使用区分に印刷に用いるものとあるものは、当該公印の印影を印刷することにより、公印の押印に代えることができる。

第7条 電気計算組織(与えられた一連の処理手順に従い、事務を自動的に処理する電子的機器の組織をいう。)を利用して事務を行う場合において、特に必要があると認められるときは、教育政策課長の承認を受け、電子計算組織に記録した公印の印影(以下「電子公印」という。)を出力したものにより、公印の押印に代えることができる。

2 教育政策課長は、電子公印に係る情報を管守している課長と共同して、電子公印の偽造その他不正使用等を防止するために必要な措置を講じなければならない。

附 則

この規則は、昭和２７年１１月１日から施行する。

別表第１（委員会及び長の印）（第３条関係）

公印の名称	寸法(方 ミリ)	使用区分	箇数	管守責任者
松本市教育委員会 之印	３５	表彰状及び感謝状、賞状 その他これに類するもの	１	教育政策課 長
	２３	松本市教育委員会名にて 執行する文書（電子計算組 織を利用して作成する文 書を含む。）	２	教育政策課 長
		県費負担教職員の人事等 の内申經由文書について 進達する文書及び就学通 知書で印刷に用いるもの （電子計算組織を利用して 作成する文書を含む。）	１	学校指導課 長
松本市教育長之印	２１	教育長名にて執行する文 書	１	教育政策課 長
松本市教育委員会 事務局之印	２１	事務局名にて執行する文 書	１	教育政策課 長
教育文化センター	２１	教育文化センターの使用	１	教育文化セ

附 則

この規則は、昭和２７年１１月１日から施行する。

別表第１（委員会及び長の印）（第３条関係）

公印の名称	寸法(方 ミリ)	使用区分	箇数	管守責任者
松本市教育委員会 之印	３５	表彰状及び感謝状、賞状 その他これに類するもの	１	教育政策課 長
	２３	松本市教育委員会名にて 執行する文書（電子計算組 織を利用して作成する文 書を含む。）	２	教育政策課 長
		県費負担教職員の人事等 の内申經由文書について 進達する文書及び就学通 知書で印刷に用いるもの （電子計算組織を利用して 作成する文書を含む。）	１	学校教育課 長
松本市教育長之印	２１	教育長名にて執行する文 書	１	教育政策課 長
松本市教育委員会 事務局之印	２１	事務局名にて執行する文 書	１	教育政策課 長
教育文化センター	２１	教育文化センターの使用	１	教育文化セ

専用松本市教育委員会之印		許可		ンター所長	専用松本市教育委員会之印		許可		ンター所長
転入学専用松本市教育委員会之印	2 1	学校教育法施行令第 6 条に定める事務のうち、転入、転出にかかわる入学指定通知書で印刷に用いるもの	1	学校教育課長	転入学専用松本市教育委員会之印	2 1	学校教育法施行令第 6 条に定める事務のうち、転入、転出にかかわる入学指定通知書で印刷に用いるもの	1	学校教育課長
学校給食課専用松本市教育委員会之印	2 1	学校給食の献立調理に関する文書	1	学校給食課長	学校給食課専用松本市教育委員会之印	2 1	学校給食の献立調理に関する文書	1	学校給食課長
あがたの森文化会館専用松本市教育委員会之印	2 1	あがたの森文化会館の使用許可	1	あがたの森文化会館長	あがたの森文化会館専用松本市教育委員会之印	2 1	あがたの森文化会館の使用許可	1	あがたの森文化会館長
青少年ホーム専用松本市教育委員会之印	2 1	青少年ホームの登録及び使用許可	1	青少年ホーム所長	青少年ホーム専用松本市教育委員会之印	2 1	青少年ホームの登録及び使用許可	1	青少年ホーム所長
公民館専用松本市教育委員会之印	2 1	公民館の使用許可	各 1	各公民館長	公民館専用松本市教育委員会之印	2 1	公民館の使用許可	各 1	各公民館長
美術館専用松本市教育委員会之印	2 1	美術館の使用許可	1	美術館副館長	美術館専用松本市教育委員会之印	2 1	美術館の使用許可	1	美術館副館長
博物館専用松本市教育委員会之印	2 1	博物館の使用許可	1	博物館長	博物館専用松本市教育委員会之印	2 1	博物館の使用許可	1	博物館長
考古博物館専用松	2 1	考古博物館に関する文書	1	考古博物館	考古博物館専用松	2 1	考古博物館に関する文書	1	考古博物館

本市教育委員会之印				長
ふれあいパーク乗鞍専用松本市教育委員会之印	2 1	ふれあいパーク乗鞍の使用許可	1	生涯学習課長
奈川文化センター夢の森専用松本市教育委員会之印	2 1	奈川文化センター夢の森の使用許可	1	生涯学習課長

別表第2(機関等及び長の印)(第3条関係)

公印の名称	寸法(方ミリ)	使用区分	箇数	管守責任者
松本市教育文化センター之印	2 1	教育文化センター名にて執行する文書	1	教育文化センター所長
松本城管理事務所之印	2 1	松本城管理事務所名にて執行する文書	1	松本城管理事務所長
松本市教育文化センター所長之印	2 1	教育文化センター所長名にて執行する文書	1	教育文化センター所長
松本城管理事務所長之印	2 1	松本城管理事務所長名にて執行する文書	1	松本城管理事務所長
松本市あがたの森文化会館之印	2 1	あがたの森文化会館名にて執行する文書	1	あがたの森文化会館長
松本市公民館専用	2 1	各公民館名にて執行する	各 1	各公民館長

本市教育委員会之印				長
ふれあいパーク乗鞍専用松本市教育委員会之印	2 1	ふれあいパーク乗鞍の使用許可	1	生涯学習課長
奈川文化センター夢の森専用松本市教育委員会之印	2 1	奈川文化センター夢の森の使用許可	1	生涯学習課長

別表第2(機関等及び長の印)(第3条関係)

公印の名称	寸法(方ミリ)	使用区分	箇数	管守責任者
松本市教育文化センター之印	2 1	教育文化センター名にて執行する文書	1	教育文化センター所長
松本城管理事務所之印	2 1	松本城管理事務所名にて執行する文書	1	松本城管理事務所長
松本市教育文化センター所長之印	2 1	教育文化センター所長名にて執行する文書	1	教育文化センター所長
松本城管理事務所長之印	2 1	松本城管理事務所長名にて執行する文書	1	松本城管理事務所長
松本市あがたの森文化会館之印	2 1	あがたの森文化会館名にて執行する文書	1	あがたの森文化会館長
松本市公民館専用	2 1	各公民館名にて執行する	各 1	各公民館長

各館之印		文書		
松本市中央図書館 之印	2 1	中央図書館名にて執行す る文書	1	中央図書館 長
松本市美術館之印	2 1	美術館名にて執行する文 書	1	美術館副館 長
松本市立博物館之 印	2 1	博物館名にて執行する文 書	1	博物館長
松本市ふれあいパ ーク乗鞍之印	2 1	ふれあいパーク乗鞍名に て執行する文書	1	生涯学習課 長
松本市奈川文化セ ンター夢の森之印	2 1	奈川文化センター夢の森 名にて執行する文書	1	生涯学習課 長
松本市あがたの森 文化会館長之印	2 1	あがたの森文化会館長名 にて執行する文書	1	あがたの森 文化会館長
松本市青少年ホー ム所長之印	2 1	青少年ホーム所長名にて 執行する文書	1	青少年ホー ム所長
松本市公民館専用 各館長之印	2 1	各公民館長名にて執行す る文書	各 1	各公民館長
松本市中央図書館 長之印	2 1	中央図書館長名にて執行 する文書	1	中央図書館 長
松本市美術館長之 印	2 1	美術館長名にて執行する 文書	1	美術館副館 長
松本市立博物館長 之印	2 1	博物館長名にて執行する 文書	1	博物館長

各館之印		文書		
松本市中央図書館 之印	2 1	中央図書館名にて執行す る文書	1	中央図書館 長
松本市美術館之印	2 1	美術館名にて執行する文 書	1	美術館副館 長
松本市立博物館之 印	2 1	博物館名にて執行する文 書	1	博物館長
松本市ふれあいパ ーク乗鞍之印	2 1	ふれあいパーク乗鞍名に て執行する文書	1	生涯学習課 長
松本市奈川文化セ ンター夢の森之印	2 1	奈川文化センター夢の森 名にて執行する文書	1	生涯学習課 長
松本市あがたの森 文化会館長之印	2 1	あがたの森文化会館長名 にて執行する文書	1	あがたの森 文化会館長
松本市青少年ホー ム所長之印	2 1	青少年ホーム所長名にて 執行する文書	1	青少年ホー ム所長
松本市公民館専用 各館長之印	2 1	各公民館長名にて執行す る文書	各 1	各公民館長
松本市中央図書館 長之印	2 1	中央図書館長名にて執行 する文書	1	中央図書館 長
松本市美術館長之 印	2 1	美術館長名にて執行する 文書	1	美術館副館 長
松本市立博物館長 之印	2 1	博物館長名にて執行する 文書	1	博物館長

旧制高等学校記念館長之印	2 1	旧制高等学校記念館長名にて執行する文書	1	旧制高等学校記念館長
--------------	-----	---------------------	---	------------

別表第3(学校・園及び長の印)(第3条関係)

公印の名称	寸法(方ミリ)	使用区分	箇数	管守責任者
松本市立小学校専用各学校之印	2 1	各小学校名にて執行する文書	各 1	各小学校長
松本市立中学校専用各学校之印	2 1	各中学校名にて執行する文書	各 1	各中学校長
松本市立幼稚園専用各幼稚園之印	2 1	各幼稚園名にて執行する文書	各 1	各幼稚園長
松本市立小学校専用各学校長之印	2 1	各小学校長名にて執行する文書	各 1	各小学校長
松本市立中学校専用各学校長之印	2 1	各中学校長名にて執行する文書	各 1	各中学校長
松本市立幼稚園専用各幼稚園長之印	2 1	各幼稚園長名にて執行する文書	各 1	各幼稚園長

別表第4(教育長職務代理者の印)(第3条関係)

公印の名称	寸法(方ミリ)	使用区分	箇数	管守責任者
松本市教育長職務代理者之印	2 1	教育長職務代理者名にて執行する文書	1	教育政策課長

旧制高等学校記念館長之印	2 1	旧制高等学校記念館長名にて執行する文書	1	旧制高等学校記念館長
--------------	-----	---------------------	---	------------

別表第3(学校・園及び長の印)(第3条関係)

公印の名称	寸法(方ミリ)	使用区分	箇数	管守責任者
松本市立小学校専用各学校之印	2 1	各小学校名にて執行する文書	各 1	各小学校長
松本市立中学校専用各学校之印	2 1	各中学校名にて執行する文書	各 1	各中学校長
松本市立幼稚園専用各幼稚園之印	2 1	各幼稚園名にて執行する文書	各 1	各幼稚園長
松本市立小学校専用各学校長之印	2 1	各小学校長名にて執行する文書	各 1	各小学校長
松本市立中学校専用各学校長之印	2 1	各中学校長名にて執行する文書	各 1	各中学校長
松本市立幼稚園専用各幼稚園長之印	2 1	各幼稚園長名にて執行する文書	各 1	各幼稚園長

別表第4(教育長職務代理者の印)(第3条関係)

公印の名称	寸法(方ミリ)	使用区分	箇数	管守責任者
松本市教育長職務代理者之印	2 1	教育長職務代理者名にて執行する文書	1	教育政策課長

議案第 6 号

松本市教育委員会職員の職及び職種名に関する規則の一部改正について

1 趣旨

令和2年度行政改革における組織体制の見直し等に伴い、所要の改正を行うことについて協議するものです。

2 主な改正内容

- (1) 附属機関の教育文化センターに指導主事を追加する。
- (2) 附属機関に学校支援センターを追加し、学校支援センター長、主任指導主事、指導主事を追加する。
- (3) 中央図書館の分館の館長を削除する。
- (4) 松本城管理事務所及び美術館を削除する。
- (5) 国宝旧開智学校校舎館長を追加する。

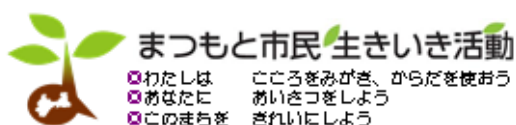
3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和3年4月1日

担当	教育政策課
課長	小林 伸一
電話	33-3980



松本市教育委員会職員の職及び職種名に関する規則(昭和50年教育委員会規則第8号)新旧対照表

現行	改正後（案）
○松本市教育委員会職員の職及び職種名に関する規則 昭和50年4月25日 教育委員会規則第8号 （目的） 第1条 この規則は、松本市教育委員会事務局及び教育機関の事務職員、技術職員、教育職員、専門職員及びその他の職員の職及び職種名について規定する。 （職の構成） 第2条 職は、職務職及び職層職をもって構成する。 （職務職） 第3条 別表第1の第1欄に掲げる組織に同表第2欄に掲げる職務職を置き、同表第3欄に掲げる職層職の職員をもって充てる。 2 前項に規定する職務職に充てる職員は、別表第2のとおりとする。 （職層職） 第4条 職層職及び職務職の職務内容は、別表第3のとおりとする。 2 前項に規定する職層職に充てる職員は、事務職員、技術職員、教育職員、専門職員及びその他の職員とする。	○松本市教育委員会職員の職及び職種名に関する規則 昭和50年4月25日 教育委員会規則第8号 （中略） （目的） 第1条 この規則は、松本市教育委員会事務局及び教育機関の事務職員、技術職員、教育職員、専門職員及びその他の職員の職及び職種名について規定する。 （職の構成） 第2条 職は、職務職及び職層職をもって構成する。 （職務職） 第3条 別表第1の第1欄に掲げる組織に同表第2欄に掲げる職務職を置き、同表第3欄に掲げる職層職の職員をもって充てる。 2 前項に規定する職務職に充てる職員は、別表第2のとおりとする。 （職層職） 第4条 職層職及び職務職の職務内容は、別表第3のとおりとする。 2 前項に規定する職層職に充てる職員は、事務職員、技術職員、教育職員、専門職員及びその他の職員とする。

(職種名)

第5条 特別の事務又は業務に従事する職員で、特にその職務内容を明らかにする必要があるものについては、前2条に定める職務職及び職層職のほか、別表第4の職種名を用いる。

(法令に基づく職の併用)

第6条 職に関し、法令その他特別の定めがあるもので、特に必要があると認められるものについては、第3条及び第4条に定める職にあわせて用いることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和50年5月6日から施行する。

(規則の廃止)

2 松本市教育委員会職員等職名規則(昭和31年教育委員会規則第6号)は、廃止する。

別表第1(第3条関係)

(1) 事務局

第1欄	第2欄	第3欄
部	部長	参事
課	課長	参事 主幹

(職種名)

第5条 特別の事務又は業務に従事する職員で、特にその職務内容を明らかにする必要があるものについては、前2条に定める職務職及び職層職のほか、別表第4の職種名を用いる。

(法令に基づく職の併用)

第6条 職に関し、法令その他特別の定めがあるもので、特に必要があると認められるものについては、第3条及び第4条に定める職にあわせて用いることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和50年5月6日から施行する。

(規則の廃止)

2 松本市教育委員会職員等職名規則(昭和31年教育委員会規則第6号)は、廃止する。

(中略)

別表第1(第3条関係)

(1) 事務局

第1欄	第2欄	第3欄
部	部長	参事
課	課長	参事 主幹

附属 施設	教育文化センター	所長	参事 主幹
	あがたの森文化会館 Mウィング文化センター		
		館長	主幹 主査
		学芸員	主査 主任 主事
		主査	主査
		主査補	主査補
		主任	主任
		主事	主事
		技師	技師
	青少年ホーム	所長	主幹 主査
係等	係 担当	係長	主査
		指導主事	主査

附属 施設	教育文化センター	所長	参事 主幹
		指導主事	主査
	学校支援センター	学校支援センター長	参事 主幹
		主任指導主事	主幹 主査
			主査
		指導主事	主査
	あがたの森文化会館 Mウィング文化センター	館長	主幹 主査
		学芸員	主査 主任 主事
		主査	主査
		主査補	主査補
		主任	主任
		主事	主事
		技師	技師
	青少年ホーム	所長	主幹 主査
係等	係 担当	係長	主査
		指導主事	主査

センター	社会教育主事	主査 主任 主事
	社会教育主事補	主事 事務員
	主査	主査
	主査補	主査補
	主任	主任
	主事	主事
	技師	技師
	事務員	事務員
	技術員	技術員
	技能員	技能員

上記のほか、必要に応じ次の職を置く。

第1欄	第2欄	第3欄
部	部部長	参事
	部課長	参事
	担当課長	主幹
課	課長補佐	主幹
	<u>主任指導主事</u>	主査
	課係長	主査

(2) 教育機関

センター	社会教育主事	主査 主任 主事
	社会教育主事補	主事 事務員
	主査	主査
	主査補	主査補
	主任	主任
	主事	主事
	技師	技師
	事務員	事務員
	技術員	技術員
	技能員	技能員

上記のほか、必要に応じ次の職を置く。

第1欄	第2欄	第3欄
部	部部長	参事
	部課長	参事
	担当課長	主幹
課	課長補佐	主幹
	<u>主任指導主事</u>	主査
	課係長	主査

(2) 教育機関

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
中央公民館	館長	参事 主幹
	管理担当係長	主幹
	事業担当係長	主査
	館長補佐	
中央図書館	公民館主事	主幹 主査 主査補 主任 主事
	館長(松本市図書館条例 (昭和 3 9 年条例第 4 1 号)第 2 条第 2 項に規定 する分館の館長を除く。)	参事 主幹
	館長補佐	参事
	館長(松本市図書館条例 第 2 条第 2 項に規定する 分館の館長をいう。)	主幹 主査
	司書	主査 主査補 主任 主事

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
中央公民館	館長	参事 主幹
	管理担当係長	主幹
	事業担当係長	主査
	館長補佐	
中央図書館	公民館主事	主幹 主査 主査補 主任 主事
	館長(松本市図書館条例 (昭和 3 9 年条例第 4 1 号)第 2 条第 2 項に規定 する分館の館長を除く。)	参事 主幹
	館長補佐	参事
	館長(松本市図書館条例 第 2 条第 2 項に規定する 分館の館長をいう。)	主幹 主査
	司書	主査 主査補 主任 主事

		事務員
	司書補	主事 事務員
松本城管理事務所	所長	参事 主幹
	管理担当係長	主幹
	城郭整備担当係長	主査
美術館	副館長	参事 主幹
	企画運営担当係長	主幹
	美術担当係長	主査
	学芸員	主幹 主査 主査補 主任 主事 事務員
	学芸員補	主事 事務員
博物館	館長	参事 主幹
	庶務担当係長	主幹

		事務員
	司書補	主事 事務員
松本城管理事務所	所長	参事 主幹
	管理担当係長	主幹
	城郭整備担当係長	主査
美術館	副館長	参事 主幹
	企画運営担当係長	主幹
	美術担当係長	主査
	学芸員	主幹 主査 主査補 主任 主事 事務員
	学芸員補	主事 事務員
博物館	館長	参事
	基幹博物館建設担当課長	主幹
	庶務担当係長	主幹

	事業担当係長	主査
	基幹博物館建設担当係長	
	旧制高等学校記念館長	主幹 主査
	学芸員	主査 主査補 主任 主事 事務員
	学芸員補	主事 事務員
幼稚園	園長	参事 主幹 主査
	教諭	主査 主査補 主任 主事
	助教諭	事務員

上記のほか、必要に応じ次の職を置く。

	事業担当係長	主査
	基幹博物館建設担当係長	
	旧制高等学校記念館長	主幹 主査
	国宝旧開智学校校舎館長	主幹 主査
	学芸員	主査 主査補 主任 主事 事務員
	学芸員補	主事 事務員
幼稚園	園長	参事 主幹 主査
	教諭	主査 主査補 主任 主事
	助教諭	事務員

上記のほか、必要に応じ次の職を置く。

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
教育機関	課長補佐	主幹 主査
	係長	主査
	館係長	
	所係長	
	主査	
	主査補	主査補
	主任	主任
	主事	主事
	技師	技師
	事務員	事務員
	技術員	技術員
	学校事務補	学校事務補
	管理員	管理員
	技能員	技能員
	給食調理員	給食調理員

別表第 2 (第 3 条関係)

職務職名	職員の区分
部長、部部長、課長、館長、所長、 副館長 、部課長、課長補佐、館長補佐、係長、課係長、主査、主査補、主任、主事、技師	事務職員 技術職員 専門職員

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
教育機関	課長補佐	主幹 主査
	係長	主査
	館係長	
	所係長	
	主査	
	主査補	主査補
	主任	主任
	主事	主事
	技師	技師
	事務員	事務員
	技術員	技術員
	学校事務補	学校事務補
	管理員	管理員
	技能員	技能員
	給食調理員	給食調理員

別表第 2 (第 3 条関係)

職務職名	職員の区分
部長、部部長、課長、館長、所長、 副館長 、部課長、課長補佐、館長補佐、係長、課係長、主査、主査補、主任、主事、技師	事務職員 技術職員 専門職員

課長、主任指導主事、指導主事、園長、教諭、助教諭	教育職員
社会教育主事、公民館主事、司書、学芸員、社会教育主事補、司書補、学芸員補	専門職員

別表第3(第4条関係)

職務職名	職層職名	職務内容
部長	参事	極めて高度な知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務
部部長	参事	極めて高度な知識経験又は、高度な専門的知識に基づく困難な業務を行う職務
課長	参事 主幹	高度な知識経験に基づき困難な業務を行う職務
館長		
所長		
園長		
課長補佐	主幹	相当高度な知識経験に基づき困難な業務を行う職務
主任指導主事	主査	
係長	主査	高度な知識経験を必要とする業務を行う職務
所長		
館長補佐		

学校支援センター長、主任指導主事、指導主事、園長、教諭、助教諭	教育職員
社会教育主事、公民館主事、司書、学芸員、社会教育主事補、司書補、学芸員補	専門職員

別表第3(第4条関係)

職務職名	職層職名	職務内容
部長	参事	極めて高度な知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務
部部長	参事	極めて高度な知識経験又は、高度な専門的知識に基づく困難な業務を行う職務
課長	参事 主幹	高度な知識経験に基づき困難な業務を行う職務
館長		
所長		
学校支援センター長		
園長		
課長補佐	主幹	相当高度な知識経験に基づき困難な業務を行う職務
主任指導主事	主査	
係長	主査	高度な知識経験を必要とする業務を行う職務
所長		
館長補佐		

館係長		
所係長		
主査	主査	比較的高度な知識経験に基づき困難な業務を行う職務
指導主事		
主査補		
主任		
主事	主事	一般的な業務を行う職務
技師	技師	
事務員	事務員	
技術員	技術員	一般的であって比較的軽易な業務を行う職務
学校事務補	学校事務補	
管理員	管理員	
技能員	技能員	
給食調理員	給食調理員	

別表第4(第5条関係)

職種名
保健師、看護師、栄養士、ボイラー技士、主任教諭、指導主事、教育相談員、教諭、給食調理員、社会教育指導員、研究専門員、館長、司書、学芸員、管理員

館係長		
所係長		
主査	主査	比較的高度な知識経験に基づき困難な業務を行う職務
指導主事		
主査補		
主任		
主事	主事	一般的な業務を行う職務
技師	技師	
事務員	事務員	
技術員	技術員	一般的であって比較的軽易な業務を行う職務
学校事務補	学校事務補	
管理員	管理員	
技能員	技能員	
給食調理員	給食調理員	

別表第4(第5条関係)

職種名
保健師、看護師、栄養士、ボイラー技士、主任教諭、指導主事、教育相談員、教諭、給食調理員、社会教育指導員、研究専門員、館長、司書、学芸員、管理員

議案第 7 号

松本市教育委員会職員の職の兼務に関する規程の一部改正について

1 趣旨

令和2年度行政改革における組織体制の見直しに伴い、所要の改正を行うことについて協議するものです。

2 改正内容

- (1) 生涯学習課あがたの森文化会館長の中央図書館あがたの森図書館長の兼務を削除する。
- (2) 中央公民館鎌田地区公民館館長補佐の中央図書館鎌田図書館長の兼務を削除する。
- (3) 中央公民館島内公民館館長補佐の中央図書館島内図書館長の兼務を削除する。
- (4) 中央公民館寿台公民館館長補佐の中央図書館寿台図書館長の兼務を削除する。

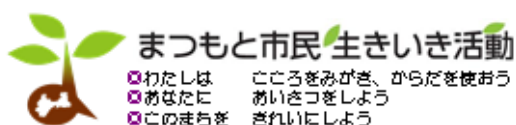
3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和3年4月1日

担当 教育政策課
課長 小林 伸一
電話 33-3980



「学都松本」

松本市教育委員会職員の職の兼務に関する規程(平成8年教育委員会訓令甲第1号)新旧対照表

現行	改正後（案）
○松本市教育委員会職員の職の兼務に関する規程 平成8年3月29日 教育委員会訓令甲第1号 （中略） （目的） 第1条 この規程は、松本市教育委員会事務局の職員の職の兼務の内容を明らかにするとともに発令事務の簡素化を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。 （兼務） 第2条 別表第1左欄に掲げる職を命ぜられた者は、当該命ぜられている期間中、兼ねて当該右欄の職を命ぜられたものとする。 2 別表第2左欄に掲げる課等に勤務を命ぜられた者(当該勤務を命ぜられた課等において、同欄に掲げる係の業務を担当する者を含む。)は、当該命ぜられている期間中、当該右欄に掲げる課等に任務を命ぜられたものとし、又は当該任務を命ぜられたものとされる課等において、同欄に掲げる係の業務を担当するものとする。 3 別表第3左欄に掲げる職を命ぜられた者は、当該命ぜられている期間中、兼ねて当該右欄の職の事務取扱を命ぜられたものとする。 （補則）	○松本市教育委員会職員の職の兼務に関する規程 平成8年3月29日 教育委員会訓令甲第1号 （中略） （目的） 第1条 この規程は、松本市教育委員会事務局の職員の職の兼務の内容を明らかにするとともに発令事務の簡素化を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。 （兼務） 第2条 別表第1左欄に掲げる職を命ぜられた者は、当該命ぜられている期間中、兼ねて当該右欄の職を命ぜられたものとする。 2 別表第2左欄に掲げる課等に勤務を命ぜられた者(当該勤務を命ぜられた課等において、同欄に掲げる係の業務を担当する者を含む。)は、当該命ぜられている期間中、当該右欄に掲げる課等に任務を命ぜられたものとし、又は当該任務を命ぜられたものとされる課等において、同欄に掲げる係の業務を担当するものとする。 3 別表第3左欄に掲げる職を命ぜられた者は、当該命ぜられている期間中、兼ねて当該右欄の職の事務取扱を命ぜられたものとする。 （補則）

第3条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

(中略)

別表第1(第2条関係)

職	職
教育部生涯学習課社会教育推進担当係長	教育部中央公民館事業担当係長
同 同 施設整備担当係長	同 同 管理担当係長
同 同 あがたの森文化会館長	同 中央図書館あがたの森図書館長 同 博物館旧制高等学校記念館長
同 中央公民館鎌田地区公民館館長補佐	同 中央図書館鎌田図書館長
同 同 島内公民館館長補佐	同 同 島内図書館長
同 同 寿台公民館館長補佐	同 同 寿台図書館長

別表第2(第2条関係)

課等	課等
教育部生涯学習課社会教育推進担当	教育部中央公民館事業担当
同 同 施設整備担当	同 同 管理担当
同 同 あがたの森文化会館	同 中央図書館あがたの森図書館 同 博物館旧制高等学校記念館
同 同 青少年ホーム	同 中央公民館松南地区公民館

第3条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

(中略)

別表第1(第2条関係)

職	職
教育部生涯学習課社会教育推進担当係長	教育部中央公民館事業担当係長
同 同 施設整備担当係長	同 同 管理担当係長
同 同 あがたの森文化会館長	同 中央図書館あがたの森図書館長 同 博物館旧制高等学校記念館長
同 中央公民館鎌田地区公民館館長補佐	同 中央図書館鎌田図書館長
同 同 島内公民館館長補佐	同 同 島内図書館長
同 同 寿台公民館館長補佐	同 同 寿台図書館長

別表第2(第2条関係)

課等	課等
教育部生涯学習課社会教育推進担当	教育部中央公民館事業担当
同 同 施設整備担当	同 同 管理担当
同 同 あがたの森文化会館	同 中央図書館あがたの森図書館 同 博物館旧制高等学校記念館
同 同 青少年ホーム	同 中央公民館松南地区公民館

	同 中央図書館南部図書館
同 中央公民館	同 中央公民館Mウイング文化センター
同 同 鎌田地区公民館	同 中央図書館鎌田図書館
同 同 松南地区公民館	同 生涯学習課青少年ホーム 同 中央図書館南部図書館
同 同 島内公民館	同 中央図書館島内図書館
同 同 寿台公民館	同 同 寿台図書館
同 同 本郷公民館	同 同 本郷図書館
同 中央図書館南部図書館	同 中央公民館松南地区公民館 同 生涯学習課青少年ホーム
同 同 あがたの森図書館	同 生涯学習課あがたの森文化会館 同 博物館旧制高等学校記念館
同 同 鎌田図書館	同 中央公民館鎌田地区公民館
同 同 寿台図書館	同 中央公民館寿台公民館
同 同 本郷図書館	同 同 本郷公民館
同 同 島内図書館	同 中央公民館島内公民館
同 博物館旧制高等学校記念館	同 生涯学習課あがたの森文化会館 同 中央図書館あがたの森図書館
別表第3(第2条関係)	
職	職
教育部中央公民館長	教育部中央公民館Mウイング文化セ

	同 中央図書館南部図書館
同 中央公民館	同 中央公民館Mウイング文化センター
同 同 鎌田地区公民館	同 中央図書館鎌田図書館
同 同 松南地区公民館	同 生涯学習課青少年ホーム 同 中央図書館南部図書館
同 同 島内公民館	同 中央図書館島内図書館
同 同 寿台公民館	同 同 寿台図書館
同 同 本郷公民館	同 同 本郷図書館
同 中央図書館南部図書館	同 中央公民館松南地区公民館 同 生涯学習課青少年ホーム
同 同 あがたの森図書館	同 生涯学習課あがたの森文化会館 同 博物館旧制高等学校記念館
同 同 鎌田図書館	同 中央公民館鎌田地区公民館
同 同 寿台図書館	同 中央公民館寿台公民館
同 同 本郷図書館	同 同 本郷公民館
同 同 島内図書館	同 中央公民館島内公民館
同 博物館旧制高等学校記念館	同 生涯学習課あがたの森文化会館 同 中央図書館あがたの森図書館
別表第3(第2条関係)	
職	職
教育部中央公民館長	教育部中央公民館Mウイング文化セ

	ンター館長		ンター館長	
--	-------	--	-------	--

議案第 8 号

松本市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正について

1 趣旨

令和2年度行政改革における組織体制の見直しに伴い、所要の改正を行うことについて協議するものです。

2 改正内容

松本城管理事務所及び美術館を削除する。

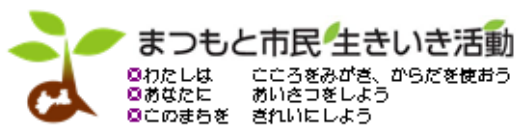
3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和3年4月1日

担当 教育政策課
課長 小林 伸一
電話 33-3980



「学都松本」

松本市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程(平成15年教育委員会訓令甲第1号)新旧対照表

現行	改正後（案）
○松本市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程 平成15年3月31日 教育委員会訓令甲第1号 （中略） （目的） 第1条 この規程は、松本市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成7年条例第29号)第2条第6項及び第7項、第3条並びに第6条の規定に基づき、教育委員会に属する職員(以下「職員」という。)の勤務時間、勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日(以下「勤務時間等」という。)の特例について、必要な事項を定めることを目的とする。 （対象職員の範囲及び勤務時間等） 第2条 勤務時間等について、特例の対象となる職員の範囲及び勤務時間等は、別表のとおりとする。 2 職務の都合により、必要と認めるときは、別表に規定する職員の勤務時間を繰り上げ又は繰り下げる等の方法により変更することができる。 附 則 この訓令は、平成15年4月1日から施行する。 （中略）	○松本市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程 平成15年3月31日 教育委員会訓令甲第1号 （中略） （目的） 第1条 この規程は、松本市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成7年条例第29号)第2条第6項及び第7項、第3条並びに第6条の規定に基づき、教育委員会に属する職員(以下「職員」という。)の勤務時間、勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日(以下「勤務時間等」という。)の特例について、必要な事項を定めることを目的とする。 （対象職員の範囲及び勤務時間等） 第2条 勤務時間等について、特例の対象となる職員の範囲及び勤務時間等は、別表のとおりとする。 2 職務の都合により、必要と認めるときは、別表に規定する職員の勤務時間を繰り上げ又は繰り下げる等の方法により変更することができる。 附 則 この訓令は、平成15年4月1日から施行する。 （中略）

別表(第2条関係)

所属	対象者の範囲	勤務時間	休憩時間	週休日	休日	備考
教育政策課	教育文化センターに勤務する職員で所属長が指定した者	午前8時30分から午後5時15分までとする。	勤務時間の途中に1時間とする。	4週を通じて8日の割合で別に定める。	条例に規定する休日に相当する日数で別に定める。	勤務時間等の各人ごとの割振りは、所属長が定める。
生涯学習課	あがたの森文化会館に勤務する職員で所属長が指定した者	1 直者 午前8時30分から午後5時15分までとする。	同上	同上	条例に規定する休日とする。	1 勤務時間等の各人ごとの割振りは、所属長が定める。
		2 直者 午後1時15分から午後10時までとする。	同上	同上	同上	2 1直者及び2直者とは、勤務時間の態様による職員の区分をいう。
	青少年ホー	1 直者	同上	同上	同上	同上

別表(第2条関係)

所属	対象者の範囲	勤務時間	休憩時間	週休日	休日	備考
教育政策課	教育文化センターに勤務する職員で所属長が指定した者	午前8時30分から午後5時15分までとする。	勤務時間の途中に1時間とする。	4週を通じて8日の割合で別に定める。	条例に規定する休日に相当する日数で別に定める。	勤務時間等の各人ごとの割振りは、所属長が定める。
生涯学習課	あがたの森文化会館に勤務する職員で所属長が指定した者	1 直者 午前8時30分から午後5時15分までとする。	同上	同上	条例に規定する休日とする。	1 勤務時間等の各人ごとの割振りは、所属長が定める。
		2 直者 午後1時15分から午後10時までとする。	同上	同上	同上	2 1直者及び2直者とは、勤務時間の態様による職員の区分をいう。
	青少年ホー	1 直者	同上	同上	同上	同上

	ムに勤務する職員で所属長が指定した者	午前8時30分から午後5時15分までとする。						ムに勤務する職員で所属長が指定した者	午前8時30分から午後5時15分までとする。						
		2直者 午後1時15分から午後10時までとする。	同上	同上	同上				2直者 午後1時15分から午後10時までとする。	同上	同上	同上			
中央公民館	中央公民館に勤務する職員で所属長が指定した者	1直者 午前8時30分から午後5時15分までとする。	同上	同上	同上	同上		中央公民館に勤務する職員で所属長が指定した者	1直者 午前8時30分から午後5時15分までとする。	同上	同上	同上	同上		
		2直者 午後0時から午後9時までとする。	同上	同上	同上				2直者 午後0時から午後9時までとする。	同上	同上	同上			
	松南地区公民館に勤務	1直者 午前8時30分から午後5時15分までとする。	同上	同上	同上	同上		松南地区公民館に勤務	1直者 午前8時30分から午後5時15分までとする。	同上	同上	同上	同上		

		する職員で 所属長が指 定した者	0分から午 後5時15 分までとす る。										
			2直者 午後1時1 5分から午 後10時ま でとする。	同上	同上	同上							
中央図 書館	中央図書館 に勤務する 職員で所属 長が指定し た者	1直者 午前8時3 0分から午 後5時15 分までとす る。	同上	同上	条例に 規定す る休日 に相当 する日 数で別 に定め る。	同上							
		2直者 午前10時 30分から 午後7時1 5分までと する。	同上	同上	同上								
		する職員で 所属長が指 定した者	0分から午 後5時15 分までとす る。										
			2直者 午後1時1 5分から午 後10時ま でとする。	同上	同上	同上							
中央図 書館	中央図書館 に勤務する 職員で所属 長が指定し た者	1直者 午前8時3 0分から午 後5時15 分までとす る。	同上	同上	条例に 規定す る休日 に相当 する日 数で別 に定め る。	同上							
		2直者 午前10時 30分から 午後7時1 5分までと する。	同上	同上	同上								

	南部図書館に勤務する職員で所属長が指定した者	1 直者 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。	同上	同上	同上	同上
		2 直者 午後 1 時 15 分から午後 10 時までとする。	同上	同上	同上	
	あがたの森図書館及び波田図書館に勤務する職員で所属長が指定した者	1 直者 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。	同上	同上	同上	同上
		2 直者 午前 10 時 30 分から午後 7 時 15 分までとする。	同上	同上	同上	
	南部図書館に勤務する職員で所属長が指定した者	1 直者 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。	同上	同上	同上	同上
		2 直者 午後 1 時 15 分から午後 10 時までとする。	同上	同上	同上	
	あがたの森図書館及び波田図書館に勤務する職員で所属長が指定した者	1 直者 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。	同上	同上	同上	同上
		2 直者 午前 10 時 30 分から午後 7 時 15 分までとする。	同上	同上	同上	

	寿台図書 館、本郷図 書館、中山 文庫、島内 図書館及び 空港図書館 に勤務する 職員で所属 長が指定し た者	午前8時3 0分から午 後5時15 分までとす る。	同上	同上	同上	勤務時間等の 各人ごとの割 振りは、所属長 が定める。
	鎌田図書館 及び梓川図 書館に勤務 する職員で 所属長が指 定した者	1 直者 午前8時3 0分から午 後5時15 分までとす る。	同上	同上	同上	1 勤務時間 等の各人ご との割振り は、所属長が 定める。 2 1直者及 び2直者と は、勤務時間 の態様によ る職員の区 分をいう。
		2 直者 午前9時3 0分から午 後6時15 分までとす る。	同上	同上	同上	
松本城	松本城管理	午前8時3	同上	同上	同上	勤務時間等の

	寿台図書 館、本郷図 書館、中山 文庫、島内 図書館及び 空港図書館 に勤務する 職員で所属 長が指定し た者	午前8時3 0分から午 後5時15 分までとす る。	同上	同上	同上	勤務時間等の 各人ごとの割 振りは、所属長 が定める。
	鎌田図書館 及び梓川図 書館に勤務 する職員で 所属長が指 定した者	1 直者 午前8時3 0分から午 後5時15 分までとす る。	同上	同上	同上	1 勤務時間 等の各人ご との割振り は、所属長が 定める。 2 1直者及 び2直者と は、勤務時間 の態様によ る職員の区 分をいう。
		2 直者 午前9時3 0分から午 後6時15 分までとす る。	同上	同上	同上	
松本城	松本城管理	午前8時3	同上	同上	同上	勤務時間等の

管理事務	事務所に勤務する職員で所属長が指定した者	0分から午後5時15分までとする。				各人ごとの割振りは、所属長が定める。	
美術館	美術館に勤務する職員で所属長が指定した者	同上	同上	同上	同上	同上	
博物館	博物館、旧開智学校校舎、松本民芸館、旧山辺学校校舎、考古博物館、はかり資料館、旧制高等学校記念館、窪田空穂記念館、馬場家住宅、歴史の里、時計博物館、	同上	同上	同上	同上	同上	

管理事務	事務所に勤務する職員で所属長が指定した者	0分から午後5時15分までとする。				各人ごとの割振りは、所属長が定める。	
美術館	美術館に勤務する職員で所属長が指定した者	同上	同上	同上	同上	同上	
博物館	博物館、旧開智学校校舎、松本民芸館、旧山辺学校校舎、考古博物館、はかり資料館、旧制高等学校記念館、窪田空穂記念館、馬場家住宅、歴史の里、時計博物館、	同上	同上	同上	同上	同上	

山と自然博 物館及び四 賀化石館に 勤務する職 員で所属長 が指定した 者							山と自然博 物館及び四 賀化石館に 勤務する職 員で所属長 が指定した 者						
---	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--

議案第 9 号

松本市立小学校、中学校条例施行規則の一部改正について

1 趣旨

松本市行政文書の押印の見直しに伴い、所要の改正を行うことについて協議するものです。

2 改正内容

様式の学校長の押印の削除

3 新旧対照表

別紙のとおり

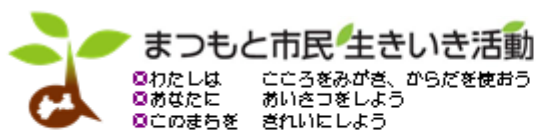
4 施行期日

令和3年4月1日

担当 学校教育課

課長 上條 公德

電話 33-9846



「学都松本」

松本市立小学校、中学校条例施行規則(昭和39年教育委員会規則第1号)新旧対照表

現行	改正後（案）
○松本市立小学校、中学校条例施行規則 昭和39年4月1日 教育委員会規則第1号 （中略） （目的） 第1条 この規則は、松本市立小学校、中学校条例(昭和39年条例第38号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。 （使用許可の申請） 第2条 条例第4条の規定による許可の申請は、使用前3日までに松本市学校施設使用許可申請書(様式第1号)に必要事項を記載し教育委員会に提出しなければならない。 2 教育委員会は、前項の使用許可をしたときは、申請者に松本市学校施設使用許可書(様式第2号)を交付する。 3 使用者は、前項の許可証を使用しようとする学校長に提示して指示を受けなければならない。 （使用料） 第3条 条例別表第3第4号に規定する教育委員会が別に定める額は、別表のとおりとする。	○松本市立小学校、中学校条例施行規則 昭和39年4月1日 教育委員会規則第1号 （中略） （目的） 第1条 この規則は、松本市立小学校、中学校条例(昭和39年条例第38号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。 （使用許可の申請） 第2条 条例第4条の規定による許可の申請は、使用前3日までに松本市学校施設使用許可申請書(様式第1号)に必要事項を記載し教育委員会に提出しなければならない。 2 教育委員会は、前項の使用許可をしたときは、申請者に松本市学校施設使用許可書(様式第2号)を交付する。 3 使用者は、前項の許可証を使用しようとする学校長に提示して指示を受けなければならない。 （使用料） 第3条 条例別表第3第4号に規定する教育委員会が別に定める額は、別表のとおりとする。

(使用者の心得)

第4条 使用を許可された者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 使用後整理整とんを十分行うこと。
- (2) 使用許可を受けた場所以外に立ち入らないこと。
- (3) 使用場所にある用具等には、使用を許可されたもの以外は手を触れないこと。
- (4) 喫煙には必ず灰皿等を用いること。
- (5) ストーブ、火鉢等火気を用いるときは、当該学校の火気取扱規定を厳守すること。
- (6) 校内で炊事、たき出等を行わないこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和39年4月1日から施行する。

(規則の廃止)

- 2 松本市学校施設使用条例施行細則(昭和27年規則第2号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(経過の措置)

- 3 この規則の施行の際、現に旧規則の規定によって出されている申請書及び許可書は、この規則の相当規定によって出された申請書及び許可書とみなす。

(中略)

(使用者の心得)

第4条 使用を許可された者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 使用後整理整とんを十分行うこと。
- (2) 使用許可を受けた場所以外に立ち入らないこと。
- (3) 使用場所にある用具等には、使用を許可されたもの以外は手を触れないこと。
- (4) 喫煙には必ず灰皿等を用いること。
- (5) ストーブ、火鉢等火気を用いるときは、当該学校の火気取扱規定を厳守すること。
- (6) 校内で炊事、たき出等を行わないこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和39年4月1日から施行する。

(規則の廃止)

- 2 松本市学校施設使用条例施行細則(昭和27年規則第2号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(経過の措置)

- 3 この規則の施行の際、現に旧規則の規定によって出されている申請書及び許可書は、この規則の相当規定によって出された申請書及び許可書とみなす。

(中略)

別表(第3条関係)

器具(梓川小学校体育館)

区分	単位	金額
		円
音響照明器具	1式1回	4,400
グランドピアノ	1台1回	5,440
プロジェクター映写機(スクリーンを含む。)	1式1回	3,240

備考 1回とは条例別表第4第1号に定める午前・午後・夜間をそれぞれ単位とする。

様式第1号(第2条関係)

別表(第3条関係)

器具(梓川小学校体育館)

区分	単位	金額
		円
音響照明器具	1式1回	4,400
グランドピアノ	1台1回	5,440
プロジェクター映写機(スクリーンを含む。)	1式1回	3,240

備考 1回とは条例別表第4第1号に定める午前・午後・夜間をそれぞれ単位とする。

様式第1号(第2条関係)

様式第1号(第2条関係)

許可番号	松本市学校施設 使用許可申請書		係	係長	課長	
年 月 日	住所	申請者	団体名			
(あて先) 松本市教育委員会	氏名	TEL	—			
次のとおり使用許可の申請をします。						
使用学校	小 中 学校	使用施設	体育館・運動場・教室・柔剣道場・テニスコート	照 明	要・不要	
使用目的				火気使用	有・無	
使用月日	時 間	照 明 使 用 時 間	人 員	施設使用料	照 明 施 設 使 料	
月 日	午前 時 分～ 午後 時 分	時間	人	円	円	
月 日	午前 時 分～ 午後 時 分	時間	人	円	円	
月 日	午前 時 分～ 午後 時 分	時間	人	円	円	
月 日	午前 時 分～ 午後 時 分	時間	人	円	円	
月 日	午前 時 分～ 午後 時 分	時間	人	円	円	
月 日	午前 時 分～ 午後 時 分	時間	人	円	円	
※学校長意見	松本市立 小 中 学校長 ㊟			合 計	円	円
				減 免	円	円
				差 引 額	円	円
				総 計	円	
備 考				上記の使用料総額を納入します。		
				領 収 日 付 印		

様式第2号(第2条関係)

様式第1号(第2条関係)

許可番号	松本市学校施設 使用許可申請書		係	係長	課長
年 月 日	住所	申請者	団体名		
(あて先) 松本市教育委員会	氏名	TEL	—		
次のとおり使用許可の申請をします。					
使用学校	小 中 学校	使用施設	体育館・運動場・教室・柔剣道場・テニスコート	照 明	要・不要
使用目的				火気使用	有・無
使用月日	時 間	照 明 使 用 時 間	人 員	施設使用料	照 明 施 設 使 料
月 日	午前 時 分～ 午後 時 分	時間	人	円	円
月 日	午前 時 分～ 午後 時 分	時間	人	円	円
月 日	午前 時 分～ 午後 時 分	時間	人	円	円
月 日	午前 時 分～ 午後 時 分	時間	人	円	円
月 日	午前 時 分～ 午後 時 分	時間	人	円	円
月 日	午前 時 分～ 午後 時 分	時間	人	円	円
※学校長意見	松本市立 小 中 学校長			合 計	円
				減 免	円
				差 引 額	円
				総 計	円
備 考				上記の使用料総額を納入します。	
				領 収 日 付 印	

様式第2号(第2条関係)

様式第2号(第2条関係)

松本市学校施設使用許可書兼領収証書									
許可番号									
年 月 日 松本市教育委員会 次のとおり使用の許可をします。		住所							
		団体名							
		氏名		TEL					
使用学校	小学校 中	使用施設	体育館・運動場・教室・柔剣道場・テニスコート		照明		要・不要		
使用目的						火気使用		有・無	
使用月日	時 間		照明使用時間	人 員	施設使用料	照明施設使用料			
月 日	午前 時 分～	午前 時 分	時間	人	円	円			
月 日	午前 時 分～	午前 時 分	時間	人	円	円			
月 日	午前 時 分～	午前 時 分	時間	人	円	円			
月 日	午前 時 分～	午前 時 分	時間	人	円	円			
月 日	午前 時 分～	午前 時 分	時間	人	円	円			
月 日	午前 時 分～	午前 時 分	時間	人	円	円			
※ 学校 長 意見	松本市立 小 中学校長 印				合 計	円		円	
					減 免	円		円	
					差 引 額	円		円	
					総 計	円		円	
許可の 条 件	1. 使用物件を損傷したときは、市長の指示を受けてすみやかに返却してください。 2. 許可を得ないで使用の目的を変更しないでください。 3. 使用中他に損害を及ぼすおそれのあるときはこの許可書の条項に違反したとき、その他教育委員会が必要と認めたときは、許可の取消し又は変更を命ずることがあります。この場合使用者はこれを拒むことができません。また、これについて損害賠償を要求することは、できません。 4. 使用料は返還しません。ただし、過けることのできない理由により使用不能又は使用を中止したときはこの限りでは、ありません。 5. 使用後は、すみやかに原形に復し、学校長に報告し換収を受けてください。 6. 使用中、使用者が第三者に対し許可を受けた使用施設を使用させることは、できません。 7. 使用者は、本許可書を許可後すみやかに学校長に提示して指示を受けてください。				上記の使用料総額を納入します。				
					領 収 日 付 印				

様式第2号(第2条関係)

松本市学校施設使用許可書兼領収証書									
許可番号									
年 月 日 松本市教育委員会 次のとおり使用の許可をします。		住所							
		団体名							
		氏名		TEL					
使用学校	小学校 中	使用施設	体育館・運動場・教室・柔剣道場・テニスコート		照明		要・不要		
使用目的						火気使用		有・無	
使用月日	時 間		照明使用時間	人 員	施設使用料	照明施設使用料			
月 日	午前 時 分～	午前 時 分	時間	人	円	円			
月 日	午前 時 分～	午前 時 分	時間	人	円	円			
月 日	午前 時 分～	午前 時 分	時間	人	円	円			
月 日	午前 時 分～	午前 時 分	時間	人	円	円			
月 日	午前 時 分～	午前 時 分	時間	人	円	円			
月 日	午前 時 分～	午前 時 分	時間	人	円	円			
※ 学校 長 意見	松本市立 小 中学校長 印				合 計	円		円	
					減 免	円		円	
					差 引 額	円		円	
					総 計	円		円	
許可の 条 件	1. 使用物件を損傷したときは、市長の指示を受けてすみやかに返却してください。 2. 許可を得ないで使用の目的を変更しないでください。 3. 使用中他に損害を及ぼすおそれのあるときはこの許可書の条項に違反したとき、その他教育委員会が必要と認めたときは、許可の取消し又は変更を命ずることがあります。この場合使用者はこれを拒むことができません。また、これについて損害賠償を要求することは、できません。 4. 使用料は返還しません。ただし、過けることのできない理由により使用不能又は使用を中止したときはこの限りでは、ありません。 5. 使用後は、すみやかに原形に復し、学校長に報告し換収を受けてください。 6. 使用中、使用者が第三者に対し許可を受けた使用施設を使用させることは、できません。 7. 使用者は、本許可書を許可後すみやかに学校長に提示して指示を受けてください。				上記の使用料総額を納入します。				
					領 収 日 付 印				

議案第 10 号

松本市立学校の学校医等の委嘱及び報酬に関する規則の一部改正について

1 趣旨

労働安全衛生法第13条の規定に基づき、産業医を教職員50名以上が在籍する市立小中学校に設置することに伴い、所要の改正を行うことについて協議するものです。

2 主な改正内容

- (1) 職務に、産業医の項目として「教職員50人以上が在籍する小学校、中学校には産業医を設置し、労働安全衛生規則14条の職務を行う。」を追加する。
- (2) 委嘱期間に、産業医の項目として「産業医の任期は1年とし、再任を妨げない。」を追加する。
- (3) 報酬に、産業医の項目として「産業医 長野県産業医報酬基準に基づく額」を追加する。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和3年4月1日

担当 学校教育課
課長 上條 公德
電話 33-9846

松本市立学校の学校医等の委嘱及び報酬に関する規則(令和２年教育委員会規則第７号)新旧対照表

現行	改正後（案）
○松本市立学校の学校医等の委嘱及び報酬に関する規則 令和２年３月２６日 教育委員会規則第７号 （目的） 第１条 この規則は、学校保健安全法(昭和３３年法律第５６号。以下「法」という。)第２３条の規定に基づき松本市立小学校、中学校及び松本市立幼稚園(以下「学校等」という。)に置く学校医、学校歯科医及び学校薬剤師並びに学校医の応援医並びに労働安全衛生法(昭和４７年法律第５７号)第１３条の２の規定に基づく学校等における健康管理医並びに学校相談医(以下これらを「学校医等」という。)の委嘱及び報酬について必要な事項を定めることを目的とする。 （身分） 第２条 学校医等は地方公務員法(昭和２５年法律第２６１号)第３条第３項第３号に規定する非常勤の特別職とする。 （職務） 第３条 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、法第２３条第１項及び第２項並びに学校安全法施行規則(昭和３３年文部省令第１８号)に規定する職務を行う。 ２ 応援医は、学校医からの求めにより法第１３条の規定による児童生	○松本市立学校の学校医等の委嘱及び報酬に関する規則 令和２年３月２６日 教育委員会規則第７号 （目的） 第１条 この規則は、学校保健安全法(昭和３３年法律第５６号。以下「法」という。)第２３条の規定に基づき松本市立小学校、中学校及び松本市立幼稚園(以下「学校等」という。)に置く学校医、学校歯科医及び学校薬剤師並びに学校医の応援医並びに労働安全衛生法(昭和４７年法律第５７号)<u>第１３条から第１３条の３までの規定</u>に基づく学校等における<u>健康管理医、学校相談医及び産業医</u>(以下これらを「学校医等」という。)の委嘱及び報酬について必要な事項を定めることを目的とする。 （身分） 第２条 学校医等は地方公務員法(昭和２５年法律第２６１号)第３条第３項第３号に規定する非常勤の特別職とする。 （職務） 第３条 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、法第２３条第１項及び第２項並びに学校安全法施行規則(昭和３３年文部省令第１８号)に規定する職務を行う。 ２ 応援医は、学校医からの求めにより法第１３条の規定による児童生

徒等の健康診断(以下「児童生徒等の健康診断」という。)に関する職務を行う。

3 健康管理医は、学校等において労働安全衛生法第13条の2に規定する教職員の健康管理等に関する職務を行う。

4 学校相談医は、養護教諭等からの医学的な質問、学校医からの相談業務など、学校等における専門医として相談に関する職務を行う。

(委嘱)

第4条 教育委員会は、一般社団法人松本市医師会、一般社団法人松本市歯科医師会及び一般社団法人松本薬剤師会から推薦を受けた者を学校医等に委嘱する。

(委嘱期間)

第5条 学校医、健康管理医及び学校相談医の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 学校医、健康管理医及び学校相談医に欠員が生じた場合における補欠の学校医、健康管理医及び学校相談医の任期は、前任者の残任期間とする。

3 応援医の任期は、毎年4月1日から6月30日までとする。

(服務)

徒等の健康診断(以下「児童生徒等の健康診断」という。)に関する職務を行う。

3 健康管理医は、学校等において労働安全衛生法第13条の2に規定する教職員の健康管理等に関する職務を行う。

4 学校相談医は、養護教諭等からの医学的な質問、学校医からの相談業務など、学校等における専門医として相談に関する職務を行う。

5 教職員50人以上が在籍する松本市立小学校、中学校には産業医を設置し、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）14条の職務を行う。

(委嘱)

第4条 教育委員会は、一般社団法人松本市医師会、一般社団法人松本市歯科医師会及び一般社団法人松本薬剤師会から推薦を受けた者を学校医等に委嘱する。

(委嘱期間)

第5条 学校医、健康管理医及び学校相談医の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 学校医、健康管理医及び学校相談医に欠員が生じた場合における補欠の学校医、健康管理医及び学校相談医の任期は、前任者の残任期間とする。

3 応援医の任期は、毎年4月1日から6月30日までとする。

4 産業医の任期は1年とし、再任を妨げない。

(服務)

第6条 学校医等は職務の遂行に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第3条に規定する職務に専念すること
- (2) その職の信用を傷つける行為をしないこと
- (3) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。その職を退いた後も同様とする。

(委嘱の終了)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、任期の途中でであっても、これを解任することができる。

- (1) 自己の都合により解職を申し出たとき。
- (2) 前条に掲げる服務事項に違反したとき。
- (3) その他職務の遂行のために必要な適格性を欠くと認められるとき。

(報酬)

第8条 学校医等の報酬は、松本市特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例(昭和26年条例第8号)及び別表に定めるところによる。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

第6条 学校医等は職務の遂行に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第3条に規定する職務に専念すること
- (2) その職の信用を傷つける行為をしないこと
- (3) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。その職を退いた後も同様とする。

(委嘱の終了)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、任期の途中でであっても、これを解任することができる。

- (1) 自己の都合により解職を申し出たとき。
- (2) 前条に掲げる服務事項に違反したとき。
- (3) その他職務の遂行のために必要な適格性を欠くと認められるとき。

(報酬)

第8条 学校医等の報酬は、松本市特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例(昭和26年条例第8号)及び別表に定めるところによる。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に教育委員会から学校医等として委嘱を受けている者は、この規則に基づき委嘱されたものとみなす。

別表(第8条関係)

学校医(内科)	小中学校	年額144,000円とし、担任する小学校及び中学校(以下「小中学校」という。)の児童生徒数(毎年5月1日現在在学する児童生徒の数をいう。以下「担任児童生徒数」という。)が100人を超えるときは50人を超えるごとに8,000円を加算した額。ただし、児童生徒等の健康診断において応援医の派遣を受けたときは、応援医の勤務時間1時間につき、10,000円を減額した額
	幼稚園	年額120,000円とし、担任する幼稚園の児童数(毎年4月1日現在在学する児童の数をいう。以下「担任児童数」という。)が100人を超える場合は50人を超えるごとに8,000円を加算した額
	就学診断	担任する小学校における法第11条の規定による就学時の健康診断(以下「就学診断」という。)は、1校につき年額17,500円
学校医(眼科、耳鼻咽喉科)	小中学校	年額120,000円とし、担任児童生徒数が100人を超えるときは100人を超えるごとに16,0

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に教育委員会から学校医等として委嘱を受けている者は、この規則に基づき委嘱されたものとみなす。

別表(第8条関係)

学校医(内科)	小中学校	年額144,000円とし、担任する小学校及び中学校(以下「小中学校」という。)の児童生徒数(毎年5月1日現在在学する児童生徒の数をいう。以下「担任児童生徒数」という。)が100人を超えるときは50人を超えるごとに8,000円を加算した額。ただし、児童生徒等の健康診断において応援医の派遣を受けたときは、応援医の勤務時間1時間につき、10,000円を減額した額
	幼稚園	年額120,000円とし、担任する幼稚園の児童数(毎年4月1日現在在学する児童の数をいう。以下「担任児童数」という。)が100人を超える場合は50人を超えるごとに8,000円を加算した額
	就学診断	担任する小学校における法第11条の規定による就学時の健康診断(以下「就学診断」という。)は、1校につき年額17,500円
学校医(眼科、耳鼻咽喉科)	小中学校	年額120,000円とし、担任児童生徒数が100人を超えるときは100人を超えるごとに16,0

喉科)		00円を加算した額
	就学診断	1校につき年額17,500円
学校歯科医	小中学校	年額120,000円とし、担任児童生徒数が100人を超えるときは100人を超えるごとに16,000円を加算した額。
	幼稚園	年額120,000円とし、担任児童数が100人を超える場合は100人を超えるごとに16,000円を加算した額
	就学診断	1校につき年額17,500円
学校薬剤師		1校につき年額95,900円
応援医		児童生徒等の健康診断1時間につき10,000円
健康管理医		1校につき年額67,850円
学校相談医		年額133,200円

喉科)		00円を加算した額
	就学診断	1校につき年額17,500円
学校歯科医	小中学校	年額120,000円とし、担任児童生徒数が100人を超えるときは100人を超えるごとに16,000円を加算した額。
	幼稚園	年額120,000円とし、担任児童数が100人を超える場合は100人を超えるごとに16,000円を加算した額
	就学診断	1校につき年額17,500円
学校薬剤師		1校につき年額95,900円
応援医		児童生徒等の健康診断1時間につき10,000円
健康管理医		1校につき年額67,850円
学校相談医		年額133,200円
産業医		長野県産業医報酬基準に基づく額

議案第 11 号

松本市立小学校、中学校結核対策委員会設置要綱の一部改正について

1 趣旨

本市が令和3年4月に中核市に移行し、保健所が設置されることに伴い、所要の改正を行うことについて協議するものです。

2 改正内容

組織構成員を「松本保健所長」から「松本市保健所長」に変更する。

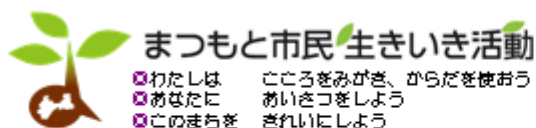
3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和3年4月1日

担当	学校教育課
課長	上條 公德
電話	33-9846



「学都松本」

松本市立小学校、中学校結核対策委員会設置要綱(平成15年教育委員会告示第5号)新旧対照表

現行	改正後（案）
○松本市立小学校、中学校結核対策委員会設置要綱 平成15年3月31日 教育委員会告示第5号 （目的） 第1条 この要綱は、松本市立小学校、中学校(以下「小・中学校」という。)の児童生徒への結核感染防止、感染者及び発病者の早期発見・早期治療、患者発生時の対応の3つの結核対策を進めるに当たり、学校保健と地域保健が円滑な連携を図り、結核対策をさらに充実・強化するため、松本市小学校、中学校結核対策委員会(以下「委員会」という。)を設置することについて必要な事項を定めることを目的とする。 （所掌事務） 第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。 （1） 小・中学校における結核健康診断の実施状況及び結果の把握に関すること。 （2） 精密検査及び経過観察対象児童生徒の管理方針の検討に関すること。 （3） 患者発生時の関係機関との協議並びに対策の検討に関すること。 （4） 地域との連携を踏まえた小・中学校の結核管理方針の検討に	○松本市立小学校、中学校結核対策委員会設置要綱 平成15年3月31日 教育委員会告示第5号 （目的） 第1条 この要綱は、松本市立小学校、中学校(以下「小・中学校」という。)の児童生徒への結核感染防止、感染者及び発病者の早期発見・早期治療、患者発生時の対応の3つの結核対策を進めるに当たり、学校保健と地域保健が円滑な連携を図り、結核対策をさらに充実・強化するため、松本市小学校、中学校結核対策委員会(以下「委員会」という。)を設置することについて必要な事項を定めることを目的とする。 （所掌事務） 第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。 （1） 小・中学校における結核健康診断の実施状況及び結果の把握に関すること。 （2） 精密検査及び経過観察対象児童生徒の管理方針の検討に関すること。 （3） 患者発生時の関係機関との協議並びに対策の検討に関すること。 （4） 地域との連携を踏まえた小・中学校の結核管理方針の検討に

関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 松本保健所長
- (2) 結核対策の専門家
- (3) 学校医
- (4) 学校長
- (5) 養護教諭

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が必要に応じて招集し、会議の議長は会長が務

関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 松本市保健所長
- (2) 結核対策の専門家
- (3) 学校医
- (4) 学校長
- (5) 養護教諭

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が必要に応じて招集し、会議の議長は会長が務

める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

議案第 12 号

松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱の一部改正について

1 趣旨

組織改正、並びに松本市行政文書における押印及び性別記載の見直しに伴い、所要の改正を行うことについて協議するものです。

2 改正内容

- (1) 様式の決裁欄の変更
- (2) 様式の押印・署名の削除
- (3) 様式の性別記載の削除、又は注意書きの追加

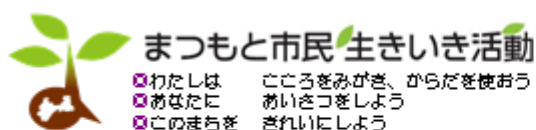
3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和3年4月1日

担当	学校教育課
課長	上條 公德
電話	33-9846



「学都松本」

松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱(平成12年教育委員会告示第30号)新旧対照表

現行	改正後（案）
○松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務 取扱要綱 平成12年9月1日 教育委員会告示第30号 改正 平成20年 3月31日教育委員会告示第5号 平成25年3月29日教育委員会告示第2号 平成27年3月31日教育委員会告示第5号 （目的） 第1条 この要綱は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「政令」という。)第8条及び第9条の規定に基づく指定校(政令第5条第2項の規定により教育委員会が別に定める通学区域に応じて指定される小学校又は中学校をいう。)の変更及び区域外就学(以下「通学区域外就学」という。)の取扱いについて定めることを目的とする。 （許可基準等） 第2条 教育委員会は、保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。)の申請により、その保護する児童生徒等(政令第4条に規定する児童生徒等をいう。以下同じ。)の審査の結果、別表に規定する許可基準(通学区域外就学を相当とする基準をいう。)に該当すると認めるときは、同表に	○松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務 取扱要綱 平成12年9月1日 教育委員会告示第30号 改正 平成20年 3月31日教育委員会告示第5号 平成25年3月29日教育委員会告示第2号 平成27年3月31日教育委員会告示第5号 （目的） 第1条 この要綱は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「政令」という。)第8条及び第9条の規定に基づく指定校(政令第5条第2項の規定により教育委員会が別に定める通学区域に応じて指定される小学校又は中学校をいう。)の変更及び区域外就学(以下「通学区域外就学」という。)の取扱いについて定めることを目的とする。 （許可基準等） 第2条 教育委員会は、保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。)の申請により、その保護する児童生徒等(政令第4条に規定する児童生徒等をいう。以下同じ。)の審査の結果、別表に規定する許可基準(通学区域外就学を相当とする基準をいう。)に該当すると認めるときは、同表に

規定する期間に限り、当該児童生徒等の通学区域外就学を許可する。

2 教育委員会は、前項の審査に当たり、実情を調査し、かつ、公正を期するものとする。

(申請)

第3条 児童生徒等の通学区域外就学を希望する保護者は、あらかじめ就学を希望する学校の校長に申し出たうえで、指定校変更申請書(様式第1号)又は区域外就学申請書(様式第2号)を別表の許可基準に応じて規定する添付書類とともに教育委員会に提出しなければならない。

(許可の通知等)

第4条 教育委員会は、前条の申請に対し、第2条及び政令第9条第2項の規定により、児童生徒等の通学区域外就学を許可するときは、当該児童生徒等の保護者にその旨を通知する。この場合において、必要な条件を付することができるものとする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成12年9月1日から施行する。ただし、別表第6項の許可基準は、平成13年4月1日以後の通学区域外就学に係るものから適用する。

附 則(平成20年3月31日教育委員会告示第5号)

規定する期間に限り、当該児童生徒等の通学区域外就学を許可する。

2 教育委員会は、前項の審査に当たり、実情を調査し、かつ、公正を期するものとする。

(申請)

第3条 児童生徒等の通学区域外就学を希望する保護者は、あらかじめ就学を希望する学校の校長に申し出たうえで、指定校変更申請書(様式第1号)又は区域外就学申請書(様式第2号)を別表の許可基準に応じて規定する添付書類とともに教育委員会に提出しなければならない。

(許可の通知等)

第4条 教育委員会は、前条の申請に対し、第2条及び政令第9条第2項の規定により、児童生徒等の通学区域外就学を許可するときは、当該児童生徒等の保護者にその旨を通知する。この場合において、必要な条件を付することができるものとする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成12年9月1日から施行する。ただし、別表第6項の許可基準は、平成13年4月1日以後の通学区域外就学に係るものから適用する。

附 則(平成20年3月31日教育委員会告示第5号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示施行の際現にこの告示による改正前の松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱の規定により提出された申請書は、この告示による改正後の松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱の規定により提出されたものとみなす。

附 則(平成25年3月29日教育委員会告示第2号)

この告示は、平成25年4月1日から施行し、平成26年4月1日以後の通学区域外就学に係るものから適用する。

附 則(平成27年3月31日教育委員会告示第5号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱の規定により使用されている様式は、この告示による改正後の松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱の規定による様式とみなす。

別表(第3条関係)通学区域外就学の許可基準等

許可基準	期間	添付書類
------	----	------

(施行期日)

- 1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示施行の際現にこの告示による改正前の松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱の規定により提出された申請書は、この告示による改正後の松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱の規定により提出されたものとみなす。

附 則(平成25年3月29日教育委員会告示第2号)

この告示は、平成25年4月1日から施行し、平成26年4月1日以後の通学区域外就学に係るものから適用する。

附 則(平成27年3月31日教育委員会告示第5号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱の規定により使用されている様式は、この告示による改正後の松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱の規定による様式とみなす。

別表(第3条関係)通学区域外就学の許可基準等

許可基準	期間	添付書類
------	----	------

1 転居のため指定校が変更となる児童生徒等	最終学年の場合 卒業までの期間 最終学年以外の場合 当該学期終了までの期間	・ 学校長副申書
2 指定校に特別支援学級がなく、最寄りの特別支援学級設置校の特別支援学級に入級する児童生徒等	理由が消滅するまでの期間	
3 身体虚弱により指定校への通学を困難とし、又は指定校からの通院加療を困難とする児童生徒等	理由が消滅するまでの期間	・ 学校長副申書
4 住宅の新改築又は転居予定のため、短期間(1年以内)通学区域外から通学する児童生徒等	理由が消滅するまでの期間	・ 建築許可証、売買契約書の写し等当該事実を確認できる書類 ・ 学校長副申書
5 母子・父子家庭又は保護者が共働き等の家庭で児童の登下校に際し、下校先その他の事情を考慮する必要のある児童生徒等	小学校低学年の期間	・ 学校長副申書

1 転居のため指定校が変更となる児童生徒等	最終学年の場合 卒業までの期間 最終学年以外の場合 当該学期終了までの期間	・ 学校長副申書
2 指定校に特別支援学級がなく、最寄りの特別支援学級設置校の特別支援学級に入級する児童生徒等	理由が消滅するまでの期間	
3 身体虚弱により指定校への通学を困難とし、又は指定校からの通院加療を困難とする児童生徒等	理由が消滅するまでの期間	・ 学校長副申書
4 住宅の新改築又は転居予定のため、短期間(1年以内)通学区域外から通学する児童生徒等	理由が消滅するまでの期間	・ 建築許可証、売買契約書の写し等当該事実を確認できる書類 ・ 学校長副申書
5 母子・父子家庭又は保護者が共働き等の家庭で児童の登下校に際し、下校先その他の事情を考慮する必要のある児童生徒等	小学校低学年の期間	・ 学校長副申書

6	隣接する通学区域にある小・中学校への通学距離が、指定校よりも近くなる児童生徒で、次に掲げる要件のいずれにも該当する者 (1) 指定校までの通学距離が、小学校は1.5km、中学校は2kmを超えること。 (2) 受け入れる学校の施設等に支障がないと認められること。	卒業までの期間			
7	家庭の特殊事情又は教育的配慮から教育委員会がやむを得ないと認める児童生徒等	教育委員会が認める期間	・学校長副申書		
様式第1号(第3条関係) (略)					
様式第2号(第3条関係) (略)					

6	隣接する通学区域にある小・中学校への通学距離が、指定校よりも近くなる児童生徒で、次に掲げる要件のいずれにも該当する者 (1) 指定校までの通学距離が、小学校は1.5km、中学校は2kmを超えること。 (2) 受け入れる学校の施設等に支障がないと認められること。	卒業までの期間			
7	家庭の特殊事情又は教育的配慮から教育委員会がやむを得ないと認める児童生徒等	教育委員会が認める期間	・学校長副申書		
様式第1号(第3条関係) (略)					
様式第2号(第3条関係) (略)					

松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱新旧対照表

現 行										改 正 案									
様式第 1 号（第 3 条関係）																			
										承認番号									
指 定 校 変 更 申 請 書																			
住 所				連絡先 ー															
保護者氏名										職業									
フリガナ 児童・生徒氏名						男 女				男 女									
生年月日				年 月 日		続柄				年 月 日				続柄					
指定学校名				松本市立 学校 第 学年						松本市立 学校 第 学年									
指定変更希望 学 校 名				松本市立 学校 第 学年						松本市立 学校 第 学年									

現 行										改 正 案									
様式第 1 号（第 3 条関係）																			
										承認番号									
指 定 校 変 更 申 請 書																			
住 所				連絡先 ー															
保護者氏名										職業									
フリガナ 児童・生徒氏名						男 女				男 女									
生年月日				年 月 日		続柄				年 月 日				続柄					
指定学校名				松本市立 学校 第 学年						松本市立 学校 第 学年									
指定変更希望 学 校 名				松本市立 学校 第 学年						松本市立 学校 第 学年									

変更を必要とする理由(番号に○をつけてください。)

- 1 最終学年のため。最終学年以外の場合、当該学期終了まで。
- 2 指定校に特別支援学級がないため。
- 3 身体虚弱又は通院加療のため。
- 4 住宅の新改築に伴う取得手続き又は転居予定のため。
- 5 母子・父子家庭又は保護者が共働き等で、下校先が希望校通学区域内のため。
- 6 希望校が、指定校への通学距離よりも短いため。
- 7 その他家庭事情等のため。(理由を簡単に記入)

変更を必要とする期間 (氏名) 年 月 日から
年 月 日まで

変更を必要とする期間 (氏名) 年 月 日から
年 月 日まで

上記の理由により指定学校の変更を許可願いたく、関係書類を添えて申請します。

(あて先) 年 月 日
松本市教育委員会

保護者氏名 印

決 裁	学 校 教 育 課			学 校 指 導 課		部 長	承認・不承認年月日
	係	係長	課長	係長	課長		
							承認・不承認 年 月 日

下記により指定学校の変更を承認(不承認)してよろしいでしょうか。

変更を必要とする理由(番号に○をつけてください。)

- 1 最終学年のため。最終学年以外の場合、当該学期終了まで。
- 2 指定校に特別支援学級がないため。
- 3 身体虚弱又は通院加療のため。
- 4 住宅の新改築に伴う取得手続き又は転居予定のため。
- 5 母子・父子家庭又は保護者が共働き等で、下校先が希望校通学区域内のため。
- 6 希望校が、指定校への通学距離よりも短いため。
- 7 その他家庭事情等のため。(理由を簡単に記入)

変更を必要とする期間 (氏名) 年 月 日から
年 月 日まで

変更を必要とする期間 (氏名) 年 月 日から
年 月 日まで

決 裁	学 校 教 育 課			学 校 支 援 セ ン タ ー		部 長	承認・不承認年月日
	係	係長	課長	主任指導 主 事	センター長		
							承認・不承認 年 月 日

下記により指定学校の変更を承認(不承認)してよろしいでしょうか。

理 由 1 上記申請理由のとおり 承認期限 年 月 日まで

2

就学を希望する理由(番号に○をつけてください。)									
1 最終学年のため。最終学年以外の場合、当該学期終了まで。									
2 指定校に特別支援学級がないため。									
3 身体虚弱又は通院加療のため。									
4 住宅の新改築に伴う取得手続き又は転居予定のため。									
5 母子・父子家庭又は保護者が共働き等で、下校先が希望校通学区域内のため。									
6 希望校が、指定校への通学距離よりも短いため。									
7 その他家庭事情等のため。(理由を簡単に記入)									
就学を希望する期間(氏名) 年 月 日から									
年 月 日まで									
就学を希望する期間(氏名) 年 月 日から									
年 月 日まで									
上記の理由により区域外就学を許可願いたく、関係書類を添えて申請します。									
(あて先) 年 月 日 松本市教育委員会									
保護者氏名 印									

決裁	学 校 教 育 課			学校支援センター		部長	承認・不承認年月日
	係	係長	課長	主任指導主事	センター長		
							承認・不承認年月日

決裁	学 校 教 育 課			学校指導課		部長	承認・不承認年月日
	係	係長	課長	係長	課長		
							承認・不承認年月日

下記により区域外就学を承認(不承認)してよろしいでしょうか。									
理 由 1 上記申請理由のとおり						承認期限	年 月 日まで		
2									
学校教育法施行令第9条第2項に基づく協議結果 同意・不同意 年 月 日									

下記により区域外就学を承認(不承認)してよろしいでしょうか。									
--------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

理 由 1 上記申請理由のとおり 2	承認期限	年 月 日まで
	学校教育法施行令第9条第2項に基づく協議結果 同意・不同意 年 月 日	

教育委員会資料
3. 3. 25
学校指導課

議案第 13 号

松本市立小・中学校、幼稚園教育職員の業務量の適切な管理等 に関する規則の制定について

1 趣旨

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条第1項の規定により、文部科学大臣が定めた、教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針に基づき、「松本市立小・中学校、幼稚園教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を制定することについて協議するものです。

2 対象職員

教育職員（「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第2条の規定による）

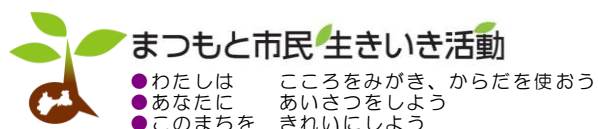
3 制定する規則

別紙のとおり

4 施行期日

公布の日

担当	学校指導課
課長	高野 毅
電話	33-4391



「学都松本」

松本市教育委員会規則第 号

松本市立小・中学校、幼稚園教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

(趣旨)

第1条 この規則は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「法」という。）第2条に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間（法第6条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。）及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務量の適切な管理)

第2条 教育委員会は、その所管に属する学校等の教育職員の在校等時間（法第7条第1項に規定する指針に定める在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1月について45時間

(2) 1年について360時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一般的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1月について100時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において1月当たりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6月

(補則)

第3条 この規則に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 14 号

松本市特別支援教育推進協議会設置要綱の一部改正について

1 趣旨

令和2年度行政改革における組織体制の見直しに伴い、所要の改正を行うことについて協議するものです。

2 改定内容

庶務の処理者を「学校指導課」から「学校教育課」に変更する。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和3年4月1日

担当	学校指導課
課長	高野 毅
電話	33-4391

松本市特別支援教育推進協議会設置要綱(平成30年教育委員会告示第6号)新旧対照表

現行	改正後（案）
○松本市特別支援教育推進協議会設置要綱 平成30年3月30日 教育委員会告示第6号 （目的） 第1条 この要綱は、本市における適切な特別支援教育の在り方について検討し、本市の特別支援教育の推進を図るため、松本市特別支援教育推進協議会(以下「協議会」という。)を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。 （所掌事項） 第2条 協議会は、本市における適切な特別支援教育の在り方について検討し、その結果を教育委員会に提言するものとする。 （組織等） 第3条 協議会は、委員5人以内をもって組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。 （1） 教育関係者 （2） 医療関係者 （3） 福祉関係者 （4） 有識者	○松本市特別支援教育推進協議会設置要綱 平成30年3月30日 教育委員会告示第6号 （目的） 第1条 この要綱は、本市における適切な特別支援教育の在り方について検討し、本市の特別支援教育の推進を図るため、松本市特別支援教育推進協議会(以下「協議会」という。)を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。 （所掌事項） 第2条 協議会は、本市における適切な特別支援教育の在り方について検討し、その結果を教育委員会に提言するものとする。 （組織等） 第3条 協議会は、委員5人以内をもって組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。 （1） 教育関係者 （2） 医療関係者 （3） 福祉関係者 （4） 有識者

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者
(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事項について、教育委員会に提言する日までの間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会学校指導課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者
(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事項について、教育委員会に提言する日までの間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 15 号

松本市学校給食実施規則の一部改正について

1 趣旨

給食費の徴収・減額方法の記述を修正・整理するため、所要の改正を行うことについて協議するものです。

2 改正内容

給食費の減額手続き方法及び年度途中に給食を開始・停止する際の給食費の徴収方法の明記

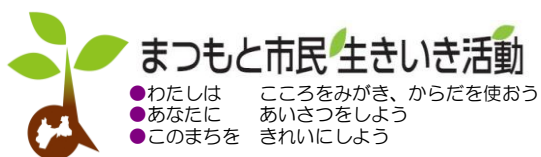
3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和3年4月1日

担当	学校給食課
課長	清澤 秀幸
電話	86-1130



●わたしは こころをみがき、からだを使おう
●あなたに あいさつをしよう
●このまちを きれいにしよう

松本市学校給食実施規則(令和元年教育委員会規則第2号)新旧対照表

現行	改正後（案）
○松本市学校給食実施規則 令和元年8月29日 教育委員会規則第2号 （目的） 第1条 この規則は、学校給食法(昭和29年法律第160号。以下「法」という。)第3条第1項に規定する学校給食の実施に関し、松本市学校給食センター条例(昭和42年条例第23号)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。 （定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） 小中学校 松本市立小学校及び松本市立中学校をいう。 （2） 児童等 小中学校に在学する児童及び生徒をいう。 （3） 保護者 学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。 （4） 給食費 法第11条第2項に規定する学校給食に要する経費で、保護者の負担とするものをいう。 （実施期間及び回数）	○松本市学校給食実施規則 令和元年8月29日 教育委員会規則第2号 （目的） 第1条 この規則は、学校給食法(昭和29年法律第160号。以下「法」という。)第3条第1項に規定する学校給食の実施に関し、松本市学校給食センター条例(昭和42年条例第23号)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。 （定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） 小中学校 松本市立小学校及び松本市立中学校をいう。 （2） 児童等 小中学校に在学する児童及び生徒をいう。 （3） 保護者 学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。 （4） 給食費 法第11条第2項に規定する学校給食に要する経費で、保護者の負担とするものをいう。 （実施期間及び回数）

第3条 教育長は、学校給食の実施期間及び実施回数を決定する。

2 学校長は、毎月の学校給食の実施計画を教育長に提出するものとする。

(実施計画の変更)

第4条 学校長は、前条第2項の規定による学校給食の実施計画の提出後に、学校、学年又は学級を単位として学校給食を中止する必要があるときは、中止しようとする日の10日前(松本市の休日を定める条例(平成元年条例第31号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)までに教育長にその旨を届け出なければならない。

(学校給食の中止)

第5条 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、緊急に学校給食の全部又は一部を中止することができる。

(1) 学校給食により、児童等の生命又は身体に重大な害が生じ、又は生ずる恐れがあると認められるとき。

(2) 感染症、風水害、大規模災害その他の事由により、学校給食を安全に提供することが困難であると認められるとき。

(3) その他学校給食を実施することが困難又は不適當と認められるとき。

2 前項の規定に基づき学校給食を中止した場合において、児童等又は保護者に損害が生じても教育委員会はその賠償の責を負わない。

(学校給食の申込み)

第3条 教育長は、学校給食の実施期間及び実施回数を決定する。

2 学校長は、毎月の学校給食の実施計画を教育長に提出するものとする。

(実施計画の変更)

第4条 学校長は、前条第2項の規定による学校給食の実施計画の提出後に、学校、学年又は学級を単位として学校給食を中止する必要があるときは、中止しようとする日の10日前(松本市の休日を定める条例(平成元年条例第31号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)までに教育長にその旨を届け出なければならない。

(学校給食の中止)

第5条 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、緊急に学校給食の全部又は一部を中止することができる。

(1) 学校給食により、児童等の生命又は身体に重大な害が生じ、又は生ずる恐れがあると認められるとき。

(2) 感染症、風水害、大規模災害その他の事由により、学校給食を安全に提供することが困難であると認められるとき。

(3) その他学校給食を実施することが困難又は不適當と認められるとき。

2 前項の規定に基づき学校給食を中止した場合において、児童等又は保護者に損害が生じても教育委員会はその賠償の責を負わない。

(学校給食の申込み)

第6条 学校給食の提供を受けようとする児童等の保護者は、松本市学校給食申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)を当該小中学校の学校長を経て、市長に提出するものとする。

2 前項の申込書の提出がない場合において、児童等が学校給食の提供を受けたときは、学校給食の提供について保護者の申込みがあったものとみなして当該保護者に対してこの規則の規定を適用する。

3 前2項に規定する学校給食の申込みは、児童等が小中学校に在籍している限り継続するものとする。

(給食費の額)

第7条 給食費の額は、別表に掲げる学校に通学する児童等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

(給食費の徴収)

第8条 市長は、前条に定める額に学校給食実施日数を乗じて得た額を5月から翌年3月までの11月に分けて徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、転入学その他の理由により月の途中から学校給食の提供を受ける児童等の当該月における給食費は、日割りを
もって算定した額を徴収する。

(給食費の納期限)

第9条 給食費の納期限は、前条第1項に規定する各月の末日(12月に

第6条 学校給食の提供を受けようとする児童等の保護者は、松本市学校給食申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)を当該小中学校の学校長を経て、市長に提出するものとする。

2 前項の申込書の提出がない場合において、児童等が学校給食の提供を受けたときは、学校給食の提供について保護者の申込みがあったものとみなして当該保護者に対してこの規則の規定を適用する。

3 前2項に規定する学校給食の申込みは、児童等が小中学校に在籍している限り継続するものとする。

(給食費の額)

第7条 給食費の額は、別表に掲げる学校に通学する児童等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

(給食費の徴収)

第8条 市長は、前条に定める額に学校給食実施日数を乗じて得た額を5月から翌年3月までの11月に分けて徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、転入学その他の理由により年度途中から学校給食の提供を受ける児童等の3月の給食費は、当該日からの学校給食実施日数に応じて算定した額を、当該日以降に徴収する。

3 前2項の規定にかかわらず、転校その他の理由により年度途中から学校給食の提供を受けなくなる児童等の給食費は、当該日までの学校給食実施日数に応じて算定した額を、当該日以降に徴収する。

(給食費の納期限)

第9条 給食費の納期限は、前条第1項に規定する各月の末日(12月に

ついては、25日)とする。ただし、当該日が休日に当たるときは、その翌日とする。

- 2 学校給食の提供を受ける児童等の保護者は、給食費を前項に規定する日までに納入しなければならない。

(給食費の減免等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、給食費を減免することができる。

(1) 児童等が、転出又は死亡したとき。

(2) 病気、事故その他の理由により連続して6日(休日を除く。)
を超える欠席をした児童等であって、あらかじめ保護者等から連絡のあったとき。

(3) 食物アレルギー疾患等の理由により、主食又は牛乳を除去した給食の提供を受けたとき。

(4) その他市長が必要と認めたとき。

(教職員等に係る実費相当額の納入)

第11条 教職員、学校給食従事者その他学校給食の提供を受ける者が学校給食の提供を受けたときは、別表に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を実費相当額として納入しなければならない。

- 2 前項の規定による実費相当額の納入等については、第8条から第10条までの規定を準用する。

ついては、25日)とする。ただし、当該日が休日に当たるときは、その翌日とする。

- 2 学校給食の提供を受ける児童等の保護者は、給食費を前項に規定する日までに納入しなければならない。

(給食費の減額等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、あらかじめ児童等の保護者から松本市学校給食停止・解除届(様式第2号)の提出があった場合は、給食費を減額することができる。

~~(1) 児童等が、転出又は死亡したとき。~~

(1) 病気、事故その他の理由により連続して6日(休日を除く。)
を超える欠席をした~~児童等であって、あらかじめ保護者等から連絡のあったとき。~~

(2) 食物アレルギー疾患等の理由により、主食又は牛乳を除去した給食の提供を受けたとき。

(3) その他市長が必要と認めたとき。

(教職員等に係る実費相当額の納入)

第11条 教職員、学校給食従事者その他学校給食の提供を受ける者が学校給食の提供を受けたときは、別表に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を実費相当額として納入しなければならない。

- 2 前項の規定による実費相当額の納入等については、第8条から第10条までの規定を準用する。

(補則)

第 1 2 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 学校給食の申込みに関する手続きその他この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

別表(第 7 条、第 1 1 条関係)

区分	給食費の額(1 人 1 日につき)
安曇小学校	3 1 0 円
大野川小学校	3 1 3 円
奈川小学校	3 0 5 円
上記以外の小学校	2 8 0 円
安曇中学校	3 3 3 円
大野川中学校	3 4 1 円
奈川中学校	3 3 0 円
上記以外の中学校	3 3 0 円

様式第 1 号(第 6 条関係)

(補則)

第 1 2 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 学校給食の申込みに関する手続きその他この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

別表(第 7 条、第 1 1 条関係)

区分	給食費の額(1 人 1 日につき)
安曇小学校	3 1 0 円
大野川小学校	3 1 3 円
奈川小学校	3 0 5 円
上記以外の小学校	2 8 0 円
安曇中学校	3 3 3 円
大野川中学校	3 4 1 円
奈川中学校	3 3 0 円
上記以外の中学校	3 3 0 円

様式第 1 号(第 6 条関係)

(略)

様式第2号(第10条関係)

松本市学校給食停止・解除届

年 月 日

（宛先） 松本市長

保護者氏名

住 所

電 話 番 号

学校給食の停止・解除について下記のとおり申請します。

1 内容（該当する項目に丸印をつけてください）

給食全て停止	牛乳の停止	米飯の停止	パンの停止
給食全て停止解除	牛乳の停止解除	米飯の停止解除	パンの停止解除

2 理由

--

3 期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

4 児童生徒名

氏名		学校名	
生年月日	年 月 日	学年組	年 組
備考			

※期間が、6日未満（土日祝日を除く）の給食停止は、受付できません。

※原則、変更する6日前（土日祝日を除く）までに学校へ提出してください。

学校	担当者	受付日	学校 給食課	担当者	受付日

教育委員会資料
3 . 3 . 2 5
学 校 給 食 課

議案第 16 号

松本市学校給食センター運営委員会規則の一部改正について

1 趣旨

本市が令和3年4月に中核市に移行し、保健所が設置されることに伴い、所要の改正を行うことについて協議するものです。

2 改正内容

組織構成員を「松本保健所長」から「松本市保健所長」に変更する。

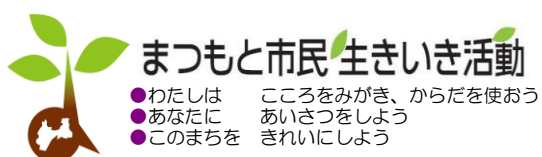
3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和3年4月1日

担当	学校給食課
課長	清澤 秀幸
電話	86-1130



松本市学校給食センター運営委員会規則(昭和42年教育委員会規則第9号)新旧対照表

現行	改正後（案）
○松本市学校給食センター運営委員会規則 昭和42年11月14日 教育委員会規則第9号 改正 平成17年 3月31日教育委員会規則第12号 平成27年3月31日規則第24号 （趣旨） 第1条 この規則は、松本市学校給食センター条例(昭和42年条例第23号)第6条の規定に基づき、松本市学校給食センター運営委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定める。 （組織） 第2条 委員会の委員は、次に掲げるもののうちから教育委員会が委嘱する。 （1） 学校長 （2） PTA関係者 （3） <u>松本保健所長</u> （4） 学校医 （5） 学校薬剤師 （6） 学識経験者	○松本市学校給食センター運営委員会規則 昭和42年11月14日 教育委員会規則第9号 改正 平成17年 3月31日教育委員会規則第12号 平成27年3月31日規則第24号 （趣旨） 第1条 この規則は、松本市学校給食センター条例(昭和42年条例第23号)第6条の規定に基づき、松本市学校給食センター運営委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定める。 （組織） 第2条 委員会の委員は、次に掲げるもののうちから教育委員会が委嘱する。 （1） 学校長 （2） PTA関係者 （3） <u>松本市保健所長</u> （4） 学校医 （5） 学校薬剤師 （6） 学識経験者

(任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

2 委員長及び副委員長は委員の互選による。

3 委員長は会務を総理する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は必要に応じ委員長が招集する。

2 会議は委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は出席委員の過半数を以ってこれを決し、同否同数のときは委員長の決するところによる。

(委任)

第6条 この規則に定めるものの外必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月31日教育委員会規則第12号)

(任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

2 委員長及び副委員長は委員の互選による。

3 委員長は会務を総理する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は必要に応じ委員長が招集する。

2 会議は委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は出席委員の過半数を以ってこれを決し、同否同数のときは委員長の決するところによる。

(委任)

第6条 この規則に定めるものの外必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月31日教育委員会規則第12号)

この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

附 則(平成２７年３月３１日規則第２４号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行し、この規則による改正後の松本市史編纂委員会設置条例施行規則、松本市差別撤廃人権擁護審議会規則、松本市景観審議会規則、松本市教育文化センター運営委員会規則、松本市学校給食センター運営委員会規則、松本市勤労青少年ホーム条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定は、施行日以後に新規則の規定に基づき行う委員の委嘱又は任命から適用する。

(松本市議会議員である委員の任期の特例)

- 2 この規則による改正前の松本市史編纂委員会設置条例施行規則、松本市差別撤廃人権擁護審議会規則、松本市景観審議会規則、松本市教育文化センター運営委員会規則、松本市学校給食センター運営委員会規則、松本市勤労青少年ホーム条例施行規則の規定により委員に委嘱され、又は任命されている者で、その委員としての任期が平成２７年５月１日以後の日までである者のうち、松本市議会議員である者の当該委員の任期は、前項及び新規則の規定にかかわらず、平成２７年４月３０日までとする。

この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

附 則(平成２７年３月３１日規則第２４号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行し、この規則による改正後の松本市史編纂委員会設置条例施行規則、松本市差別撤廃人権擁護審議会規則、松本市景観審議会規則、松本市教育文化センター運営委員会規則、松本市学校給食センター運営委員会規則、松本市勤労青少年ホーム条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定は、施行日以後に新規則の規定に基づき行う委員の委嘱又は任命から適用する。

(松本市議会議員である委員の任期の特例)

- 2 この規則による改正前の松本市史編纂委員会設置条例施行規則、松本市差別撤廃人権擁護審議会規則、松本市景観審議会規則、松本市教育文化センター運営委員会規則、松本市学校給食センター運営委員会規則、松本市勤労青少年ホーム条例施行規則の規定により委員に委嘱され、又は任命されている者で、その委員としての任期が平成２７年５月１日以後の日までである者のうち、松本市議会議員である者の当該委員の任期は、前項及び新規則の規定にかかわらず、平成２７年４月３０日までとする。

教育委員会資料
3 . 3 . 2 5
学 校 給 食 課

議案第 17 号

松本市学校給食食品等選定委員会設置要綱の一部改正について

1 趣旨

本市が令和3年4月に中核市に移行し、保健所が設置されることに伴い、所要の改正をすることについて協議するものです。

2 改正内容

組織構成員を「松本保健所関係者」から「松本市保健所関係者」に変更する。

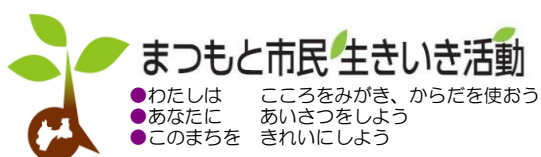
3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和3年4月1日

担当	学校給食課
課長	清澤 秀幸
電話	86-1130



松本市学校給食食品等選定委員会設置要綱(令和2年教育委員会告示第3号)新旧対照表

現行	改正後（案）
○松本市学校給食食品等選定委員会設置要綱 令和2年1月31日 教育委員会告示第3号 （目的） 第1条 この要綱は、松本市立小学校及び松本市立中学校における安全で良質な学校給食食品を確保し、円滑な学校給食の運営を図るため松本市学校給食食品等選定委員会(以下「委員会」という。)を設置することについて必要な事項を定めることを目的とする。 （所掌事項） 第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。 （1） 学校給食食品の研究及び調達に関すること。 （2） 学校給食食品の納入業者の選定及び指導に関すること。 （3） 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項 （組織） 第3条 委員会は、委員11人以内をもって組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。 （1） 学校長 （2） PTA関係者	○松本市学校給食食品等選定委員会設置要綱 令和2年1月31日 教育委員会告示第3号 （目的） 第1条 この要綱は、松本市立小学校及び松本市立中学校における安全で良質な学校給食食品を確保し、円滑な学校給食の運営を図るため松本市学校給食食品等選定委員会(以下「委員会」という。)を設置することについて必要な事項を定めることを目的とする。 （所掌事項） 第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。 （1） 学校給食食品の研究及び調達に関すること。 （2） 学校給食食品の納入業者の選定及び指導に関すること。 （3） 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項 （組織） 第3条 委員会は、委員11人以内をもって組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。 （1） 学校長 （2） PTA関係者

(3) 松本保健所関係者

(4) 学校給食課長

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者
(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、学校給食課長をもってこれに充る。

3 副委員長は、委員の中から委員長が指名するものとする。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない

3 会議における決定は、出席した委員の過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

(3) 松本市保健所関係者

(4) 学校給食課長

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者
(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、学校給食課長をもってこれに充る。

3 副委員長は、委員の中から委員長が指名するものとする。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない

3 会議における決定は、出席した委員の過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会学校給食課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年3月1日から施行する。

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会学校給食課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年3月1日から施行する。

議案第 18 号

松本市公民館条例施行規則の一部改正について

1 趣旨

令和2年度行政改革における組織改正に伴い、所要の改正を行うことについて協議するものです。

2 改正内容

様式の決裁欄の変更

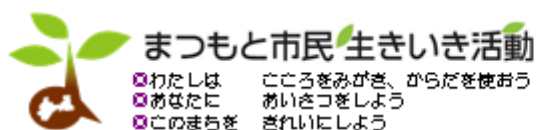
3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和3年4月1日

担当	生涯学習課・中央公民館
課長	栗田 正和
電話	32-1132



「学都松本」

松本市公民館条例施行規則(昭和 3 9 年教育委員会規則第 3 号)新旧対照表

現行	改正後（案）
○松本市公民館条例施行規則 昭和 3 9 年 4 月 1 日 教育委員会規則第 3 号 （目的） 第 1 条 この規則は、松本市公民館条例(昭和 3 9 年条例第 4 2 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。 （対象地域） 第 2 条 公民館の管轄地域は、次のとおりとする。 （略） （使用の申請及び許可） 第 3 条 条例第 5 条の規定による許可の申請は、松本市中央公民館(以下「中央公民館」という。)については松本市中央公民館使用許可申請書(様式第 1 号)又は松本市中央公民館使用許可申請書・使用料減免申請書(様式第 2 号)、中央公民館以外の公民館については松本市公民館使用許可申請書(様式第 3 号)又は公民館使用許可申請書・使用料減免申請書(様式第 4 号)に必要事項を記載し、教育委員会に提出しなければならない。	○松本市公民館条例施行規則 昭和 3 9 年 4 月 1 日 教育委員会規則第 3 号 （目的） 第 1 条 この規則は、松本市公民館条例(昭和 3 9 年条例第 4 2 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。 （対象地域） 第 2 条 公民館の管轄地域は、次のとおりとする。 （略） （使用の申請及び許可） 第 3 条 条例第 5 条の規定による許可の申請は、松本市中央公民館(以下「中央公民館」という。)については松本市中央公民館使用許可申請書(様式第 1 号)又は松本市中央公民館使用許可申請書・使用料減免申請書(様式第 2 号)、中央公民館以外の公民館については松本市公民館使用許可申請書(様式第 3 号)又は公民館使用許可申請書・使用料減免申請書(様式第 4 号)に必要事項を記載し、教育委員会に提出しなければならない。

- 2 使用の申請は、使用日前2カ月(中央公民館のホールは6カ月)から受け付けるものとする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。
- 3 同一人が引き続き5日を超えて使用する場合は、許可しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。
- 4 条例第5条の規定により許可したときは、中央公民館については松本市中央公民館使用許可書兼領収書(様式第5号)又は松本市中央公民館使用許可書兼領収書・使用料減免決定書(様式第6号)、中央公民館以外の公民館については松本市公民館使用許可書兼領収書(様式第7号)又は公民館使用許可書兼領収書・使用料減免決定書(様式第8号)(以下これらを「使用許可書」という。)を交付するものとする。
- 5 前項の規定により許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、公民館を使用するときに使用許可書を公民館の職員に提示しなければならない。

(使用料)

第3条の2 条例別表第1第3号に規定する教育委員会が別に定める額は、別表第1のとおりとする。

- 2 条例別表第2第3号に規定する教育委員会が別に定める額は、別表第2のとおりとする。

(使用料の減免)

第4条 条例第8条の規定による使用料の減免を受けようとする者(以下

- 2 使用の申請は、使用日前2カ月(中央公民館のホールは6カ月)から受け付けるものとする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。
- 3 同一人が引き続き5日を超えて使用する場合は、許可しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。
- 4 条例第5条の規定により許可したときは、中央公民館については松本市中央公民館使用許可書兼領収書(様式第5号)又は松本市中央公民館使用許可書兼領収書・使用料減免決定書(様式第6号)、中央公民館以外の公民館については松本市公民館使用許可書兼領収書(様式第7号)又は公民館使用許可書兼領収書・使用料減免決定書(様式第8号)(以下これらを「使用許可書」という。)を交付するものとする。
- 5 前項の規定により許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、公民館を使用するときに使用許可書を公民館の職員に提示しなければならない。

(使用料)

第3条の2 条例別表第1第3号に規定する教育委員会が別に定める額は、別表第1のとおりとする。

- 2 条例別表第2第3号に規定する教育委員会が別に定める額は、別表第2のとおりとする。

(使用料の減免)

第4条 条例第8条の規定による使用料の減免を受けようとする者(以下

「減免の申請者」という。)は、中央公民館については松本市中央公民館使用料減免申請書(様式第1号)又は松本市中央公民館使用許可申請書・使用料減免申請書(様式第2号)、中央公民館以外の公民館については松本市公民館使用料減免申請書(様式第3号)又は公民館使用許可申請書・使用料減免申請書(様式第4号)を提出し、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 使用料の減免に係る対象事由及び減免額は、別表第3に定めるところによる。

3 教育委員会は、第1項の申請に対して使用料の減免を決定したときは、減免の申請者に対し、中央公民館については松本市中央公民館使用料減免決定書(様式第5号)又は松本市中央公民館使用許可書兼領収書・使用料減免決定書(様式第6号)、中央公民館以外の公民館については松本市公民館使用料減免決定書(様式第7号)又は公民館使用許可書兼領収書・使用料減免決定書(様式第8号)を交付する。

(使用の変更又は取消し)

第5条 使用者が、使用の変更又は取消しをしようとするときは、松本市公民館使用許可変更・取消申請書(様式第9号。以下「変更・取消申請書」という。)に使用許可書を添えて、事前に教育委員会に届出なければならない。

2 教育委員会は、使用の変更又は取消しを許可したときは、松本市公民館使用許可変更・取消許可書(様式第10号)を使用者に交付する。

(使用料の還付)

「減免の申請者」という。)は、中央公民館については松本市中央公民館使用料減免申請書(様式第1号)又は松本市中央公民館使用許可申請書・使用料減免申請書(様式第2号)、中央公民館以外の公民館については松本市公民館使用料減免申請書(様式第3号)又は公民館使用許可申請書・使用料減免申請書(様式第4号)を提出し、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 使用料の減免に係る対象事由及び減免額は、別表第3に定めるところによる。

3 教育委員会は、第1項の申請に対して使用料の減免を決定したときは、減免の申請者に対し、中央公民館については松本市中央公民館使用料減免決定書(様式第5号)又は松本市中央公民館使用許可書兼領収書・使用料減免決定書(様式第6号)、中央公民館以外の公民館については松本市公民館使用料減免決定書(様式第7号)又は公民館使用許可書兼領収書・使用料減免決定書(様式第8号)を交付する。

(使用の変更又は取消し)

第5条 使用者が、使用の変更又は取消しをしようとするときは、松本市公民館使用許可変更・取消申請書(様式第9号。以下「変更・取消申請書」という。)に使用許可書を添えて、事前に教育委員会に届出なければならない。

2 教育委員会は、使用の変更又は取消しを許可したときは、松本市公民館使用許可変更・取消許可書(様式第10号)を使用者に交付する。

(使用料の還付)

第5条の2 条例第9条ただし書に規定する使用料の還付を受けようとする者(以下「還付申請者」という。)は、松本市公民館使用料還付申請書(様式第9号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 使用料の還付に係る対象事由及び還付額は、別表第4に定めるところによる。

3 教育委員会は使用料の還付を決定したときは、還付申請者に松本市公民館使用料還付決定書(様式第10号)を交付する。

(使用時間)

第6条 使用者が使用する時間は、使用者の準備及び原状回復に必要な時間を含むものとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(冷暖房の期間)

第7条 冷暖房の期間は、次に定めるところによる。

(1) 冷房 7月1日から9月10日まで

(2) 暖房 11月1日から翌年3月31日まで

2 前項の期間は、教育委員会が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(印刷)

第8条 印刷機により印刷をしようとする者は、別表第5に掲げる費用を負担しなければならない。

(公民館委員)

第5条の2 条例第9条ただし書に規定する使用料の還付を受けようとする者(以下「還付申請者」という。)は、松本市公民館使用料還付申請書(様式第9号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 使用料の還付に係る対象事由及び還付額は、別表第4に定めるところによる。

3 教育委員会は使用料の還付を決定したときは、還付申請者に松本市公民館使用料還付決定書(様式第10号)を交付する。

(使用時間)

第6条 使用者が使用する時間は、使用者の準備及び原状回復に必要な時間を含むものとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(冷暖房の期間)

第7条 冷暖房の期間は、次に定めるところによる。

(1) 冷房 7月1日から9月10日まで

(2) 暖房 11月1日から翌年3月31日まで

2 前項の期間は、教育委員会が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(印刷)

第8条 印刷機により印刷をしようとする者は、別表第5に掲げる費用を負担しなければならない。

(公民館委員)

第9条 公民館の事業を効果的に行うため、各公民館に公民館委員を置く。 2 公民館委員は、運営、館報、図書、視聴覚、体育及び文化の各部門を担当する。 3 公民館委員は、各公民館長が委嘱する。(補則) 第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。 附 則 (略) 別表第1(第3条の2関係) (略) 別表第2(第3条の2関係) (略) 別表第3(第4条関係) (略) 別表第4(第5条の2関係) (略) 別表第5(第8条関係) (略) 様式第1号(第3条、第4条関係) (略) 様式第2号(第3条、第4条関係)	第9条 公民館の事業を効果的に行うため、各公民館に公民館委員を置く。 2 公民館委員は、運営、館報、図書、視聴覚、体育及び文化の各部門を担当する。 3 公民館委員は、各公民館長が委嘱する。(補則) 第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。 附 則 (略) 別表第1(第3条の2関係) (略) 別表第2(第3条の2関係) (略) 別表第3(第4条関係) (略) 別表第4(第5条の2関係) (略) 別表第5(第8条関係) (略) 様式第1号(第3条、第4条関係) (略) 様式第2号(第3条、第4条関係)
---	---

(略)

様式第3号(第3条、第4条関係)

様式第3号(第3条、第4条関係)									
保 険 長		松本市公民館		使用許可申請書		受付印			
				許可番号					
(宛先)松本市教育委員会		年 月 日		住 所					
次のとおり、松本市公民館施設等の		申請者		団体名		登録者番号			
使用許可を申請します。				氏 名					
使用料の減免				電 話 ()		—			
使用日時		年 月 日		午前 時 分から 午後 時 分まで		予定人員		人	
						入 場 料		円	
使用目的									
施設・冷暖房使用料	施設区分	使用日	使用区分	施設使用料	冷暖房使用料	備 考			
		月 日	午前・午後・夜間	円	円				
		月 日	午前・午後・夜間						
		月 日	午前・午後・夜間			減 免 申 請			
		月 日	午前・午後・夜間			別表第3第 号			
		月 日	午前・午後・夜間						
施設・冷暖房使用料小計				A	B				
器具使用料	区 分	数量	金 額	区 分	数量	金 額			
			円			円			
器具使用料小計 C									
使用料算出	区分使用料小計①		減 免 額 ②	差 引 額 ①－②		許可条件 松本市公民館条例・同条 例施行規則を遵守すること。			
	施設使用料 A		円	円		領 口			
	冷暖房使用料 B					付			
	器具使用料 C					取 印			
合 計									

(略)

様式第3号(第3条、第4条関係)

様式第3号(第3条、第4条関係)									
保 険 長		松本市公民館		使用許可申請書		受付印			
				許可番号					
(宛先)松本市教育委員会		年 月 日		住 所					
次のとおり、松本市公民館施設等の		申請者		団体名		登録者番号			
使用許可を申請します。				氏 名					
使用料の減免				電 話 ()		—			
使用日時		年 月 日		午前 時 分から 午後 時 分まで		予定人員		人	
						入 場 料		円	
使用目的									
施設・冷暖房使用料	施設区分	使用日	使用区分	施設使用料	冷暖房使用料	備 考			
		月 日	午前・午後・夜間	円	円				
		月 日	午前・午後・夜間						
		月 日	午前・午後・夜間			減 免 申 請			
		月 日	午前・午後・夜間			別表第3第 号			
		月 日	午前・午後・夜間						
施設・冷暖房使用料小計				A	B				
器具使用料	区 分	数量	金 額	区 分	数量	金 額			
			円			円			
器具使用料小計 C									
使用料算出	区分使用料小計①		減 免 額 ②	差 引 額 ①－②		許可条件 松本市公民館条例・同条 例施行規則を遵守すること。			
	施設使用料 A		円	円		領 口			
	冷暖房使用料 B					付			
	器具使用料 C					取 印			
合 計									

様式第4号(第3条、第4条関係)

様式第4号（第3条、第4条関係）

公民館使用許可申請書・使用料減免申請書

松本市教育委員会 様

(申請者)

氏名

郵便番号

住所

電話番号

登録番号

各施設条例等を厳守のうえ、施設の使用を下記のとおり申請します。

使用施設：

署名欄

使用日付 使用時間	使用施設・人数・使用目的（備し物名）・備品	基本使用料 （円）	減免金額 （円）	支給料金 （円）
使用料合計				

決 裁 欄	係	館長補佐	館長			

様式第4号(第3条、第4条関係)

様式第4号(第3条、第4条関係)

公民館使用許可申請書・使用料減免申請書

松本市教育委員会 様

(申請者

郵便番号

住所

電話番号

登録番号

各施設条例等を厳守のうえ、施設の使用を下記のとおり申請します。

使用施設

署名:

使用日付 使用時間	使用施設・人数・使用目的(個人・物名)・備品	基本使用料 (円)	減免金額 (円)	支払料金 (円)
使用料合計				

決裁機関	係	館長	センター長		

様式第 5 号(第 3 条、第 4 条関係)
(略)

様式第 6 号(第 3 条、第 4 条関係)
(略)

様式第 7 号(第 3 条、第 4 条関係)
(略)

様式第 8 号(第 3 条、第 4 条関係)
(略)

様式第 5 号(第 3 条、第 4 条関係)
(略)

様式第 6 号(第 3 条、第 4 条関係)
(略)

様式第 7 号(第 3 条、第 4 条関係)
(略)

様式第 8 号(第 3 条、第 4 条関係)
(略)

様式第9号(第5条、第5条の2関係)

様式第9号(第5条、第5条の2関係)

係	館長	松本市公民館	使用許可変更・取消 使用料還付	申請書	受付印
---	----	--------	--------------------	-----	-----

年 月 日
(宛先)松本市教育委員会

住所
団体名
氏名
電話 ()

許可番号

次のとおり、松本市公民館施設等の使用許可
変更
取消 をしたいので申請します。

使用許可番号 使用許可年月日 年 月 日

変更
取消 の理由

備考

次のとおり、松本市公民館施設等の使用料還付を申請します。

納付年月日	年 月 日	還付決定額	円
納付金額	円	還付申請額	円
還付申請理由		還付決定額	円
		備考	

二条例第9条の規定により還付しません。
二規則第5条の2第2項の規定を適用します。
既納使用料の全額
二既納使用料の100分の50
二市長が必要と認めた額
既納冷暖房使用料の全額

様式第10号(第5条、第5条の2関係)
(略)

様式第9号(第5条、第5条の2関係)

様式第9号(第5条、第5条の2関係)

係	館長	松本市公民館	使用許可変更・取消 使用料還付	申請書	受付印
---	----	--------	--------------------	-----	-----

年 月 日
(宛先)松本市教育委員会

住所
団体名
氏名
電話 ()

許可番号

次のとおり、松本市公民館施設等の使用許可
変更
取消 をしたいので申請します。

使用許可番号 使用許可年月日 年 月 日

変更
取消 の理由

備考

次のとおり、松本市公民館施設等の使用料還付を申請します。

納付年月日	年 月 日	還付決定額	円
納付金額	円	還付申請額	円
還付申請理由		還付決定額	円
		備考	

二条例第9条の規定により還付しません。
二規則第5条の2第2項の規定を適用します。
既納使用料の全額
二既納使用料の100分の50
二市長が必要と認めた額
既納冷暖房使用料の全額

様式第10号(第5条、第5条の2関係)
(略)

議案第 19 号

松本市奈川文化センター夢の森条例施行規則の一部改正について

1 趣旨

松本市公共施設案内・予約システムが更新されたことに伴い、所要の改正を行うことについて協議するものです。

2 改正内容

システムから出力される申請書や領収書等の様式の追加等

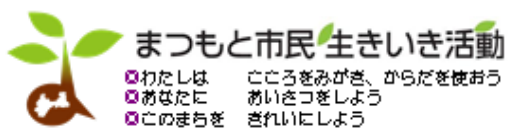
3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和3年4月1日

担当	生涯学習課
課長	栗田 正和
電話	32—1132



「学都松本」

松本市奈川文化センター夢の森条例施行規則(平成17年教育委員会規則第10号)新旧対照表

現行	改正後（案）
○松本市奈川文化センター夢の森条例施行規則 平成17年3月31日 教育委員会規則第10号 （目的） 第1条 この規則は、松本市奈川文化センター夢の森条例(平成17年条例第71号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。 （使用の申請及び許可） 第2条 条例第4条の申請は、松本市奈川文化センター夢の森使用許可申請書(様式第1号)_____の提出により行うものとする。 2 使用の申請は、使用しようとする日の6月前から受け付けるものとする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。 3 条例第4条の許可は、松本市奈川文化センター夢の森使用許可書兼領収書(様式第2号)_____以下「許可書」という。)の交付により行うものとする。	○松本市奈川文化センター夢の森条例施行規則 平成17年3月31日 教育委員会規則第10号 （目的） 第1条 この規則は、松本市奈川文化センター夢の森条例(平成17年条例第71号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。 （使用の申請及び許可） 第2条 条例第4条の申請は、松本市奈川文化センター夢の森使用許可申請書(様式第1号) <u>又は松本市奈川文化センター夢の森使用許可申請書・使用料減免申請書(様式第2号)</u> の提出により行うものとする。 2 使用の申請は、使用しようとする日の6月前から受け付けるものとする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。 3 条例第4条の許可は、松本市奈川文化センター夢の森使用許可書兼領収書(様式第3号) <u>又は松本市奈川文化センター夢の森使用許可書兼領収書・使用料減免決定書(様式第4号)</u> (以下「使用許可書」という。) の交付により行うものとする。

(使用の変更又は取消し)

第3条 条例第4条の許可事項の変更又は取消し(以下「許可事項の変更等」という。)の申請は、松本市奈川文化センター夢の森使用許可変更・取消申請書(様式第3号)に許可書を添えて提出することにより行うものとする。

2 許可事項の変更等の許可は、松本市奈川文化センター夢の森使用許可変更・取消許可書(様式第4号)の交付により行うものとする。

(使用料の減免)

第4条 条例第8条に規定する使用料の減免の範囲及び減免額は、別表第1のとおりとする。

2 使用料の減免を受けようとする者(以下「減免の申請者」という。)は、松本市奈川文化センター夢の森使用料減免申請書(様式第1号)_____を教育委員会に提出しなければならない。

3 前項の申請に対して使用料の減免を決定したときは、減免の申請者に対し、松本市奈川文化センター夢の森使用料減免決定書(様式第2号)_____を交付する。

(使用料の還付)

第5条 条例第9条ただし書に規定する使用料の還付の範囲及び還付額は、別表第2のとおりとする。

(使用の変更又は取消し)

第3条 条例第4条の許可事項の変更又は取消し(以下「許可事項の変更等」という。)の申請は、松本市奈川文化センター夢の森使用許可変更・取消申請書(様式第5号)に許可書を添えて提出することにより行うものとする。

2 許可事項の変更等の許可は、松本市奈川文化センター夢の森使用許可変更・取消許可書(様式第6号)の交付により行うものとする。

(使用料の減免)

第4条 条例第8条に規定する使用料の減免の範囲及び減免額は、別表第1のとおりとする。

2 使用料の減免を受けようとする者(以下「減免の申請者」という。)は、松本市奈川文化センター夢の森使用料減免申請書(様式第1号)又は松本市奈川文化センター夢の森使用許可申請書・使用料減免申請書(様式第2号)を教育委員会に提出しなければならない。

3 前項の申請に対して使用料の減免を決定したときは、減免の申請者に対し、松本市奈川文化センター夢の森使用料減免決定書(様式第3号)又は松本市奈川文化センター夢の森使用許可書兼領収書・使用料減免決定書(様式第4号)を交付する。

(使用料の還付)

第5条 条例第9条ただし書に規定する使用料の還付の範囲及び還付額は、別表第2のとおりとする。

2 使用料の還付を受けようとする者(以下「還付の申請者」という。)は、松本市奈川文化センター夢の森使用料還付申請書(様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。

3 前項の申請に対して使用料の還付を決定したときは、還付の申請者に対し、松本市奈川文化センター夢の森使用料還付決定書(様式第4号)を交付する。

(使用時間)

第6条 使用時間は、使用の許可を受けた時間内とし、準備及び片づけの時間を含むものとする。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に文化センター夢の森の設置及び管理に関する条例施行規則(平成6年奈川村規則第7号)の規定により使用されている様式は、この規則の規定による様式とみなす。

2 使用料の還付を受けようとする者(以下「還付の申請者」という。)は、松本市奈川文化センター夢の森使用料還付申請書(様式第5号)を教育委員会に提出しなければならない。

3 前項の申請に対して使用料の還付を決定したときは、還付の申請者に対し、松本市奈川文化センター夢の森使用料還付決定書(様式第6号)を交付する。

(使用時間)

第6条 使用時間は、使用の許可を受けた時間内とし、準備及び片づけの時間を含むものとする。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に文化センター夢の森の設置及び管理に関する条例施行規則(平成6年奈川村規則第7号)の規定により使用されている様式は、この規則の規定による様式とみなす。

別表第1(第4条関係)

減免の範囲	減免額
(1) 国、地方公共団体、農林団体又は市民の団体が、産業の振興若しくは市民の福祉又は文化の向上を図るための催しのために使用する とき。	全額
(2) その他市長が必要と認めたとき。	市長が必要と認めた額

別表第2(第5条関係)

還付の範囲	還付額
(1) 使用者の責によらない理由により、使用することができなくなったとき。	全額
(2) 使用日前20日までに第3条第2項の規定による許可書が交付されたとき。	全額
(3) その他市長が特別の理由があると認めたとき。	市長が必要と認めた額

様式第1号(第2条、第4条関係)

(略)

様式第2号(第2条、第4条関係)

(略)

様式第3号(第3条、第5条関係)

(略)

別表第1(第4条関係)

減免の範囲	減免額
(1) 国、地方公共団体、農林団体又は市民の団体が、産業の振興若しくは市民の福祉又は文化の向上を図るための催しのために使用する とき。	全額
(2) その他市長が必要と認めたとき。	市長が必要と認めた額

別表第2(第5条関係)

還付の範囲	還付額
(1) 使用者の責によらない理由により、使用することができなくなったとき。	全額
(2) 使用日前20日までに第3条第2項の規定による許可書が交付されたとき。	全額
(3) その他市長が特別の理由があると認めたとき。	市長が必要と認めた額

様式第1号(第2条、第4条関係)

(略)

様式第2号(第2条、第4条関係)

(略)

様式第3号(第3条、第5条関係)

(略)

様式第4号(第3条、第5条関係)
(略)

様式第4号(第3条、第5条関係)
(略)

様式第5号(第3条、第5条関係)
(略)

様式第6号(第3条、第5条関係)
(略)

様式の変更（松本市条例施行規則）

現行	改正後	
現行の様式	現行を引き継ぐ様式	新たに追加する様式
松本市奈川文化センター夢の森使用許可申請書・使用料減免申請書（様式第 1 号）	（様式第 1 号）	松本市奈川文化センター夢の森使用許可申請書・使用料減免申請書（様式第 2 号）
松本市奈川文化センター夢の森使用許可書兼領収書・使用料減免決定書（様式第 2 号）	（様式第 2 号） から （様式第 3 号） に変更	松本市奈川文化センター夢の森使用許可書兼領収書・使用料減免決定書（様式第 4 号）
松本市奈川文化センター夢の森使用許可変更・取消 申請書（様式第 3 号）	（様式第 3 号） から （様式第 5 号） に変更	
松本市奈川文化センター夢の森使用許可変更・取消・決定書（様式第 4 号）	（様式第 4 号） から （様式第 6 号） に変更	

松本市奈川文化センター夢の森条例施行規則（平成17年度教育委員会規則第10号）新旧対照表

現行										改正後（案）									
様式第2号（第2条、第4条関係）										様式第3号（第2条、第4条関係）									
松本市奈川文化センター夢の森										松本市奈川文化センター夢の森									
使用許可書兼領収書 使用料減免決定書										使用許可書兼領収書 使用料減免決定書									
年 月 日 松本市教育委員会 印 次のとおり 松本市奈川文化センター夢の森の 使用許可 使用料の減免 をします。										年 月 日 松本市教育委員会 印 次のとおり 松本市奈川文化センター夢の森の 使用許可 使用料の減免 をします。									
申請者										申請者									
住所										住所									
団体名										団体名									
氏名										氏名									
使用責任者										使用責任者									
使用目的										使用目的									
使用日時										使用日時									
施設区分										施設区分									
使用日										使用日									
9：00～17：00										9：00～17：00									
17：00～21：00										17：00～21：00									
全日										全日									
冷暖房使用										冷暖房使用									
施設使用料（円）										施設使用料（円）									
コンベンションホール										コンベンションホール									
1階ホール										1階ホール									
2階ホール										2階ホール									
更衣室										更衣室									
会議室										会議室									
視聴覚室										視聴覚室									
実習室										実習室									
研修室										研修室									
和室										和室									
全館										全館									
施設使用料小計（A）										施設使用料小計（A）									
減免額（B）										減免額（B）									
納付額（A－B）										納付額（A－B）									
許可条件										許可条件									
減免理由										減免理由									
領収日付印										領収日付印									
松本市奈川文化センター夢の森 条例・同条例施行規則を遵守すること。										松本市奈川文化センター夢の森 条例・同条例施行規則を遵守すること。									

松本市奈川文化センター夢の森条例施行規則（平成17年度教育委員会規則第10号）新旧対照表

現行

様式第3号（第3条、第5条関係）

係	係長	館長	松本市奈川文化センター夢の森		使用許可変更・取消 使用料還付	申請書	受付印	
年 月 日		申請者	住所		（太線内のみ記入してください。）			
（あて先） 松本市教育委員会			団体名					
氏 名			印	電 話				
使用責任者			電 話					
次のとおり、松本市奈川文化センター夢の森の使用許可 変更 取消 をしたいので申請します。								
使用許可番号			使用許可年月日	年 月 日				
変更取消の理由								
備 考								
次のとおり、松本市奈川文化センター夢の森使用料の還付を申請します。								
納付年月日	年 月 日		還付決定内 容	☐ 条例第9条の規定により還付しません。				
納付金額	円			☐ 規則第5条第2項の規定を適用します。				
還付申請額	円			☐ 既納使用料の全額 ☐ 市長が必要と認めた額				
還付申請理由			還付決定額	円				
			備 考					

改正後（案）

様式第5号（第3条、第5条関係）

係	係長	館長	松本市奈川文化センター夢の森		使用許可変更・取消 使用料還付	申請書	受付印	
年 月 日		申請者	住所		（太線内のみ記入してください。）			
（あて先） 松本市教育委員会			団体名					
氏 名			印	電 話				
使用責任者			電 話					
次のとおり、松本市奈川文化センター夢の森の使用許可 変更 取消 をしたいので申請します。								
使用許可番号			使用許可年月日	年 月 日				
変更取消の理由								
備 考								
次のとおり、松本市奈川文化センター夢の森使用料の還付を申請します。								
納付年月日	年 月 日		還付決定内 容	☐ 条例第9条の規定により還付しません。				
納付金額	円			☐ 規則第5条第2項の規定を適用します。				
還付申請額	円			☐ 既納使用料の全額 ☐ 市長が必要と認めた額				
還付申請理由			還付決定額	円				
			備 考					

様式第2号(第3款、第4款関係)

奈川文化センター夢の森使用許可申請書・使用料減免申請書

令和 年 月 日

松本市教育委員会 様

(申請者)

氏名

郵便番号

住所

電話番号

登録番号

各施設条例等を厳守のうえ、施設の使用を下記のとおり申請します。

署名欄

使用施設：奈川文化センター夢の森

使用日付 使用時間	使用施設・人数・使用目的(催し物名)・備品	基本使用料 (円)	減免金額 (円)	支払料金 (円)
使用料合計				
決裁欄	係	係長	部長	

様式第4号(第3款、第4款関係)

奈川文化センター夢の森使用許可書兼領収書・使用料減免決定書

令和 年 月 日

氏名

郵便番号

住所

電話番号

登録番号

下記のとおり許可します。

松本市教育委員会

使用施設：奈川文化センター夢の森

使用日付 使用時間	使用施設・人数・使用目的(催し物名)・備品	基本使用料 (円)	減免金額 (円)	支払料金 (円)
【使用上の注意】		使用料合計		
【許可条件】松本市公民館条例・同条例施行規則を遵守すること。 【使用料の還付について】予約を取り消す場合は、速やかに施設までご連絡ください。申請日によって使用料を還付できる場合があります。				

領収金額		円	領収印
内訳	施設使用料	円	
	備品使用料	円	
	調整額	円	
	加算減免額	円	
	入金済み額	円	

議案第 20 号

松本市青少年ホーム条例施行規則の一部改正について

1 趣旨

松本市行政文書における押印及び性別記載の見直しに伴い、所要の改正をするものです。

2 主な改正内容

- (1) 様式の性別欄の削除
- (2) 様式の押印の削除

3 新旧対照表

別紙のとおり

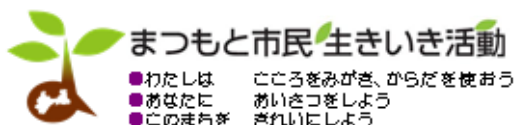
4 施行期日

令和3年4月1日

担当 生涯学習課

課長 栗田 正和

電話 32-1132



「学都松本へ」

松本市青少年ホーム条例施行規則(平成29年教育委員会規則第7号)新旧対照表

現行	改正後（案）
○松本市青少年ホーム条例施行規則 平成29年3月31日 教育委員会規則第7号 （目的） 第1条 この規則は、松本市青少年ホーム条例(昭和47年条例第35号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。 （事業） 第2条 松本市青少年ホーム(以下「ホーム」という。)は、条例第1条に定める目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。 （1） 各種講座の開催に関する事。 （2） 職業、生活、健康の相談及び指導に関する事。 （3） グループ活動の育成指導に関する事。 （4） レクリエーション、体育活動の援助、指導に関する事。 （5） 青少年の自立及び社会参画に関する事。 （6） その他福祉増進に関する事。 （登録申請手続） 第3条 条例第5条の規定によりホームに登録しようとするものは、松	○松本市青少年ホーム条例施行規則 平成29年3月31日 教育委員会規則第7号 （目的） 第1条 この規則は、松本市青少年ホーム条例(昭和47年条例第35号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。 （事業） 第2条 松本市青少年ホーム(以下「ホーム」という。)は、条例第1条に定める目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。 （1） 各種講座の開催に関する事。 （2） 職業、生活、健康の相談及び指導に関する事。 （3） グループ活動の育成指導に関する事。 （4） レクリエーション、体育活動の援助、指導に関する事。 （5） 青少年の自立及び社会参画に関する事。 （6） その他福祉増進に関する事。 （登録申請手続） 第3条 条例第5条の規定によりホームに登録しようとするものは、松

本市青少年ホーム登録申請書(様式第1号)を教育委員会に提出し松本市青少年ホーム登録証(様式第2号。以下「登録証」という。)の交付を受けなければならない。

2 前項の登録証の有効期間は、交付の日から当該年度の3月31日までとする。

3 登録証を紛失し、又は損傷したときは、様式第1号により登録証の再交付を受けなければならない。

(利用の許可申請手続)

第4条 条例第6条の規定により、施設等を利用しようとする者は、松本市青少年ホーム利用許可申請書(様式第3号)を教育委員会に提出し許可を受けなければならない。

2 教育委員会は前項の申請を許可したときは、松本市青少年ホーム利用許可証(様式第4号)を交付する。

(利用の取消手続)

第5条 前条の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が利用を取り消す場合は速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(遵守事項)

第6条 利用者は次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 施設、設備、器具等の使用については、係員の指示を受けること。

(2) 火災、盗難その他災害の防止に万全を期すこと。

本市青少年ホーム登録申請書(様式第1号)を教育委員会に提出し松本市青少年ホーム登録証(様式第2号。以下「登録証」という。)の交付を受けなければならない。

2 前項の登録証の有効期間は、交付の日から当該年度の3月31日までとする。

3 登録証を紛失し、又は損傷したときは、様式第1号により登録証の再交付を受けなければならない。

(利用の許可申請手続)

第4条 条例第6条の規定により、施設等を利用しようとする者は、松本市青少年ホーム利用許可申請書(様式第3号)を教育委員会に提出し許可を受けなければならない。

2 教育委員会は前項の申請を許可したときは、松本市青少年ホーム利用許可証(様式第4号)を交付する。

(利用の取消手続)

第5条 前条の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が利用を取り消す場合は速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(遵守事項)

第6条 利用者は次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 施設、設備、器具等の使用については、係員の指示を受けること。

(2) 火災、盗難その他災害の防止に万全を期すこと。

(3) 危険物及び危険のおそれのあるものは持ち込まないこと。

(4) その他職員の指示に従うこと。

(運営委員会の組織)

第7条 条例第12条により規定する松本市青少年ホーム運営委員会(以下「運営委員会」という。)の委員は、次の各号に掲げる区分による。

(1) ホームの利用者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 有識者

(任期)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第9条 運営委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員が互選する。

2 委員長は会務を総理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第10条 運営委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 運営委員会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のと

(3) 危険物及び危険のおそれのあるものは持ち込まないこと。

(4) その他職員の指示に従うこと。

(運営委員会の組織)

第7条 条例第12条により規定する松本市青少年ホーム運営委員会(以下「運営委員会」という。)の委員は、次の各号に掲げる区分による。

(1) ホームの利用者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 有識者

(任期)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第9条 運営委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員が互選する。

2 委員長は会務を総理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第10条 運営委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 運営委員会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のと

きは委員長の決するところによる。

(委任)

第 1 1 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に、廃止前の松本市勤労青少年ホーム条例施行規則(昭和 4 8 年規則第 1 8 号。以下「旧規則」という。)の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 松本市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例(平成 2 9 年条例第 2 0 号)附則第 3 項の規定により運営委員会の委員として委嘱されたものとみなされた委員の任期は、第 8 条の規定にかかわらず、旧規則第 8 条の規定による委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

様式第 1 号(第 3 条関係)

(略)

様式第 2 号(第 3 条関係)

(略)

様式第 3 号(第 4 条関係)

きは委員長の決するところによる。

(委任)

第 1 1 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に、廃止前の松本市勤労青少年ホーム条例施行規則(昭和 4 8 年規則第 1 8 号。以下「旧規則」という。)の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 松本市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例(平成 2 9 年条例第 2 0 号)附則第 3 項の規定により運営委員会の委員として委嘱されたものとみなされた委員の任期は、第 8 条の規定にかかわらず、旧規則第 8 条の規定による委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

様式第 1 号(第 3 条関係)

(略)

様式第 2 号(第 3 条関係)

(略)

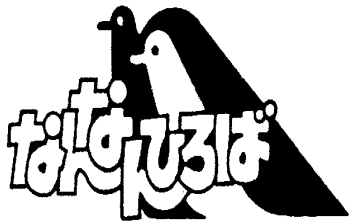
様式第 3 号(第 4 条関係)

(略)	(略)
様式第 4 号(第 4 条関係)	様式第 4 号(第 4 条関係)
(略)	(略)

松本市青少年ホーム条例施行規則（平成２９年教育委員会規則第７号）新旧対照表

現行					改正後（案）						
様式第１号（第３条関係）					様式第１号（第３条関係）						
松本市青少年ホーム登録申請書					松本市青少年ホーム登録申請書						
1 新規・2 継続・3 継続					1 新規・2 継続・3 継続						
登録番号		受付日	年 月 日		登録番号		受付日	年 月 日			
フリガナ		性 別	1 男 2 女	生年 月 日	年 月 日	フリガナ		生年 月 日	年 月 日		
氏 名						氏 名					
住 所	〒	TEL	()	居住 地区 分類	1 市内 2 市外	住 所	〒	TEL	()	居住 地区 分類	1 市内 2 市外
職業等	該当する番号へ○をしてください。 (1) 会社員 (2) 自営業 (3) 学生 (生徒) (4) その他 (3) 学生 (生徒) の方は、学校名を記入してください。				職業等	該当する番号へ○をしてください。 (1) 会社員 (2) 自営業 (3) 学生 (生徒) (4) その他 (3) 学生 (生徒) の方は、学校名を記入してください。					

松本市青少年ホーム条例施行規則（平成29年教育委員会規則第7号）新旧対照表

現行	改正後（案）
様式第2号（第3条関係） （表） No. _____ 松本市青少年ホーム 登 録 証 氏名 _____ 年 月 日交付 有効期限 年 月 日まで  松本市教育委員会 印 （裏） 松本市青少年ホーム 〒390 松本市芳野4番1号 ☎ （ ）	様式第2号（第3条関係） （表） No. _____ 松本市青少年ホーム 登 録 証 氏名 _____ 年 月 日交付 有効期限 年 月 日まで  松本市教育委員会 印 （裏） 松本市青少年ホーム 松本市芳野4番1号 電話 （ ）

松本市青少年ホーム条例施行規則（平成29年教育委員会規則第7号）新旧対照表

現行				改正後（案）			
様式第3号（第4条関係）				様式第3号（第4条関係）			
		係	所 長			係	所 長
		許可番号				許可番号	
松本市青少年ホーム利用許可申請書				松本市青少年ホーム利用許可申請書			
年 月 日 (あて先) 松本市教育委員会	申請者	登録No.	番	年 月 日 (宛先) 松本市教育委員会	申請者	登録 No.	番
		団 体 名				団 体 名	
		住 所				住 所	
		氏 名	㊦			氏 名	
		連 絡 先	TEL ()			連 絡 先	TEL ()
利 用 日 時	年 月 日 午前 時 分から 午後 年 月 日 午前 時 分まで 午後			利 用 日 時	年 月 日 午前 時 分から 午後 年 月 日 午前 時 分まで 午後		
利 用 目 的				利 用 目 的			
利 用 人 員	男 一 名 計 名 女 一 名			利 用 人 員	_____ 計 名 _____		
利 用 施 設 (該当施設に○ をして下さい)	第1会議室 第2会議室 第3会議室 第4会議室 工作実習室 第1和室 第2和室 保育室 大会議室 料理実習室 郷土資料室 音楽室 視聴覚室			利 用 施 設 (該当施設に○ をして下さい)	第1 会議室 第2 会議室 第3 会議室 第4 会議室 工作実習室 第1 和室 第2 和室 保育室 大会議室 料理実習室 郷土資料室 音楽室 視聴覚室		
利用する備品				利用する備品			
備考				備考			

松本市青少年ホーム条例施行規則（平成29年教育委員会規則第7号）新旧対照表

現行					改正後（案）				
様式第4号（第4条関係）					様式第4号（第4条関係）				
			検 印	許可番号				検 印	許可番号
松本市青少年ホーム利用許可証					松本市青少年ホーム利用許可証				
年 月 日 松本市教育委員会 印		申 請 者	登録No.	番	年 月 日 松本市教育委員会 印		申 請 者	登録 No.	番
			団 体 名					団 体 名	
			住 所					住 所	
			氏 名					氏 名	
			連 絡 先	TEL ()				連 絡 先	TEL ()
利 用 日 時	年 月 日		午前	時 分から	利 用 日 時	年 月 日		午前	時 分から
			午後					午後	
	年 月 日		午前	時 分まで		年 月 日		午前	時 分まで
			午後					午後	
利 用 目 的					利 用 目 的				
利 用 人 員		男 一 名 女 一 名 計 名			利 用 人 員		<u> </u> <u> </u> 計 名		
利 用 施 設 (該 当 施 設 に○ を して 下 さ い)		第1会議室 第2会議室 第3会議室 第4会議室 工作実習室 第1和室 第2和室 保育室 大会議室 料理実習室 郷土資料室 音楽室 視聴覚室			利 用 施 設 (該 当 施 設 に○ を して 下 さ い)		第 1 会議室 第 2 会議室 第 3 会議室 第 4 会議室 工作実習室 第 1 和室 第 2 和室 保育室 大会議室 料理実習室 郷土資料室 音楽室 視聴覚室		
利用する備品					利用する備品				
許 可 条 件		松本市青少年ホーム条例、同施行規則を遵守すること。			許 可 条 件		松本市青少年ホーム条例、同施行規則を遵守すること。		
使用するときは、この許可証を係員に提示し、利用上の指示を受けてください。					使用するときは、この許可証を係員に提示し、利用上の指示を受けてください。				

教育委員会資料
3. 3. 25
生涯学習課・中央公民館

議案第 21 号

令和2年度松本市公民館活動推進功労者の追加について

1 趣旨

令和2年度松本市公民館活動推進功労者（以下「功労者」という。）に、1名推薦漏れがあったため、追加することについて協議するものです。

2 目的

市の公民館活動推進のために功労のあった者に対して感謝状を贈呈することにより、市民の公民館活動への関心を高め、公民館活動の振興を図ることを目的としています。

3 推薦基準

- (1) 公民館の非常勤職員又は公民館運営審議会委員として6年以上在職し、退職または退任した者
- (2) 公民館委員として8年以上在職し、退任した者
- (3) 上記のほか、特に公民館活動推進のため尽力したと認められる者

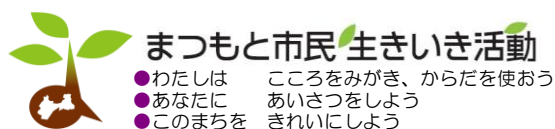
4 追加功労者（候補者）

1名 別紙功労者名簿のとおり

5 感謝状の贈呈

地区公民館長から表彰状を贈呈します。

担当	生涯学習課・中央公民館
課長	栗田 正和
電話	32-1132



令和2年度松本市公民館活動推進功労者名簿

追加者

No.	氏 名	推薦館	役 職	在 職 期 間
1	きのした えいじ 木下 榮治	里山辺	・体育委員	H22. 4. 1 ～ R2. 3. 31 (10年)

※参考（令和2年12月24日（木）の定例教育委員会において決定済）

No.	氏 名	推薦館	役 職	在 職 期 間
1	いもり ぶくたろう 飯森 福太郎	第一地区	・運営委員 ・文化委員	H16. 4. 1 ～ H26. 3. 31 (10年) H28. 4. 1 ～ R2. 3. 31 (4年) 計14年
2	もうり たつお 毛利 達生	第一地区	・文化委員	H23. 4. 1 ～ R2. 3. 31 (9年)
3	よこやま かずみ 横山 和美	第二地区	・体育委員 ・文化委員	H23. 4. 1 ～ H24. 3. 31 (1年) H24. 4. 1 ～ R2. 3. 31 (8年) 計9年
4	おおの こうじ 大野 幸司	第二地区	・体育委員 ・運営委員	H14. 4. 1 ～ H23. 3. 31 (9年) H26. 4. 1 ～ R2. 3. 31 (6年) 計15年
5	ふくだ もりたか 福田 守孝	第二地区	・体育委員 ・文化委員	H23. 4. 1 ～ H24. 3. 31 (1年) H24. 4. 1 ～ R2. 3. 31 (8年) 計9年
6	みやがわ はやお 宮川 速雄	城北	・館報編集委員	H24. 4. 1 ～ R2. 3. 31 (8年)
7	つだ つねお 津田 恒夫	城東	・視聴覚委員	H15. 4. 1 ～ R2. 3. 31 (17年)
8	なかむら むねはる 中村 宗晴	白板地区	・公民館運営委員	H19. 4. 1 ～ H20. 3. 31 (1年) H23. 4. 1 ～ R2. 3. 31 (9年) 計10年
9	せき しげたか 関 成任	新村	・地区公民館長	H26. 4. 1 ～ R2. 3. 31 (6年)
10	わたなべ まさあき 渡邊 正明	和田	・地区公民館長	H26. 4. 1 ～ R2. 3. 31 (6年)
11	はぎわら せいじろう 萩原 誠二郎	和田	・体育委員	H23. 4. 1 ～ H25. 3. 31 (2年) H26. 4. 1 ～ R2. 3. 31 (6年) 計8年
12	あさだ たけと 浅田 武門	神林	・公民館運営委員	H23. 4. 1 ～ R2. 3. 31 (9年)
13	きつぎ ゆみこ 木次 由美子	神林	・運営委員 ・館報編集委員	H21. 4. 1 ～ H31. 3. 31 (10年) H30. 4. 1 ～ R2. 3. 31 (2年) 計11年
14	ごみ ふじ 五味 富士	寿	・公民館運営委員	H13. 12. 1 ～ H25. 11. 30 (12年) H26. 4. 1 ～ R2. 3. 31 (6年) 計18年
15	すがた かねゆき 菅田 金幸	寿	・公民館運営委員 ・館報編集委員	H19. 4. 1 ～ H21. 3. 31 (2年) H23. 4. 1 ～ R2. 3. 31 (9年) 計11年
16	かみじょう さとし 上條 敏	寿台	・文化委員	H20. 4. 1 ～ R2. 3. 31 (12年)
17	かわぐち かずお 川口 一雄	里山辺	・体育委員	H24. 4. 1 ～ R2. 3. 31 (8年)
18	かじは としゆき 梶葉 利行	里山辺	・館報編集委員 ・体育委員	H18. 4. 1 ～ H22. 3. 31 (4年) H28. 4. 1 ～ R2. 3. 31 (4年) 計8年
19	なかじま ひろし 中嶋 博	四賀	・情報委員 ・館報編集委員 ・運営委員	H9. 4. 1 ～ H17. 3. 31 (8年) H17. 4. 1 ～ R2. 3. 31 (15年) H20. 4. 1 ～ R2. 3. 31 (12年) 計23年

松本市公民館活動推進功労者感謝状贈呈内規

(目 的)

第1条 この内規は、永年、市で設置する公民館の（以下「公民館」という。）活動推進のために功労のあった者（以下「功労者」という。）に対し、感謝状を贈呈することにより、市民の公民館活動への関心を促し、もって公民館活動の振興を図ることを目的とする。

(功労者の推薦基準)

第2条 功労者の推薦基準は、次のとおりとする。

- (1) 公民館の非常勤職員または公民館運営審議会委員として6年以上在職し、退職または退任した者
- (2) 公民館委員として8年以上在職し、退任した者
- (3) 前2号に定める者のほか、特に公民館活動推進のため尽力したと認められる者

(功労者の推薦及び決定)

第3条 功労者の推薦は、中央公民館長及び各地区公民館長が行い、松本市教育委員会が決定する。

(感謝状の贈呈)

第4条 感謝状の贈呈は、原則として年1回開催される公民館研究集会において松本市教育委員会が行う。

附 則

この内規は、昭和63年12月17日から施行する。

この内規は、平成8年12月19日から施行する。

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

議案第 22 号

文化財保護法の規定に基づく土木工事等のための発掘の届出等に関する要綱の制定について

1 趣旨

本市が令和3年4月に中核市に移行し、文化財保護法第93条及び94条に係る指示に関する権限が長野県教育委員会から松本市教育委員会に移譲されることから、同法の規定に基づく土木工事等のための発掘の届出等に関する要綱を制定することについて協議するものです。

2 内容

文化財保護法の規定に基づく土木工事等のための発掘の届出等について必要な事項を定めるものです。

3 制定する要綱

別紙のとおり

4 要綱の根拠となる法律および条文

(1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）

ア 第93条（土木工事等のための発掘に関する届出）

イ 第94条（国の機関等が行う発掘に関する特例に係る通知）

(2) 埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則（昭和29年文化財保護委員会規則第5号）

5 施行期日

令和3年4月1日

担当	文化財課
課長	竹原 学
電話	34-3292

松本市教育委員会告示第 号

文化財保護法の規定に基づく土木工事等のための発掘の届出等に関する要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

松本市教育委員会

文化財保護法の規定に基づく土木工事等のための発掘の届出等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、周知の埋蔵文化財包蔵地に存する埋蔵文化財の保護を図るため、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第93条の規定による土木工事等のための発掘に関する届出及び第94条の規定による国の機関等が行う発掘に関する特例に係る通知並びにこれらの届出等に係る松本市教育委員会が行う指示等に関し、法及び埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則（昭和29年文化財保護委員会規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、法で使用する用語の意義の例による。

(土木工事等のための発掘に関する届出)

第3条 法第93条第1項の規定による届出をしようとする者は、規則第2条第1項各号に掲げる事項を記載し、土木工事等のための埋蔵文化財発掘に関する届出書（様式第1号）に、同条第2項に規定する書類及び図面を添えて、教育委員会に提出するものとする。

(土木工事等のための発掘に関する指示)

第4条 法第93条第2項の規定による指示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法によるものとする。

(1) 次のいずれかに該当する場合 発掘調査

ア 土木工事等のための発掘により埋蔵文化財が掘削され、又は破壊される場合

イ 土木工事等のための発掘が埋蔵文化財には直接至らないが、これによって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合

ウ 一時的な盛土、道路その他の工作物の設置等の場合で、その重さによって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがあるもの

エ 恒久的な盛土、道路その他の工作物の設置等により相当期間にわたり埋蔵文化財と人との関係が絶たれ、当該埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となる場合

(2) 次のいずれかに該当する場合 工事立会

ア 前号の規定にかかわらず、対象地域が狭小で発掘調査の実施が困難であると認められる場合

イ 土木工事等のための発掘が埋蔵文化財を損壊しない範囲内で計画されているが、現地で状況を確認する必要がある場合

(3) 前2号の規定にかかわらず、遺構の状況と工事の内容から発掘調査又は工事立会の必要がないと認められる場合 慎重工事

前3号における具体的な取扱いの区分は、工事等が埋蔵文化財に影響を及ぼす度合い及び事業の種類から、別表のとおりとする。

2 法第93条第2項の規定による指示は、届出を行った者に対して書面を交付する方法により行うものとする。

(国の機関等が行う発掘に関する通知等)

第5条 前2条の規定は、法第94条第1項の規定による国の機関等が行う発掘に関する通知及び同条第4項の規定による国の機関等に対して行う勧告について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条各号列記以外の部分	法第93条第1項の規定による届出	法第94条第1項の規定による通知
	土木工事等のための埋蔵文化財発掘の届出書（様式第1号）	土木工事等のための埋蔵文化財発掘の通知書（様式第2号）
第4条第1項各号列記以外の部分	法第93条第2項の規定による指示	法第94条第4項の規定による勧告
第4条第1項第1号ア及びイ並びに同項第2号イ	土木工事等のための発掘	国の機関等が行う発掘
第4条第2項	法第93条第2項の規定による指示	法第94条第4項の規定による勧告
	届出を行った者	国の機関等

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に長野県教育委員会に対して行った法第93条第1項の規定による届出若しくは法第94条第1項の規定による通知又は長野県教育委員会が行った法第9

3 条第 2 項の規定による指示若しくは法第 9 4 条第 4 項の規定による勧告は、この告示の施行の日において現に土木工事等のための発掘又は国の機関等が行う発掘が完了していないものに限り、それぞれこの告示の相当規定に基づき松本市教育委員会に対して行った届出若しくは通知又は松本市教育委員会が行った指示若しくは勧告とみなす。

別表（第4条関係）

1	埋蔵文化財が掘削され、破壊される場合		
	通常の発掘調査が可能な場合		発掘調査
	対象地域が狭小等の要因で通常の発掘調査ができない場合		工事立会
2	1に該当しないが地下の埋蔵文化財に影響がある場合		
	ア	埋蔵文化財を保護するために設ける土層の厚さが30cm未満の場合	
		通常の発掘調査が可能な場合	発掘調査
		対象地域が狭小等の要因で通常の発掘調査ができない場合	工事立会
	イ	重さ等の地質土壌条件によって影響がある場合	
		通常の発掘調査が可能な場合	発掘調査
		対象地域が狭小等の要因で通常の発掘調査ができない場合	工事立会
3	1又は2に該当しないが、恒久的な工作物の設置、盛土・埋立が行われる場合		
	ア	道路等（鉄道も準じて扱う。）	
		(ア) 車道等	
			通常の発掘調査が可能な場合
			対象地域が狭小等の要因で通常の発掘調査ができない場合
		(イ) 植樹帯、歩道等、高架・橋梁の橋脚を除く部分	
			必要な場合に発掘調査が可能
			現地で確認する必要がある場合
			工事立会
			必要な場合に発掘調査が不可能
			通常の発掘調査が可能な場合
			対象地域が狭小等の要因で通常の発掘調査ができない場合
			工事立会
		(ウ) 道路の拡張・改修の場合の既存道路部分、一時的な工事用道路	
		現地で確認する必要がある場合	
		(エ) 道路構造令に準拠していない農道、私道	
		舗装	通常の発掘調査が可能な場合
			※
			現地で確認する必要がある場合
		未舗装	
		現地で確認する必要がある場合	
		工事立会	
	イ	ダム・河川	
		ダムの堤体及び貯水池、河川の堤防敷及び河川敷内の低水路	通常の発掘調査が可能な場合
			対象地域が狭小等の要因で通常の発掘調査ができない場合
			工事立会
		ダムの貯水池のうちの常時満水位より高い区域と河川の高水域	
		※	
	ウ	恒久的な盛土、埋立（撤去の予定・計画のない場合を「恒久的盛土・埋立」とする。）	
		(ア) 3メートル以上	
			通常の発掘調査が可能な場合
			対象地域が狭小等の要因で通常の発掘調査ができない場合
		(イ) 3メートル未満	
			将来の調査が可能
			現地で確認する必要がある場合
			工事立会
			将来の調査不可能
			発掘調査
			古墳等の埋蔵文化財が地表に顕在している場合
			発掘調査
			将来埋蔵文化財に影響を及ぼすような地下埋設物・付帯施設が建設されていることが明らかで盛土等を実施することによって必要な時に発掘調査をすることが困難と判断できる場合
			発掘調査
	エ	建築物	
		撤去の際に影響が及ぶと判断できる場合	通常の発掘調査が可能
			対象地域が狭小等の要因で通常の発掘調査ができない場合
		工事立会	
4	1、2又は3により発掘調査を実施する部分とそうでない部分が著しく交錯する場合		発掘調査
5	2又は3を除き、既に土木工事等により埋蔵文化財が損壊を受けた範囲内で工事が行われる場合		慎重工事
6	2又は3を除き、隣接地の発掘調査等の成果から、遺跡の保護上、現地で確認する必要がある場合		工事立会

※ 個別の事業ごとに協議

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

（宛先）松本市教育委員会

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人等にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

土木工事等のための埋蔵文化財発掘の届出書

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項、同第184条第1項及び文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第5条第2項の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり届出します。

記

- 1 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
- 2 土木工事等をしようとする土地の面積
- 3 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
- 5 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
- 6 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
- 7 当該土木工事等の施工担当責任者の氏名及び住所
- 8 当該土木工事等の着手の予定時期
- 9 当該土木工事等の終了の予定時期
- 10 その他参考となるべき事項

【添付書類】

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

別 記

文化財保護法第93条第1項

1 所在地			
2 面積	m ²		
3 土地所有者	住 所：		
	氏名等：		
4 遺跡の名称	(遺跡番号)	員 数	
遺跡の種類	散布地 集落跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡 ()		
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ()		
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 近・現代		
5 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 ダム 学校建設 集合住宅 個人住宅 工場 店舗 個人住宅兼工場又は店舗 その他の建物 () 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・水道・ 電気等 農業基盤整備事業（農道等を含む。） その他農業関係事業 土砂採取 その他開発 ()		
工事の概要			
6 工事主体者	住 所：		
	氏名等：		
7 施工責任者	住 所：		
	氏名等：		
8 着手予定時期	年 月 日	9 終了予定時期	年 月 日
10 参考事項			

指 示 事 項	発掘調査	工事立会	慎重工事	その他 ()
---------	------	------	------	---------

〔注意事項〕①太線内は届出・通知者が記入 ②指示事項欄は市教育委員会で記入 ③遺跡の種類・現状・時代及び工事の目的欄は該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は () 内に記入

（宛先）松本市教育委員会

所在地
名 称
代表者の氏名
連絡先（電話）

土木工事等のための埋蔵文化財発掘の通知書

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 94 条第 1 項、同第 184 条第 1 項及び文化財保護法施行令（昭和 50 年政令第 267 号）第 5 条第 1 項の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり通知します。

記

- 1 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
- 2 土木工事等をしようとする土地の面積
- 3 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
- 5 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
- 6 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされる場合は、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
- 7 当該土木工事等の施工担当責任者の氏名及び住所
- 8 当該土木工事等の着手の予定時期
- 9 当該土木工事等の終了の予定時期
- 10 その他参考となるべき事項

【添付書類】

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

別 記

文化財保護法第94条第1項

1 所在地			
2 面積	m ²		
3 土地所有者	住 所：		
	氏名等：		
4 遺跡の名称	(遺跡番号)	員 数	
遺跡の種類	散布地 集落跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡 ()		
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ()		
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 近・現代		
5 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 ダム 学校建設 集合住宅 個人住宅 工場 店舗 個人住宅兼工場又は店舗 その他の建物 () 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・水道・ 電気等 農業基盤整備事業(農道等を含む) その他農業関係事業 土砂採取 その他開発 ()		
工事の概要			
6 工事主体者	住 所：		
	氏名等：		
7 施工責任者	住 所：		
	氏名等：		
8 着手予定時期	年 月 日	9 終了予定時期	年 月 日
10 参考事項			

指 示 事 項	発掘調査	工事立会	慎重工事	その他 ()
---------	------	------	------	---------

[注意事項] ①太線内は届出・通知者が記入 ②指示事項欄は市教育委員会で記入 ③遺跡の種類・現状・時代及び工事の目的欄は該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は () 内に記入

議案第 23 号

まつもと文化遺産の認定について

1 趣旨

「まつもと文化遺産認定制度実施要綱」に基づき、認定申請のあった1件を「まつもと文化遺産」として認定することについて協議するものです。

2 内容及び経過

松本市歴史文化基本構想において設定した関連文化財群のなかで、市民が主体となって継続的に保存活用が実施できると認められるものを、教育委員会が認定し必要に応じた支援をしていくものです。

本件は、令和3年2月16日開催のまつもと文化遺産保存活用協議会において申請者のヒアリング等の審査を行い、了承されたものです。

3 認定する案件

野麦街道と集落と集落を結ぶ里道～交通の要衝として発展を遂げたあたらしの郷～

申 請 日	令和3年2月12日
申請者(保存活用団体)	新村地区文化財保存会 会長 長岡 壽 あたらしの郷協議会 会長 関 成任
構成する文化財 (関連文化財群)	1 道 野麦街道、根石の道標、新村の道路元標、北新高札場跡・ 常夜燈、^り里道 等 2 道祖神 21体（祭りは子ども会） 3 石造物 上手町出土の板碑、上新の馬頭観音群と観音講、馬頭観 音群（安塚、北新西、南新東）（安塚の馬頭観音祭り） 等 4 養蚕・製糸 小野製糸工場跡・大きな繭蔵跡、繭玉様の祭り 等 5 社寺 専称寺（花祭りほか年中行事）、岩崎神社（川干の神事 ほか年間祭祀）、小野神社（例大祭ほか年間祭祀） 等 6 堂 ^{しもに}下新の庚申堂（庚申祭り、花祭り、お十夜）、上手町の 阿弥陀堂（庚申講、念仏講、戸隠講、三峯講） 等

	7 祝殿 若宮社、諏訪社（例大祭）、刀利社、天白社（例祭）、社宮司社（お祭り） 8 遺跡・古墳 物ぐさ太郎遺蹟地（物ぐさ太郎像、折口信夫の歌碑、腰掛け桜、ものぐさ太郎祭り）、新村遺跡、安塚古墳第6号古墳、秋葉原古墳第1号古墳 9 その他 北新のビャクシン（体釵祭）、根石のサイカチ、上新の公会堂
主な活動内容	1 地区内の道の清掃等美化活動 2 「新の里ウォークラリー」をはじめとした文化財巡りによる文化財の情報発信（松本大学とも連携） 3 講座等を通じた地域ガイド育成 4 地元小中学校の地域学習（コミュニティ・スクール） 5 案内板・標柱等の設置・改修 6 地域学習テキスト『ふるさと新村（仮称）』の刊行

詳細は別紙「まつもと文化遺産候補の概要」のとおり

4 根拠法令

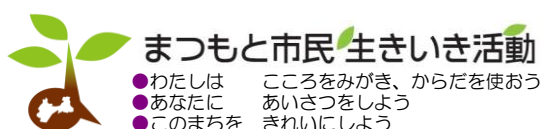
まつもと文化遺産認定制度実施要綱

別紙のとおり

5 その他

- (1) 今回の認定により、まつもと文化遺産は5件となります。
- (2) 保存活用団体の活動に対し補助金を交付し、市民による地域の文化財の保存、活用を支援します。

担当	文化財課
課長	竹原 学
電話	34-3292



まつもと文化遺産候補の概要

名 称	野麦街道と集落と集落を結ぶ里道 ～交通の要衝として発展を遂げたあたらしの郷～
申 請 日	令和3年2月12日
保存活用団体	新村地区文化財保存会 会長 長岡 壽 あたらしの郷協議会 会長 関 成任
構成する文化財 (関連文化財群)	1 道 野麦街道、根石の道標、新村の道路元標、北新高札場跡・常夜燈、里道（仁科道、高綱道、横道、大妻道、中村道、上手町道、上新中道 他）、大妻前の渡し、徳利川橋、かぎのて（北新西村など） 2 道祖神 21体（祭りは子ども会） 3 石造物 上手町出土の板碑、新村山の^{おおやまつみのおおかみ}大山祇大神、秋葉山大神のほか講の碑、上新の馬頭観音群と観音講、馬頭観音群（安塚、北新西、南新東）（安塚の馬頭観音祭り）、等順・祐天の名号塔（北新西）、徳本の名号塔（5基）、南新天明社の石仏群 4 養蚕・製糸 小野製糸工場跡・大きな繭蔵跡、養蚕・蚕室、蚕神碑、繭玉様の祭り 5 社寺 専称寺（本堂、観音堂、鐘楼、山門、石造物（徳本の名号塔、百体観音像、六地藏像、石灯籠）、花祭りほか年中行事）、岩崎神社（本殿、拝殿、蚕玉社、川干の神事ほか年間祭祀、棟札、薙鎌）、小野神社（本殿、拝殿、秋葉社（秋葉社内日吉社）、石灯籠と参道、例大祭ほか年間祭祀）、法伝寺跡 6 堂 ^{しもにい}下新の庚申堂（庚申祭り、花祭り、お十夜）、上手町の阿弥陀堂（庚申講、念仏講、戸隠講、三峯講）、^{しょうじょいん}清浄院、安塚の薬師堂（^{やしやう}瘦馬作り、花祭り、お十夜の大数珠回し）、信入院（お十夜法要）、^{ひがしにい}東新の大日堂（灌仏会（花祭り）、お盆の法要、お十夜） 7 祝殿 若宮社、諏訪社（例大祭）、刀利社、天白社（例祭）、社宮司社（お祭り）

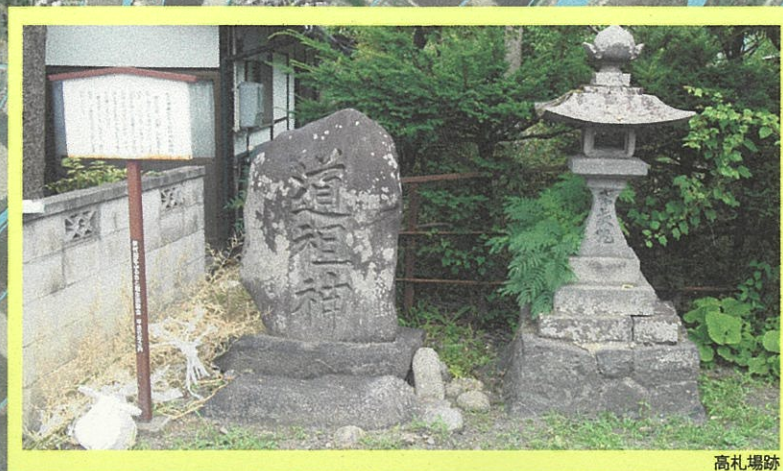
	8 遺跡・古墳 物ぐさ太郎遺蹟地（物ぐさ太郎像、折口信夫の歌碑、腰掛け桜、ものぐさ太郎祭り）、新村遺跡、安塚古墳第6号古墳、秋葉原古墳第1号古墳 9 その他 北新のビヤクシン（体釵祭）、根石のサイカチ、上新の公会堂
【ストーリー】松本市のほぼ中央に位置する新村地区は、梓川右岸の東に向かって下る緩やかな傾斜地に豊潤な水田が広がる田園地帯です。当地区は、中世には新村南方・北方に分かれていました。江戸時代の延宝2年（1674）に下新・北新・上新・東新・南新の5か村となり、明治7年（1874）に合併し、新村となりました。 野麦街道が集落を繋ぐように東西に走り、波田・安曇・奈川地区や飛騨国との人の往来や、食料品や生活必需品の輸送に重要な役割を果たしてきました。当地区はこの野麦街道を中心にして中世以降、交通の要衝として大きく発展しました。近代になると、大正時代に筑摩鉄道（現在のアルピコ交通）が開通し、新村駅を中心に栄えました。 地区内には、集落と集落を結ぶ里道が縦横に通り、その道は梓川を渡って、安曇地方へも続いていました。道祖神や馬頭観音などの石造物や小さな社が道筋にあり、そこでは観音講や数珠回し、さまざまなお祭りなど人々の祈りや娯楽の場が設けられ、今に続いています。水量豊かな水路や、工夫を凝らした分土工からは、広大な土地を水田へと変えていった先人の苦労が偲ばれます。集落内には蚕室・土蔵・本棟造りの家などが残されています。広々とした稲田とその向こうの山々を見るとき、新しの郷に住む喜びを感じます。 【活動】新村地区に関わる文化財の調査、研究及び記録保存を行うとともに、保存整備と活用に取り組めます。これまでの活動成果を基に、地域学習テキスト『ふるさと新村』を作成し、小中学校の歴史学習や住民向けの講演・講座、松本大学と連携したウォークラリーなどを開き、文化財に関心を持つ人を育てます。また道の清掃や、案内板・標柱の点検を行い、地区内の美化に努めます。地区に松本大学があるという特色を生かし交流を進めながら、若者たちに地区の特色や文化財を知ってもらい、関心を高めることにも努めていきます。	
備考	

新村地区マップ

野麦街道と集落と集落を結ぶ里道
～交通の要衝として発展を遂げたあたらしいの郷～

凡例

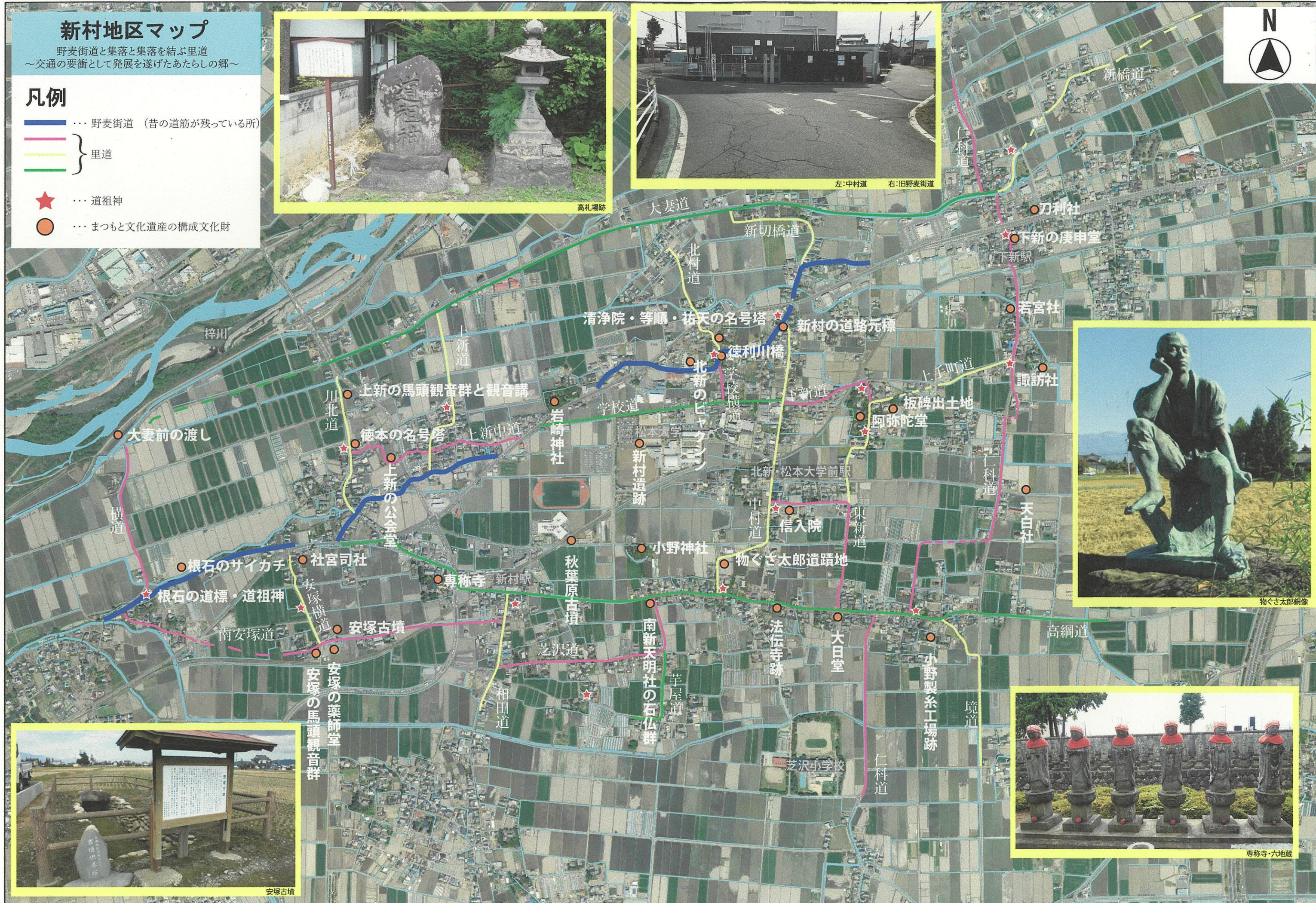
- 野麦街道 (昔の道筋が残っている所)
- 里道
- 道祖神
- まつもと文化遺産の構成文化財



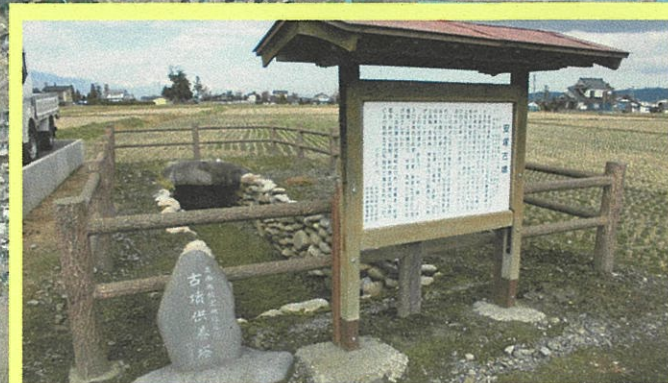
高礼場跡



左:中村道 右:旧野麦街道



物ぐさ太郎銅像



安塚古墳



専称寺・六地藏

○まつもと文化遺産認定制度実施要綱

平成30年11月8日

教育委員会告示第19号

(目的)

第1条 この要綱は、市民が自らの住む地域に誇りを持ち、歴史や文化を活かしたまちづくりを進めるため、地域で保存活用されている関連文化財群をまつもと文化遺産として認定することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「関連文化財群」とは、地域に存在する様々な文化財を歴史的・地域的関連性に基づき、一定のまとまりを持つものとして捉えることにより、それぞれの文化財が持つ価値を高め、松本市歴史文化基本構想に位置付けられた複数の文化財をいう。

(認定基準)

第3条 教育委員会は、前条の関連文化財群のうち、保存活用団体により保存及び活用されているものを、まつもと文化遺産として認定するものとする。

2 前項の保存活用団体は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 保存活用団体が行う保存活用事業（以下「事業」という。）が、地域内に広がりを持ち、地域のまちづくりや活性化に寄与するものであると認められること。
- (2) 関連文化財群の保存活用に係る具体的な事業計画（以下「計画」という。）を有すること。
- (3) 担い手の育成や青少年への教育にも配慮するなど、関連文化財群の保存活用について継続性が期待できること。
- (4) 関連文化財群を構成する物件のうち、事業に係る物件の所有者又は管理者から事業実施の同意が得られていること。

(認定申請)

第4条 まつもと文化遺産の認定を受けようとする関連文化財群の保存活用団体（以下「申請者」という。）は、まつもと文化遺産認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が必要でないと認める書類については、添付を省略することができる。

- (1) 計画の概要が分かる書類
- (2) 保存活用団体の概要が分かる書類
- (3) 事業に係る物件の所有者又は管理者の同意書（様式第2号）

(4) その他教育委員会が必要と認める書類

(認定)

第5条 教育委員会は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該関連文化財群をまつもと文化遺産として認定し、まつもと文化遺産認定書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による認定を行うときは、事前にまつもと文化遺産保存活用協議会設置要綱（平成30年教育委員会告示第9号）に規定するまつもと文化遺産保存活用協議会（以下「協議会」という。）の意見を聴くものとする。

(認定の取消し)

第6条 教育委員会は、前条の規定により認定したまつもと文化遺産が第3条の認定基準を満たさなくなったときは、まつもと文化遺産認定取消通知書（様式第4号）により、認定を取り消すことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により認定を取り消すときは、事前に協議会の意見を聴くものとする。

(公表)

第7条 教育委員会は、第5条の規定により認定したまつもと文化遺産に関する情報を市のホームページ等への掲載により公表し、地域の魅力向上・活性化のため、まつもと文化遺産が広く周知されるよう努めるものとする。

附 則

この告示は、平成30年11月8日から施行する。

議案第 24 号

松本城防火管理規則の廃止について

1 趣旨

令和2年度行政改革における組織体制の見直しに伴い、松本城の防火管理を市長部局で行うため、松本城防火管理規則を廃止することについて協議するものです。

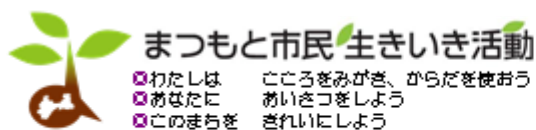
2 廃止する規則

別紙のとおり

3 施行期日

令和3年4月1日

担当	松本城管理事務所
所長	米山 順一
電話	32-3902



「学都松本」

○松本城防火管理規則

昭和30年12月27日

教育委員会規則第6号

(目的)

第1条 この規則は、松本城の火災を未然に防止すると共に、火災発生の場合の早期鎮圧について必要な事項を規定する。

(適用範囲)

第2条 この規則は、史跡松本城本丸広場内の物件施設に適用する。

(防火責任者)

第3条 消防法（昭和23年法律第186号）第8条に定める防火責任者には、松本城管理事務所長をあてる。

第4条 防火責任者の任務は、次のとおりとする。

- (1) 松本城の防火並びに消防計画の立案
- (2) 消防並びに防火教育の立案と実施
- (3) 警備班の監督指導
- (4) 火元取締責任者並びに夜警員の監督
- (5) 公設消防機関との連絡に関する事項
- (6) 防火施設の維持管理に関する事項
- (7) その他防火に関する一切の事項

(警備班)

第5条 松本城内の火災盗難の予防と規律保持のため警備班をおく。

第6条 警備班の任務は、次のとおりとする。

- (1) 観覧者の取締
- (2) 松本城内外の巡視警戒
- (3) 火災早期発見と通報
- (4) 火災発生時の消火活動
- (5) 消火器材及び施設の保持

(火元取締責任者)

第7条 各物件施設ごとに火元取締責任者をおく。

2 火元取締責任者の担任区域は、防火責任者が定める。

第8条 火元取締責任者は、防火責任者の命を受けて次の任務に服する。

- (1) 火具（ストーブ電熱器等）の点検並びに日常の保守
- (2) 喫煙所の管理並びに喫煙の取締
- (3) 電気設備の日常管理
- (4) 油類取扱の点検
- (5) 油破布紙屑等不用可燃物の処理

(自衛消防隊)

第9条 火災その他の非常事態発生に対処するため警備班の外に自衛消防隊を設ける。

第10条 自衛消防隊の編成並びにその服務については、教育長が定める。

第11条 自衛消防隊の任務は、次のとおりとする。

- (1) 警備班の消火活動協力
- (2) 観覧者の救出救護
- (3) 火災時の警備
- (4) 重要書類等非常持出品の搬出

(訓練)

第12条 訓練は、次の標準を下ることはできない。

- (1) 警備班訓練

基本訓練 毎週1回

想定訓練 毎月1回

- (2) 自衛消防隊訓練

基本訓練 年 1回

総合訓練 年 1回

(観覧者)

第13条 松本城観覧者に対しては、火気使用厳禁場所及び喫煙場所を明示し、火気についての注意を公示するものとする。

(その他)

第14条 この規則に定めるものの外、防火管理上必要な事項は、教育長の命をうけて処理しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 25 号

国宝松本城天守耐震対策専門委員会設置要綱の一部改正について

1 趣旨

令和2年度行政改革における組織体制の見直しに伴い、所要の改正を行うことについて協議するものです。

2 改正内容

庶務の処理者を「松本城管理事務所」から「文化財課」に変更する。

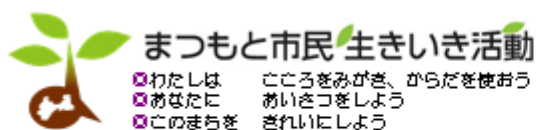
3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和3年4月1日

担当	松本城管理事務所
所長	米山 順一
電話	32-2902



「学都松本」

国宝松本城天守耐震対策専門委員会設置要綱(平成29年教育委員会告示第17号)新旧対照表

現行	改正後（案）
○国宝松本城天守耐震対策専門委員会設置要綱 平成29年6月28日 教育委員会告示第17号 改正 令和2年8月27日教育委員会告示第37号 （目的） 第1条 この要綱は、国宝松本城天守の適切な耐震対策を専門的な見地から検討するため、国宝松本城天守耐震対策専門委員会(以下「委員会」という。)を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。 （所掌事項） 第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。 （1） 国宝松本城天守耐震対策事業に関すること。 （2） その他必要な事項に関すること。 （組織等） 第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。 2 委員は、文化財及びその耐震対策に関し、優れた見識を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。 （任期）	○国宝松本城天守耐震対策専門委員会設置要綱 平成29年6月28日 教育委員会告示第17号 改正 令和2年8月27日教育委員会告示第37号 （目的） 第1条 この要綱は、国宝松本城天守の適切な耐震対策を専門的な見地から検討するため、国宝松本城天守耐震対策専門委員会(以下「委員会」という。)を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。 （所掌事項） 第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。 （1） 国宝松本城天守耐震対策事業に関すること。 （2） その他必要な事項に関すること。 （組織等） 第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。 2 委員は、文化財及びその耐震対策に関し、優れた見識を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。 （任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員)

第5条 委員会に委員長1人を置き、委員の互選によって選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

(指導助言者)

第7条 委員会に、必要に応じ、指導助言者を置く。

2 指導助言者は、第2条に掲げる事項に対して指導、助言を行う。

3 指導助言者は、関係機関等の職員のうちから、教育委員会が委嘱する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会松本城管理事務所において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員)

第5条 委員会に委員長1人を置き、委員の互選によって選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

(指導助言者)

第7条 委員会に、必要に応じ、指導助言者を置く。

2 指導助言者は、第2条に掲げる事項に対して指導、助言を行う。

3 指導助言者は、関係機関等の職員のうちから、教育委員会が委嘱する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会文化財課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成２９年６月２８日から施行する。

附 則(令和２年８月２７日教育委員会告示第３７号)

この告示は、令和２年９月１日から施行する。

附 則

この告示は、平成２９年６月２８日から施行する。

附 則(令和２年８月２７日教育委員会告示第３７号)

この告示は、令和２年９月１日から施行する。

議案第 26 号

史跡松本城整備研究会規程の一部改正について

1 趣旨

令和2年度行政改革における組織体制の見直しに伴い、所要の改正を行うことについて協議するものです。

2 改正内容

庶務の処理者を「松本城管理事務所」から「文化財課」に変更する。

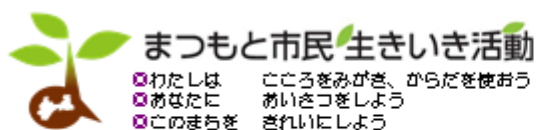
3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和3年4月1日

担当	松本城管理事務所
所長	米山 順一
電話	32-2902



❖わたしは 心ころをみがき、からだを健おう
❖あなたに あいさつをしよう
❖このまちを きれいにしよう



「学都松本」

史跡松本城整備研究会規程(昭和 6 1 年教育委員会訓令乙第 1 号)新旧対照表

現行	改正後（案）
○史跡松本城整備研究会規程 昭和 6 1 年 3 月 2 7 日 教育委員会訓令乙第 1 号 改正 平成 1 4 年 7 月 3 1 日教育委員会訓令乙第 4 号 （設置） 第 1 条 史跡松本城の整備等に関する事項を調査、研究するため、史跡松本城整備研究会(以下「研究会」という)を設置する。 （任務） 第 2 条 研究会は、史跡松本城の整備、環境保全等について、調査、研究する。 （組織） 第 3 条 研究会は、委員 1 0 名以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。 （１） 関係行政機関の職員 （２） 知識経験者 （３） 市職員 （任期） 第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任	○史跡松本城整備研究会規程 昭和 6 1 年 3 月 2 7 日 教育委員会訓令乙第 1 号 改正 平成 1 4 年 7 月 3 1 日教育委員会訓令乙第 4 号 （設置） 第 1 条 史跡松本城の整備等に関する事項を調査、研究するため、史跡松本城整備研究会(以下「研究会」という)を設置する。 （任務） 第 2 条 研究会は、史跡松本城の整備、環境保全等について、調査、研究する。 （組織） 第 3 条 研究会は、委員 1 0 名以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。 （１） 関係行政機関の職員 （２） 知識経験者 （３） 市職員 （任期） 第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任

者の残任期間とする。

(会長)

第5条 研究会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、研究会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 研究会は会長が必要に応じて招集し、会議の議長は会長が務める。

(指導助言者)

第7条 研究会に、必要に応じ指導助言者若干名を置く。

2 指導助言者は、研究会が第2条に基づいて行う調査、研究に対して指導、助言を行う。

3 指導助言者は、関係行政機関等の職員のうちから、教育委員会が委嘱する。

(庶務)

第8条 研究会の庶務は、松本市教育委員会松本城管理事務所において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別

者の残任期間とする。

(会長)

第5条 研究会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、研究会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 研究会は会長が必要に応じて招集し、会議の議長は会長が務める。

(指導助言者)

第7条 研究会に、必要に応じ指導助言者若干名を置く。

2 指導助言者は、研究会が第2条に基づいて行う調査、研究に対して指導、助言を行う。

3 指導助言者は、関係行政機関等の職員のうちから、教育委員会が委嘱する。

(庶務)

第8条 研究会の庶務は、教育委員会文化財課において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別

に定める。

附 則

この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(平成14年7月31日教育委員会訓令乙第4号)

この訓令は、平成14年8月1日から施行する。

に定める。

附 則

この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(平成14年7月31日教育委員会訓令乙第4号)

この訓令は、平成14年8月1日から施行する。

議案第 27 号

松本市美術館条例施行規則等の廃止について

1 趣旨

令和2年度行政改革における組織体制の見直しに伴い、美術館が市長部局に移管されるため、松本市美術館条例施行規則等を廃止することについて協議するものです。

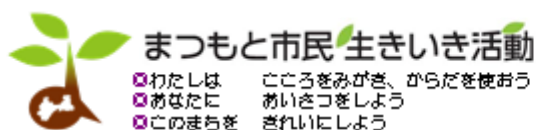
2 廃止する規則等

- (1) 松本市美術館条例施行規則
- (2) 松本市梓川アカデミア館条例施行規則
- (3) 松本市美術館美術資料等収集要綱

3 施行期日

令和3年4月1日

担当	美術館
課長	堀 洋一
電話	39-7400



「学都松本」

○松本市美術館条例施行規則

平成13年10月19日

教育委員会規則第12号

(目的)

第1条 この規則は、松本市美術館条例（平成13年条例第64号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(特別観覧の申請等)

第2条 条例第6条の申請は、松本市美術館特別観覧許可申請書（様式第1号）、松本市美術館特別観覧許可変更・取消申請書（様式第2号）により行うものとする。

2 条例第6条の許可は、松本市美術館特別観覧許可書兼領収書（様式第3号。以下「特別観覧許可書」という。）、松本市美術館特別観覧許可変更・取消許可書（様式第4号）の交付により行うものとする。

3 特別観覧の許可を受けた事項の変更又は取消しの申請をするときは、特別観覧許可書を添付するものとする。

4 特別観覧を許可された者が特別観覧をするときは、第2項の許可書を職員に提示し、教育委員会が指定する場所において行わなければならない。

(使用の申請等)

第3条 松本市美術館（以下「美術館」という。）の施設又は設備（以下「施設等」という。）の使用の申込期間は、別表第1に定めるところによる。ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。

2 条例第7条の申請は、松本市美術館使用許可申請書（様式第5号）、松本市美術館使用許可変更・取消申請書（様式第6号）により行うものとする。

3 条例第7条の許可は、松本市美術館使用許可書兼領収書（様式第7号。以下「使用許可書」という。）、松本市美術館使用許可変更・取消許可書（様式第8号）の交付により行うものとする。

4 使用の許可を受けた事項の変更又は取消しの申請をするときは、使用許可書を添付するものとする。

5 使用を許可された者が施設等を使用するときは、第3項の許可書を職員に提示しなければならない。

(使用期間)

第4条 企画展示室、常設展示室B、常設展示室C、市民ギャラリーA、市民ギャラリーB、

市民創造ひろば、多目的ホール（ギャラリーとして使用する場合に限る。）、子供創作館（ギャラリーとして使用する場合に限る。）及び情報交流館を使用する場合の使用期間は、原則として1週間を単位とし、同一人の引き続き2週間を超える使用については、許可しない。ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。

（使用料）

第4条の2 条例別表第3第3号に規定する教育委員会が別に定める額は、別表第2のとおりとする。

（減免）

第5条 条例第10条に規定する観覧料等の減免（以下「観覧料等の減免」という。）の対象事由及び減免額は、別表第3に定めるところによる。

- 2 観覧料等の減免を受けようとする者（以下「減免の申請者」という。）は、松本市美術館観覧料減免申請書（様式第9号）、松本市美術館特別観覧料減免申請書（様式第1号）、松本市美術館使用料減免申請書（様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。
- 3 前項の申請に対して観覧料等の減免を決定したときは、減免の申請者に対し、松本市美術館観覧料減免決定書（様式第10号）、松本市美術館特別観覧料減免決定書（様式第3号）、松本市美術館使用料減免決定書（様式第7号）を交付する。
- 4 前2項の規定にかかわらず別表第3観覧料の項第1号、第2号及び第4号に定める対象事由に該当する者は、当該対象事由を申告し、承認を受けるものとする。

（還付）

第6条 条例第11条ただし書に規定する観覧料等の還付（以下「観覧料等の還付」という。）の対象事由及び還付額は、別表第4に定めるところによる。

- 2 観覧料等の還付を受けようとする者（以下「還付の申請者」という。）は、松本市美術館観覧料還付申請書（様式第11号）、松本市美術館特別観覧料還付申請書（様式第2号）、松本市美術館使用料還付申請書（様式第6号）を教育委員会に提出しなければならない。
- 3 前項の申請に対して観覧料等の還付を決定したときは、還付の申請者に対し、松本市美術館観覧料還付決定書（様式第12号）、松本市美術館特別観覧料還付決定書（様式第4号）、松本市美術館使用料還付決定書（様式第8号）を交付する。

（立入り等）

第7条 教育委員会は、美術館の管理上必要があると認めたときは、使用中の美術館の施設内に立入り、使用者に対し必要な指示を行うことができる。

（読替規定）

第8条 条例第15条第1項の規定により美術館の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67条）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせる場合における第2条から第4条まで及び前条の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

（補則）

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年4月21日から施行する。ただし、条例附則第2項に規定する準備行為に係る部分については、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月26日教育委員会規則第14号）

（施行期日）

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の松本市美術館条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係るものから適用し、施行日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の松本市美術館条例施行規則の規定による様式は、当分の間新規則の規定による様式とみなす。

附 則（平成18年3月31日教育委員会規則第9号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年5月27日教育委員会規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月31日教育委員会規則第8号）

（施行期日）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の松本市美術館条例施行規則の規定による様式は、当分の間この規則による改正後の松本市美術館条例施行規則の規定による様式とみなす。

附 則（平成22年3月31日教育委員会規則第11号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日教育委員会規則第10号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の別表第2から別表第4までの規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料で施行日以後に納入するものから適用し、施行日以後の使用に係る使用料で施行日前に納入するもの及び施行日前の使用に係る使用料で施行日以後に納入するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成30年2月20日教育委員会規則第1号）

この規則は、平成30年2月20日から施行し、同日以後の減免申告に係るものから適用する。

附 則（平成31年3月22日教育委員会規則第13号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の別表第2の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料で施行日以後に納入するものから適用し、施行日以後の使用に係る使用料で施行日前に納入するもの及び施行日前の使用に係る使用料で施行日以後に納入するものについては、なお従前の例による。

別表、様式（略）

○松本市梓川アカデミア館条例施行規則

平成17年3月31日

教育委員会規則第17号

(目的)

第1条 この規則は、松本市梓川アカデミア館条例（平成17年条例第77号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(観覧料の減免)

第2条 条例第7条に規定する観覧料の減免の範囲及び減免額は、別表第1のとおりとする。

2 観覧料の減免を受けようとする者（以下「観覧料減免の申請者」という。）は、松本市梓川アカデミア館観覧料減免申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

3 前項の申請に対して観覧料の減免を決定したときは、観覧料減免の申請者に対し、松本市梓川アカデミア館観覧料減免決定書（様式第2号）を交付するものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、別表第1第1号に該当する者は、当該対象事由を申告し、承認を受けるものとする。

(使用の申請及び許可)

第3条 条例第8条の申請は、松本市梓川アカデミア館使用許可申請書（様式第3号）の提出により行うものとする。

2 使用の申請は、使用日の12月前から受け付けるものとする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

3 条例第8条の許可は、松本市梓川アカデミア館使用許可書兼領収書（様式第4号。以下「許可書」という。）の交付により行うものとする。

(使用の変更又は取消し)

第4条 条例第8条の許可事項の変更又は取消し（以下「許可事項の変更等」という。）の申請は、松本市梓川アカデミア館使用許可変更・取消申請書（様式第5号）に前条第3項の許可書を添えて提出することにより行うものとする。

2 許可事項の変更等の許可は、松本市梓川アカデミア館使用許可変更・取消許可書兼領収書（様式第6号）の交付により行うものとする。

(使用料の減免)

第5条 条例第12条に規定する使用料の減免の範囲及び減免額は、別表第2のとおりとする。

2 使用料の減免を受けようとする者（以下「使用料減免の申請者」という。）は、松本市梓川アカデミア館使用料減免申請書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

3 前項の申請に対して使用料の減免を決定したときは、使用料減免の申請者に対し、松本市梓川アカデミア館使用料減免決定書（様式第4号）を交付する。

（使用料の還付）

第6条 条例第13条ただし書に規定する使用料の還付の範囲及び還付額は、別表第3のとおりとする。

2 使用料の還付を受けようとする者（以下「還付の申請者」という。）は、松本市梓川アカデミア館使用料還付申請書（様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。

3 前項の申請に対して使用料の還付を決定したときは、還付の申請者に対し、松本市梓川アカデミア館使用料還付決定書（様式第6号）を交付する。

（使用時間）

第7条 使用時間は、使用の許可を受けた時間内とし、準備及び片づけの時間を含むものとする。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に梓川村アカデミア館管理規則（平成2年梓川村教育委員会規則第3号）の規定により使用されている様式は、この規則の規定による様式とみなす。

附 則（平成18年3月31日教育委員会規則第12号）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の松本市梓川アカデミア館条例施行規則の規定による様式は、当分の間この規則による改正後の松本市梓川アカデミア館条例施行規則の規定による様式とみなす。

別表、様式（略）

○松本市美術館美術資料等収集要綱

平成9年6月27日
教育委員会告示第15号

(目的)

第1条 この要綱は、松本市美術館において収集する美術作品及び美術に関する資料（以下「美術資料等」という。）を適性かつ円滑に収集するために必要な事項を定めることを目的とする。

(収集)

第2条 美術資料等の収集は、購入、寄贈、寄託によるものとする。

2 収集する美術資料等は、原則として次の各号のいずれかに該当する美術資料等とする。

- (1) 郷土出身の作家、松本にゆかりのある作家及び関連する美術資料等
- (2) 松本を中心とした信州の自然、風土、歴史にかかわる美術資料等
- (3) 山岳等をテーマとした国内外の美術資料等
- (4) 音楽にちなんだ美術資料等
- (5) その他、教育委員会が必要と認めた美術資料等

(松本市美術館美術資料等選定委員会)

第3条 教育委員会は、松本市美術館美術資料等選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、美術資料等の収集に当たり、適性な選定及び評価を必要とする美術資料等について、意見を求めるものとする。

2 選定委員会の委員（以下「委員」という。）の定数は7人以内とする。

3 委員は、美術に関し学識経験のある者のうちから教育委員会が選任した者をもって充てる。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第4条 教育委員会は、選定委員会の求めに応じ専門的な調査を必要とする美術資料等について、当該美術資料等に関し学識経験を有する者（以下「評価員」という。）に調査を委任するものとする。

(評価員)

第5条 評価員は、教育委員会が選任する。

2 評価員は、委任する調査事項が終了したとき解任する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成9年6月27日から施行する。

附 則（平成13年10月29日教育委員会告示第35号）

この告示は、平成13年10月29日から施行する。

附 則（平成18年1月18日教育委員会告示第2号）

この告示は、告示の日から施行する。

報告第 1 号

令和3年松本市議会2月定例会の結果について

1 趣旨

松本市議会2月定例会の結果について報告するものです。

2 会期等について

2月24日（水）から3月19日（金）まで 24日間

当初予算説明会 2月25日（木）、26日（金）、3月1日（月）

一般質問 3月8日（月）から10日（水）まで 3日間

予算特別委員会全体会 3月10日（水）、17日（水）

教育民生委員会（委員会審査及び分科会）、協議会 3月11日（木）

基幹博物館建設特別委員会（委員会審査及び分科会） 3月15日（月）

3 審査内容及び結果

(1) 教育民生委員会

ア 委員会審査

(7) 議案第9号 松本市中原淑子育英基金条例

教員を志す人材の育成を目的とした事業に要する財源に充てるため、基金を設置するもの
（可決）

(4) 議案第97号 松本市・山形村・朝日村中学校組合規約の変更について

松本市の副市長が複数制となったことに伴い、規約を変更するもの （可決）

(7) 議案第54号 令和2年度松本市一般会計補正予算（第11号）中教育委員会関係予算
（基幹博物館建設事業関係を除く） （可決）

(1) 議案第64号 令和2年度松本市松本城特別会計補正予算（第3号） （可決）

【委員から出された主な意見等】

国宝松本城天守防災対策事業費について、5,000万円の減額とした見直しの内容について質疑があり、今年度行った実施設計に伴い設置設備を精査し、自動火災報知機を煙感知器のみとしたり、屋外消火栓の設置個数の見直し等行った旨の回答をしました。

イ 分科会審査

(7) 議案第69号 令和3年度松本市一般会計予算中教育委員会関係予算（基幹博物館建設関係を除く） （可決）

分科会では、大方の委員から賛成したいとの意見があった一方で、組織の改編に関連した予算と中身については、組織改編に伴う政策形成における意思決定の過程が不透明で、また情報共有が不十分であるため不安を感じる、判断に迷うとの意見が出されました。

(2) 教育民生委員協議会

報告事項

松本市学校施設個別施設計画の策定について (承認)

(3) 基幹博物館建設特別委員会

ア 委員会審査

議案第54号 令和2年度松本市一般会計補正予算(第11号)中基幹博物館建設関係予算
(可決)

【委員から出された主な意見等】

敷地内の地下水の状況について質疑があり、敷地内に3カ所の観測用井戸を設置して水質と水量の調査を行っており、現在までのところ異常がなく、発生した地下水は沈殿槽により泥を除去した上で、適切に処理していると回答しました。また、展示制作委託料の更正減に関連し、市民に開かれた展示を求める要望がありました。

イ 分科会審査

議案第69号 令和3年度松本市一般会計予算中基幹博物館建設関係予算 (可決)

分科会では、原案どおり可決すべきものと集約されました。

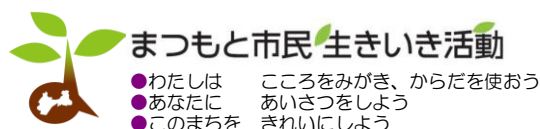
【委員から出された主な意見等】

八十二銀行等から借りている借地の内容と将来的な見通しについて質疑があり、八十二銀行等からの借地は敷地全体の約51%に当たり、10年間の事業用定期借地権を設定していること、現契約の条項に基づいて10年後に再契約を行うことも含めしっかり協議を進めていく旨の回答をしました。

また、宝船の資料補修委託料について質疑があり、宝船は市の重要有形民俗文化財に指定されている展示資料で、基幹博物館においても目玉資料の一つとなるため、今回しっかりと補修するとともに、基幹博物館建設への市民参加の機会として、その補修の過程も市民に公開する旨の回答をしました。

そのほか、凍結となっている八十二銀行松本営業部ビル用地取得に関する取組みやまちづくり全体との関係について、機会をとらえてしっかりと説明するべきであるという意見や、基幹博物館建設後の現博物館の建物や敷地の取扱いについては、国の史跡内ということで様々な意見があり、松本城周辺整備事業との関わりも大きいので、有識者の意見等を踏まえ慎重に検討してほしい旨の要望がありました。

担当	教育政策課
課長	小林 伸一
電話	33-3980



「学都松本」

教育委員会資料
3. 3. 25
教 育 政 策 課

令和2年度海洋教育パイオニアスクールプログラムの取組みについて

1 趣旨

昨年度から松本市内の小学校5校（田川、鎌田、芳川、安曇、波田）をモデル校として取り組んでいる海洋教育パイオニアスクールプログラム事業（以下海洋教育PSPとする。）について、各校の実践報告及び市全体の事業推進のため関係職員等で組織した「山・川・海をつなぐ環境教育推進協議会」（以下協議会とする。）の活動を報告するものです。

2 海洋教育PSPの概要

笹川平和財団、日本財団、東京大学海洋教育センターの三者が主催する助成金（各校上限30万円、助成率10／10）を活用し、海を身近なものと捉え、親しみ、知ることにより、海を守り、利用するために自分たちにできることを考え実践する子どもを育てる教育プログラム。助成期限は3年間（松本市は令和元年～令和3年度）

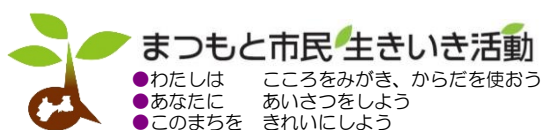
3 モデル校及び協議会報告書

別冊のとおり

4 今後の予定

今年度実績報告を3月31日までに笹川平和財団事務局へ提出します。また助成最終年度である来年度については、2月16日にモデル校5校すべての申請について採択の内示があったため、正式決定通知後、助成金終了後も継続可能な学習となるように実施します。

担当	教育政策課
課長	小林 伸一
電話	33-3980



「学都松本へ」

教育委員会資料
3. 3. 25
学校指導課

報告第 3 号

スポーツ庁公募企画「令和2年度運動部活動改革プラン」事業完了について

1 趣旨

スポーツ庁の委託を受け、各学校において持続可能な運動部活動が実施できるよう研究結果を周知・普及させることを目的に、運動部活動に関する実践・調査研究事業を実施したものです。

2 実施概要

(1) テーマ

生徒のニーズの多様化に関する調査・実践研究

(2) 期間

令和2年10月14日～令和3年3月10日

(3) 実施概要

ア 松本市運動部活動改革プラン検討委員会及び検討部会開催

【検討委員会】

(ア) 第1回検討委員会（7月27日）＊書面決裁

(イ) 第2回検討委員会（10月23日）

(ウ) 第3回検討委員会（2月9日）

【学生アスリート派遣検討部会】

(ア) 第1回検討部会（12月15日）

イ 松本山雅FCによるサッカー部活動支援（拠点校部活動支援モデル）

(ア) 開成中学校サッカー部活動支援

(イ) 合同部活動・指導者研修に対する中学校のニーズの把握

(ウ) 合同部活動と指導者研修の計画

ウ サッカー以外の種目への地域アスリート派遣の実証研究

(ア) 地域アスリートに対する中学校のニーズの把握

(イ) 部活動への派遣実施

エ 学生アスリート（松本大学）の派遣体制や待遇の具体化とモデルケースの実証

(ア) 学生アスリート派遣に向けた具体的な仕組みの設計

(イ) 学生アスリート派遣のガイドライン検討部会の開催

(ウ) 学生アスリート派遣の試験的实施

オ 合同部活動の実施（陸上部）

(ア) 隣接学区の学校での合同部活動（梓川中と波田中、山辺中と清水中）

(イ) 拠点会場（岡田ウォーターフィールド）を生かした合同練習会

カ 関係団体、協力団体の諸会議参加

- (ア) 中信地区中学校体育連盟、松本市中学校体育連盟
松本市中学校体育連盟総反省会
- (イ) 松本市スポーツ協会
松本市スポーツ協会総務委員会
- (ウ) 松本市陸上競技協会
松本市陸上競技協会総会

キ 事業の評価検証

- (ア) 松本山雅F Cによる部活動支援の拠点校サッカー部生徒への評価アンケート
- (イ) 松本山雅F Cによる部活動支援の拠点校サッカー部顧問への評価アンケート
- (ウ) 松本山雅F Cコーチへのヒアリング
- (エ) 地域アスリート派遣対象の部活動生徒、顧問、地域アスリートを派遣する団体（個人）へのアンケート、ヒアリング

3 今後の取組みについて

- (1) 本事業の目指す方向の明確化と、関連事業における実施主体の確認や役割分担の整理
- (2) 休日（合同）部活動に関する令和5年度までの構想（素案）
 - ア【令和3年度】…○ 休日合同部活動への取組依頼（中体連、スポーツ文化活動連絡協議会、校長会、教頭会、市P連等）
 - 陸上競技で休日合同部活動普及モデルを継続実施
 - 活動報告と陸上競技以外の種目への提案
 - イ【令和4年度】…○ 他の種目で、休日合同部活動普及モデル実施
 - ウ【令和5年度】…◎ 休日部活動の地域への移行開始
- (3) 平日と休日の指導の一貫性に関する取組み（令和3年度）
 - ア 松本山雅F Cの平日指導が、休日の指導に生かされているか検証できる仕組みづくり
 - イ 休日合同練習の内容を平日指導に生かす仕組み
 - ウ ICTを活用した指導の試行（梓川中陸上部の地域アスリート）
- (4) その他、令和5年度に向けてさらに実践研究を進めたい課題
 - ア 各種目で、平日と休日の一貫指導のための連携・協力体制の構築
 - イ 学生アスリートの積極的な活用
 - ウ 地域、保護者の理解を浸透させる取組み（周知と意識の共有）
 - エ 教職員の兼職兼業の考え方の整備
 - オ 地域部活動の運営団体の確保

担当 学校指導課

課長 高野 毅

電話 33-4397

スポーツ庁委託事業『運動部活動改革プラン』

令和 2 年度松本市運動部活動改革プラン

事業成果等報告書

令和 3 年 3 月
松本市教育委員会



令和２年度「松本市運動部活動改革プラン」事業成果等報告書

< 掲載内容 >

- I 松本市運動部活動改革プラン検討委員会の実施
- II 松本山雅ＦＣによるサッカー部活動支援（拠点校部活動支援モデル）
- III サッカー以外の種目への地域アスリート派遣の実証研究
- IV 学生アスリートをコーディネート、派遣する仕組みの基準の研究
- V 陸上部での休日合同部活動の実施
 - (1)-a 隣接学区の学校での合同部活動（梓川中学校陸上部と波田中学校陸上部）
 - (1)-b 隣接学区の学校での合同部活動（山辺中学校陸上部と清水中学校陸上部）
 - (2) 拠点会場（岡田ウォーターフィールド）を生かした合同練習会
- VI 地域アスリート派遣に関するアンケート結果のまとめ
 - 【開成中学校 サッカー部】
 - 【梓川中学校 陸上部】
 - 【丸ノ内中学校 陸上部】
 - 【菅野中学校 男子バレーボール部】

 - 【地域アスリート派遣に関する考察】
- VII 中学校アンケートのまとめ
- VIII 今後の取組について

スポーツ庁委託事業『運動部活動改革プラン』
令和２年度『松本市運動部活動改革プラン』事業成果等報告書

松本市教育委員会

I 松本市運動部活動改革プラン検討委員会の実施

「松本市運動部活動改革プラン検討委員会」を今年度３回実施した（第１回は書面のみ）。検討委員長には、今年度も松本大学人間健康学部 岩間英明教授を、委員には校長会代表３名ほか、松本山雅３名、市スポーツ協会専務理事、市スポーツ推進課長にお願いし、それぞれの立場からの意見交換を行ってきた。また、県スポーツ協会クラブアドバイザー 末松英司氏にもご助言いただいた。

【成果と課題】

- ・さまざまな視点による検討がなされた結果、これまでのように、本事業の実施主体を本市教育委員会とする限定的な取組みから、より多くの団体や人材が関わることのできる取組みに広げていく必要性が共有された。
- ・取組みを広げるには、まず本事業の「目指す方向、目指す姿」をさらに明確にすることが重要であることが確認されている。

II 松本山雅ＦＣによるサッカー部活動支援（拠点校部活動支援モデル）

休日の拠点校部活動支援（複数の中学校の生徒や指導者への支援）のモデルケース研究としての位置づけを進めたいと考えてスタートしたが、松本山雅ＦＣは休日イベントが多く、休日の部活動支援が難しいため、平日放課後週に１～２回、開成中学校でサッカー部に支援を行ってきた。

【成果と課題】

- ・松本山雅ＦＣが、１つの中学校に週に１～２回程度、継続的に（今年度は２５回）部活動支援に入ったのは初めての試み。当初はボール扱いに個人差があったため、ドリブルのドリルトレーニングを組み込み、コーチのいない日の部活動でも練習に位置づけた。その結果、２月現在ではボール扱いがスムーズになり、チームとしてできることも増えた。（山雅コーチより）
- ・生徒一人一人のサッカーに対するモチベーションに差があるため、トレーニング内容や生徒との接し方に気を遣った。（山雅コーチより）
- ・平日の練習の成果を、土日の試合で検証できなかった。（山雅コーチより）
- ・現状の平日支援という形式では、当初予定した合同部活動と指導者研修は実施できず、「休日部活動の地域移行」には直接結びついていないが、地域のプロスポーツとのよりよい連携を今後さらに検討していきたい。

III サッカー以外の種目への地域アスリート派遣の実証研究

昨年１０月に松本市内全中学校へ「地域アスリート・学生アスリート派遣の希望調査」を実施したところ、５校から希望があり、地域アスリート・学生アスリートの派遣をコーディネートした。

【今年度の派遣実績】

- ① 梓川中学校陸上部 地域アスリート１名
- ② 丸ノ内中学校陸上部 地域アスリート１名
- ③ 菅野中学校男子バレーボール部 地域アスリート１名

*①～③は１２月に面談を終えたが、１月５日に「新型コロナウイルス特別警報」が発出され、県独自の感染警戒レベルが４に引き上げられ、続いて１月８日には「特別警報Ⅱ」でレベル５に引き上げられたことに伴い１月中は本格的な支援ができなかった。

- ④ 波田中学校陸上部 地域アスリート 1 名
 - ⑤ 信明中学校男子バレーボール部 学生アスリート（松本大学） 1 名
- *④、⑤は 1 月初旬に面談を予定していたが、上記と同様の状況から面談を延期した。

Ⅳ 学生アスリートをコーディネート、派遣する仕組みの基準の研究

地域アスリート選出には、①ガイドライン（派遣基準）があり、②松本市スポーツ協会を通じて競技団体の人材（リスト）から推薦され、③面談を行った上で決定しているが、人材不足の実情もあり、県外の実践事例等からも、学生アスリート派遣への取り組みを始めた。

【成果】

1 2 月に開催した「学生アスリート派遣検討部会」において学生アスリート派遣の仕組みについて話し合い、学生アスリート派遣までの具体的な手順を以下の①～③の要領とした。

- ① 大学教員が人選して推薦
- ② 推薦された学生は「プロフィール票」と「誓約書」を作成し派遣先中学校に提出
- ③ 面談

【来年度に向けて】

- ① 早い段階で、男子バレーボール部の学生アスリート派遣を実際に行い検証を進める。
- ② 信州大学との連携を打診し、進める。

Ⅴ 陸上部での休日合同部活動の実施

(1)-a 隣接学区の学校での合同部活動（梓川中学校陸上部と波田中学校陸上部）

- ・日時：1 2 月 1 2 日（土）8：00～11：00
- ・会場：梓川中学校校庭
- ・参加生徒数：約 35 名
- ・指導者：地域アスリート 2 名、地域指導者 1 名、外部指導者 2 名、学校顧問 3 名が種目別指導を実施

(1)-b 隣接学区の学校での合同部活動（山辺中学校陸上部と清水中学校陸上部）

- （清水中学校陸上部は、令和 4 年度夏季大会後、廃部予定）
- ・日時：第 1 回 2 月 23 日（火）8：00～11：00
第 2 回 2 月 28 日（日）8：00～11：00
- ・会場：山辺中学校校庭
- ・参加生徒数：約 40 名
- ・指導者：地域指導者 1 名（第 1 回は 2 名）、学校顧問 2 名が種目別指導を実施

【成果と課題】

- ・教職員の負担軽減（部活動指導）、少子化に伴う部活動数の縮小等への対応になり得る。
- ・(1)-a, (1)-b とともに、教育委員会のコーディネートなしで、学校間で日程調整ができるようになり、持続可能な活動にできつつある。
- ・責任の所在、連絡・連携のあり方を検証していく必要がある。
- ・生徒、保護者にも十分な説明をし、理解と協力を得る必要がある。

【その他】

- ・清水中学校は、令和 4 年度で陸上部が廃部予定のため、山辺中と清水中の合同練習は、休日部活動から、平日部活動に活動を広げていく準備を進める。
- ・陸上部のない明善中の生徒（1 名）が、筑摩野中の陸上部と一緒に活動している。（委任指導）

(2) 拠点会場（岡田ウォーターフィールド）を生かした合同練習会

① 第1回合同練習会

- ・日時：12月19日（土）8：30～10：30（前後30分ずつは、学校ごと）
- ・参加校：山辺中、旭町中、鎌田中、女鳥羽中、丸ノ内中、開成中、三郷中（7校）
- ・参加生徒数：約150名
- ・指導者：メインコーチ4名（学校顧問3名、地域指導者1名）
サブコーチ9名（学校顧問5名、地域アスリート1名、地域指導者1名、高校生1名） が、種目別指導を実施

② 第2回合同練習会

- ・日時：12月26日（土）8：30～10：30（前後30分ずつは、学校ごと）
- ・参加校：山辺中、女鳥羽中（2校）
- ・参加生徒数：約40名
- ・指導者：メインコーチ2名（学校顧問1名、地域指導者1名）
サブコーチ 2名（学校顧問2名） が、種目別指導を実施

【成果と課題】

- ・(1)-a, (1)-b で記載した以外に、教職員の休日部活動への参加の仕方について検証を進めることができる活動である。
- ・立地や他団体（高校生や大学生、一般の活動）との兼ね合いを考えると、①では規模が大きすぎた。種目別練習を位置づけるならば、2～5校、100名以内程度の合同練習会が適している。

Ⅵ 地域アスリート派遣に関するアンケート結果のまとめ

Ⅱ、Ⅲの取組みから、開成中サッカー部、梓川中陸上部、丸ノ内中陸上部、菅野中男子バレーボール部には生徒・顧問のアンケートを実施し、本事業のフィードバックを行う。

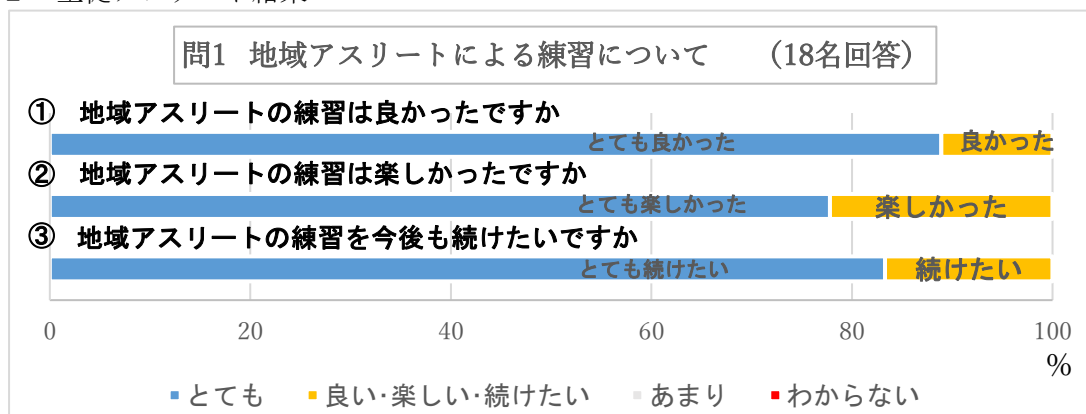
【開成中学校サッカー部】

1 開成中学校サッカー部の指導体制について

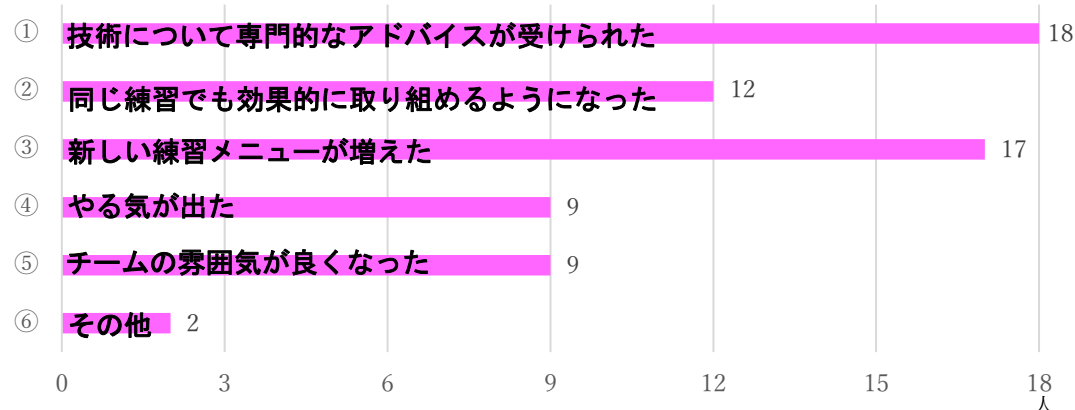
(1) 学校顧問について

- ① 学校顧問数 2名
 - ② 学生時代の同種目の競技経験 主顧問あり、副顧問なし
 - ③ 同部活動の指導歴 主顧問、副顧問ともに3年未満
- (2) 松本山雅FCスタッフによる指導回数 25回

2 生徒アンケート結果



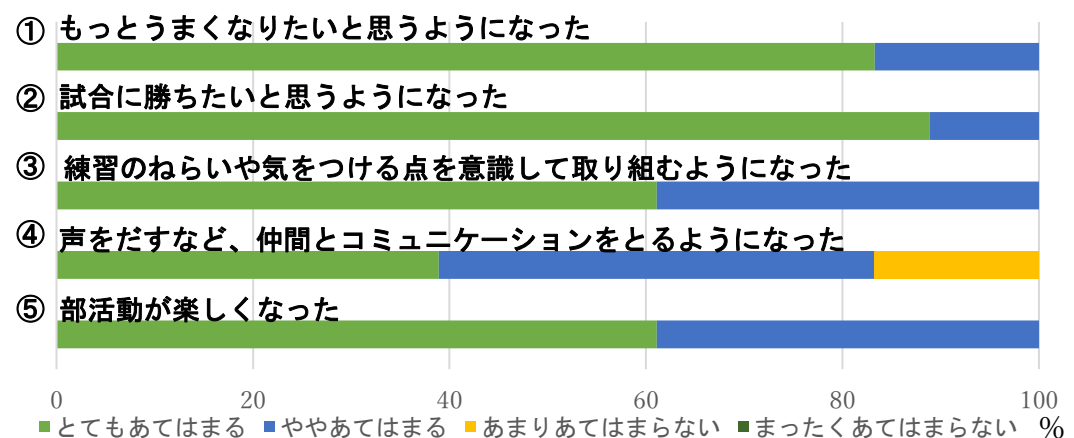
問2-1 地域アスリートが来て良かったと思うこと (18名複数回答)



問2-2 その他に地域アスリートが来て、良かったと思うこと

- ・部活動が、前よりも楽しくなった。
- ・自主練習にもアドバイスを受けたことを取り入れた良い練習ができるようになった。

問3-1 取組前に比べあなたの意識は変化しましたか(18名回答)



問3-2 その他に今回の取組の前と比べて、意識が変わった点

- ・声を出すだけでなく、具体的に出すようにできた。
- ・もっとうまくなろう、もっと頑張ろうと思えた。
- ・新しい練習が増えたことで、体の動かし方が変わった。
- ・点をとるためにどのような動きをすればよいか、意識できるようになった。
- ・体の形（体勢）を意識できるようになった。
- ・ボールタッチやポジションのとり方等を意識して試合ができるようになった。
- ・攻守の切り替えのスピードの意識が変わった。
- ・キーパーでシュートを止める時に、正面に立つことを意識できるようになった。
- ・プレーしている時の意識が変わったと思ってきた。
- ・勝ちにこだわるようになった。
- ・全ての練習に集中して取り組めた。
- ・頭を常に働かせて練習できるようになった。
- ・練習でも、試合で使う意識をもちながら考え、行動することができた。

3 学校顧問向け質問紙の結果

- (1) 地域アスリートによる指導のポイント（学校顧問から事前打合せで依頼したこと）
 - ・現在のチームの課題を伝えた。
- (2) 生徒たちの変容
 - ・意欲的になった。
 - ・ボール操作に自信がもてるようになり、試合でも結果につながっている。
- (3) 教職員への効果
 - ① 指導上の効果
 - ・どのような声かけがよいか、練習に向けての準備の大切さや練習の意図等、今後の指導の参考になった。
 - ・指導の在り方を学ぶことができ、実践力の向上につながった。
 - ② 負担軽減など、その他の効果
 - ・負担軽減にはつながっている。
 - ・派遣事業について、他の部活動顧問の先生方も関心をもってくれている気がする。
- (4) 今後に向けての課題
 - ・近隣の学校との練習共有（合同練習）は難しかった。

（以上、開成中学校サッカー部 アンケート結果）



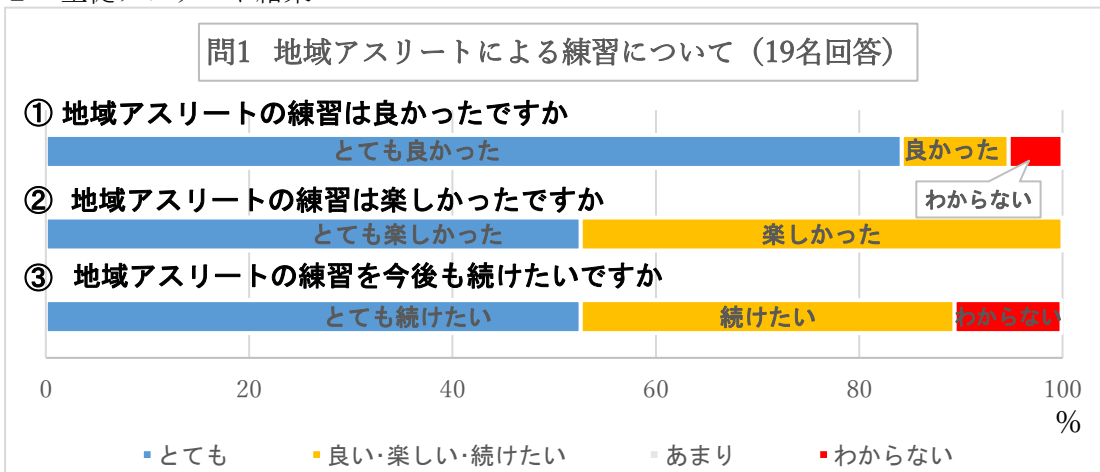
【松本山雅FCコーチ
によるサッカー部
支援の様子】

【梓川中学校陸上部】

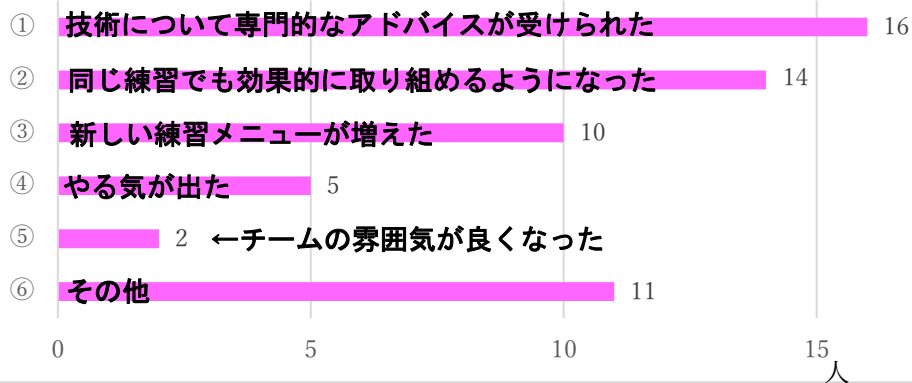
1 梓川中学校陸上部の指導体制について

- (1) 学校顧問について
 - ① 学校顧問数 3名
 - ② 学生時代の同種目の競技経験 主顧問、副顧問ともになし
 - ③ 同部活動の指導歴 主顧問、副顧問ともに5年以下
- (2) 地域アスリートによる指導回数 3回

2 生徒アンケート結果



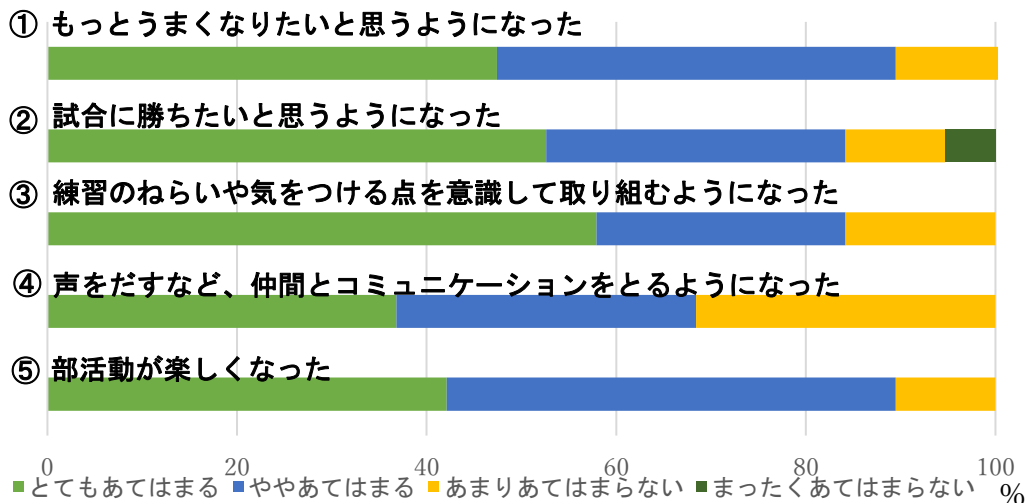
問2-1 地域アスリートが来て良かったと思うこと (19名複数回答)



問2-2 その他に地域アスリートが来て、良かったと思うこと

- ・走り方のコツなどを教えてもらえて良かった。
- ・ハードルの跳び方、詳しい姿勢を細かく教えてもらった。
- ・細かい動きや筋肉が鍛えられる動き等がよく分かった。ストレッチもよく分かった。
- ・種目ごとの練習はいつも独学でやっていたけれど、練習方法が分かってやりやすい。
- ・今までなかったメニューが増え、楽しくできたので良かった。
- ・楽しく学ぶことができたし、走り方のコツがわかったので、続けてほしい。
- ・前より楽しめるメニューが増えたので、今後も続けてほしい。
- ・地域アスリートのおかげで全員のやる気が出て、充実した練習になった。
- ・地域アスリートが来てくれることによって、チームの雰囲気が良くなった。
- ・スパイクについて相談にのってくれるなど、個人的にアドバイスをくれた。

問3-1 取組前に比べあなたの意識は変化しましたか(19名回答)



問3-2 その他に今回の取組の前と比べて、意識が変わった点

- ・一つ一つの練習にどのような意味があるか改めて知り、意識できるようになった。
- ・何も分からず練習していたことが分かるようになったことで、動きを正しくできるようになった。
- ・接地について意識した。
- ・走る時の姿勢をしっかりと直していこうと思えるようになった。
- ・おかしかった走り方を改善できるように練習したので、良くなってきた気がする。

- ・走っている時の集中力が高くなったと思う。
- ・少し部活動が楽しみになった。
- ・前より部活動を楽しめるようになった。
- ・練習のめあてが明確になり、やる気がでた。
- ・地域アスリートが来てくれたら、少しワクワクしてもっと頑張りたいと思った。

3 学校顧問向け質問紙の結果

(1) 地域アスリートによる指導のポイント（学校顧問から事前打合せで依頼したこと）

- ・コーチのこれまで培ってきた経験をもとに、中学生の体力に合わせた指導をしていた
 べくよう依頼した。

(2) 生徒たちの変容

- ・コーチのバリエティに富んだ練習方法に、生徒たちは目を輝かせていた。
- ・楽しみながら練習している印象を受けた。さらに、日々の練習に気を引き締めて取り組
 もうという意識が芽生えた。
- ・コーチが来る日を楽しみに待っている。
- ・普段の挨拶やマナーがとても良くなった。自分たちのためにたくさんの方が動いてく
 ださった、大事にされているということを肌で感じたのか、反発がとても減った。
- ・コーチに質問する姿がたくさんあり、楽しそうで積極的に取り組んでいる。
- ・生徒たちが自主的に練習メニューに取り組む姿もある。

(3) 教職員への効果

① 指導上の効果

- ・コーチが生徒に教える様子を見ながらメモをとって勉強させてもらう機会ができた。
- ・ドリルの意味、なぜこの練習が必要か等、自分ができなくても生徒に説明できるよう
 になることが嬉しく、とても勉強になっている。
- ・どのような声かけがよいか、練習に向けての準備の大切さや練習の意図等、今後の指導
 の参考になった。

② 負担軽減など、その他の効果

- ・人数が多いので、実技指導をしてもらえると、顧問は全体を見ながら安全面に気を配れ
 るようになった。
- ・コーチのいる日も参加しているので、日数軽減にはならないが、「ちゃんと指導できな
 い」、「土日の練習メニューが分からない」等、“申し訳なさ”という、心の負担がとても
 軽くなったことで、部活動は拘束時間より、生徒に専門外のことを教えなければならな
 い心の負担の方が大きかったことを実感している。

(4) 今後に向けての課題

- ・専門外の部活動指導は生徒もついてこないのでは、統率も難しい。事故につながる恐怖が
 いつもある。おそらく多くの先生が、体の負担より、精神面の負担軽減を求めていると
 思う。平日の部活動指導にも適材適所の配置があればと思う。

（以上、梓川中学校陸上部 アンケート結果）



【正しい動き方について地域アスリートの説明を聞く】

【丸ノ内中学校陸上部】

1 丸ノ内中学校陸上部の指導体制について

(1) 学校顧問について

- ① 学校顧問数 2名
- ② 学生時代の同種目の競技経験 主顧問、副顧問ともになし
- ③ 同部活動の指導歴 主顧問、副顧問ともに3年未満

(2) 地域アスリートによる指導回数 16回

2 生徒アンケート結果

問1 地域アスリートによる練習について（17名回答）

① 地域アスリートの練習は良かったですか



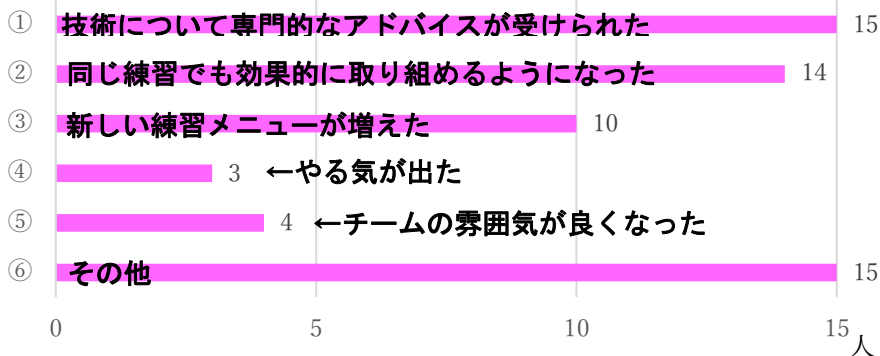
② 地域アスリートの練習は楽しかったですか



③ 地域アスリートの練習を今後も続けたいですか



問2-1 地域アスリートが来て良かったと思うこと（17名複数回答）

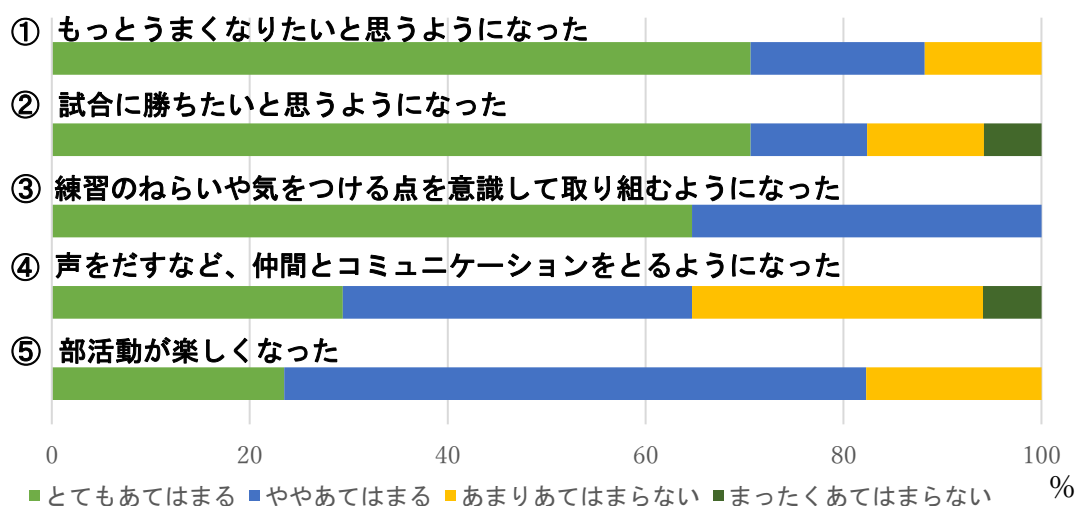


問2-2 その他に地域アスリートが来て、良かったと思うこと

- ・ドリル等、まだしっかりできていないことを指導してもらってできるようになった。
- ・スターティングブロックの使い方等、今まで詳しく理解できていなかったことを理解しながら取り組むことができた。
- ・足を真下に下ろしたり、足を4，7の形にすること等を教えてもらえて良かった。
- ・アドバイスをもらうことで、自分の課題を見つけることができた。
- ・自分ではできていると思っていたけど、しっかり見てもらい改善したいと思うことができた。
- ・今まではドリルや流しは何に気をつけて行えば良いか分からなかったけど、コーチが来てからは一つ一つの動作にどんな意味があってやっているのかを意識して取り組めた。
- ・走っている時は頭の中で考えられることが少ないので、横から見ている人がいることで、自分の気づけないことをアドバイスとしてもらえたので上達につながった。

- ・手を抜けなくなった。
- ・自分の種目に熱心に取り組めるようになった。
- ・新しい種目に挑戦することができた。
- ・指導してくれる方が増え、しっかり個人を見てくれた。また、声も増え、部活が明るくなった気がした。

問3-1 取組前に比べあなたの意識は変化しましたか（17名回答）



問3-2 その他に今回の取組の前と比べて、意識が変わった点

- ・今何のためにやっているのか、常に考えることができた。前よりもできることを増やしたいと思った。
- ・走りの中で意識するところが明確になった。
- ・地面からの反発に対しての意識が変わった。
- ・それぞれの動作への意識が高まって、もっと記録を伸ばしたいと思った。
- ・もっともっと上手になりたいと思った。
- ・コーチに教えてもらい、タイムが伸びたことでもっと陸上を頑張りたいと思えるようになった。
- ・上手くなるためのメニューを教わったので、もっと頑張って強くなろうと思う。
- ・専門的なアドバイスをもらったことで、次はこうしようと自分で決められた。
- ・練習のそれぞれの動きで、意識することを探して取り組めた。
- ・先輩とコミュニケーションがとれるようになった。
- ・先生だけで見ているより、コーチが増えて見てくれる方がいろいろなところで意識が高まった。

3 学校顧問向け質問紙の結果

- (1) 地域アスリートによる指導のポイント（学校顧問から事前打合せで依頼したこと）
 - ・跳躍種目等の専門的な技術指導
 - ・基礎練習（ドリル等）の指導
- (2) 生徒たちの変容
 - ・練習の意味や動作の意味を理解して練習に取り組めるようになり、競技力の向上につながった。
 - ・2年生はウォーミングアップの内容等を自分で考え、組み立てられるようになった。

(3) 教職員への効果

① 指導上の効果

- ・練習の要点等を教わりながら指導にあたることで、指導力の向上につながった。
- ・常に練習内容について相談することができ、長期的な練習計画を立てることができた。

② 負担軽減など、その他の効果

- ・複数の目で指導にあたれたので、種目別の練習でも個々の生徒が充実した練習に取り組めた。

(4) 今後に向けての課題

- ・人材確保やスケジュール調整が課題と感じる。

(以上、丸ノ内中学校陸上部 アンケート結果)

【菅野中学校男子バレーボール部】

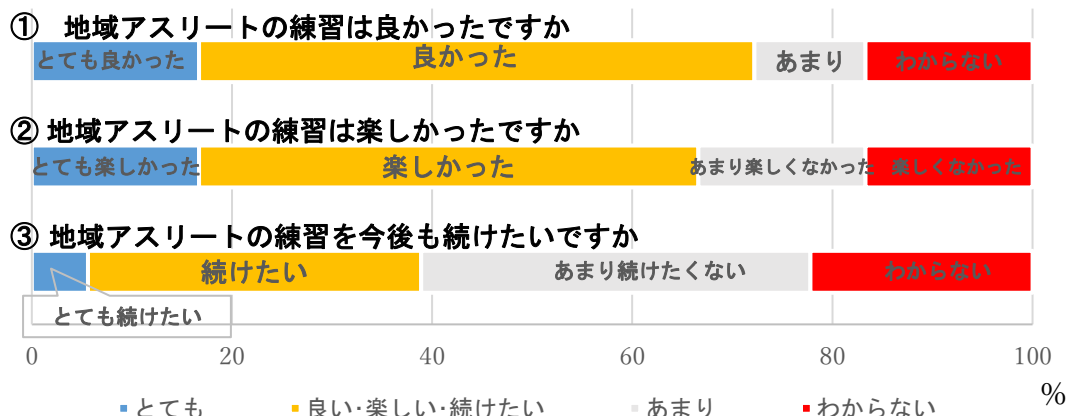
1 菅野中学校男子バレーボール部の指導体制について

(1) 学校顧問について

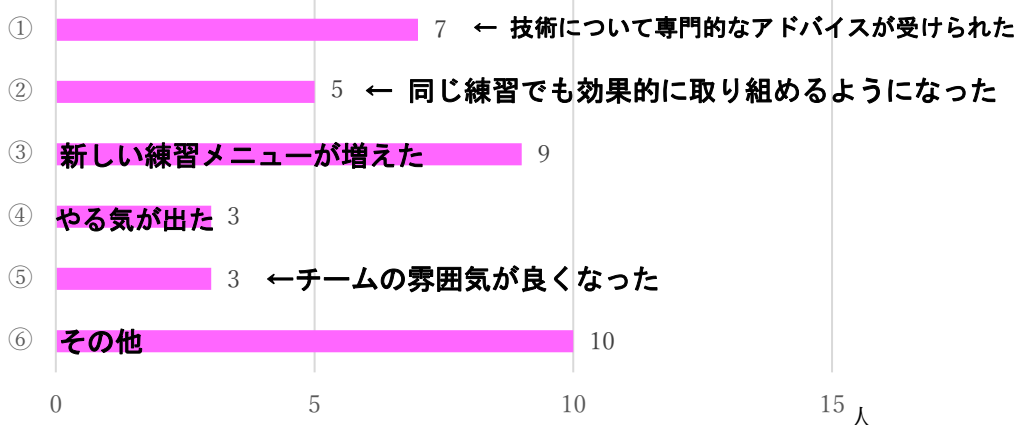
- ① 学校顧問数 2名
 - ② 学生時代の同種目の競技経験 主顧問、副顧問ともなし
 - ③ 同部活動の指導歴 主顧問、副顧問ともに5年以下
- (2) 地域アスリートによる指導回数 22回

2 生徒アンケート結果

問1 地域アスリートによる練習について (18名回答)



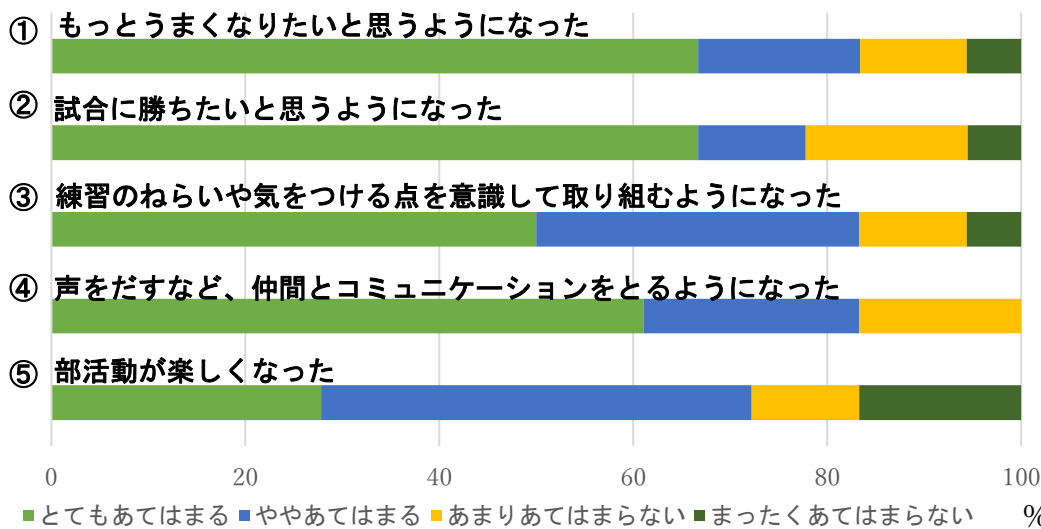
問2-1 地域アスリートが来て良かったと思うこと (18名複数回答)



問2-2 その他に地域アスリートが来て、良かったと思うこと

- ・基本からしっかりやったおかげで前よりサーブカットがうまくなってよかった。
- ・オーバーの手を、すごく丁寧に分かりやすく教えてくれた。
- ・的確なアドバイスで、自分のダメなところを教えてくれて、とても楽しくできた。
- ・自分の弱いところ等をどうすれば良いか教えてもらえた。
- ・前まで練習していなかったもので、新しくやった練習が体にしみていくのが分かった。
- ・新しい戦い方や練習の意味が分かり、良かった。
- ・心まで届くような指導をしていただいた。
- ・いろいろ言われてもみんな一生懸命頑張るようになった。
- ・今までよりもチームワークが良くなった。
- ・皆の表情が豊かになった。
- ・部活に対してのやる気が出た。

問3-1 取組前に比べあなたの意識は変化しましたか(18名回答)



問3-2 その他に今回の取組の前と比べて、意識が変わった点

- ・バレーは、基本がとても大切だということ
- ・前までは、「レシーブができないのでサーブを極めたい」と思っていたが、今回教えてもらって、「レシーブができないと意味がない」と思った。
- ・どう練習すればうまくなれるか意識するようになった。
- ・足の運び方やフットワークに気をつけるようになった。
- ・スパイク、サーブ等をねらって打つことを意識できた。
- ・細かいところの練習を家でやって、前よりうまくなった。
- ・プレー中に自分だけの世界に行かず、仲間の位置を見たりするようになった。
- ・しっかりと自分のできることをやり、チームの役に立ちたいと思った。
- ・より真剣に取り組もうと思えた。
- ・ふざける人が増えた時にみんなに注意した。
- ・なるべく言われる前に、仲間同士で気づき合ったり、自分で分かるようにした。
- ・やる気が上がった。
- ・しっかりと声を出したり、自分で意識したりするようになった。
- ・楽しければ良いという考えから、まじめに練習してふざけないようになっていった。
- ・1年のチーム責任者になったことをしっかり考えさせてもらえるようになり、それが自分の自信となった。

3 学校顧問向け質問紙の結果

- (1) 地域アスリートによる指導のポイント（学校顧問から事前打合せで依頼したこと）
 - ・技能の向上とバレーボールへ向かう姿勢づくり
- (2) 生徒たちの変容
 - ・練習中のムダがなくなり、集中した姿が増えた。
 - ・技能の向上が見られた。
- (3) 教職員への効果
 - ① 指導上の効果
 - ・生徒の技能向上はもちろん、指導者の役割について教えていただき、自分自身の向かい方が変わった。
 - ② 負担軽減など、その他の効果
 - ・会議等で急に練習に行けなくてもメニューを組んでくださっていたので、心配なく他の対応（校務）へ向かえた。

（以上、菅野中学校男子バレーボール部 アンケート結果）



【 地域アスリートからオーバーハンドパスのコツを聞き、グループに分かれて練習 】

【地域アスリート派遣に関する考察（４校のアンケート結果から）】

- ① 地域アスリート派遣事業を肯定的に受け止めた意見が多く、今後のニーズもあることがわかる。
- ② 地域アスリートの専門性を生かした指導により、効率的・効果的な練習、多様な練習内容、技能の向上に対する満足度が高かった。
- ③ 意欲の向上、チームの雰囲気等に関する変化は技能面の変化に比べると評価が低い。ただし、継続して支援に入った３校の生徒からは、そういった点に関する記述が多い。本事業は、継続実施によりさらに効果が得られるのではないかと期待できる。
- ④ 継続実施ができて、学校顧問だけの部活動指導の時間の方が長いのが現状である。学校顧問の役割の整理、平日と休日の一貫指導について今後研究を進める必要がある。

VII 中学校アンケートのまとめ

「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」、「休日の部活動の段階的な地域移行」の通知を受けて、中学校への周知と、現在学校現場で考える課題や取組み状況の把握を目的として、1月に市内中学校(教職員)向けアンケートを実施した。

① 平日と休日の一貫指導への不安、責任の所在

- ・指導者同士の連携、部活動の実態の共有等が必要で、かえって負担が増える。
- ・休日にも指導したい教員は、地域の指導者として活動できるか
- ・休日に起きた問題を学校が把握できるか、責任の所在はどうなるか

② 指導者の確保

- ・休日に指導、引率、大会運営等にも協力できる人がいるのか
- ・山間地校での指導者の確保

③ 生徒の過度な負担

- ・平日、休日で別の指導者になる場合、生徒の体調や疲労等が把握できず、適切な活動時間と休養・休息が阻害される。
- ・部活動ではないという名目で指導者、生徒が全く同じで活動する形にしたいくない。
- ・生徒個人について、指導者がついた活動時間の上限を定めてはどうか。

④ 合同練習に関する取組（陸上競技以外で）

- ・セイジオザワに数校の合同バンドで参加
- ・部員の少ない学校と定期的に合同練習を行っている。(清水中)
- ・少年野球チームとの合同練習会(会田中)

⑤ 地域の受け皿、クラブに関する取組、考え

- ・丸ノ内スポーツクラブ(卓球、女子バレー)
- ・地域のサッカースクール(旭町中)
- ・保護者が運営する練習会(高綱中)
- ・卓球は、丸ノ内中、旭町中、女鳥羽中にクラブチームがある。
- ・朝日村ソフトテニスクラブ(鉢盛中)
- ・梓川スポーツ教室。小中学生10種目(剣道、合気道、空手、軟式野球、硬式野球、卓球、サッカー、バレー、バスケ、ソフトテニス)
- ・ママさんバレーに参加している。(会田中)
- ・吹奏楽は、地域のOBバンドが活動するようになれば休日練習ができる。(奈川中)
- ・学校と公民館の連携ができており、部活動に係る人材の紹介も可能。(安曇中)
- ・スポーツ少年団に受け入れを考えてもらえるよう、意見交換の場があるとよい。
- ・ミニバスを中学生にまで広げ、一貫したバスケ指導ができるとよい。

⑥ 中体連、スポーツ協会等、他団体の課題

- ・大会運営方法や合同チームの大会参加、大会の実施日の検討
- ・学校単位として上位大会がある。

⑦ その他

- ・教員の休日指導に対する手当は？ 手当の金額は、統一で出るのか？
- ・小規模校の合同部活動の生徒の移動手段の確保
- ・部活動は、平日も切り離すべき
- ・休日の部活動という表現ではなく、休日は地域の活動に参加するという方がよい。
- ・拠点校方式、部活動数の縮小

VIII 今後の取組について

(1) 本事業の目指す方向の明確化と、関連事業における実施主体の確認や役割分担の整理

(2) 休日（合同）部活動に関する令和5年度までの構想（素案）

【令和3年度】… ○ 休日合同部活動への取組依頼（中体連、スポーツ文化活動連絡協議会、校長会、教頭会、市P連等）

○ 陸上競技で休日の合同部活動普及モデルを継続実施（人材、会場、財源）

○ 活動報告と陸上競技以外の種目への提案

【令和4年度】… ○ 他の種目で、休日合同部活動普及モデル実施

【令和5年度】… ◎ 休日部活動の地域への移行開始

(3) 平日と休日の指導の一貫性に関する取組み（令和3年度）

① 松本山雅FCの平日指導が、休日の試合に生かされているか検証できる仕組みづくり

例）休日の試合映像 → コーチが見る → 平日の指導に生かす

② 休日合同練習の内容を平日指導に生かす取組み

③ ICTを活動した指導の試行（梓川中陸上部の地域アスリート）

(4) その他、令和5年度に向けてさらに実践研究を進めたい課題

① 各種目で、平日と休日の一貫指導のための連携・協力体制の構築

特に球技等の団体種目の場合、「〇〇教室」等既存の練習会を活用していく方法が考えられるが、平日と休日の指導者が違うことで生じる問題の解消を進める。

② 学生アスリートの積極的な活用

③ 地域、保護者の理解を浸透させる取組み（周知と意識の共有）

④ 教職員の兼職兼業の考え方の整備

⑤ 地域部活動の運営団体の確保

スポーツ庁委託事業『運動部活動改革プラン』 令和2年度『松本市運動部活動改革プラン』事業成果等報告書 (令和3年3月報告)

報告者：松本市教育委員会

問合せ先：松本市教育委員会 学校指導課

(令和3年4月より名称が学校教育課 学校支援センターに変わります)

住 所：〒390-0874

長野県松本市大手3丁目8番13号 大手事務所4階

電 話：0263-33-4397

FAX：0263-34-3206



まつもと市民生きいき活動

●わたしは ころをみがき、からだを使おう
●あなたに あいさつをしよう
●このまちを きれいにしよう

一人ひとりが あたりまえのことをこつこつと続けて かけがえのないいのち 生きいきとかがやくように…

報告第 5 号

寿公民館の灯油漏出について

1 趣旨

寿公民館暖房用灯油の漏出に伴う対応状況等について、報告するものです。

2 経過

2. 4. 13 現場調査の結果、雨水枡内に灯油の流入を確認
 芳川消防署の現場確認
 20 灯油タンク付近の掘削調査
 21 配管の破損箇所及び灯油流出を確認
 23 教育委員協議会へ報告
 27 北西側の掘削調査及び表層削孔調査
 ～5. 2
 4. 30 教育民生委員協議会へ報告
 8 ボーリング調査(観測用井戸設置)
 ～18
 6. 1 受注者から調査報告を受理
 ～ 対応方針の検討
 18 寿地区町会連合会へ状況を報告
 7. 17 教育委員協議会へ調査結果報告と対応方針協議
 7. 22 教育民生委員協議会へ調査結果報告と対応方針協議
 8. 7
 ～3. 3. 17 土壌浄化工事他実施

3 土壌浄化工事の概要

- (1) 搬出・処分した土量 180 m³
 (2) 酸化促進剤を投入して浄化(無害化)した土量 221 m³
 (3) 土壌浄化後の濃度(TPH(全石油系炭化水素濃度)指数)

基準指数	土壌浄化後の指数(実績)
1, 000 mg/kg以下	最大値900 mg/kg、平均値501 mg/kg

※ 基準指数は、H25山辺小における灯油流出事故と同様

- (4) 上記(3)TPH指数が、基準(1, 000 mg/kg)以下であることを確認しました。
 (5) 現地は、復旧作業を終了し、駐車場・各種設備の利用を再開しています。

4 近隣への影響について

- (1) 敷地内の観測用井戸、周辺の農業用井戸及び水路を観察していますが、これまで、灯油の流入はありません。
 (2) 現場周辺の油臭もありません。

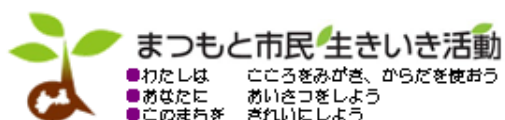
5 土壌浄化等に要した経費（概算）

項 目	金額（千円）
灯油漏出個所の特定・確認、地下水観測用井戸の設置工事	10,000
上下水道、灯油、電気、ガス配管等の敷設替他工事	13,000
土壌浄化工事	59,000
工事期間中の仮設トイレ、ボーリング調査他（委託等）	3,000
計	85,000

6 今後の対応

- (1) 土壌浄化工事は終了しましたが、当面、敷地内の観測用井戸及び周辺の農業用井戸の観察を継続して、地下水への影響を調査します。
- (2) 次期開催の経済文教委員協議会へ報告します。

担当 生涯学習課
 施設整備担当課長 丸山 丈晴
 電話 32-1132



教育委員会資料
3. 3. 25
文化財課

特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石整備計画の策定について

1 趣旨

特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用計画にもとづき、今後の整備に向けた整備計画を策定することについて報告するものです。

2 経過

令和2. 2. 28 定例教育委員会において、保存活用計画の策定を議決
7. 29 第1回特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用協議会（以下「協議会」）を開催し、整備計画（案）を協議
10. 26 第2回協議会を開催し、整備計画（案）を協議
3. 3. 5 第3回協議会を開催し、整備計画（案）が了承

3 整備計画の概要 ～整備計画（案）別冊

(1) 整備の目的

温泉地の付加価値向上に貢献することで、文化財の活用と保存につなげていく。

(2) ゾーニングと主な整備内容

ア 重点保存エリア 噴湯丘を根で壊す可能性のある樹木の伐採、境界柵の整備
イ 保存公開エリア 一部噴湯丘のコケ除去、観察路（木道）及び解説板の整備
ウ 導入エリア 観光案内所の一部を活用した文化財案内コーナーの整備
エ その他のエリア 誘導標識等の整備

(3) 活用事業

整備当初から、乗鞍や上高地など近隣と連携した観光ツアーの試行、旅館向け見学会、地元の学校を対象にした教職員向け説明会、児童生徒向け学習会などを実施

(4) 年次計画（予定）

令和3年度 公開を予定するエリアの現況把握と、整備内容の詳細検討
4年度 設計
5年度 施工

4 今後の進め方

引き続き文化庁の指導を得ながら、協議会、白骨温泉まちづくり委員会、庁内関係部局と連携しつつ、整備に取り組みます。

担当 文化財課
西部4地区担当課長
臼井 邦彦
電話 94 - 2301

報告第 7 号

新型コロナウイルス感染症の影響等に関するアンケート調査結果について

1 趣旨

新型コロナウイルスの感染拡大で、国の要請に基づき、学校が臨時休業した令和2年3月から5月までの間の、子どもたちの生活実態の把握と、児童虐待に関する認識調査のため、子どもと保護者を対象に実施したアンケート調査結果について報告するものです。

2 実施概要

	子ども向け	保護者向け
調査期間	令和2年11月中旬～ 12月下旬	令和3年1月8日～ 1月31日
調査対象	市内小中学校及び高等学校 (65校)の1クラスずつの 児童生徒(全学年を配分)	市内小中学校の保護者
配付数	1,679人	14,796世帯
回答者数	1,679人 (回収率100%)	3,403人 (回収率23.0%)
実施方法	学校経由でアンケート用紙を 配布し、後日回収	学校から依頼文書を配布しイ ンターネット(ながの電子申 請サービス)で回答
設問内容	新型コロナウイルス感染症に 対する認識、学校休業中の気 持ちや悩み、相談に関するこ となど	学校休業中の子どもと保護者 の生活実態、健康状態に関す ること、児童虐待の認識に関 することなど
設問数	19問	11問

*保護者には、小学校と中学校を通じて配布したため重複する世帯があり、実際の世帯数とは異なります。

3 調査結果(詳細は、別紙1・2のとおり)

(1) 子ども向け

ア 長期間の学校休業の影響として、外出の減少、起床、就寝時間の変化、運動が減ったとの回答が多くあり、生活リズムや心身面に変化が生じたことが明らかになりました。一方で、家族との会話が増えた、家の手伝

いをするようになったとの良い面の回答もありました。

イ 多数ではありませんが「相談できる人がいなかった」「誰に相談したらよいかわからなかった」等、子どもの孤独が心配される回答や、「親やきょうだいにたたかれた」「いつもお腹がすいていた」等の家庭環境が心配される回答があり、引き続き相談や支援体制の充実を図る必要性があります。

(2) 保護者向け

ア 学校休業中、保護者自身も精神的に落ち着かなかったと半数が答え、収入減など経済的変化があったり、子どもに暴言・暴力を振るってしまったという回答があり、保護者に不安や苛立ちが生じ、子どもにも影響を及ぼすことが明らかになりました。

イ 児童虐待についての認識は、どんなことを虐待と捉えるのかということや、相談場所についてもまだ認知されていないことがわかり、周知の必要性が確認できました。

4 今後の対応について

調査結果の詳細版は、3月中旬までに協力いただいた各学校に配付するとともに、市ホームページ等で公表し今後の対応に生かしていきます。

担当	こども育成課	課長	西村	宏美	(内線 2210)
	こども福祉課	課長	青木	宏元	(内線 2220)
	学校指導課	課長	高野	毅	(内線 3130)

子どもたちに笑顔を、子どもたちから笑顔を、そして子どもたちと笑顔に



新型コロナウイルス感染症についてのアンケート調査報告書

～子どもへのアンケート～

1 調査概要

(1) 調査の目的

新型コロナウイルス感染拡大防止対策による様々な制約を受けた子どもたちの生活実態や意識を把握することを目的に実施しました。

(2) 調査対象及び実施方法

松本市内の全小学校、中学校、高校において、全学年のうち各1クラスの児童・生徒を対象として、各学校を通じて調査票の配布・回収を行いました。

(3) 調査期間

令和2年11月中旬～12月下旬

(4) 回収結果

学年別アンケート回収数

(人)

小学生						中学生			高校生			合計
1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	1年生	2年生	3年生	1年生	2年生	3年生	
129	110	136	127	118	116	199	175	187	140	141	101	1,679
736						561			382			

2 調査結果のまとめ

- (1) 学校休業について、年齢が低いほうが否定的にとらえ、年齢が上がるほど肯定的にとらえている傾向がみられた。
- (2) 子どもたちの7割が家の過ごし方が変わったと回答し、外出が減ったり、起床や就寝時間が変わるとともに中高生は運動不足の傾向がみられた。家族との会話が増えたり家の手伝いをするなど良い影響もみられた。
- (3) 新型コロナウイルスに対して心配なことでは、小学生では感染への不安が多く、中高生になると部活動や学校行事の中止など行動が制約されることへの不安が多かった。
- (4) 大人に伝えたいことでは、自分たちが我慢していることや、大人への要望などが多く記されていた。

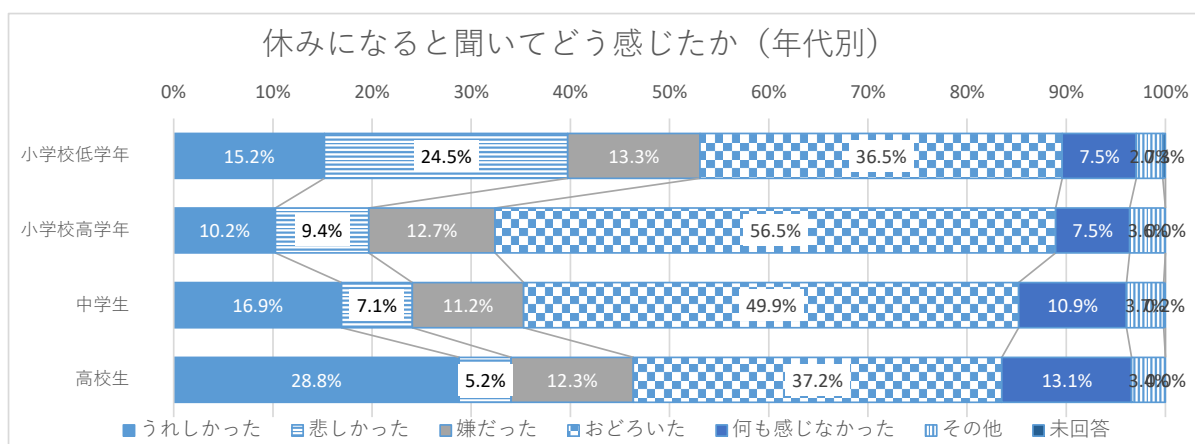
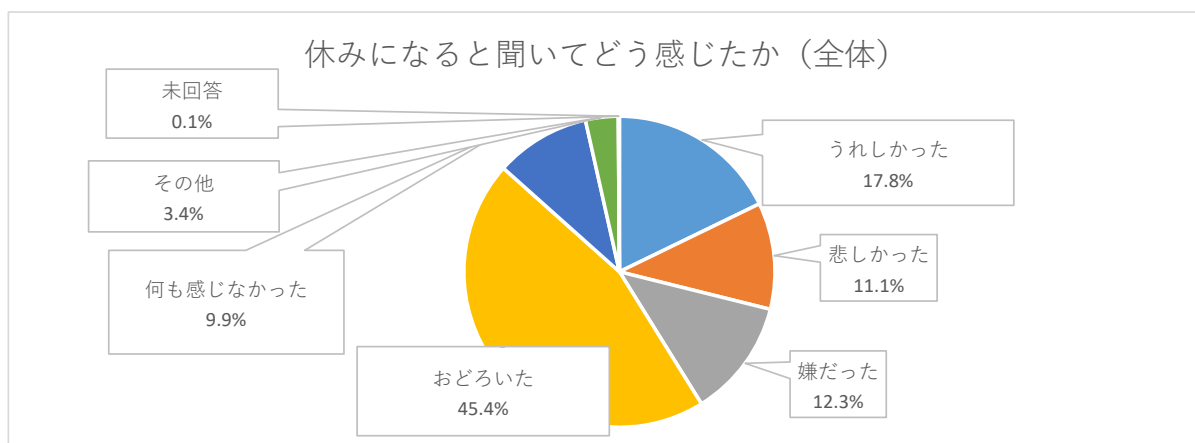
3 調査結果詳細

(1) 「休みになると聞いたときにどう感じたか」 (問1: 1つを選択)

全学年とも、「おどろいた」と答えた割合が1番高く、全体では45.4%でした。年代別にみると、小学校低学年が「悲しかった」と答えた割合が24.5%と、他の年代より高く、「うれしかった」と答える割合は小学校高学年が最も低くなりましたが、年代が上がるごとに増加傾向がみられました。

(単位: 人)

	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	高校生	合計
うれしかった	57	37	95	110	299
悲しかった	92	34	40	20	186
嫌だった	50	46	63	47	206
おどろいた	137	204	280	142	763
何も感じなかった	28	27	61	50	166
その他	10	13	21	13	57
未回答	1	0	1	0	2
合計	375	361	561	382	1,679



(2) 「その理由」 主なもの （問2：自由記述）

- ・急に休みになったから驚いた（164）
- ・長期休校になったため驚いた（123）
- ・今までこんな事は無かったから驚いた（97）
- ・（コロナで）休みになると思わなかったから驚いた（92）
- ・そんなにコロナが流行するとは思ってなかったから、驚いた（46）
- ・友達に会えなくなったから悲しかった（113）
- ・少し嬉しかったけど、皆に会えなかったので悲しみもあった（8）
- ・友達（先生）に会えなくなるから嫌だった（97）
- ・長い休みが嬉しかった（78）
- ・早起しなくていいし、学校に行かなくていいから嬉しかった（54）
- ・休みになるだろうと思っていたから何も感じなかった（36）

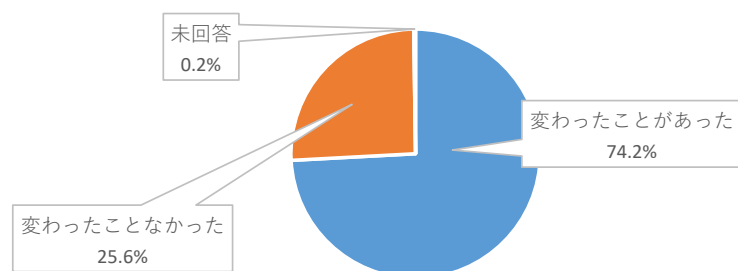
(3) 「学校が休業中、家での過ごし方が変わったか」（問3：1つを選択）

年代による差は少なく、約70～76%が変わったことがあったと答えています。

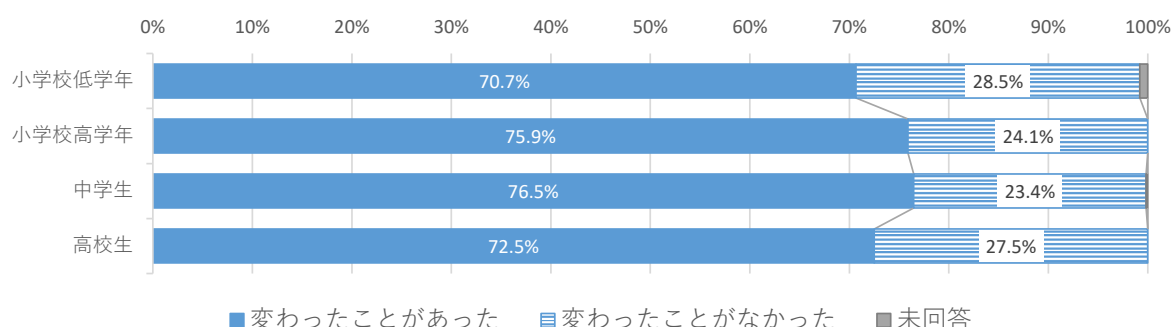
(人)

	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	高校生	合計
変わったことがあった	265	274	429	277	1,245
変わったことがなかった	107	87	131	105	430
未回答	3	0	1	0	4
合計	375	361	561	382	1,679

学校が休業中、家での過ごし方が変わったか（全体）



学校が休業中、家での過ごし方が変わったか（年代別）



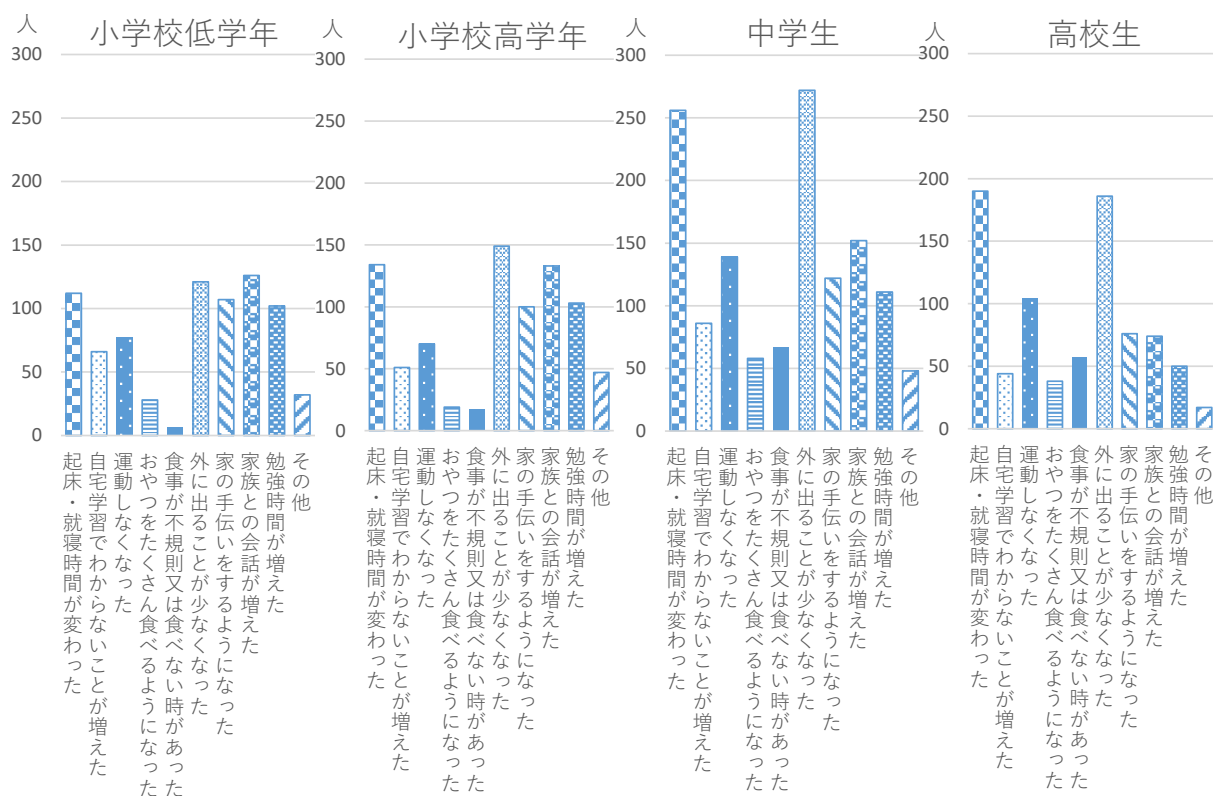
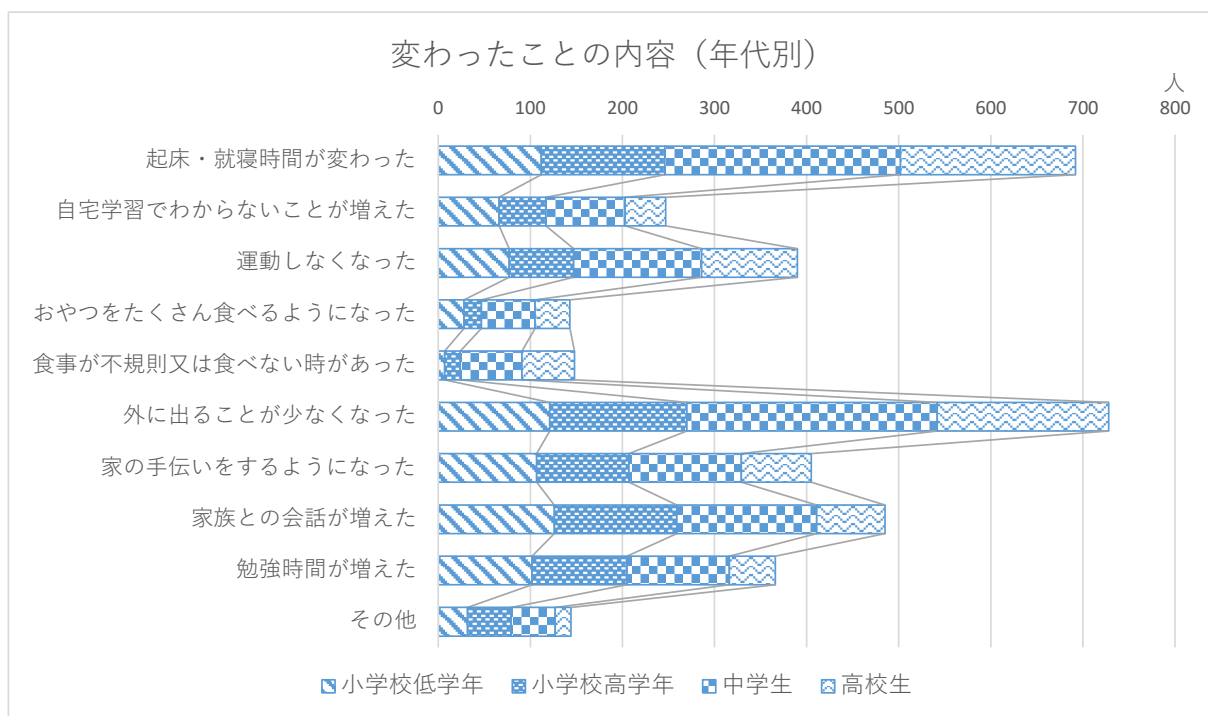
(4) 「変わったことがあった人はどんなことが変わったか」（問4：複数回答）

どの年代も「外に出ることが少なくなった」「起床・就寝時間が変わった」の順で回答が多くなりました。小学生は、「家族との会話が増えた」「家の手伝いをするようになった」「勉強時間が増えた」など肯定的な回答が続きますが、中学生・高校生は、「運動しなくなった」が次いで多くなっています。

	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	高校生	合計	割合 (%)
起床・就寝時間が変わった	112	134	256	190	692	41.2
自宅学習でわからないことが増えた	66	51	86	44	247	14.7
運動しなくなった	77	70	139	104	390	23.2
おやつをたくさん食べるようになった	28	19	58	38	143	8.5
食事が不規則又は食べない時があった	7	17	67	57	148	8.8
外に出ることが少なくなった	121	149	272	186	728	43.4
家の手伝いをするようになった	107	100	122	76	405	24.1
家族との会話が増えた	126	133	152	74	485	28.9
勉強時間が増えた	102	103	111	50	366	21.8
その他	32	47	48	17	144	8.6

「その他」の主な内容 （単位：人）

- ・ゲーム時間が増えた（27）
- ・勉強時間が減った（4）
- ・運動時間が増えた（15）
- ・遊ぶ事が増えた（4）
- ・暇な時間が増えた（4）
- ・スマホ（タブレット）をいじる時間が増えた（7）

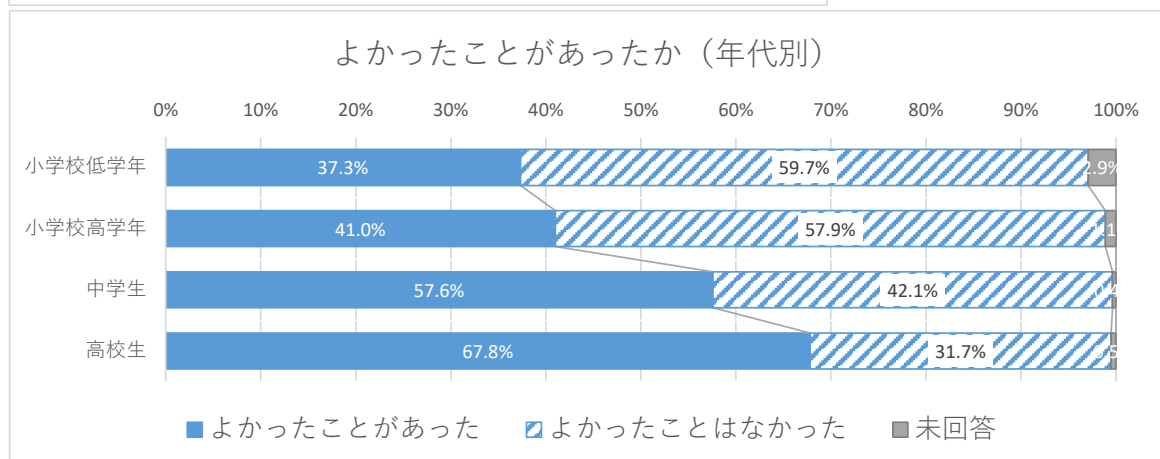
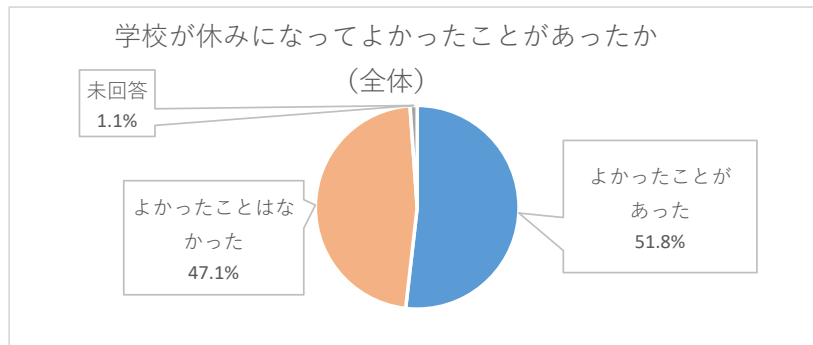


(5) 「学校が休みになってよかったことがあったか」（問5：1つを選択）

全体では、「よかったことがあった」と「なかった」がほぼ半数ずつでしたが、年代別では、年代が上がるにつれ「よかったことがあった」とする回答が多く、小学生低学年の37.3%に対し、高校生は67.8%と大きな差がみられました。

(人)

	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	高校生	合計
よかったことがあった	140	148	323	259	870
よかったことはなかった	224	209	236	121	790
未回答	11	4	2	2	19
合計	375	361	561	382	1,679



(6) 「よかったことはどんなこと」主なもの (問6：自由記述) (単位：人)

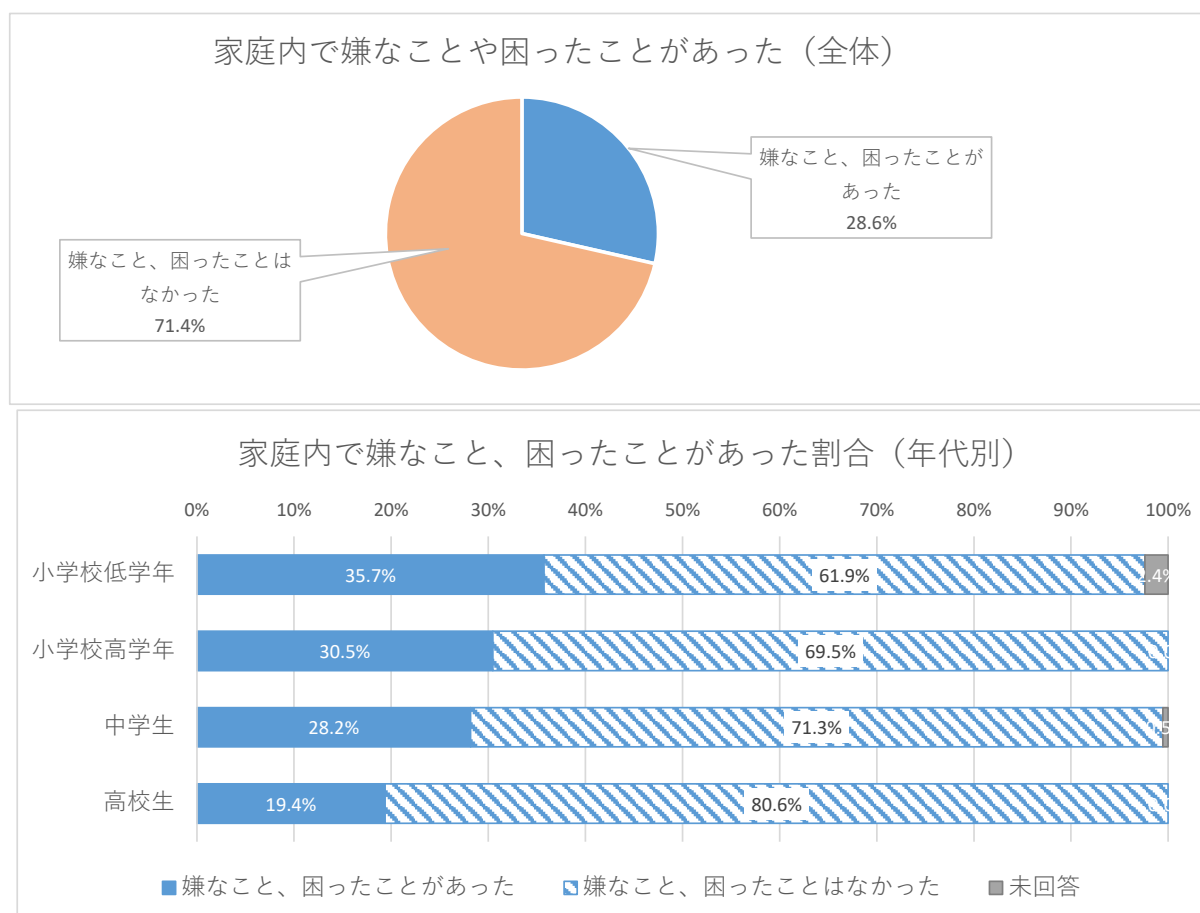
- ・ 家族との時間（会話）が増えた（133）
- ・ 勉強する時間が増えた（自分のペースで勉強できた）（99）
- ・ 自分のやりたい事（好きな事）ができた（65）
- ・ ゲームをする時間が増えた（52）
- ・ 休めた、疲れがとれた（心・身体）（55）
- ・ 睡眠時間が増えた（35）
- ・ 運動する時間が増えた（32）
- ・ 自分の時間が増えた（60）
- ・ 遊ぶ時間が増えた（28）
- ・ 予習復習ができた（28）

(7) 「学校の休業中に、家庭内で嫌なこと・困ったことがあったか」 (問7：1つを選択)

全体では、「嫌なこと、困ったことがあった」が28.6%でしたが、年代別では年代が上がるにつれ、その割合は減少していました。(5)の「よかったことがあったか」の質問と合わせてみると、年齢が低いほど、学校休業によるマイナスの影響が大きかったことがうかがえます。

(人)

	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	高校生	合計
嫌なこと、困ったことがあった	134	110	158	74	476
嫌なこと、困ったことはなかった	232	251	400	308	1,191
未回答	9	0	3	0	12
合計	375	361	561	382	1,679



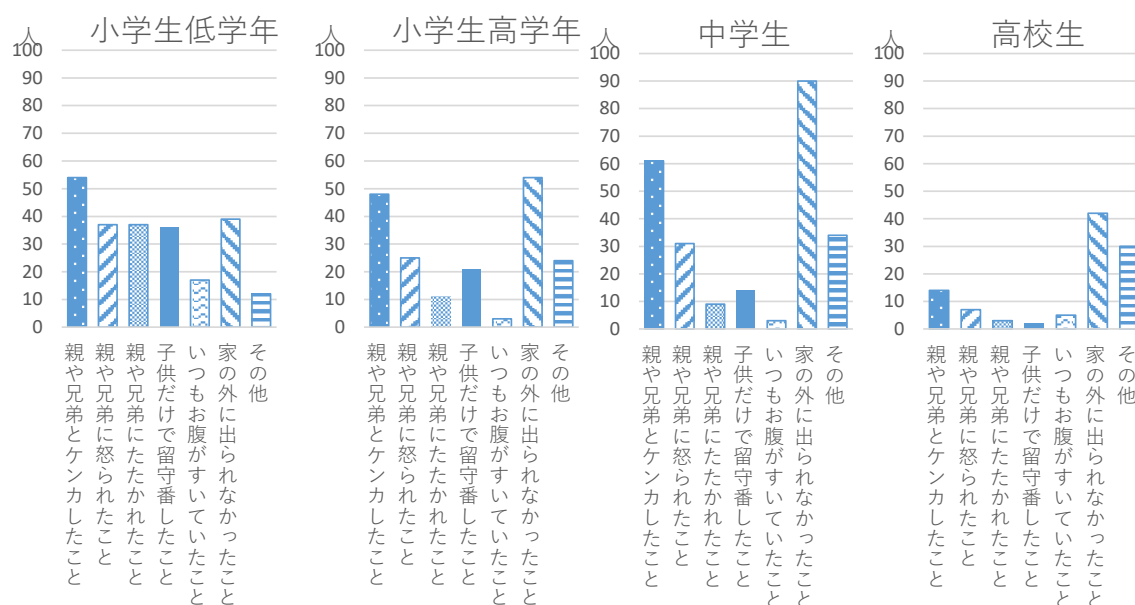
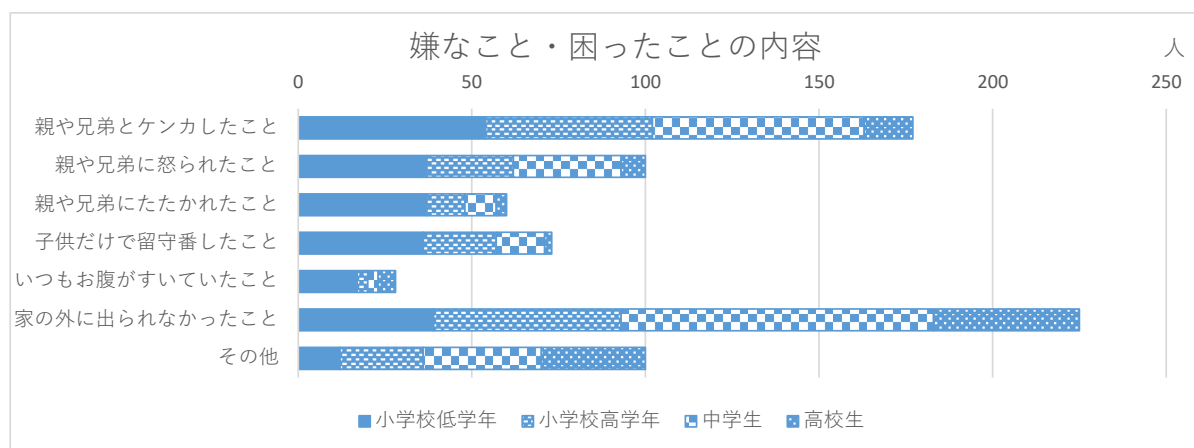
(8) 「それはどんなことですか」（問8：複数回答）

「嫌なこと、困ったこと」の内容としては、「家の外に出られないこと」に続いて、「親やきょうだいとのケンカ」「親やきょうだいに怒られた」が多くありました。また、割合は少ないですが、「親やきょうだいにたたかれた」や、「いつもお腹がすいていた」との回答がありました。

	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	高校生	合計	%／対 象児数
親やきょうだいとケンカしたこと	54	48	61	14	177	10.5
親やきょうだいに怒られたこと	37	25	31	7	100	6.0
親やきょうだいにたたかれたこと	37	11	9	3	60	3.6
子供だけで留守番したこと	36	21	14	2	73	4.3
いつもお腹がすいていたこと	17	3	3	5	28	1.7
家の外に出られなかったこと	39	54	90	42	225	13.4
その他	12	24	34	30	100	6.0

「その他」の主な内容（単位：人）

- ・ 友達に会えない、会いたかった（12）
- ・ 暇だった（10）
- ・ 家族と一緒に居たくなかった（4）
- ・ 体調や体力の変化（4）
- ・ きょうだいからの暴力いたずら等（3）
- ・ 部活や習い事ができなかった（3）
- ・ 課題が多いこと、終わらない（3）
- ・ 手伝いをするよう言われた（2）
- ・ わからないことが聞けないこと（2）



(9) 「休業中に、悩みや困ったことを相談したか」 (問9: 1つを選択)

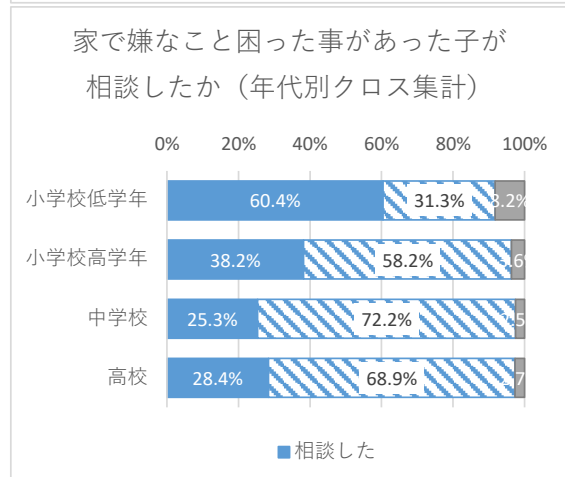
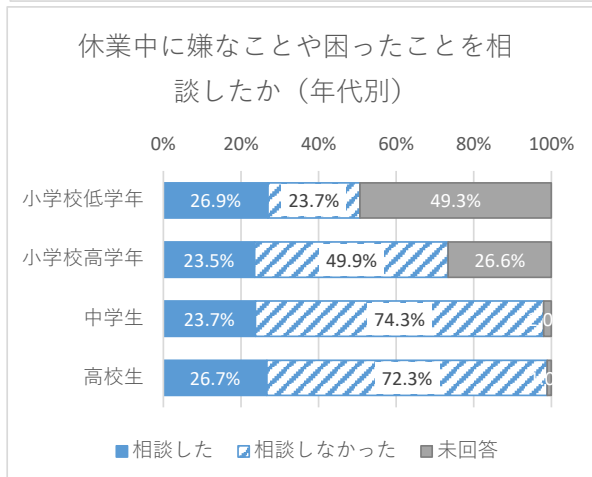
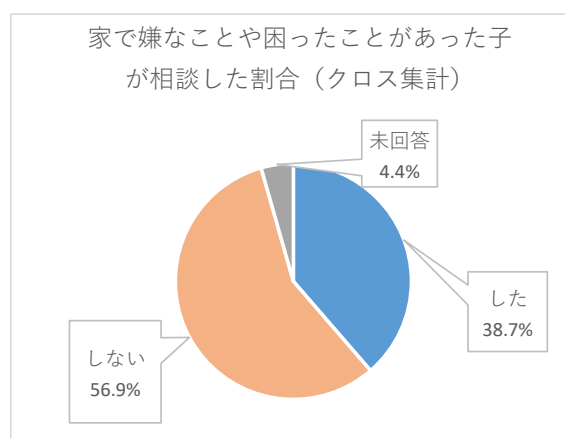
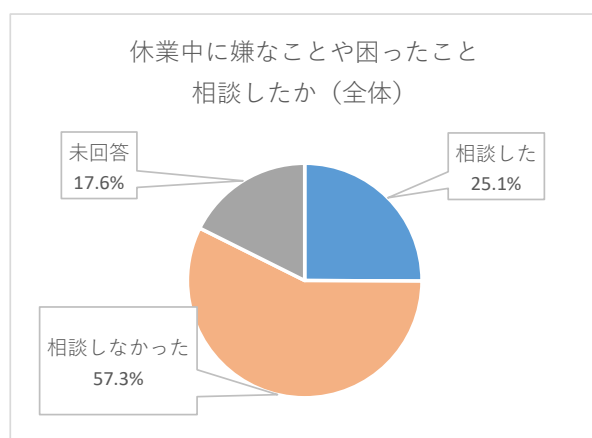
相談しなかったとした回答が全体で57.3%と最も多くなりました。

年代が上がるにつれ相談しなくなる割合が大きくなっています。

(人)

	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	高校生	合計
相談した	101	85	133	102	421
相談しなかった	89	180	417	276	962
未回答	185	96	11	4	296
合計	375	361	561	382	1,679

休業中家の中で嫌なこと困ったことがあったか					
したか相談したか		あった	なかった	未回答	合計
	した	184	234	3	421
	しない	271	689	2	962
	未回答	21	268	7	296
合計		476	1,191	12	1,679



(10) 誰に相談したか（複数回答）

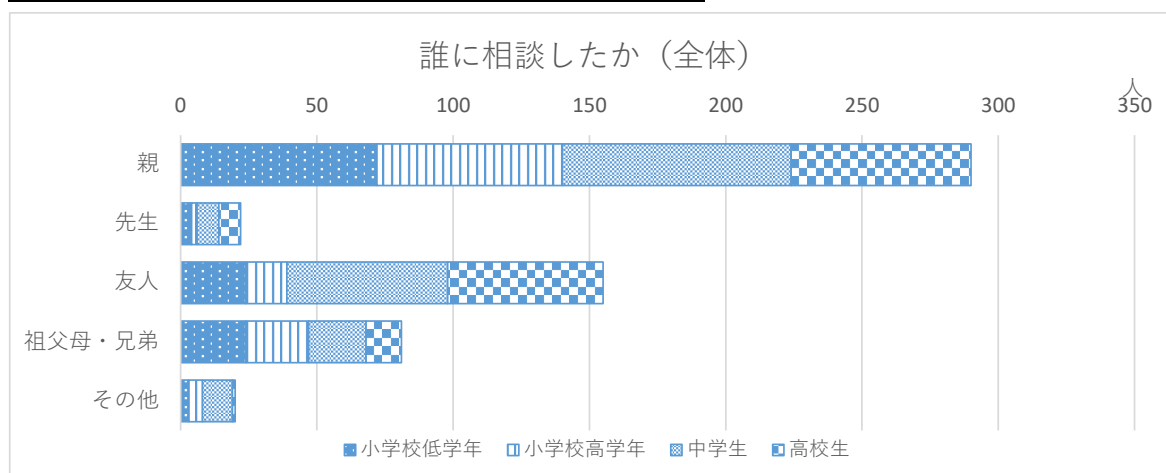
登校や外出が制限されていたためか、どの年代も親と答えた割合が最も高くなっていました。

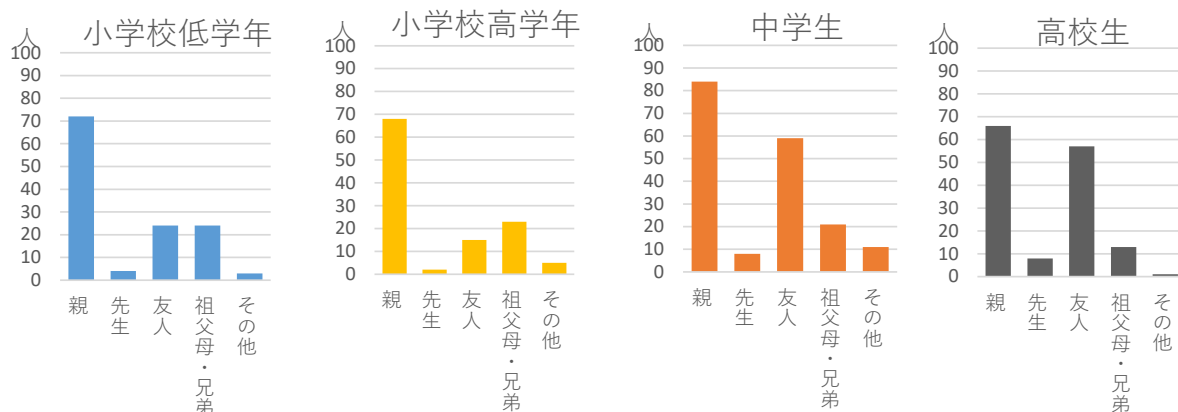
（人）

	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	高校生	合計
親	72	68	84	66	290
先生	4	2	8	8	22
友人	24	15	59	57	155
祖父母・兄弟	24	23	21	13	81
その他	3	5	11	1	20

「その他」の主な内容 （単位：人）

- ・ 親戚（5）
- ・ 医師、看護師（3）
- ・ 習い事の先生・コーチ（2）
- 他



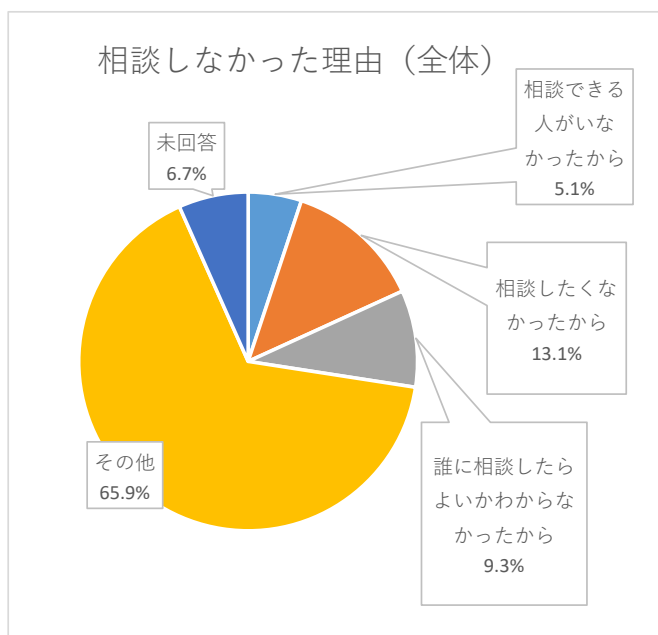


(11) 「相談しなかった人はなぜか」 (問11：1つを選択)

相談しなかったと回答した人の理由のほとんどが「相談する事が無かったから」と回答しました。また割合は少ないが「誰に相談したらいいかわからなかった」「相談できる人がいなかったから」などの回答もありました。

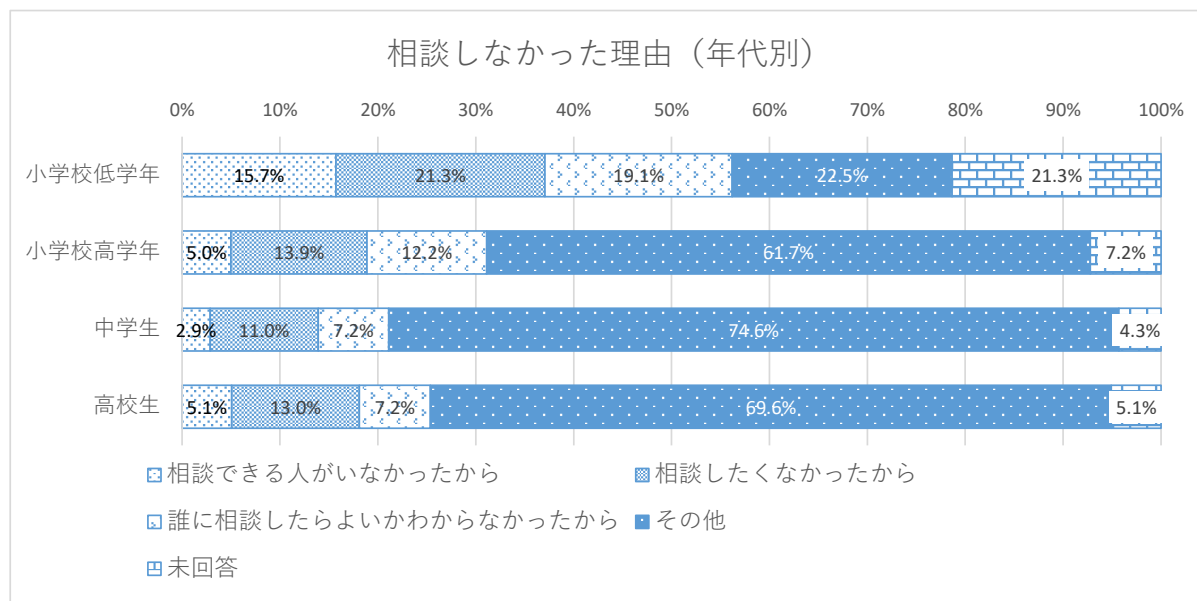
(人)

	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	高校生	合計
相談できる人がいなかったから	14	9	12	14	49
相談したくなかったから	19	25	46	36	126
誰に相談したらよいかわからなかったから	17	22	30	20	89
その他	20	111	311	192	634
未回答	19	13	18	14	64
合計	89	180	417	276	962



「その他」の主な内容 (単位：人)

- ・相談することがなかったから (591)
- ・どうしてもよかった、めんどくさかった (6)
- ・自分で解決できた (6)
- ・相談しても解決できないと思ったから (3)



(12) 「学校が再開すると聞いたとき、どう感じたか」（問12：複数回答）

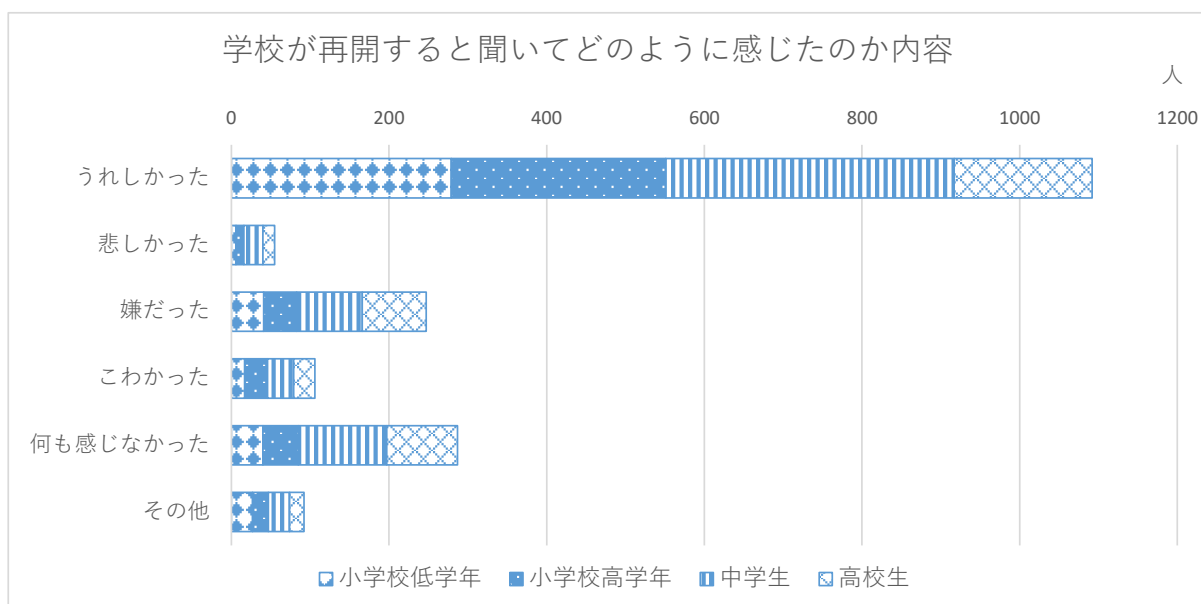
どの年代も「うれしかった」の回答が最も多くなりました。

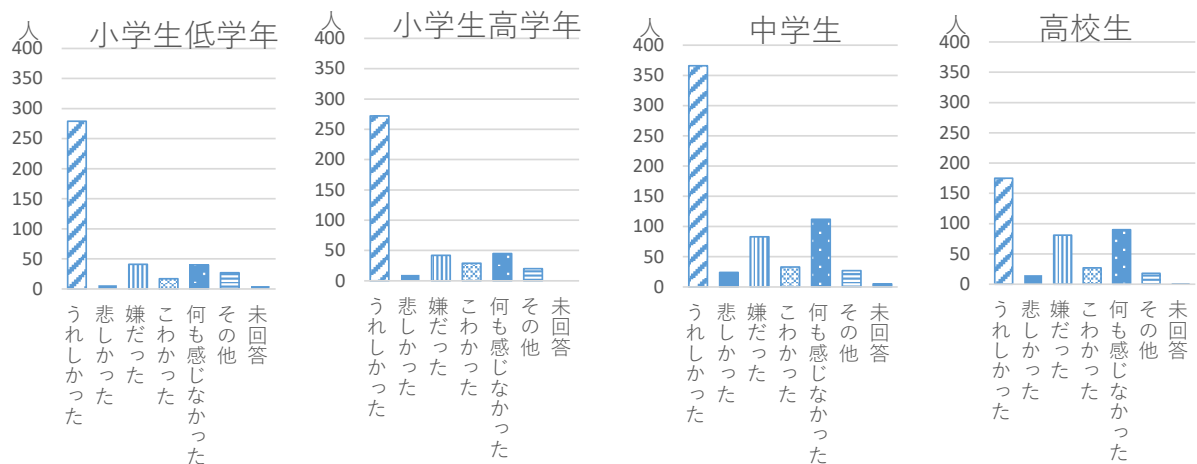
（人）

	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	高校生	合計
うれしかった	279	272	366	175	1,092
悲しかった	6	10	24	15	55
嫌だった	41	42	83	81	247
こわかった	17	29	33	27	106
何も感じなかった	40	45	112	90	287
その他	27	20	27	18	92
未回答	5	1	5	2	13

「その他」の主な内容 （単位：人）

- ・緊張した（22）
- ・嬉しいけどいやだった（14）
- ・面倒だと思った（7）
- ・不安になった（6）
- ・安心した（4）
- ・普通（4）
- ・複雑な気持ち（3）





(13) 「どうしてそう思ったのか」 (問13: 複数回答)

「友達と会えるから」が最も多く、次いで「勉強を教えてもらえる」の回答が多くなりました。

(人)

	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	高校生	合計	割合 (%)
勉強を教えてもらえるから	152	119	136	62	469	27.9
友達と会えるから	268	278	395	166	1,107	65.9
休みはつまらないから	64	64	101	40	269	16.0
学校の行事があるから	66	68	127	45	306	18.2
休みは好きなことができたから	57	49	115	98	319	19.0
授業はつまらないから	13	12	39	30	94	5.6
新型コロナにうつりそうだから	41	37	47	43	168	10.0
いじめられるから	12	7	5	1	25	1.5
学校にいたくないから	6	15	36	17	74	4.4
給食を食べられるから	160	66	73	—	299	23.0
授業が遅れるのが心配だから	—	—	—	46	46	2.7
クラブや部活動ができるから	0	0	226	89	315	18.8
その他	210	130	62	28	430	25.6
未回答	18	8	21	30	77	4.6

「その他」の主な内容 (単位: 人)

【肯定的意見】

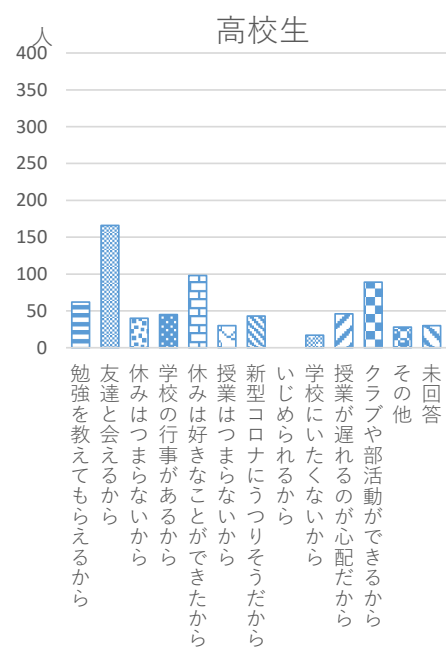
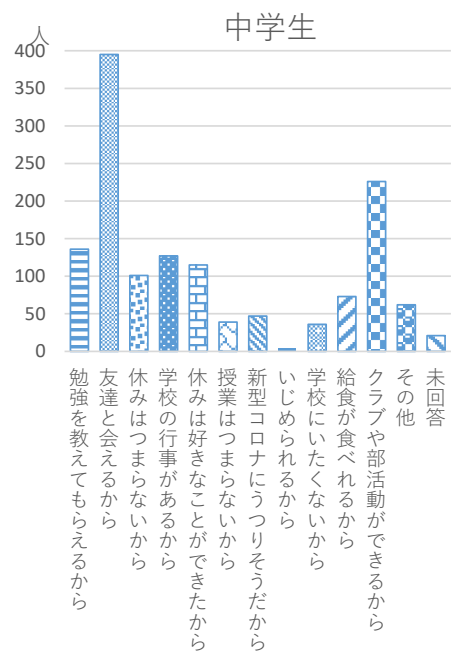
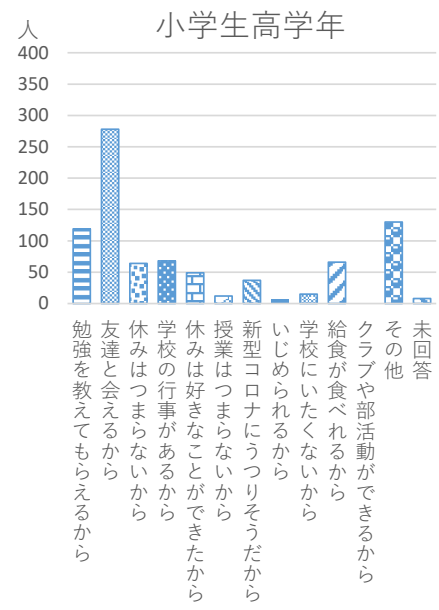
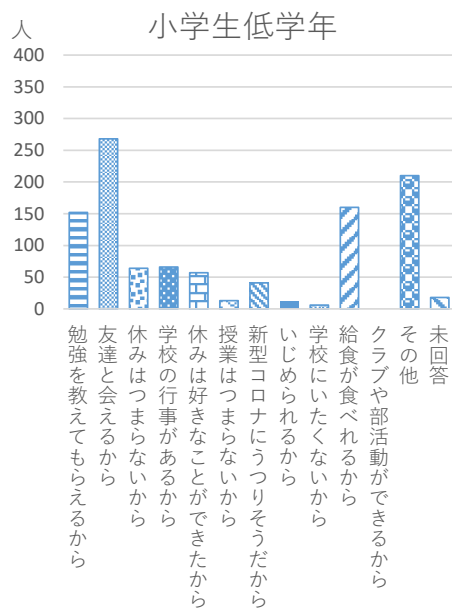
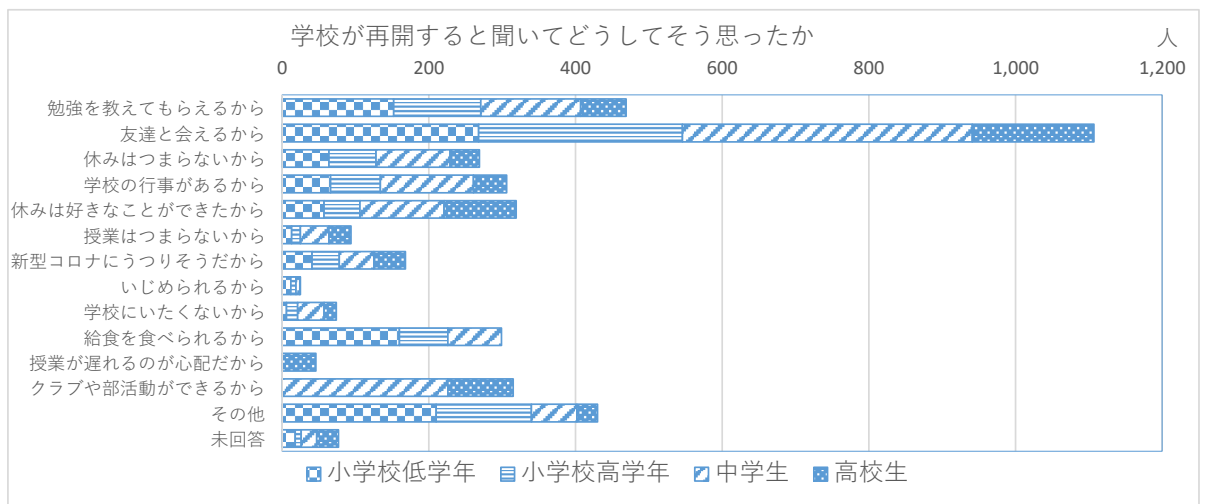
- ・ 友達が増やせるから (2)
- ・ 運動が出来るから (1)

【どちらともいえない】

- ・ 何も感じなかった・どうでもよかった (20)
- ・ 新しいクラス (学校) だから (4)
- ・ いつかは学校が始まるわけだし、分かってたから、今までに戻るだけだから (7)

【否定的意見】

- ・ 友達ができるか、仲間外れにされないか
心配だった (8)
- ・ 家にいたいから (4)
- ・ 勉強時間や睡眠時間が減るから (4)
- ・ 面倒 (3)
- ・ 自分がもしコロナでうつさないか怖いから (1)



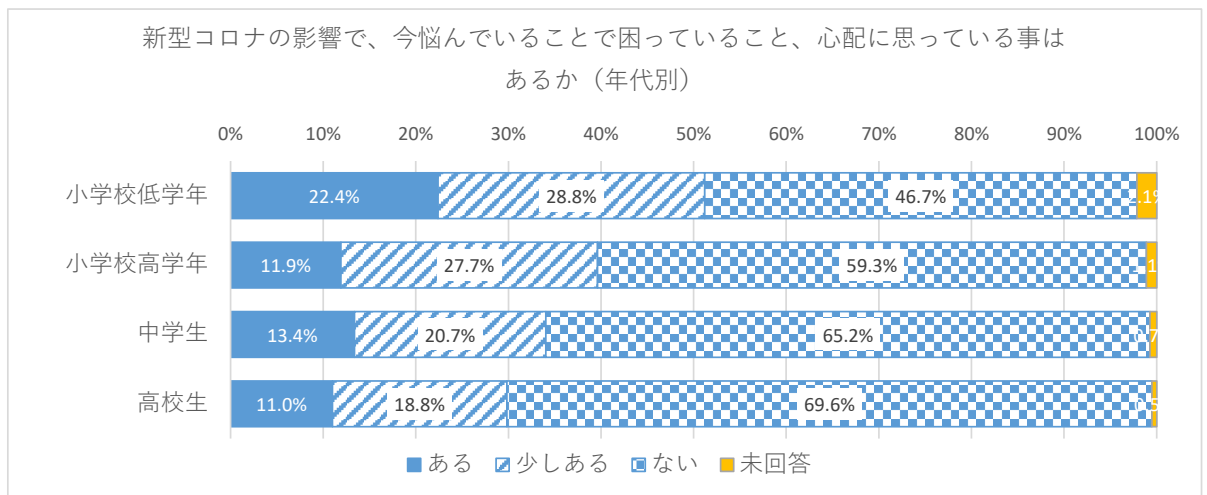
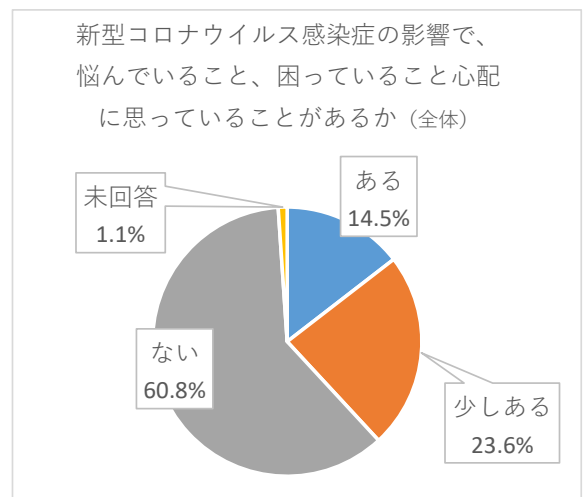
- (14) 「新型コロナウイルス感染症の影響で、今悩んでいること、困っていること、心配に思うことはあるか」
(問14：1つを選択)

「ある」と答えた人が14%、「少しある」と答えた人が24%と、合わせて38%の人が、新型コロナウイルスに関して学校再開後も悩んだり困ったりしていました。

その内容としては、(15)の回答にあるとおり、「コロナにかかるかどうか」や「生活が制限されること」「学習や楽しみに影響するのではないか」ということなどでした。

(人)

	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	高校生	合計
ある	84	43	75	42	244
少しある	108	100	116	72	396
ない	175	214	366	266	1,021
未回答	8	4	4	2	18
合計	375	361	561	382	1,679



- (15) 「それはどんなことか」主なもの (問15：自由記述) (単位：人)

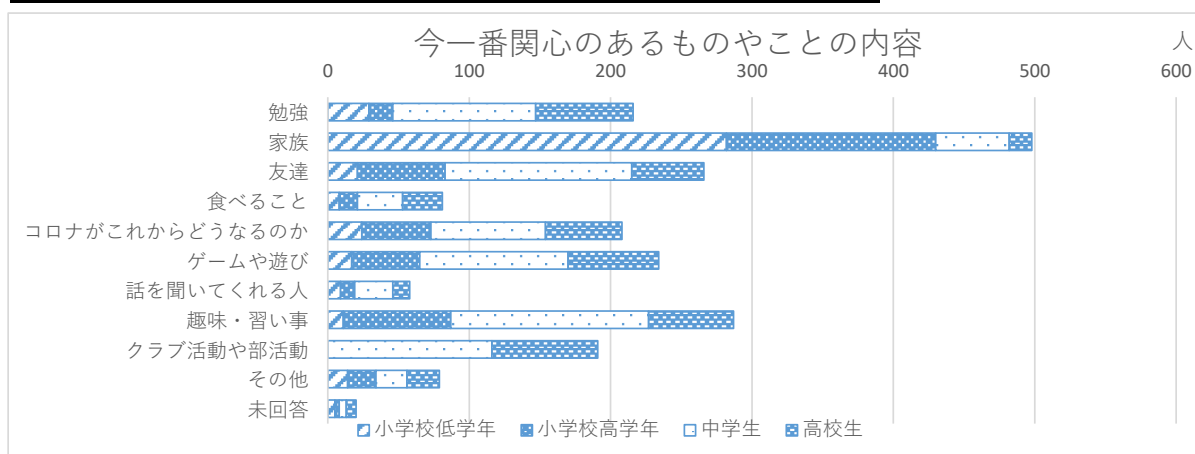
- ・自分や家族がコロナにならないか心配、怖い (167)
- ・コロナにかかりたくない (89)
- ・出かけられない (旅行に行けない) (88)
- ・学校の行事、部活、やりたいことができるか不安 (51)
- ・マスクをしたくない (49)
- ・受験や勉強への影響 (19)
- ・また休校になったら嫌だから (18)
- ・友達と会えない、遊べない (17)
- ・感染した場合の誹謗中傷、差別や学校、家族への影響 (17)
- ・死んじゃうかもしれないから (7)
- ・今の対策でコロナが終息するのか、いつ終息するのか (5)

(16) 「今一番関心のある“もの”や“こと”は何ですか」 (問16：1つを選択)

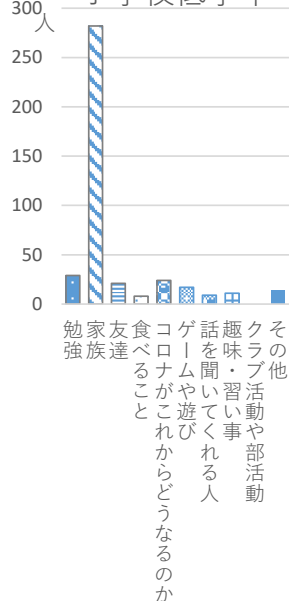
「家族」が一番多くありましたが、年齢が上がる则「家族」よりも「趣味・習い事」「友達」「勉強」の方が高い結果になりました。

	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	高校生	合計	%/回 収合計 数
勉強	29	17	101	69	216	12.9
家族	282	148	52	16	498	29.7
友達	21	62	132	51	266	15.8
食えること	8	13	32	28	81	4.8
コロナがこれからどうなるのか	24	49	81	54	208	12.4
ゲームや遊び	17	48	105	64	234	13.9
話を聞いてくれる人	9	10	27	12	58	3.5
趣味・習い事	11	76	140	60	287	17.1
クラブ活動や部活動	0	0	116	75	191	11.4
その他	14	20	22	23	79	4.7
未回答	5	3	5	7	20	1.2

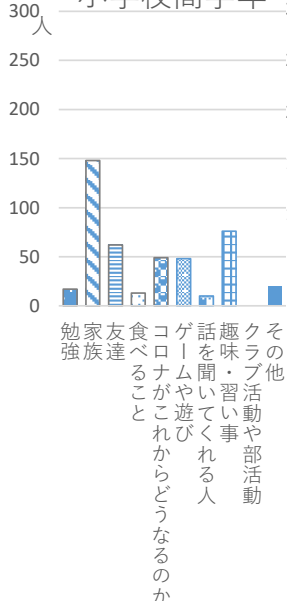
「その他」の主なもの
・進路・受験 (10)
・好きなことや人 (10)
・健康・命のこと (4)
・学校のこと (4)
・将来・人生のこと (3)
・特にない (6)



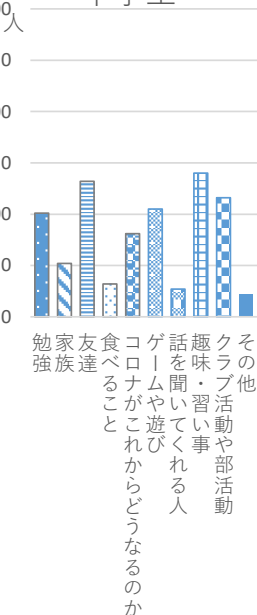
小学校低学年



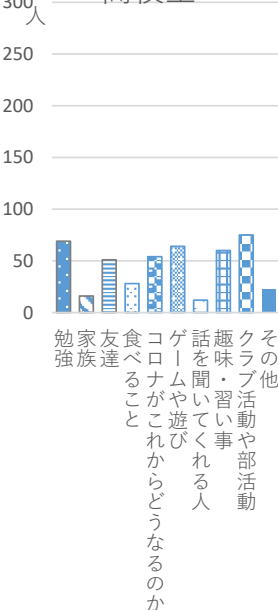
小学校高学年



中学生



高校生

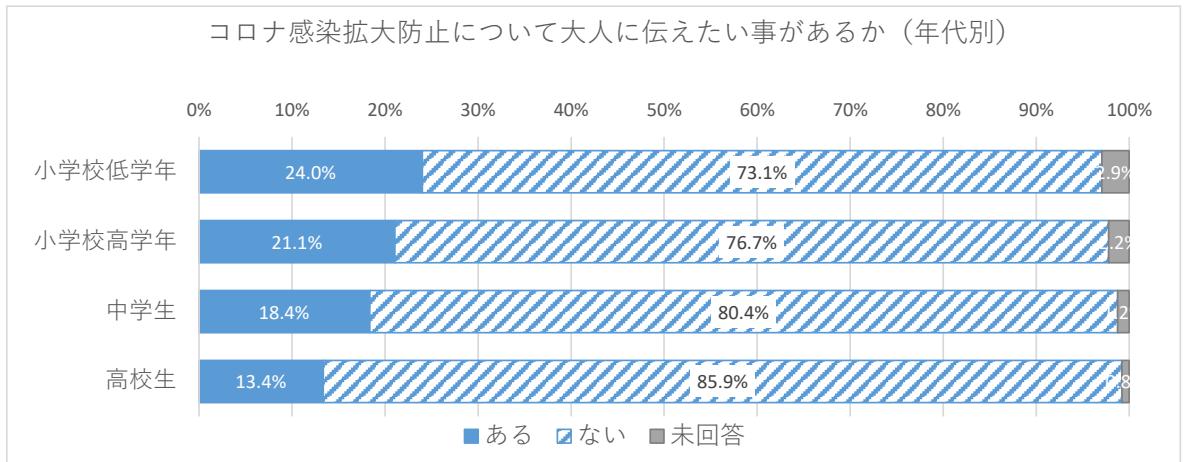
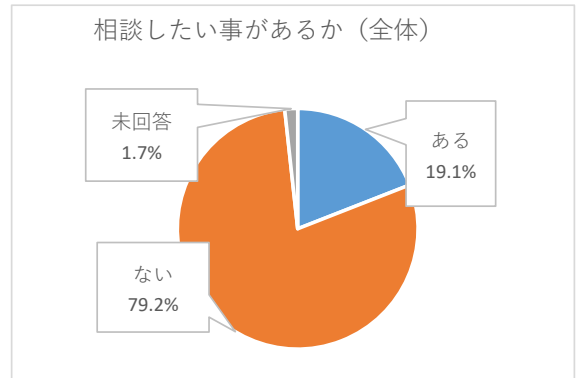


(17) 「感染拡大防止について、大人に対して伝えたいこと、お願いしたいことがあるか」

79.2%の人が「ない」と回答していますが、19.1%の人が「ある」と答えました。

(人)

	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	高校生	合計
ある	90	76	103	51	320
ない	274	277	451	328	1,330
未回答	11	8	7	3	29
合計	375	361	561	382	1,679



(18) 「新型コロナウイルス感染症について、大人に伝えたいこと、お願いしたいこと」主なもの(問18：自由記述)

- ・徹底した感染防止対策をしてほしいです。(93)
- ・休校にしてほしい(6)
- ・必要最低限以外の外出しないで欲しい(20)
- ・感染者に対する誹謗中傷はやめてほしい(3)
- ・会食(呑み会)や夜遊びをやめてください(20)
- ・生きてほしい(2)
- ・コロナへの危機意識を持ってほしい(17)
- ・親や大人がちゃんとしないといけない(1)
- ・早くワクチンを作って欲しい(16)
- ・子どもが生活しやすい環境を作してほしい(1)
- ・コロナウイルスをなくしてほしい(7)
- ・授業を受けられる方法が他にもある今(オンライン)、リスクを冒してまで学校に来なくてもいいと思います(2)
- ・GOTOトラベルをやめて欲しい(他県の人 שלא来ない様にして欲しい) 県外からの外出、県外への外出を控えて欲しい(23)

(19) あなたは、どんな松本市に住みたいですか (単位：人)

- ・安心安全な松本市(302)
- ・自然豊かな(59)
- ・コロナが無い(289)
- ・きれいな(57)
- ・平和な松本市(164)
- ・公共交通機関充実等(45)
- ・優しい・差別のない松本市(154)
- ・松本市以外在住特に無し(44)
- ・住みやすい(88)
- ・遊び・ゲーム等(33)
- ・明るい・楽しい(71)
- ・勉強ができる(14)
- ・今のままでいい(64)
- ・こどもを大切にする(10)
- ・明るい・笑顔等(64)

4 自由記述項目の内容(単位:人)

(1) 問1 カ その他「学校が休みになると聞いてどう思いましたか」

○肯定的内容

- ・楽しくて自由でよかった
- ・ちょっと嬉しかった
- ・最初嫌だったけど、途中から嬉しくなった
- ・家にいられるから
- ・結構嬉しかったけど意外とびっくりした

○否定的内容

- ・不安だった (3)
- ・友達と会えなくなるから (2)
- ・つまらなくなりそうだな (2)
- ・嫌だったし驚いた (2)
- ・寂しくなった (2)
- ・怖かった
- ・とまどいを感じた
- ・嫌な予感がした
- ・残念だった
- ・大変だと思った

○複雑な感情

- ・嬉しいような悲しいような (5)
- ・嬉しい半分、嫌が半分
- ・嬉しさもあったが、焦りもあった
- ・少し嬉しかったけど、皆に会えなかったので悲しみもあった
- ・嫌だったけど、少し嬉しかった
- ・嬉しさと寂しさ
- ・嫌だったけど、少し安心した

○その他

- ・そうなるだろうとは思っていた (3)
- ・嬉しくも悲しくもなかったから (3)
- ・覚えていない (2)
- ・「へー」と思った
- ・大変だなと思った
- ・微妙だった
- ・勉強がどうするんだろうと思った
- ・もっと早くからするべきだと思った
- ・「まあそうなるよなあ」という思いと「少し驚いた」という思い
- ・学校が無いのは嫌ではなかったけど、部活や大会がなくなるのは嫌だった
- ・なんとなく
- ・どうでもよかったから
- ・予想外の事だったから
- ・夏休みの心配をした
- ・暇になるな、と思った
- ・これからどうなるんだろう
- ・ご想像にお任せします

(2) 問2 「問1でそう思ったのはどうしてですか」

○うれしかったと感じた理由

- ・長い休みが嬉しかった (78)
- ・自分の時間が増えるから (24)
- ・家でゆっくりできるから (24)
- ・いっぱい遊べるから (16)
- ・ゲームができるから (14)
- ・やりたい事ができた (11)
- ・自分の勉強する時間が増えたから (10)
- ・家族との時間が増えたから (8)
- ・寝る時間が多くなった (6)
- ・オンラインでも授業ができた (4)
- ・学校は楽しくなくてつまらないから (4)
- ・自分のペースで生活できるため (3)
- ・ストレスが溜まらない (2)
- ・サッカーがいっぱい出来るようになった (2)
- ・時間の有効活用ができるようになったから (2)
- ・テレビ、アニメが見れるから (2)
- ・楽しかったから (2)
- ・テストが無くなったから (2)
- ・(嫌な)人と会わなくてすむから (2)
- ・なんとなく、理由は無い (2)
- ・家でいっぱい読書ができて楽しかった
- ・スイミングやれる
- ・高校生活が不安でした
- ・嬉しかった
- ・新しい環境で緊張していたから
- ・バイトできるから
- ・勉強が難しかったから
- ・お家だと手伝いが好きだから
- ・一年生になった
- ・学校にいただけでストレスを感じる
- ・学校が嫌いだから休めて嬉しかったから

- ・早起しなくていいし、学校に行かなくていいからうれしかった (54)
- ・学校より家が好きだから、学校が好きではないから (19)
- ・勉強したくないから、授業を受けなくていいから (10)
- ・感染するリスクがさがったから、電車が怖かったから (9)
- ・家の昼飯が食えるようになった、好きな時に間食が食べられるから (2)
- ・転校して友達がつくれるか不安だったので、嬉しかった
- ・最初は暇だったし嫌だったけど、自分のやりたい事ややってみたい事とか出来たから良かった
- ・休みになって嬉しかったけど、勉強が進まないし、進路の事が心配だった
- ・小学校6年生の3月に休校になり、それから他の仲間と別れ、まだ知らない人に会って気持ちをそろそろ

○悲しかったと感じた理由

- ・友達に会えず、遊べないから悲しかった (113)
- ・いつものように学校に行けると思ったから (44)
- ・学校が楽しく、行きたいのに行けなかったから (20)
- ・入学したけれど休みになったから (10)
- ・部活や学校行事が無くなった (5)
- ・小学校にもっと行きたかったから (3)
- ・勉強が進まなくなると思ったから (2)
- ・何処も行けなかったから (2)
- ・少し嬉しかったけど、皆 (先生) に会えなかったので悲しみもあった (11)
- ・ (友達や先生と) 勉強できないから、色々な事を学びたかった (8)
- ・新しい友達が出来のを期待していたから (7)
- ・卒業までの時間を皆と過ごせなかったから (7)
- ・皆と楽しく学校生活を送れると思ってたけど、楽しく送れなかった (2)
- ・学校に早くなれる事ができなくなってしまうから (2)
- ・高校は、友達もあまりいないな休みになったので、不安だった
- ・友達と会話をしたり、自分の好きな科目の授業が受けられなくなるから
- ・コロナウイルスで多くの企業などが停止したり、休みになって社会が止まってしまったから
- ・卒業式、入学式ができずあまり祝われてない気がしたから
- ・6年生という最後の節目だったから
- ・理由はない
- ・活動量が減るから
- ・生活バランスが崩れる
- ・受験生として不安だった
- ・宿題が多かった
- ・新しい生活 (中1年) に会えなかったから
- ・家にいてもやる事が無かったから

○嫌だったと感じた理由

- ・友達 (先生) に会えなくなるから嫌だった (97)
- ・部活、学校の行事が出来なかった (24)
- ・家にいても暇だったから (22)
- ・学校に行きたかったから (17)
- ・勉強が遅れる心配があったから (17)
- ・勉強で先生に教えてもらえなかった (5)
- ・友達ができるか不安になった (5)
- ・宿題が多かったから (3)
- ・休みになってしまい、皆との最後の思い出作りをする事が出来なくなってしまったから (11)
- ・せっかく新しい生活が始まる時だったのに、急に休みになってしまったから (10)
- ・楽しかった学校生活が崩れるのが嫌だった (8)
- ・何より家から出られずに、それまでと変わらない生活が続けるのが嫌でした (6)
- ・授業が無くなる事で受験に影響が出ると感じたから (3)
- ・休校する事で、夏休みや冬休みが短くなるかもしれないと聞き、どうせ自由に動けない休みなら、
- ・学校に行かないと勉強のやる気が起きないから (2)
- ・そこまで長い期間休むと、学校に行く気がなくなってしまうと思ったから
- ・言いたくても言えない事が、積もっていた感覚があった
- ・受験生で仲間や先生に相談できないまま、1人で取り組むのが辛かった
- ・すぐ戻れると思ったらそうではなかったから
- ・残り1年間の高校生活が短くなってしまうから
- ・学校の給食が大好きだから
- ・デメリット多い、だるい
- ・荷物が多いから
- ・運動をしなくなり、リズムがくずれるから
- ・入院中で、なかなか外出できなかったから

- ・ずっと家にいるよりは学校へ行って友達をつくりたかったから
- ・学校での勉強が早く進むようになってしまったと思ったから

○おどろいたと感じた理由

- ・急に休みになったから驚いた (164)
- ・長期休校になったため驚いた (124)
- ・今までこんな事は無かったから驚いた (97)
- ・いつものように学校に行けると思ったから (44)
- ・コロナがそんなに危険なものだと知らなかった (29)
- ・友達と会えないから友達と遊びたいから (16)
- ・テストや部活、学校行事がなくなった (14)
- ・学校って休みになるんだなと思ったから (8)
- ・授業が遅れるかもしれないと思った (5)
- ・驚いた (5)
- ・あまり実感が沸かなかったから (3)
- ・当たり前だったことが、当たり前じゃなくなったから (3)
- ・緊急事態までいって驚いた (2)
- ・全部持ち帰るのが嫌だったから (2)
- ・6年生で最後なのに勉強をあまり習ってないから
- ・転校して来て早く友達を増やそうと思っていたから
- ・コロナがそこまで危険と知らず、休みになるとは思わなかったから (122)
- ・そんなにコロナが流行するとは思ってなかったから、驚いた (46)
- ・長野県 (松本) は感染者が少なかったし、東京などの (休校) 話かと思ったから (29)
- ・ (入学して) 新学期始まってからすぐ休みになったから (15)
- ・部活、イベントが中止になり、入学式や卒業式はどうなるのかと思ったから (9)
- ・当たり前だったことが、当たり前じゃなくなったから (4)
- ・卒業式や入学式、勉強や部活はどうなるのかと思ったから (3)
- ・コロナウイルスが近くまで迫ってきているという危機感を感じたから (3)
- ・最初は暇だったし嫌だったけど、自分のやりたい事ややってみたい事とか出来たから良かった
- ・3年生を送る会の歌の練習をしていたのに無駄になったから
- ・受験日だったし、これからの生活のことでとても不安になった
- ・自分達の小学校でコロナに感染した人が出たのかと思ったから
- ・僕がその時病気で学校を休んでいて、治った後に聞いたから
- ・ウイルスの影響で生活が変わるなんて、思ってもみなかったから
- ・ウイルスがまだ全国的に広まっていなかったので、休校措置をする必要があるのかどうかと思ったから
- ・今まで散々台風だなんだを騒いだ時は全く休みにならなかったから
- ・テストが終わって球技大会や友達と話す時間が増えるし、4月のテストを終えたら修学旅行だから
- ・正直なことを言って、学生よりも大人の方が行動範囲が広くて、感染リスクが高いのに休校になると
- ・なんでそんなに休んじゃって宿題が多くなりそうと思って驚いた
- ・驚いてその時は眠れなくなりました。あとストレスが溜まって自分の身体にストレスが出てしまい
- ・中学校生活がちょっと短くなるような気がしたから
- ・僕はウイルスの怖さを知っていて、SARSコロナも知っていたから今? と思った
- ・コロナウイルスの脅威を改めて実感したから。身近で初めて影響がでたから
- ・新型コロナ対策だからです
- ・感染対策をすればいいと思っていたから
- ・これからどうなるのだろー。と思った
- ・大変な事が起きたから
- ・恐れていた事が起きてしまったから
- ・なんとなく
- ・どうしてもよかったから
- ・家にいられるから
- ・その方が楽しみにとおける
- ・いつもの年と違うから
- ・コロナウイルスが日本についたからです
- ・結構嬉しかったけど意外とびっくりした
- ・誰かが決めたのかな。と思ったから驚いた
- ・感染者がとても増えてきて、とても怖かった
- ・学校が嫌いだから休めて嬉しかったから

○何も感じなかったと記入した理由

- ・興味が無かった、特に無い (21)
- ・何も思わなかった (17)
- ・学校で嫌な事があったから
- ・ゲームをずーとしたからです

- ・仕方ない、妥当な判断 (11)
- ・嬉しくも悲しくもなかったから (7)
- ・分からない、知らない (4)
- ・宿題はあるし、特には、、、。(2)
- ・休みなになっちゃっても学校に行けるから
- ・嬉しいもあり、コロナで大変だなあとと思った
- ・臨機応変に対応する必要があるため
- ・学校があっても無くてもどちらでもいから (3)
- ・休みになるだろうと思っていたから何も感じなかった (36)
- ・学校に行きたい訳でも無いし、勉強もある程度は個人でもできたから (9)
- ・休みは嬉しいけど友達に会えないのは嫌だから (8)
- ・「長野県も休校になるのかー」程度にしか感じなかったから (7)
- ・学校だって土日は休みだし、それが長いだけだから (5)
- ・状況とかが理解できず休みになってよく分からなかった (2)
- ・知り合いがいるわけでもない所にわざわざコロナにかかりにいきたくなかったから
- ・もちろん悲しい気持ちもあったが、ふつうでは体験できない日常を送れて新鮮な気持ちもあった
- ・少し嬉しかったのはあるが、同時に後の事を考えると嫌だったから
- ・転校して来たばかりで誰とも会った事が無かったから
- ・家でゲームが出来るけど、学校の授業が進まなくてテストが忙しくなるから
- ・コロナが広がってきて、歌い手のライブ等が中止になるくらいだから、「今じゃなくてもどうせ」と

○その他の理由

- ・新型コロナウイルスが広まっていたから (6)
- ・結構前だったから、よく覚えて無いから (3)
- ・友達と会えなくなるのが悲しいから (3)
- ・やる事が無かったから (2)
- ・突然休校になってしまったから
- ・休みになるのは嬉しかったけど、皆と会えないのは寂しかった (6)
- ・今後どのように事態が進むのか、勉強はついていけるのか、と色々不安になった (5)
- ・嫌とか喜ぶではないけれど、学習面が遅れてしまわないか不安だった (2)
- ・嬉しくも悲しくも嫌だったとも感じなかったから (2)
- ・友達と仲良く遊んだり勉強したりしたかったのに、学校が休みになったから (2)
- ・当時も長野もコロナが増える傾向にあったため、そうなるよなあという思いはありました (2)
- ・最初友との別れがありとても嫌だったけど、途中から嬉しくなったから
- ・通学が面倒だし、勉強しなくていいと思って嬉しかった。友達に会えないのが嫌だった
- ・たまに学校に行きたくない時があって、休みになってちょっと嬉しかった
- ・学校にまだ慣れてなくて、不安で疲れていた時に長い休みになったから
- ・休みが長くなるのは嬉しかったけど、2学年から楽しみにしていた授業が受けられないのは悲しかった
- ・元々学校が休みで嬉しかったけど、受験期ということもあったため
- ・せっかく入学式をしたのに、学校へ通う事が出来なかったから
- ・学校が休みで嬉しかったけれども、約2ヶ月も休むのは、少し長すぎだと思ったから
- ・中学に入ったばかりで友達ともクラスがバラバラになってしまったからこそ、人間関係が不安だった、
- ・安心した。学校に行くのがコロナで恐かったのだ
- ・昨年の12月にコロナが広がりはじめたので、文科省の対策が遅く、呆れた
- ・友達に会えなかった事は悲しかったけどコロナの事を考えるとうーんと悩んだから
- ・自分達がやってきたことが急に水の泡になりやりたいことができなくなってしまったから
- ・ゲームのし過ぎで勉強を全くやらなくなると思ったから
- ・卒業生として、最後の1年、毎日の学校生活を大切にしていたから
- ・センターに行っていたから
- ・他の事で忙しかったから
- ・バイトに行けたから
- ・その頃学校にいなかったから
- ・気を付けようと思った
- ・勉強したくなかったので
- ・その分隠れて努力ができるから
- ・自分の時間が増えるのはありがたかったから

- ・学校では時間割が決まっており、その通りに動くだけだけど、家では自由だから逆に暇だった
- ・自分が感染しているのかもと思ったから
- ・休める時間が増えて「嬉しい」や友達と会えなくて「悲しい」勉強の事を考えると「嫌だった」から
- ・せっかく部活やってくぞ！という感じなのにぶっ壊れた

(3) 問4 コ その他「休業中に家で過ごし方がどう変わりましたか」

- | | |
|----------------------------|-----------------|
| ・ゲーム時間が増えた (27) | ・外に行く時間 |
| ・運動時間が増えた (15) | ・家族の生活が分かった |
| ・スマホ (タブレット) をいじる時間が増えた(7) | ・ホテルで過ごした |
| ・暇な時間が増えた (4) | ・宿題が増えた |
| ・勉強時間が減った (4) | ・大掃除をした |
| ・遊ぶ事が増えた (4) | ・祖母の介護がはじまった |
| ・家族という時間が増えた (3) | ・手洗い、うがいてって |
| ・何もしていない時間が増えた (2) | ・疲れた |
| ・人の多い所は避けるようになった | ・ずっとバジャマ |
| ・トランポリンを買ったりした | ・出かける事が増えた |
| ・家にいる時間が増えた | ・自転車でお婆ちゃん家に行った |
| ・外に出る時にマスクをするようになった | ・怪我が多くなった |
| ・アニメを見る回数が多くなった | ・犬の散歩 |
| ・お手伝い | ・部屋から出なくなった |
| ・ネットがあまり使えなかった | ・趣味を見つけた |
| ・習い事の練習時間が増えた | ・友達と会う機会が減った |
| ・ボードする時間が増えた | ・人生 |
| ・お婆ちゃん家に住む事になった | ・したいことができた |
| ・休校中でも出来る事をするようになった | ・全てが変わった |
| ・旅行に行かなくなった | ・意識が変わった |
| ・学校帰りに本を読まなくなった、掃除をしなくなった | ・自分の趣味が見つけれられた |
| ・喧嘩が増えた | ・イライラする事が増えた |
| ・親がいない時間があつた | |

(4) 問6 学校が休みで良かった理由

○自分の時間

- | | |
|----------------------------------|------------------------|
| ・自分のやりたい事 (好きな事) ができた (65) | ・早く起きなくていい! (4) |
| ・自分の時間が増えた (60) | ・筋トレの時間が増えて良かった (4) |
| ・ゲームをする時間が増えた (52) | ・時間の使い方を考えるようになった事 (3) |
| ・休めた、疲れがとれた (心・身体) (55) | ・1人の時間が増えたから (3) |
| ・睡眠時間が増えた (35) | ・自分のタイミングで動けて楽だった (2) |
| ・普段できないような事ができた事 (34) | ・スマホが使い放題だった (2) |
| ・運動するようになった (時間が増えた) (32) | ・家でできる事が増えた (2) |
| ・趣味に使う時間ができた (31) | ・起きる時間が早くなった |
| ・遊ぶ時間が増えた (28) | ・2年生になることの心の整理がつけたこと |
| ・習い事に時間をかけれた (19) | ・ネットで友達ができた |
| ・テレビ (ドラマ・アニメ) やYouTubeをみれた (18) | ・寝る時間が早くなり生活が改善された |
| ・家にいられるから (16) | ・自分でやる事が増えたから |
| ・自分と向き合えた (見直せた) (16) | ・家で色々な発見をしたから |
| ・趣味が増えた (14) | ・ゲームや運動をしなくなって良かった |
| ・ストレスのない生活 (12) | ・一人暮らしの準備ができた |
| ・本 (漫画・小説・ラノベ) を読む時間が増えた (9) | ・家でねるねを作った |
| ・家で時間を上手く使えるようになった (4) | ・放送が聞ける |

- ・楽しい時間があつた (4)
- ・生活にゆとりが出来た事 (4)
- ・部活の練習をたくさんできたこと (4)
- ・学校に行く時間が自由に使えるようになった事 (通学時間) (3)
- ・好きなアーティストの動画をみれる、生配信、ライブ配信をみれること (2)
- ・これまでの生活が普通ではない事だと気づく事ができてよかった
- ・勉強や仕事をおされる事がほとんどなくなったから
- ・早く寝て、早く起き、朝のランニングができた事
- ・タイピングなど勉強や遊び以外の事が出来る時間が増えたから
- ・家事をいくつか覚える事ができた
- ・友達の誕プレを作れた

○学校・勉強

- ・勉強する時間が増えた (自分のペースで勉強できた) (99)
- ・予習復習ができた (28)
- ・他人と学力で差をつけられたこと、成績が上がった (8)
- ・学校に行かなくて良かった (7)
- ・知識の上積みとその幅を広げる事ができた (2)
- ・家で授業をうけると分らないところをすぐ家族に聞けたりしたこと
- ・塾がオンラインになって分かりやすくなった、学校に行くのが前よりも楽しみになった
- ・授業が動画で配信された教科があり、わからなかった部分をくり返し見ることができたため
- ・紙媒体で書く必要ないと思っていたものをリモートで出せたので良かった
- ・ゆっくり、今まで教えてあげられなかった事をきちんと時間をかけできるまで教えられた
- ・テストが無くなった (2)
- ・学校へ行ける事へのありがたみを知った (2)
- ・遅れを取り戻せた
- ・勉強する時間が短くなった
- ・学校の時間に縛られず、生活リズムが整った

○家族・友達

- ・家族との時間 (会話) が増えた (133)
- ・友達に会えた (遊べた) (13)
- ・お爺ちゃんお婆ちゃんに会った (8)
- ・いとことかに会えた (3)
- ・人付き合いに困らないで楽 (2)
- ・離れて過ごしている兄と一緒にいる時間が増えた (2)
- ・母とかに送り迎えの手間をかけさせずにすんだ
- ・友達ができたり、色々な先生と親しくなったり、毎日が充実してるから
- ・ニュースでは喧嘩が増えていてとニュースになっていたけど、逆に仲良くなれた
- ・家族と長い時間一緒にいることで、ストレスも貯まったが、それ以上にコミュニケーションが増えて
- ・ペットと過ごす時間が増えた (2)
- ・父が帰ってきた (2)
- ・中学のときの交友関係をたちきれた
- ・ちゃろ (←犬の名前) が家に来たから
- ・お兄ちゃんが優しくしてくれた
- ・皆でかるたをできた
- ・母父が休みの時デザートを作った

○その他

- ・家の手伝いをした (27)
- ・掃除、料理等の家事をした (15)
- ・普段行かない所に出かけた (旅行に行った) (15)
- ・感染リスクが減った (コロナにならなくて良かった) (12)
- ・痩せた (3)
- ・好きな食べ物が沢山食べられたからです (2)
- ・大人の言う通りにできた (2)
- ・ケガを治せた (2)
- ・バイトに行くことが多くなったから (2)
- ・高くなったお菓子を買ってもらった
- ・今どのような世の中なのかを分かった
- ・いじめられていたバイト先も辞めることができた
- ・ポケカ (ポケモンカードゲーム) が買えるから
- ・今までの当たり前が当たり前じゃないと分かったから
- ・コロナが終わったら何をしようという想像ができた
- ・小説が好きになった
- ・帰省できた
- ・本を沢山買って貰えた
- ・靴が買えた
- ・大好きなマンガに出会えたこと
- ・自分が得意と思う事が増えた
- ・家の昼飯を食べたこと
- ・その日かぜだったから
- ・バーベキュー
- ・ゲームをやめれたこと
- ・ひとりで寝れて嬉しかった
- ・松本の事が分かった
- ・口の悪さや態度が良くなった
- ・新しいオンラインでのつながりもできた
- ・その時はちょっとした事を恐れていたから

- ・できなかった縄跳びの二重飛びができるようになった
- ・ホテルに泊まったから
- ・韓国ドラマにハマリ、新しい文化に触れることができたこと
- ・1日キャンプをした
- ・学校のように一定の時間内で色々やらなくてもよかったこと
- ・お留守番が出来るようになった
- ・普段当たり前にできていたことにありがたみを感じた（改めて感謝）（4）
- ・児童センターで過ごす事が多く、一輪車に乗れるようになった
- ・中学校入学後は心配していたので（友達とか）その心配をする日が長引いたこと
- ・お母さんの会社について行って社会見学をした（でも会社でインフルエンザを貰ってしまった）
- ・今まで知らなかった事を知れたり、できていなかった好きな事をできた
- ・体調をくずしやすく、休校中もあまり体調が良くなかったので、休校になったことでいきなり
- ・骨折していたので「学校に遅刻」などを気にせずリハビリに行けた
- ・東京とか県外に行けなくなったり、集まるところが行けなくなったから
- ・いつも昼間は家にいないけどいつもいると家の様子や庭の花や木などの変化や発見が増えた

(5) 問8 キ その他「休業中に困ったことや嫌なことはどんなことでしたか」

○友達

- ・友達に会えない、遊べない（12）

○家族

- ・家族と一緒に居たくなかった（4）
- ・お父さんとお母さんが喧嘩していること
- ・兄弟からの暴力いたずら等（3）
- ・弟やママと喧嘩
- ・親が仕事で家にいないのでちょっと寂しかった
- ・弟が不規則な生活をしていたから
- ・遠い所に住んでいる家族に会えないこと
- ・妹の世話をたくさんしなくてはいけなかった

○生活

- ・体調や体力の変化（4）
- ・寝る時間が遅くて、起きられなかった事
- ・いつもは寝れるのに、寝れない日が増えた

○勉強

- ・課題が多いこと、終わらない（3）
- ・学習欲が出ない（2）
- ・部活や習い事ができなかった（3）
- ・授業が進まない
- ・わからないことが聞けないこと（2）
- ・勉強に集中出来なくなり、勉強のやり方が分からなくなってしまった
- ・ネット配信授業で、通信状況が悪くなったりして困ったときがあった

○その他

- ・暇だった（10）
- ・遊べなかった
- ・手伝いをするよう言われた（2）
- ・生活費が少々値上がった
- ・学校に行けず、友達もできそうではなく憂鬱だった
- ・コロナコロナとTVが五月蝿い事
- ・お家でしてなかった折り紙と校庭で遊ぶ事
- ・全て中止でろくなことがなかった
- ・あんま外に出れなくて寂しかった
- ・1人の空間が無かった
- ・コロナの人が増えて怖かった
- ・自己嫌悪
- ・毎日児童センターだった
- ・株価の低下
- ・お婆ちゃんや祖母の妹が亡くなったから
- ・だれもいないのに物音がしてこわかった
- ・娯楽に溺れてしまったこと
- ・何もしなくなってしまった
- ・ストレスが溜まる
- ・インターネットに悪口をかかれた
- ・ゲームをやり過ぎた事
- ・自由に行動できない
- ・家の外に出れない事で毎日同じような繰り返しをした
- ・家にいづらかった
- ・変なことを考えるようになった
- ・ごはんを食べるとひつこくいわれた

(6) 問10 オ その他「休業中に困ったことや嫌なことを誰に相談しましたか」

- ・親戚（5）
- ・公園にいたおじさん
- ・医師、看護師（3）
- ・犬
- ・習い事の先生・コーチ（2）
- ・ダンスの先生

・もう1人の自分

(7) 問11 エ その他「相談しなかったのはどうしてですか」

- ・相談することがなかったから (591)
- ・どうでもよかった、めんどくさかった (6)
- ・自分で解決できた (6)
- ・相談しても解決できないと思ったから (3)
- ・忘れた
- ・理解できる人がいないと思ったから
- ・信用できない人に相談なんてしたくないから
- ・もう大丈夫かと、不安があった
- ・誰に何を話せばいいの分からなかったから
- ・宿題がギリギリ終わった
- ・友人が一番良いアドバイスをくれると思ったから

(8) 問12 カ その他「学校が始まると聞いてどう思いましたか」

- ・緊張した (22)
- ・嬉しいけどいやだった (14)
- ・面倒だと思った (7)
- ・不安になった (6)
- ・安心した (4)
- ・普通 (4)
- ・複雑な気持ち (3)
- ・ずっと家にいた
- ・早く勉強がしたい
- ・「長い休みだったなあ」と思った
- ・宿題が多いから11月まで休みたかった
- ・もっと遊びたかった
- ・何とも言えない
- ・開放感が無かった
- ・当時はコロナは今年以内に収まるものだと思っており、5月に休みが終わるのは丁度いいと思っていた

(9) 問13 シ その他「問12でそう思ったのはどうしてですか」

○肯定的

- ・友達が増やせるから (2)

○否定的

- ・友達ができるか、仲間外れにされないか心配だった (7)
- ・勉強時間や睡眠時間が減るから (5)
- ・家にいたいから (5)
- ・面倒 (3)
- ・兄弟と離れたくなかった
- ・対面授業に無駄が多いから
- ・生徒会の仕事が溜まっていくばかりだったから

○その他

- ・何も感じなかった・どうでもよかった (20)
- ・新しいクラス(学校)だから (4)
- ・ゲームができるから
- ・いつかは学校が始まるわけだし、分かってたから(今までに戻るだけ) (7)

(10) 問15 「新型コロナウイルスの影響で悩んでいる・困っている・心配に思う事」

○今後について

・母の知り合い

- ・皆もその悩みを我慢していたから
- ・テレビに夢中だから
- ・弟との喧嘩はしょっちゅうあるから
- ・先生が一番信用できるから
- ・勇気が出なかった
- ・つらいから
- ・聞いてくれる人を困らせたくなかったから
- ・言ったら怒られるかもしれないから
- ・なんとなく
- ・ささいなことだったから
- ・相談する事があっても忘れたから

- ・恥ずかしい
- ・忘れた
- ・忘れ物しそうで怖かった
- ・寂しかった
- ・勉強が1人だけ進んでなかったりしたら
- ・憂鬱だった
- ・だるかった
- ・休みが週3なら良かったのと思いました
- ・やめたかった
- ・億劫だった
- ・もう少しだけ長くてもよかった
- ・何も感じなかった
- ・なかったから
- ・色々

・運動が出来るから

- ・なんとなく
- ・勉強についていけるか不安
- ・授業についていけるか不安だったから
- ・自分がもしコロナでうつさないか怖いから
- ・人見知りだったから
- ・疲れるから

- ・ただ「始まるんだな～」と思った
- ・特にない
- ・普通

- ・今の対策でコロナが終息するのか、いつ終息するのか (5)
- ・いつ前の生活に戻るのか (3)
- ・今後がどうなるのか (4)
- ・高校への進路
- ・大学に入ってもstayhomeを守らなきゃいけないのかどうか
- ・4月からしっかり大学に通えるか
- ・このまま増えていき、臨時休業にならないかが不安だから (3)
- ・内定取り消しにならないか不安 (仕事なくなるのが不安)
- ・理科で実験があんまりできなかったし、あんまり詳しく授業ができていないからこのまま中学生になって

○意識

- ・学校の生徒が少し危機感が足りないんじゃないかと思う
- ・意識が弱くなっていると思ったから(3)

○もしも

- ・自分や家族がコロナにならないか心配、怖い (167)
- ・死んじゃうかもしれないから (7)
- ・感染した場合の誹謗中傷や学校、家族への影響 (17)
- ・コロナにかかると迷惑がかかるから (6)
- ・学校や外出時でクラスターが起きる可能性を考えてしまうからです
- ・家族がコロナにかかって自分の受験ができなくなる事
- ・もしかかったら重症化しちゃうかもしれないから
- ・コロナになることにより、なったことによる周りからの視線や、まわりからどう思われるかが怖い

○外出

- ・出かけられない (旅行に行けない) (88)
- ・都内の大学を受ける時の予防
- ・県外の人が沢山来ている (2)
- ・「自粛」とか言ってるくせに、全然減らないし、むしろ増えてるから (色々) だるい
- ・医療関係者は大丈夫か。なんでこの状況で国はGOTOを続けるのか

○その他

- ・コロナにかかりたくない (89)
- ・少し風邪をひくとコロナかな？と不安になる
- ・学校の行事、部活、やりたいことができるか不安 (51)
- ・大変そうだから
- ・マスクをしたくない (49)
- ・太ってしまったので痩せたい
- ・受験や勉強への影響 (19)
- ・病気になるたくないから
- ・また休校になったら嫌だから (18)
- ・消毒をしなくちゃいけないから
- ・友達と会えない、遊べない (17)
- ・消毒がないから少し不安
- ・自分のやりたいことが満足にできない (5)
- ・勉強
- ・差別をするのは、よくないと思う (3)
- ・弁当が美味しくない
- ・感染症対策がちゃんとできていないのでは？ (3)
- ・人間関係
- ・コロナウイルス (2)
- ・父が濃厚接触者だったから
- ・感染している人が何人いるか分からないから
- ・だれが感染しているのかわからない
- ・手などの消毒をすると手が荒れてきてしまう
- ・咳が出て1週間休んだから (治った)
- ・全然運動してなくて、体力が無くなってきた
- ・皆が、かわいそうだから
- ・誰がもっているか分からないので、安心することはできない
- ・目に見えないものなので、何処まで気を付ければいいのか分からない
- ・少しむせたりするのもダメな感じがして公共の場所でせきをしづらい
- ・ジュニアドクターという参加するイベントの時に、コロナじゃなかったら3Dプリンターがいじれたのに

(11) 問16 その他「あなたにとって今1番大切な”もの”や”こと”は何ですか」

- ・好きなことや人、恋人 (12)
- ・好きな事を好きなくらいやる事
- ・進路・受験 (10)
- ・お菓子作り、料理
- ・特にない (6)
- ・自分の事を理解してくれる人
- ・健康・命のこと (4)
- ・アメリカ大統領選挙
- ・学校のこと (4)
- ・ロボット
- ・将来・人生のこと (6)
- ・好きなアーティスト
- ・関心がない (2)
- ・海外サッカー
- ・家族とコロナがこれからどうなるか
- ・地球外知的生命体

- ・手洗いうがいマスク
- ・ペット・動物
- ・先生、学校
- ・校外活動
- ・絵をかくこと
- ・特に心当たりは無い
- ・すとぷり
- ・ツーリング
- ・ア〜ケの全てに関心がある（勉強、家族、友達、食べること、コロナがこれからどうなるのか、
- ・1人で音楽を聴くこと
- ・学校生活
- ・イラストを描く事
- ・免許
- ・人間関係
- ・漫画で読む世界情勢
- ・生徒会活動
- ・一番は分からない

(12) 問18 「新型コロナウイルス感染拡大防止について、大人に対して伝えたい事」

○訴え

- ・徹底した感染防止対策をしてほしいです (93)
- ・必要最低限以外の外出しないで欲しい (20)
- ・会食（飲み会）や夜遊びをやめてください (20)
- ・コロナへの危機意識を持ってほしい (17)
- ・早くワクチンを作って欲しい (16)
- ・コロナウイルスをなくしてほしい (7)
- ・休校にしてほしい (6)
- ・国としての危機管理がなってない (3)
- ・コロナへの危機意識を持ってほしい (3)
- ・感染者に対する誹謗中傷はやめてほしい (3)
- ・あんまり店に行きたくない (3)
- ・生きてほしい (2)
- ・ワクチンを長野県に送ってほしい (2)
- ・もうコロナはこれ以上広がらないでほしいです!!♡
- ・コロナをただの風邪だと思わないでください
- ・コロナが松本市で流行ってから休校にしても遅いと思う
- ・GOTOトラベルをやめて欲しい（他県の人に来ない様にして欲しい）県外からの外出、
- ・授業を受けられる方法が他にもある今（オンライン）、リスクを冒してまで学校に来なくてもいいと
- ・電車内での感染が不安なので、感染者の電車利用についての情報を公表してほしい (2)
- ・自分たちが子供たちに見せているその姿はその後繋がります。つまりコロナ禍会食したり
- ・県外に遊びに行ったりしている一部の人のせいで私たちの行事や大会などが中止になって
- ・一部の大人たちがデマに惑わされ、トイレトペーパーの買い占めなどがあり、もう少し冷静に
- ・子ども達は外出を控えている。少しは子どもの気持ちを考えて行動して欲しい
- ・早くリモート用のタブレットかノートパソコンが欲しいです
- ・もう経済回したら、これ以上に出てしまうし、命か金かって言われたら命だろうから、
- ・菅総理へ。店を時短で営業するなら金をしっかり渡してください！
- ・日本全体でもっと協力しよう。今自殺している人がとっても増えてます。病気の事だけでなく
- ・ストレスがあるのは分かるけどそんなに怒らないでほしい
- ・大人であるにもかかわらず、自粛しない人がいるので自粛する理由をしっかりと理解して欲しい
- ・誰かがなってから対応するではおそいです。その考えが今の第3波を生みました。色んな方の命を
- ・GoToの可否よりも、市民の感染防止リテラシーの向上を促す政策の議論をしてほしい
- ・学校を再開しても良かったけどもう少し安心できる環境を作してほしい
- ・都会などでコロナデモをしていたりする人がいるからなんとかして欲しい
- ・学生の身になって、学生の気持ちを考えて欲しい。そして議員さんにいち早く行動をとって欲しい
- ・店などで、大人が会食をしていると聞いて、それで学校が休校になるのでやめてほしい
- ・自分の親が長野出身だから意地悪しないでほしい。どうか大人もまだ生きられるからどうか
- ・大人が我慢しないのはずるい
- ・帰省すると言いたい
- ・フェースシールドをやめてほしい
- ・子どもが生活しやすい環境を作してほしい
- ・受験の方式を工夫してほしい
- ・休みの日へらさんといて？
- ・オリンピックをやめてほしい
- ・大皿を小皿にして欲しい
- ・コロナの判断が遅い
- ・自粛は辛い
- ・ネットで色々騒がないで欲しい
- ・コロナにかかった人を治してほしい
- ・親や大人がちゃんとしないとイケない
- ・生徒の事も考えてください
- ・子ども達の意見も聞いてあげてください
- ・感染が拡大しても、休業はしないで欲しい

- ・経済を回すのは全国じゃなくてもできると思う。感染者の多い所はストップなど感染状況に応じて

○疑問

- ・会食をやめてください。なぜするんですか
- ・なんで大人ばっかコロナになるのか
- ・学生のイベントはほとんど中止になっているのにGoToトラベルなどを経済の都合で行って
- ・三次感染とかの話が出ているのに何故それに関心を持たず、いつも通りの生活をしてコロナを増やす
- ・なんで感染者が増えた時は臨時休業になったのに、今”第3波”と騒がれ、感染者も全体的に増えている
- ・毎日の感染者最多報告。全校の学生は卒業や入学、受験、文化祭などもまともにできずに休校をしたが、
- ・なぜそこまでコロナを重要視するのか
- ・私の学校では密を防ぐために教室を広い音楽室に変えましたが、音楽室は他のクラスも使うので、

○怒り

- ・GoToトラベルなどで「迷ったけど来ました」という大人は迷ったなら来なと思った（2）
- ・東京、大阪、名古屋の人はあまり外出しない方がいいと思う。バカですかって思います
- ・大人より子供の方がしっかりしているぞ、注意する立場なんだからギャンブルとか控えて、
- ・不要不急の外出控えろと言われてるのに夜遊びに行っていることに腹が立っています
- ・会食するにしても、もっとコロナに注意深くしろ！感染者が増えていくのが理由で今までの生活が
- ・東京などで普通に外出している奴の頭の中が分からない普通の頭で考えれば分かると思う
- ・この時期に宴会をしたりするのは頭おかしいと思う
- ・1度感染の拡大を確実に止めないと、今、無理に回している経済を含め、人の仕事が回らなくなると
- ・大人の娯楽によってコロナが拡大するのだけは勘弁してください
- ・お札が取れない時に、指を舐めてとるな、マスクしろ
- ・何故、コロナのピーク3回目になって、30人も出てきたんですか？何がしたいんですか？
- ・もう警戒じゃダメだ。外出自粛にしよう。これからじゃ遅いよ？お正月になって家族に会いに行く人

○質問

- ・GoToキャンペーンはやって良かったと思うか？
- ・もっとコロナ感染するの？
- ・高校もりモートにしていんじゃないですか
- ・どうしたらコロナが無くなるのか
- ・特に長野市のサラリーマンの人とかはコロナなのになんで会食してコロナにかかって県全体に

○その他

- ・親や大人がちゃんとしなさいといけない
- ・お母さんにマスク買ってきて
- ・出来るだけ密を避けて仕事を頑張ってください
- ・コロナにならないでって応援して欲しい
- ・フェイスシールドを新調すべきだと思います
- ・友達となかなか遊べないから
- ・休み中の宿題が多い気がした
- ・分散登校
- ・コロナウイルスで色々大変だけど頑張ってください
- ・ジャージに戻してください
- ・コロナウイルスは蔓延型ウイルスだから飛沫を避けよう
- ・フェイスシールドを普通の授業でも使いたい
- ・授業を受けられる方法が他にもある今（オンライン）、リスクを冒してまで学校に来なくても
- ・給食は一切喋らないようにして、TVをみながら食べたい

- ・ かつたら家族全員吊し上げられたり、仕事もクビになるかもとか思ったりしたから
- ・ 経済を回す為には大切だと思いますが、拡大すると色々な面で困ってしまうから
- ・ 心配しすぎない方がいいと思います。無理し過ぎず頑張ってください
- ・ 皆PCR検査できる状態にして1人でも感染者を無くして、日常を取り戻したい
- ・ コロナでかからないために色々先生などの人達が僕たちのために考えていることで、感謝を伝えたい
- ・ この状況でコロナと最前線で戦ってくれている人達に感謝したい
- ・ コロナが流行する中でもできる企画を考えていただいたり、無くさないでいただいたことが本当に嬉しい事
- ・ 健康チェックシートなどより、「少しでも具合が悪ければ休んでもいい」「休みな」という
- ・ 今色んな所でコロナが流行しているから1日でも0人だしたい
- ・ 医療従事者の皆さんがあまり良いとは言えない環境下で頑張っているのを良くTVで見かけます。
これから第三波です、私も感染予防は徹底しようと思います。共に乗り越えて行きましょう。
- ・ メディアが毎日感染者数を伝えることがなければ安心できると思う。最近コロナにかかりたくない
- ・ もしも感染してもさわがないでほしい。色々な事を公開されるのは嫌だ。長野県はしんちょうすぎる
- ・ コロナに感染した人の情報を公開しすぎだと思います
- ・ 完璧に収まるまで緊急事態宣言をした方がいいと思う。このままではいつまで経っても
- ・ 学校行事は制限、中止なのにGoToとか商品券争いとかを聞くと悲しい

○コロナ以外

- ・ ゲームを頼む
- ・ コロナがなければいろいろある
- ・ ポイ捨てをしないでほしい
- ・ なんでも私のせいにするのはやめてほしい。兄弟や他人と比べるのをやめてほしい
- ・ 習い事の先生が少しスパルタすぎるので、もう少し優しくしてください
- ・ 困った人に優しくする
- ・ 観覧車に乗りたい

(13) 問19 「あなたはどんな松本に住みたいですか」

- | | |
|--------------------|---------------------|
| ・ 安心安全 (302) | ・ 都会になった松本 |
| ・ コロナが無い (289) | ・ もっとお店おいてほしい |
| ・ 平和な松本市 (164) | ・ ささえあうこと |
| ・ 優しい・差別のない (154) | ・ 全員が町を守る |
| ・ 住みやすい (88) | ・ 安心に住みたい |
| ・ 明るい・楽しい (71) | ・ 毎日5千円が貰える |
| ・ 今のままでいい (64) | ・ 仲のいい松本市 |
| ・ 明るい・笑顔等 (64) | ・ 瞬間移動できる松本市 |
| ・ 自然豊かな松本市 (59) | ・ 色々な事に協力する人がいる松本市 |
| ・ きれいな松本市 (57) | ・ ポケットモンスターがいる世界 |
| ・ 公共交通機関充実等 (45) | ・ のんびり過ごせる松本市 |
| ・ 松本市以外在住特に無し (44) | ・ 公園がいっぱいある |
| ・ 遊び・ゲーム等 (33) | ・ 世界中の人が幸せな松本市 |
| ・ 勉強ができる (14) | ・ 皆マスクをして歩いてる |
| ・ こどもを大切にする (10) | ・ 健やかで温かい松本市を大切にしたい |
| ・ 福祉サービスの充実 (7) | ・ みんなに愛される松本市 |
| ・ 健康的な松本市 (6) | ・ 快適な場所にしたい |
| ・ 住みたくない (4) | ・ どうでもいい |
| ・ 静かな松本市 (4) | ・ 金くれ |
| ・ 食べ物に困らない (4) | ・ 環境がいい |
| ・ 通信機器の充実 (3) | ・ 休めるような松本市 |
| ・ 災害が無い (3) | ・ 環境がとても良い |
| ・ 素晴らしい (3) | ・ 皆が正しい判断が出来る松本市 |
| ・ 自由な松本市 (3) | ・ おもちゃがいっぱいある所 |

- ・ 友達が多い (3)
- ・ 賃金をあげてほしい (2)
- ・ 光のある松本市に住みたい
- ・ 何でもいい。ただ皆が「嫌」と言うのはやめて
- ・ もう少しだけ休みたい。ほんとうにつかれた
- ・ 長野県が誇れる素晴らしい長野県
- ・ 挨拶や笑顔の飛び交う松本市
- ・ 色んなチェーン店を松本にも来て欲しい
- ・ 当たり前が当たり前の松本市
- ・ 住民誰もがふれ合える市にしたい
- ・ 様々な店や施設がある松本市
- ・ 人混みが少ないところに住みたい
- ・ 生きている松本市に住みたいです
- ・ 色々な事に特化した松本市。沢山の魅力がある松本市
- ・ 夜、松本駅の近くの飲み屋さんの周りをもっと丁寧にしっかり利用してほしい
- ・ 松本を映画・ドラマ撮影に使ってください！などの呼びかけのために税金を使わずもっと有効的に使う
- ・ 口先だけできれいごとを並べ立てているのではなく、今の課題を見つけ、より良くしていく、
- ・ ルールが正しい
- ・ 電子マネーをもっと広く使える
- ・ 違う県に行かないでほしい
- ・ また例年通り行事を行える松本市
- ・ 市民全員が気持ちよくすごせる松本市
- ・ 長野県をけん引するような松本市
- ・ 行事がたくさんある
- ・ くさいにおいがしない松本市
- ・ 市民の感染症に対する意識が高い
- ・ 空気のよい
- ・ 落ちついている
- ・ すとぷりがいる松本市
- ・ 広くしたい
- ・ ルールがちゃんと守れる松本市

新型コロナウイルス感染症等についてのアンケート調査報告書

～保護者へのアンケート～

1 調査概要

(1) 調査の目的

新型コロナウイルス感染拡大防止対策により、学校が休業になった際の子どもを持つ保護者たちの生活実態と、虐待に対する意識を把握し、今後の政策に生かしていくことを目的に実施しました。

(2) 調査対象及び実施方法

松本市内の全小学校、中学校を経由して保護者に通知文書を配布し、インターネット（ながの電子申請サービス）での回答を依頼しました。

(3) 調査期間

令和3年1月8日～1月31日

(4) 回収結果

ア 配付数

14,796世帯（小学生世帯9,347、中学生世帯5,449）

*小学生と中学生を持つ家庭は重複しているため、実際の世帯数とは異なります

イ 回収数

3,403人（回収率 23.0%）

*回収率は配付世帯数を分母として算出

ウ 回答者

続柄	父親	母親	祖父母	その他	合計
人数	381	3,018	3	1	3,403

エ 学年別アンケート回収数

	小学生						中学生			合計
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	1年生	2年生	3年生	
児童数	1,910	1,957	2,026	1,963	2,088	2,158	1,980	1,932	1,972	17,986
配付世帯数	9,347						5,449			14,796
回答数	585	575	618	521	579	497	522	423	404	4,724
	1,778			1,597			1,349			

*子どもが複数学年に居る方の回答は、重複してカウントしてあります。

2 調査結果のまとめ

- ・子どもの学校休業中に、家庭や親戚で多くの工夫をして対応していただいていた実態がうかがえた。
- ・保護者から見た、休業による子どもの変化は、運動不足、インターネットの利用増、学習の遅れが挙げられていた。
- ・コロナ禍及び学校の休業により、親自身も精神的に落ち着かなかった人が多く、子どもに暴言暴力をふるってしまった人という回答がありました。
- ・児童虐待については、保護者の児童虐待に当たる行為についての理解が十分とはいえないことが把握された。どんな事を虐待と捉えるかについては、まだ認知されていないことが分かり、周知の必要性が確認できた。また児童虐待の相談先としては、松本児童相談所との回答が60%で一番多い一方で17%は、相談場所を全く知らないという実態も把握された。

3 調査結果詳細

(1) 「お子さんのお世話はどのように対応されましたか。」

60%程度は、保護者又は家族や親戚で対応をした実態がわかりました。

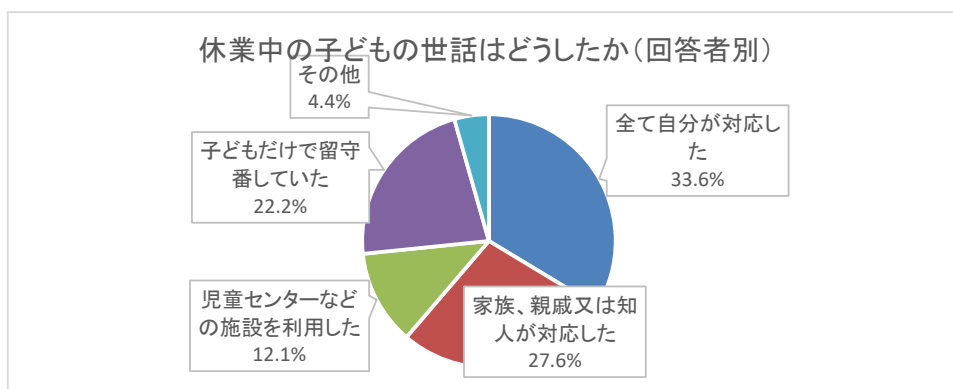
年代が上がると、子どもだけで留守番していたとの回答の割合が大きくなっています。

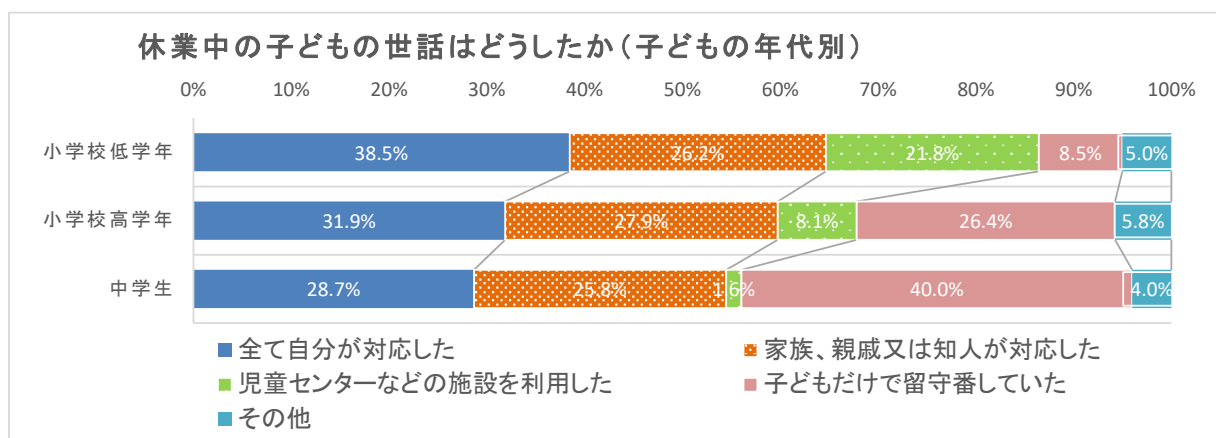
(人)

	回答者別	年代別			
		小学校低学年	小学校高学年	中学生	合計
全て自分が対応した	1,145	684	509	387	1,580
家族、親戚または知人が対応した	940	466	445	348	1,259
児童センターなどの施設を利用した	412	387	129	21	537
子どもだけで留守番していた	756	152	422	539	1,113
その他	150	89	92	54	235
合計	3,403	1,778	1,597	1,349	4,724

「その他」の内容

- ・小学生は児童センターを利用。中学生は子どもだけで留守番。高校生の姉が対応した。
- ・家族でみたり、どうしても休めない時は数日子供だけでお留守番の日があった。
- ・途中までセンターを利用していたが子どものストレスがひどくなり一人留守番に切り替えた。
- ・テレワークの時以外は子供のみで留守番

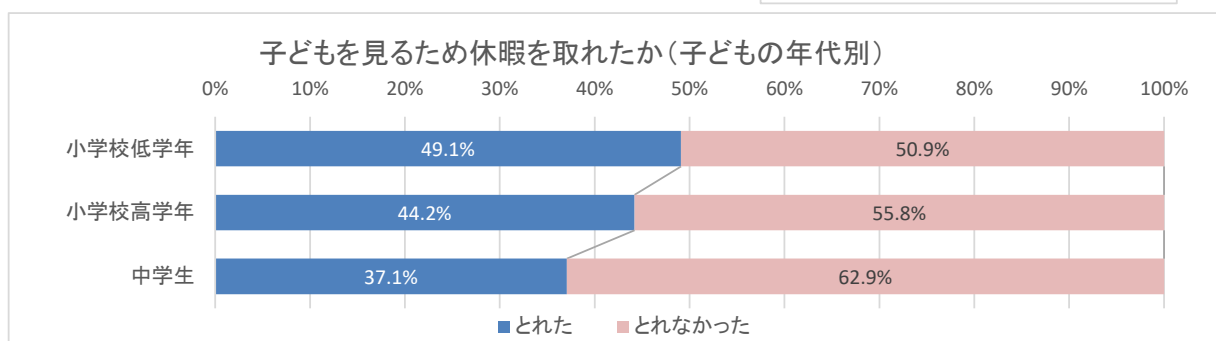
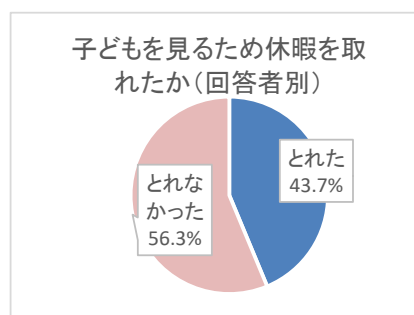




- (2) 「あなたがお仕事をされている場合、お子さんを見るためにお休みをとれましたか。」
 全体では、44%が休みがとれていますが、学年が上がる毎に少なくなっていました。

(人)

	回答者 別	年代別			
		小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	合計
とれた	1,488	873	706	500	2,079
とれなかった	1,915	905	891	849	2,645
合計	3,403	1,778	1,597	1,349	4,724



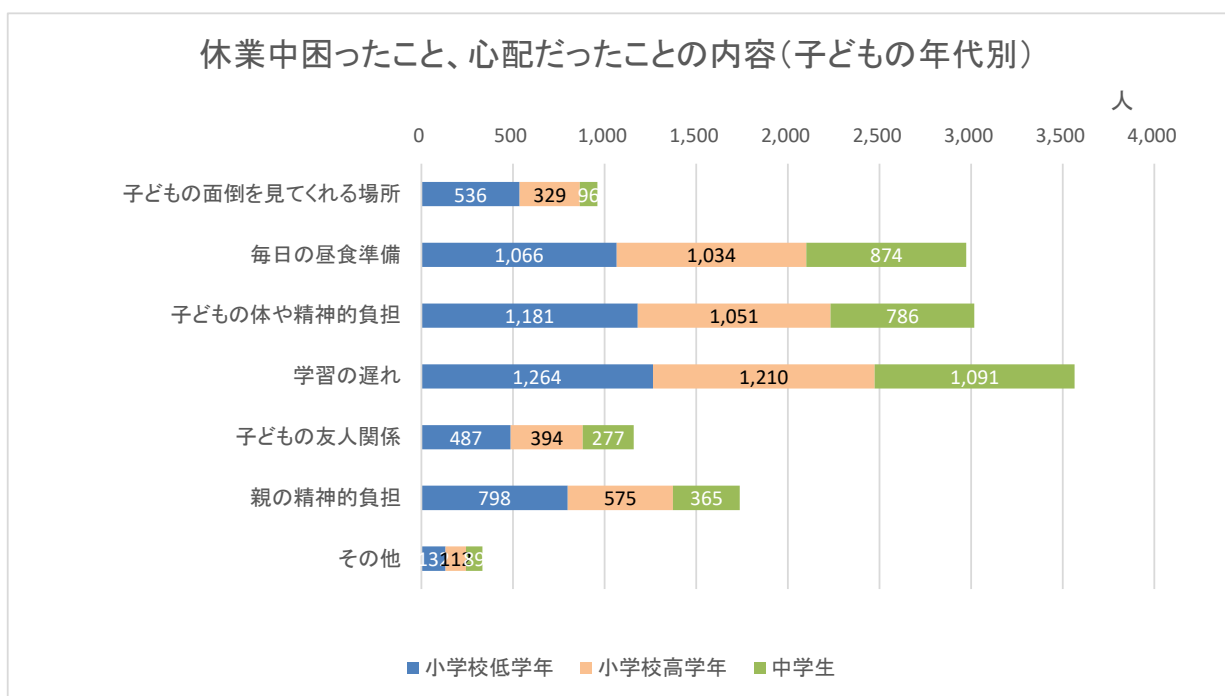
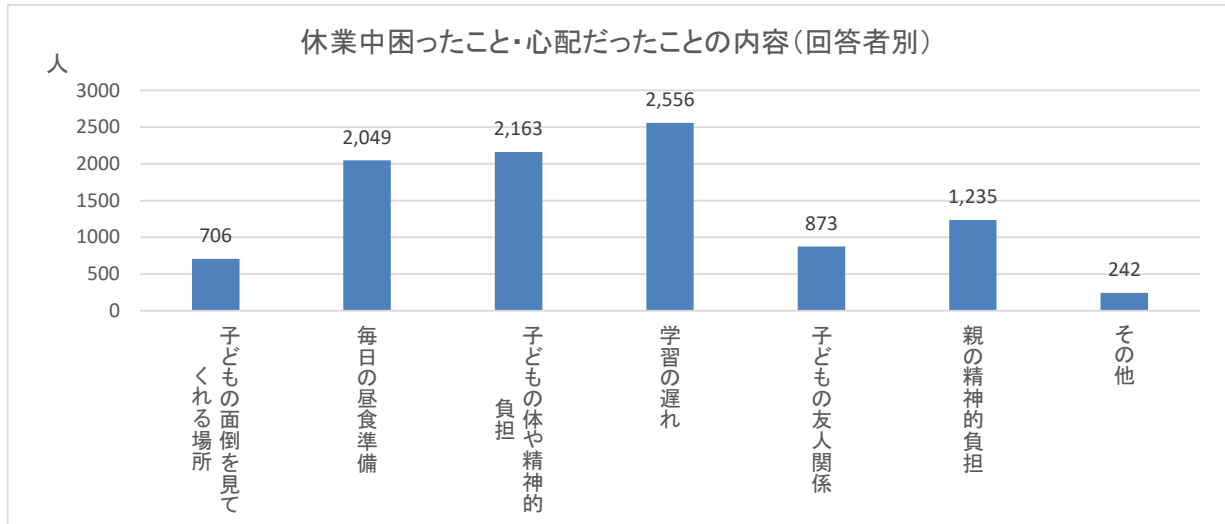
- (3) 「休業中で困ったこと、心配だったことはなんですか。」(複数回答可)
 「学習の遅れ」、「子どもの体や精神的負担」、「毎日の昼食の準備」そして「親の精神的負担」の順で多い回答でした。

(人)

	回答者 別	年代別			
		小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	合計
子どもの面倒を見てくれる場所	706	536	329	96	961
毎日の昼食準備	2,049	1,066	1,034	874	2,974
子どもの体や精神的負担	2,163	1,181	1,051	786	3,018
学習の遅れ	2,556	1,264	1,210	1,091	3,565
子どもの友人関係	873	487	394	277	1,158
親の精神的負担	1,235	798	575	365	1,738
その他	242	132	112	89	333

「その他」の内容

- ・コロナが心配な事以外、特にありません。
- ・命のほうが大切だと思う。
- ・一緒に教える宿題が多く出て、家庭が学習重視になってしまう。
- ・学校は今後のための対策（オンライン授業など）をちゃんと導入できるのか。



(4) 「今回の感染症拡大防止の影響で、お子さんの心身で気になる変化はありましたか。」(複数回答可)

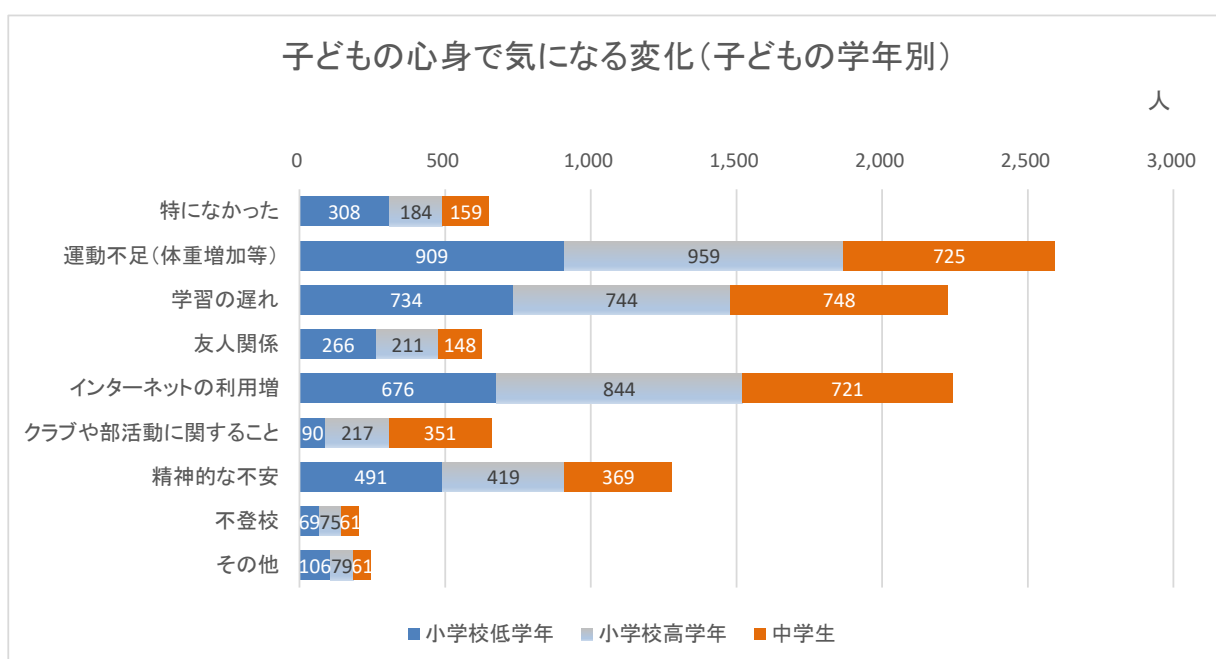
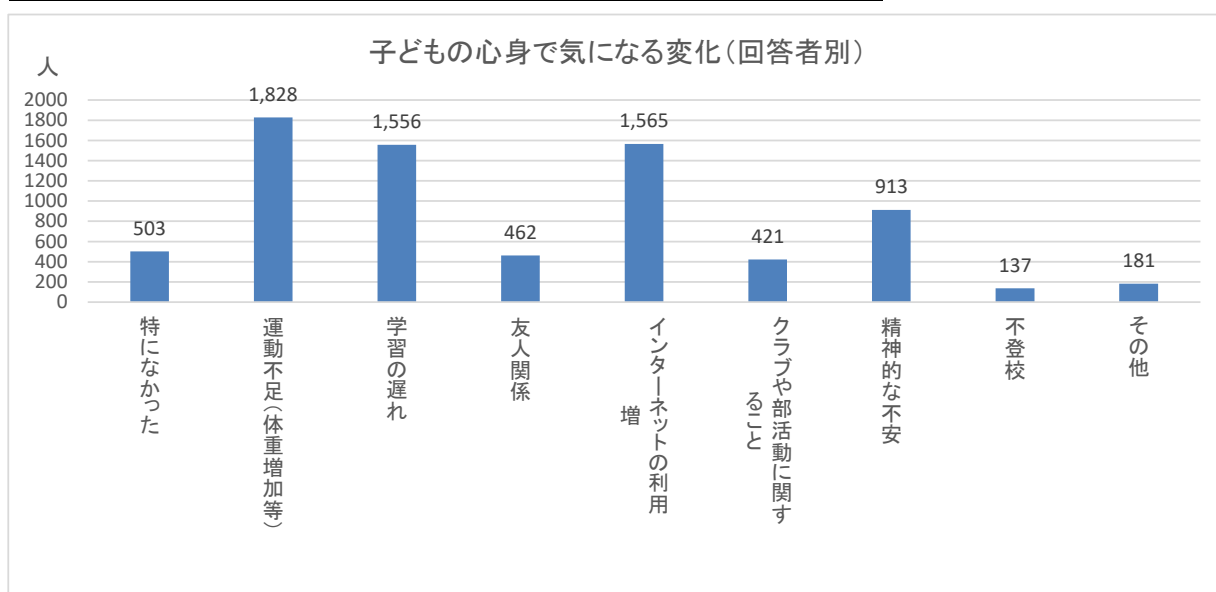
(3)の「心配だったこと」と同様に、「運動不足」と「学習の遅れ」が多くありましたが、同時に「インターネットの利用増」が2番目に多くあげられました。学年別でも全ての年代で同様でした。

(人)

	回答者 別	年代別			
		小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	合計
特になかった	503	308	184	159	651
運動不足（体重増加等）	1,828	909	959	725	2,593
学習の遅れ	1,556	734	744	748	2,226
友人関係	462	266	211	148	625
インターネットの利用増	1,565	676	844	721	2,241
クラブや部活動に関すること	421	90	217	351	658
精神的な不安	913	491	419	369	1,279
不登校	137	69	75	61	205
その他	181	106	79	61	246

「その他」の内容

- ・生活習慣の乱れ(起床、就寝時間)
 - ・体力の低下が心配
- だったので家庭内で工夫して体を動かす作業をした。



(5) 「あなた自身、又はご家族（大人）について」（複数回答可）

「精神的に落ち着かなかった」が最も多くあり、次いで「家族で過ごす時間が持てた」という回答が多くありました。

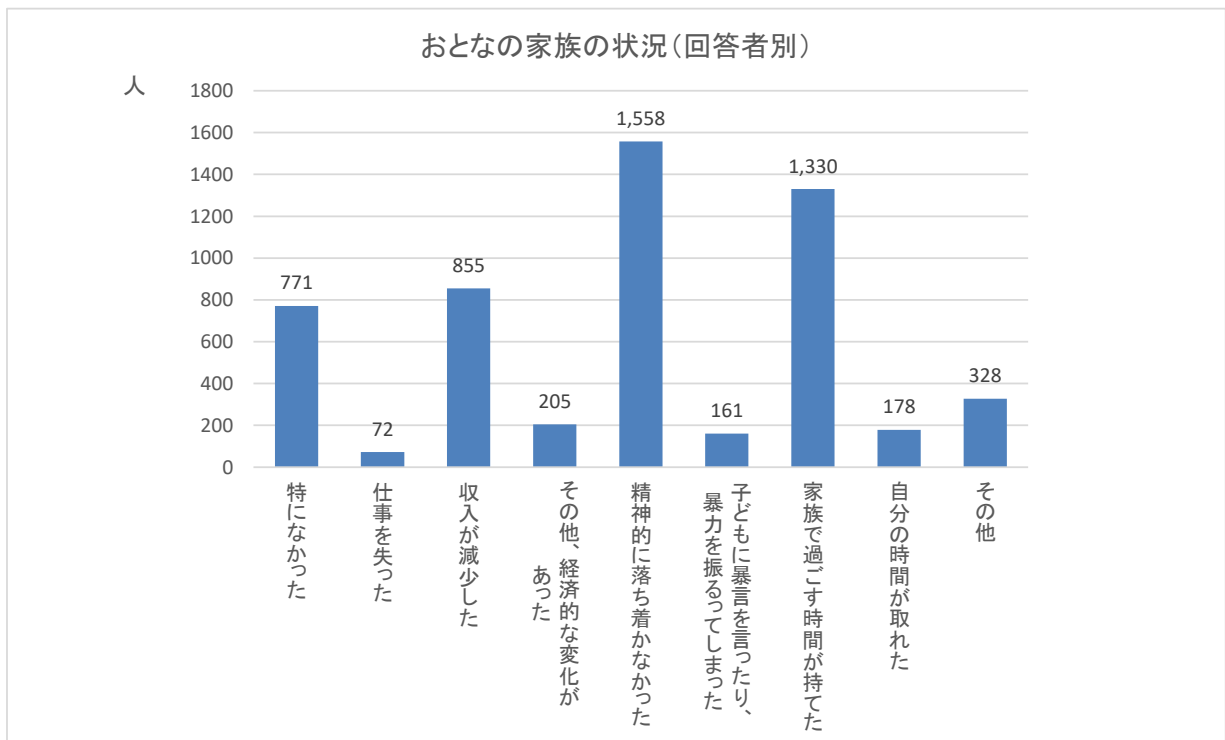
数は少ないですが、「子どもに暴言を言ったり、暴力を振るってしまった」も全体の4.7%（161人）いました。親も精神的に落ち着かなかったということが影響していると推察されます。

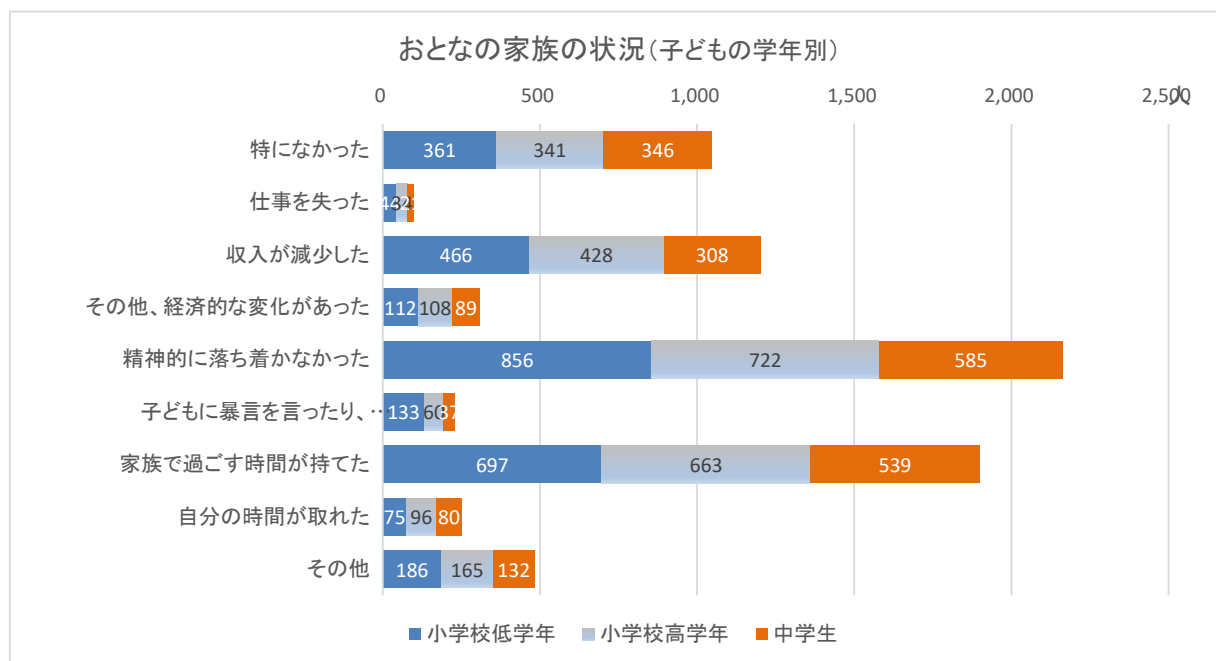
(人)

	回答者別	年代別			
		小学校低学年	小学校高学年	中学生	合計
特になかった	771	361	341	346	1,048
仕事を失った	72	44	34	21	99
収入が減少した	855	466	428	308	1,202
その他、経済的な変化があった	205	112	108	89	309
精神的に落ち着かなかった	1,558	856	722	585	2,163
子どもに暴言を言ったり、暴力を振るってしまった	161	133	60	37	230
家族で過ごす時間が持てた	1,330	697	663	539	1,899
自分の時間が取れた	178	75	96	80	251
その他	328	186	165	132	483

「その他」の内容

- ・常に子どもが家に居るので、自分の時間がなく少しストレスだった。
- ・週末家族と出かけることが出来なくなった。
- ・外食の機会が減り、食事作りの負担が増えた。
- ・単身赴任の夫の帰宅が困難になり家族なのに会えなかった。





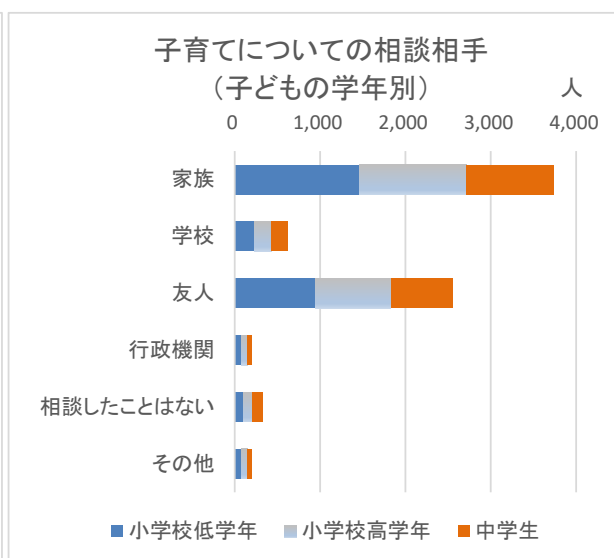
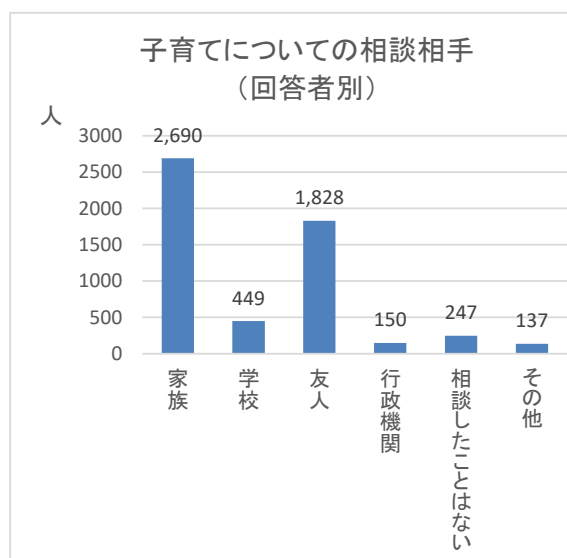
(6) 子育てに関して悩みを感じたときに相談する相手はどなたですか。(複数回答可)

「家族」、「友人」が多く、学年別でも差はありませんでした。

(人)

	回答者別	年代別			
		小学校低学年	小学校高学年	中学生	合計
家族	2,690	1,463	1,252	1,026	3,741
学校	449	235	201	188	624
友人	1,828	945	883	724	2,552
行政機関	150	85	62	53	200
相談したことはない	247	100	111	119	330
その他	137	76	75	53	204

「その他」の内容
・かかりつけ医

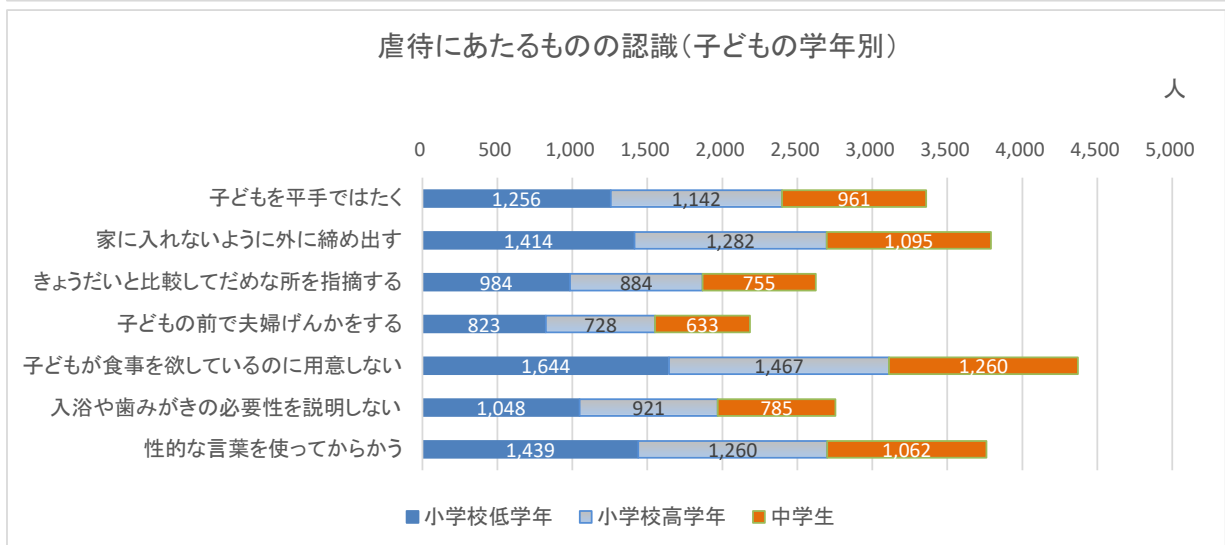
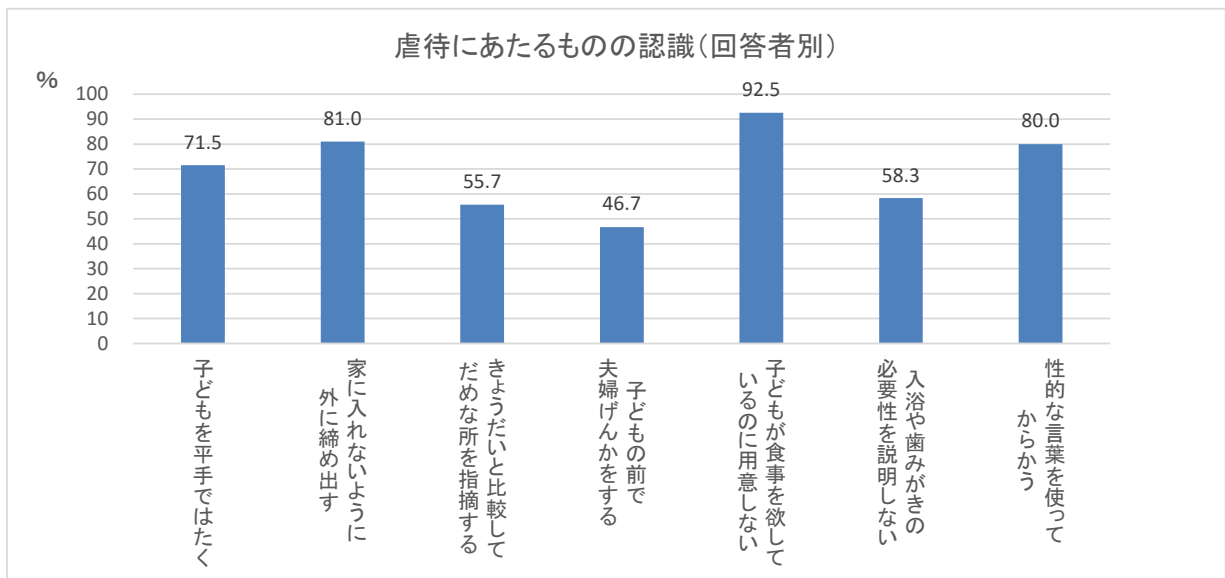


(7) 「児童虐待にあたると思うものを選んでください。」（複数回答可）

この設問内容は、全て児童虐待にあたりますが、「子どもの前で夫婦げんかをする」や「きょうだいと比較してだめな所を指摘する」や「入浴や歯みがきの必要性を説明しない」などは半数近くの人が虐待にあたるとは思っていないことがわかりました。

(人)

	回答者 別	年代別			
		小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	合計
子どもを平手ではたく	2,432	1,256	1,142	961	3,359
家に入れないように外に締め出す	2,755	1,414	1,282	1,095	3,791
きょうだいと比較してだめな所を指摘する	1,897	984	884	755	2,623
子どもの前で夫婦げんかをする	1,588	823	728	633	2,184
子どもが食事を欲しているのに用意しない	3,148	1,644	1,467	1,260	4,371
入浴や歯みがきの必要性を説明しない	1,984	1,048	921	785	2,754
性的な言葉を使ってからかう	2,723	1,439	1,260	1,062	3,761



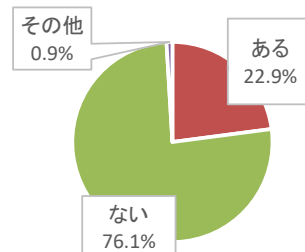
(8) 「周囲で児童虐待だと感じるケースを見た、聞いたことはありますか。」

22. 9%の人が、周囲で児童虐待だと感じるケースを見たり聞いたことがあると答えていました。

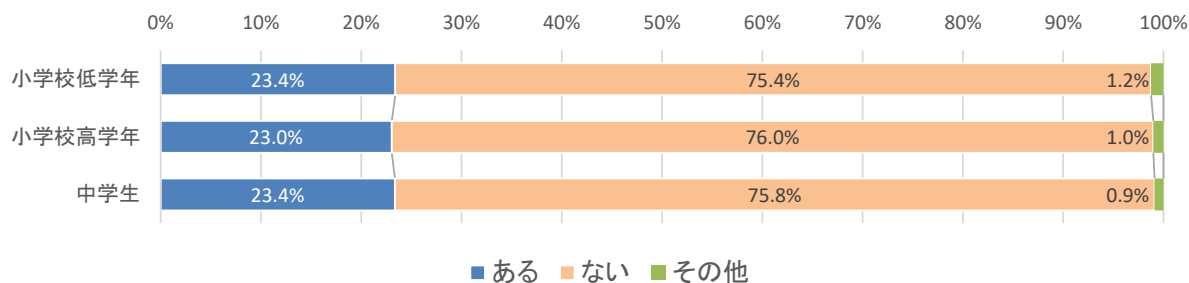
(人)

	回答者 別	年代別			
		小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	合計
ある	780	416	368	315	1,099
ない	2,591	1,340	1,213	1,022	3,575
その他	32	22	16	12	50
合計	3,403	1,778	1,597	1,349	4,724

虐待を見たり聞いたりしたことがあるか(回答者別)



虐待を見たり聞いたりしたことがあるか
(子どもの学年別)



(9) 「児童虐待に関する相談連絡先としてご存じのものをお答えください。」(複数回答可)

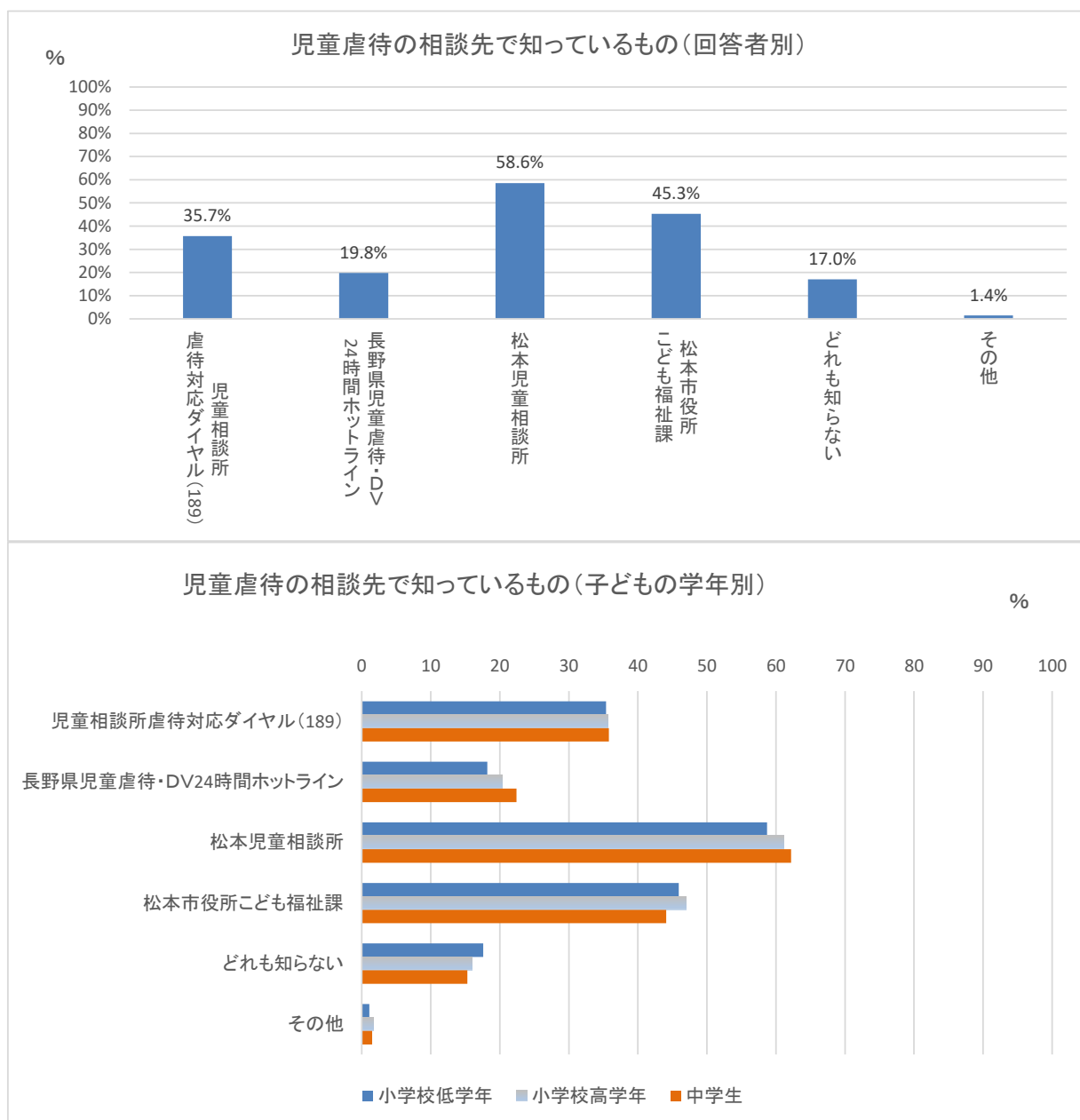
「児童相談所」、「市役所こども福祉課」の順で多く6割弱に認知されていました。一方「どれも知らない」と答えた方は17%でした。

(人)

	回答者 別	年代別			
		小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	合計
児童相談所虐待対応ダイヤル(189)	1,215	630	569	483	1,682
長野県児童虐待・DV24時間ホットライン	674	323	325	302	950
松本児童相談所	1,994	1,043	975	839	2,857
松本市役所こども福祉課	1,543	816	750	595	2,161
どれも知らない	579	313	256	206	775
その他	49	19	27	20	66

「その他」の内容

・ 民生委員 ・ 学校 ・ 警察 ・ こころの鈴

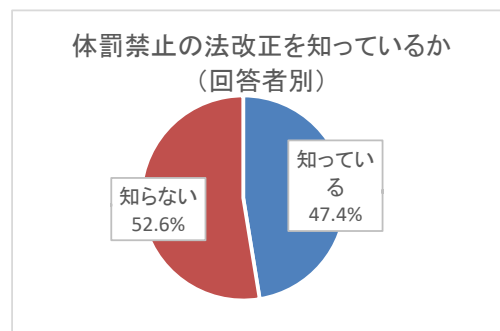


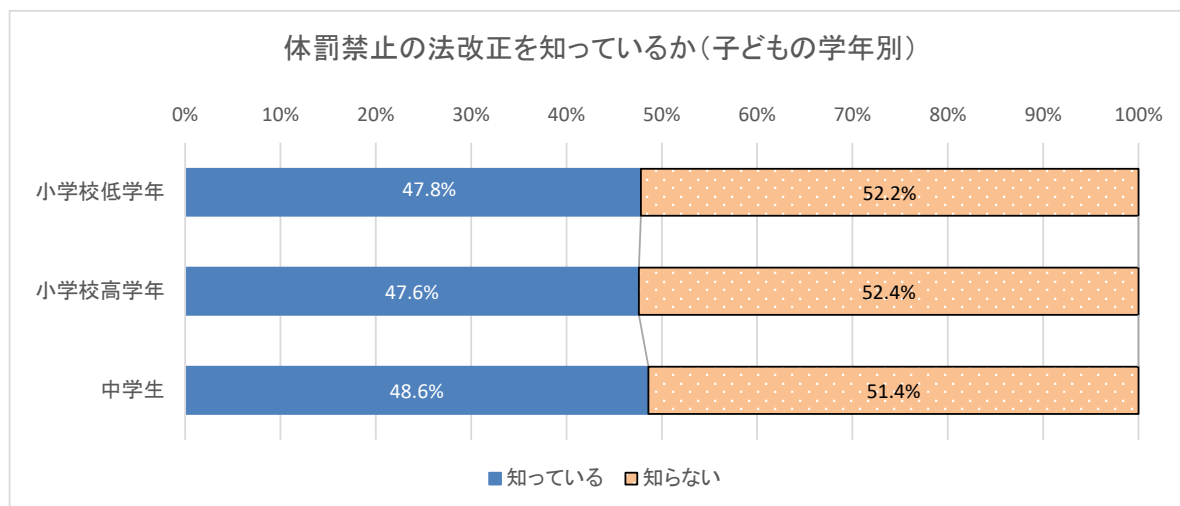
(10) 「昨年4月に体罰の禁止が法律で定められたことをご存じですか。」

法改正については、約半数が知っていました。

(人)

	回答者別	年代別			
		小学校低学年	小学校高学年	中学生	合計
知っている	1,614	850	760	656	2,266
知らない	1,789	928	837	693	2,458
合計	3,403	1,778	1,597	1,349	4,724





- (11) 「家庭で生活することが難しい子どもたちが暮らす場としてご存じのものはありますか。」(複数回答可)

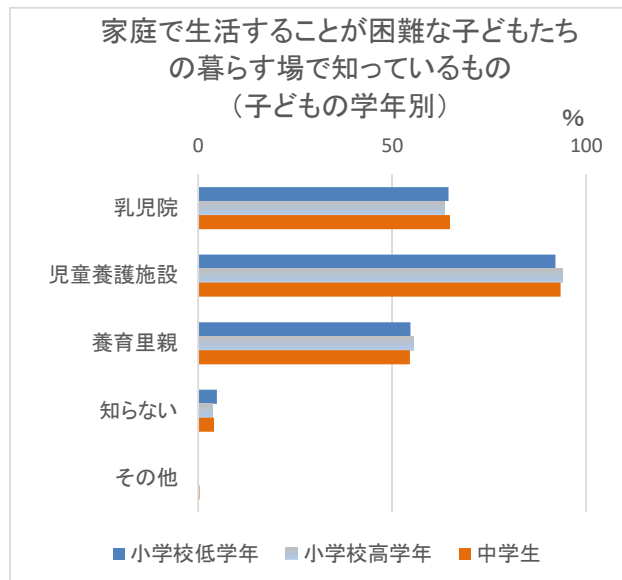
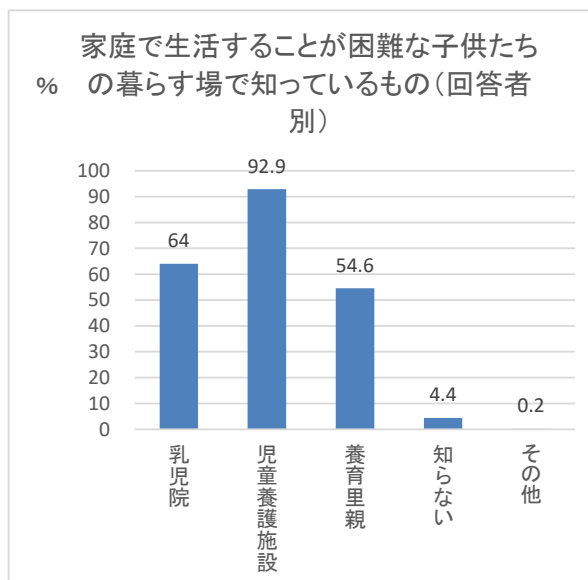
児童養護施設については、92.9%が認知していることがわかりました。しかし養育里親については、54.6%の認知にとどまっていました。

(人)

	回答者別	年代別			
		小学校低学年	小学校高学年	中学生	合計
乳児院	2,177	1,147	1,013	876	3,036
児童養護施設	3,160	1,637	1,499	1,260	4,396
養育里親	1,857	972	884	737	2,593
知らない	150	86	61	55	202
その他	7	2	3	5	10

「その他」の内容

シェルター
あさひ学園



(12) その他自由意見等（主なもの）

ア 新型コロナウイルス感染症対策に関して

- ・休校は仕方ない気がしましたが、図書館や児童館なども休館で、子どもの居場所がなく、昼間一人で外をウロウロしている子どももよく見かけました。
- ・早急に自宅でオンライン授業が出来るようにして欲しいです。
- ・子どもたちは手洗いマスクの感染予防など、よく頑張って協力していると思います。おとなに子どもたちの手本になるような行動を求めます。
- ・家族の形が多様化されていますが、高齢者世帯や核家族と同じように当たり前に認められ、里親や特別養子縁組が積極的に進められ、実親の元で暮らせない子供の暮らす場所の選択肢が増えれば良いと願います。
- ・コロナ禍のせいか学校の子どもの担任がイライラしていたり、ピリピリしているのが子どもに伝わったり、子が家でイライラしたり不安定になっています。
- ・給食のありがたさを改めて感じました。
- ・学校の休校は出来るだけなくしてほしい。
- ・休校中、児童センターが開いていたのは、ありがたいとは思ったが、仕事をしているという理由で、集団生活をさせることに抵抗があった。
- ・図書館や体育館など市の施設が休館したことは子どもを持つ親として残念でした。
- ・コロナいじめの教育を至急お願いします。
- ・家庭内にいる時間が増え、食費、光熱費がものすごく負担だったので、経済的支援をして欲しかった。
- ・コロナウイルスについての正しい知識や予防法、市民が行うべき行動を適切なタイミングで確実に教えて欲しい。
- ・学校行事のほとんどが、中止となった。思い出作りにつながる応援があれば嬉しいです。

イ 虐待等に関して

- ・今回のアンケートだけでなく、日頃の虐待件数(月間・年間とか)、こういったものがネグレクト含む体罰となるとか、情報発信を松本市のLINEからも欲しい。
- ・虐待の切ないニュースを見るとどんどんエスカレートしていくかなと感じます。どうか虐待が無くなりますように。
- ・目の前の課題の解決だけでなく、子供たちが成長する先の未来を想像し、長い目で見た支援策を創造して欲しいです。デジタル化は、確かに効率性を生み出し、経費削減やスマートさをもたらしますが、何だか大事なものを置き去りにしてしまうような不安があります。
- ・子供たちが思い切り遊べる安全な広場の整備をお願いしたい。
- ・虐待防止には、時間と資金の余裕が必要かと思います。児童手当は必要
- ・昔に比べたら、少しずつ子供の権利が守られ生きやすい世の中になってきていると思う。これからもこの流れを進めてほしいと思います。
- ・こどもの発達障害や心理的なこと、不登校などについて保護者が相談できる場について予約方法や内容など、ホームページでもっと分かりやすくアナウンスしてほしいです。
- ・アンケート中に挙げられている相談先は、どれも敷居が高く相談しにくい。こどもプラザなどに相談専門の常勤の保健師を配置してほしい。また、こころの相談室(こころの鈴)の相談員も増員してほしい。
- ・休校期間中は本当に苦しかった。あの期間中に相談がしたかったが、相談しに行く又は相談電話をする時間・精神的余裕すらも奪われる程の状態であったことが苦しかったです。

- ・広報まつもとで、養育里親の記事を読んで心打たれました。自分たちだけが良ければいい生活ではなく、どんな子も笑顔で楽しい生活ができる事が本当の世の中だと感じました。
- ・複雑な家庭が増えています。行政がどこまで関与できるかは難しいところですが、子どもの生活を守って欲しい。子育ての責任を母親にだけ任せない社会づくりをもっと強く進め、家庭教育力の低い家庭には、積極的にサポートしてあげて欲しい。
- ・小学校職員の業務量が多く、支援が必要な家庭の対応ができるか心配。いじめ等の問題が起こった時に、学校が窓口では解決出来ないのではないかと不安を感じる。
- ・育てづらいお子さんを持つ親御さんのグループはありますが(ペアトレ等)、お子さん向けのセカンドステップグループも開催して欲しい。
- ・教育にもっとお金をかけるべき。地域のコミュニティ場所を学校に作り、適応できない子どもの居場所づくりを。
- ・放課後子どもが遊べる場所、校庭を解放、伝統的な習い事、習字、そろばん、茶道、華道など、また、パソコンなど、色々な地域の方に助けをいただきながら、子育てを地域で行い、松本市にこれからも住み続けたいと思う子どもが育つようにしてほしい。
- ・虐待を疑っていても、通報まではしない事も多いと思う。窓口のアピールも必要だが、学校や保育園を直接訪問し、職員から直接話を聞き、虐待の芽を摘む事ができるといいと思う。
- ・子供からのSOSを見落とさない周囲の環境が大切だと思います。

周知事項 1

春の大型連休における教育施設の開館について

1 趣旨

春の大型連休【4月29日(木)～5月5日(水)】における教育施設の開館について周知するものです。

2 開館日程

裏面のとおり

3 開館時間

国宝松本城は、該当期間中、開館時間を次のとおり延長します。

8:00から18:00まで(入場は17:30まで)

※松本城管理条例による公開時間 8:30から17:00まで

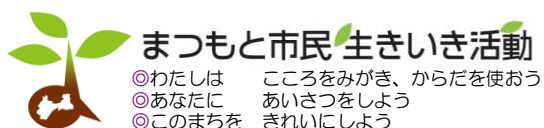
4 周知方法

広報まつもと4月号及び市公式ホームページに掲載

担当 教育政策課

課長 小林 伸一

電話 33-3980



「学都松本」

春の大型連休における教育施設の開館一覧（○…開館日、×…休館日）

施 設 名			4 月		5 月				
			29	30	1	2	3	4	5
			木	金	土	日	月	火	水
国宝松本城		32-2902	○	○	○	○	○	○	○
博物 館	市立博物館	32-0133	移転新築のため令和5年9月まで休館中						
	旧開智学校校舎・ 司祭館	32-5725	○	○	○	○	○	○	○
	松本民芸館、旧山辺学校校舎、 考古博物館、はかり資料館、 旧制高等学校記念館、 窪田空穂記念館、馬場家住宅、 歴史の里、時計博物館、 山と自然博物館、四賀化石館		○	○	○	○	○	○	○
	安曇資料館	94-2134	◎	◎	○	○	○	○	○
	高橋家住宅	33-1818	○	×	○	○	○	○	○
美術 館	美術館	39-7400	改修工事のため令和4年4月まで休館中						
	梓川アカデミア館	78-5000	○	○	○	○	○	○	○
教育文化センター 科学展示室・プラネタリウム		32-7600	○	○	○	○	○	○	○
中央公民館（Mウイング）		32-1132	○	○	○	○	○	○	○
池上百竹亭		32-0141	○	○	○	○	○	○	○
あがたの森文化会館		32-1812	×	○	○	○	×	×	×
図書 館	中央図書館	32-0099	○	○	○	○	○	○	○
	南部図書館、あがたの森図書館、 鎌田図書館、寿台図書館、 本郷図書館、中山文庫、 島内図書館、空港図書館、 梓川図書館		×	○	○	○	×	×	×
	波田図書館	92-7503	○	×	○	○	×	○	○

◎は、条例上の休館日ですが、臨時開館します。